鹿児島県史料集

(53)

通

昭

録 (二)

鹿児島県立図書館

刊 行 0 لح ば

鹿児島県史料集第五十三集としてここに「通昭録(二)」を刊行いたします。

「通昭録」は、江戸時代後期 得能通昭(享保十四年生 寛政元年没)が郡奉行や勧農使として務める傍

ら収集したものを江戸在勤中にまとめたものです。

内容は、鹿児島藩主の編年記・薩摩藩及び公儀の法令・故実・室鳩巣などの漢学の説、 番町皿屋敷の

由

来

などの話、 和歌・和文・随筆等を含みます。

明館史料編纂委員の塩満郁夫氏及び姶良市歴史民俗資料館長の尾口義男氏によって、 今回は、 本史料集は、鹿児島県立図書館所蔵本を底本とし、都城島津邸本を参考に、鹿児島県歴史資料センター 八十余巻のうち巻之九から巻之十七までを刊行することといたしました。 編集・校閲・校訂 が進

められ、 刊行の運びとなりました。

長期間にわたる両氏の御苦労に対し、心からお礼を申し上げます。

また、この史料集が本来の目的であります郷土資料の保存と地方史の研究や県民の文化向上に大いに役立

てられるよう期待いたします。

平成二十六年三月

児 島 県 <u>\</u> 図 書 館 長

鹿

泉

П

原

τ i	通	通行	通	通	通曜瑾	通	通	通		解
漢:	昭 録 巻 制	昭録巻	和募制	和漢型	昭録巻之十三	昭録巻之十二 選瑜集巻之	通昭録巻之十 一故実要領巻之二	昭 録 実 悪	昭 録 言	題
制度考五	巻之十七 制度考四	色之十六	録巻之十五 漢制度考二	録巻之十四 漢制度考一	録巻之十三	色とされ	全之十	録巻之十	** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	i
五	七四	大宣	五章	四一			一之	之一)	:
:	:	:	:	•	:	i	- :	:	:	
	•				•				:	•
:	:	:	:		:	:			:	:
:	:		:						:	
:	:		:	:	i	:		:	:	
:	:	:	:	:		:		:	:	:
							:			
		:								
:	:	:	i	:	:	:	:	:	i	:
138	118	100	82	63	51	35	18	1	iii	i

目

次

解題

書札」 御直元服 丸殿元服記 廿 通昭録巻 に含まれる「一 の部分である。 九 御家中元服格式 一島津壮之助殿元服記 は 「故実要領巻之一」 元服六十条 一書札四十二条 で、 義久公御元服記 一家重公御前髮取記 「通昭録惣目録」 一箱上書 島 0 津万寿 一御家 「故実 当時

鼻法 故実 堂上故実 一天子以下名称 巻十は「故実要領巻之二」で同じ惣目 の部分である。 馬並馬具故実十一条 武具故実八十八条 婚礼二条 一天子主上等字義 一入子首 録の「一首帳故実 人日七種菜 一見生首死首法 一女院女王等名 一賀詩書法 切耳 着到

故実要領

以下の通りである。本書の前書により知ることが出来る。

生活必要なことであろう。に名前があるのか、これらを知っていることは礼儀の一端で、日常たものがあろうか。書札にはしきたりや掟があるのだろうか、器物だ婚葬祭は大事な事であろうか、かねての日常生活の中で間違っ

た。その統紀はなく、脈絡も無いのは他人に示す考えが無いためでを博覧してその要点を抄略したものをまとめて故実要領と名づけんで、その聞いたところを集めて故実書として著した。さらに群書編者の得能通昭が十六七歳の時、伊勢流の礼儀作法を和田某に学

のではないとしている。 は、、受取る側の理由によるものである。と記し 量が狭いわけではなく、受取る側の理由によるものである。と記し 書を秘密にして他人の耳に入れないようにしなさい。これは私の度 ある。私の子孫たちは熟読翫味して、その趣旨に通じて、深く此の

語・宛名等書き方を具体的にまとめてある。の家臣たちの元服の方法が詳述されている。さらに書状の様式、結ら島津家の義久公、久柄、壮之助の元服の様子、それをもとにして巻之一では元服の儀式に付き、問答を交えながら将軍家の元服か

名称、天子主上等の字義、女院女王等の名称等が具体的に記されてを討ちとった時の習いや作法等が記されている。さらに天子以下の巻二では戦場での武具・馬具を初めとする武器の由来や名称、敵

る。

である。 姫君 る 通昭録巻十一と巻十二は「通昭録惣目録」 綱久公 忠宗公 綱貴公 日新公 宗信公 伯囿公 重年公」を含む 龍伯公」「一 0) 惟新公 「和歌 「瑾瑜集」の内容 家久公 十八」にあ 菊

瑾瑜集

以下の通りである。
本書の成立事情については、本書の序により知ることが出来る。

喜びを三十一文字で表して、これを大和歌などという。大和歌は、人は感情を、折に触れ時を感じて言葉にしたり、祝いに際しての

姫君、 7 摩の当主たちの に習い、 である。 を見る心地がする。 思うに遠い高天原の神代から始まり、 0 第四代島津忠宗から日新公、 えたように瑾瑜集と題を付けた。 き連ねてきた。 語を聞くに付けて、筆に任せて多くの年月を重ねて色々なことを書 いけれども、 薩摩の当主たちに影響を与えた中央の歌人たちの和歌も取り上げ 数としない 漫に書物を読むことに耽るようになった。 綱久公、 宝暦改元の霜月の年に記したものである。 国の守の詠んだものを選んで一巻として、 初めて髪を結い、 位多い。 そこで、それらを分類して題をつけてまとめたもの 綱貴公、 人間性が理解できる和歌を集めている。さらに歴代 私はもとからその道を良く知っている身ではな そしてその言の葉を聞い 重年公等の和歌が取り入れられている。薩 伯囿 文を読むことを知るようになってか 公 屈原が瑾を懐き、 龍伯公、 言葉の種類は浜の真砂もも 中国・日本の古い物 惟新公、 て、 それを述べた人 とあり、 瑜を握るの言葉 鐘山が美玉に譬 家久公、 薩摩の 菊

和 漢制 度考

時代 社会全般にわたる諸制度の沿革・変遷、それに対応する日本の律令 は、 録巻十三から十七までは、 平安期) 国の古代から宋・明代に至る歴代王朝の政治・経済 までの諸制度の沿革に関する典拠史料の記 「和漢制度考」 の一〜五である。

漢制度考」 歴史書としての性格は、 種の写本に近い歴史

研究に志す者には便利で貴重な書といえる

学問

(奈良・

記事を項目別に収

載する。

日

: 中

の制度史に関心を抱く者

編纂物ともいうべき類の書物で、 冊として翻刻・刊行されている)。 広く世に知られ利用されることになった(東洋文庫『制度通』全二 訂になる施政堂蔵版 東涯の死後半世紀余を経た寛政九年 子) が享保九年 (一七二四) に著した 中期の京都堀川の儒学者伊藤東涯 「制度通 全十三巻が公刊されることにより、 成立の拠り所となった書は、 (一六七〇—一七三六、 「制度通」である。 (一七九七)、その子善韶 この 伊藤仁斎 書は、

立て、 生前、 手にし、活用していたのか、 その年時は東涯の たうえで、 に収められた典拠・解説記事のうち中核的な重要箇所を抜き書きし よって、通昭が「和漢制度考」を編んだということであれば、 えば、「和漢制度考」は通昭のオリジナルな編纂物とは言いがたい。 ところで、 分量にまとめた編纂物となっている。 得能通昭が通昭録に編んだ「和漢制度考」 及び目的をもって、 その写本を有していたことになる。 解説記事の多くを簡潔に要約し直す形で、 この得能通昭が没したのは寛政元年 制度通 ٧١ 興味そそられるところである。 公刊の九年前のことである。 つごろ中央の第一 したがって厳密な意味でい 通昭がいかなる人脈や手 は 級の儒家の貴 (一七八九) 東 涯 原書の二分の 0) その 制 5重書を 、彼は、 度 で、 通

すると、 〇和漢制度考 次のとおりである。

和

漢制度考」全五巻に収

める記事の内容を、

項目をもって紹介

日 元年·改元 「星・躔 度 ノノ事 ノ事

正

朔·六経正月等ノ

五. 1県郡 国 ノ事

七

朝

・外朝・大朝会ノ事

六 兀 法 ノ事

八 唐宮殿ノ図 郡県大小・等差ノ事

九 皇城・条坊・宮城門ノ事

〇和漢制度考二

 \bigcirc 三公·三師·三少 ノ事 三省 ノ事

六卿・六官・九寺ノ事 三 八省ノ事

兀 後宮官ノ事

ノ事

七

十四等ノ事

五. 官秩位階·九命 ノ事

功臣号·賜 ノ事

八 六

散官ノ事 秦爵二十級

_ 官職四等ノ事 兼行守試ノ事

九

詔勅·制誥·位記 ノ事 冊授・勅授等ノ事

兀 服章ノ事

〇和漢制度考三

二 五 笏ノ事

俸禄ノ事

二六 印章ノ事 符牌・勘合ノ事

僧尼・度牒ノ事 任子・蔭補ノ事

廟制・間架ノ事

〇和漢制度考四

三二 九族·五宗·五服·本朝五等親ノ事

廟号・陵号・臣下諡号ノ事

田法·歩畝頃·本朝町段ノ事

行程·里数 ノ事 三六 正丁ノ事

復除・蠲符ノ事 三八 旌表ノ事

常平倉・社倉・本朝屯倉・公廨田ノ事

銭貨ノ事

塩鉄・茶馬ノ事

和 漢制度考五

四二 尺度ノ事

斗斛 ノ事

> <u></u>四 四 権衡ノ事

四六

姓氏ノ事

四五. 布帛·端匹·屯約

四七 名字ノ事

より、 記して、氏に深甚の謝意を表したい。 寛政九年版木出版本の陰影複写本の入手にも御協力を賜ったことに 解読には甚だ困難を極めて苦労していたが、姶良市在住の坊山英浩 県立図書館本・都城島津本ともに誤字・脱文等も多く、当初文書の おわりに、「和漢制度考」 (前千葉古文書研究会会長・現姶良市誌史料集刊行委員会事務局 より伊藤東涯著作の「制度通」の存在について御教示を受け、 その後の編集、 校訂作業をスムーズに進めることができた。 は、 漢籍からの引用文が多いうえに、

例 言

市立都城島津邸本を参考にし、 「故実要領」と 「瑾瑜集」 は、 次のように処理した。 県立図書館本を翻刻するが 都城

- 漢字は、 常用漢字にあるものはそれによった。
- 字体は出来るだけ現在の字体にした。
- 3 仮名のうちニハ而以外は平仮名に直した。
- 4 句読点は全て「、」とした。
- 5 合わせ仮名は大方通常の仮名に直した。
- 頭注は、 その部分の相当する文字の下に【頭注】とし、各

和漢制度考」は、 項目の本文終わりに頭注本文を「 」内に示した。 底本の県立図書館本及び参考本の都城本と

訂し、次のような処理をした。の寛政九年版木出版本の陰影本及び刊本の東洋文庫本に拠って校もに、誤字・脱字・脱文・衎字等が極めて多いので、「制度通」

- 底本の脱字・脱文は、その箇所を補い「 」で示した。
- 掲げた。参考までに、その箇所の右脇行間に※を付して底本の用字を多までに、その箇所の右脇行間に※を付して底本の用字を2 底本の誤字・衍字等については、「制度通」で正したのち、
- 次番号を付した。
 参考に項目立てをして本文中に補った。また、各項目には順参考に項目立てをして本文中に補った。また、各項目には順を強立した記事で項目のないものについては、「制度通」を本文中の和年号には、西暦年号の脇注を宜付した。

3

難読・特殊な読みの漢字には、適宜ふり仮名を付した。

5

故実要領

通昭禄巻之九

故実要領

夫冠婚葬祭の大なるや起居飲食の曲なるや、書札の法あるや、器物

時、伊勢氏の礼を和田某に学ひ、其聞く所を集めて故実書を著す、 の名あるや、礼の一端にして知らすんはあるへからす、昭十六七の 又群書を博覧して其要を抄略し、号て故実要領といふ、其統紀なく

なるにあらす、受る所に故あれハなり、

故実要領巻之一

元服

二十四条

天井折図 元服問答 元服 二十条

九条

脈絡なきハ人に示すに意なけれはなり、

昭か後昆たらん者、熟読翫

字書く事 捻文判紙

不聞馴文言之事

得能通昭謹誌

表書上中下 捻文封上中下 三六のかね

御家中元服格式

捻文折様 連判状并宛所上中下

実名をかく状の事 書を書く事

色かみ之事 態とかく事

すみつき 黒一白之事 闕苗字無苗字等の事

女中へ遣す状之事 比丘尼御所へ遣状

奉の字之事 追而とかく事 女文脇付

上包之事

判の有所 弔状返答

弔状 朝臣書之事 **弔状脇付無之事**

置字之事 物の数之事

年号札串雨覆 札かきやう 竪板横板之事

家重公御前髮取記 島津壮之助殿元服記 島津万寿丸殿元服記 義久公御元服記 元服髮結図

加冠御書付之事 御家御直元服之事

> 呉服 掟法度なとむさと不書事

軍中私に立る札之事

感状之事

箱上書之事

感状折紙

感状今度月日等之事

進上御刀 拝領脇差

進上馬具

当時書札文章

-1-

味して、其旨に通し深く此書を秘して他聞を禁せよ、是予か量の狭 病人へ之状

状の奥を折事

字を加へかく事 御書并薨逝等ニより書様之事

闕字

元服の事

一男子十二歳にて元服之事、

かさるへし、かさり様之事、し、かさるへき所のさし合こと無之様に、御座のかた人人に寄て天井折を御座にかさる事、元服の人罷出前かとに御座にかさるへ

右ならへ様竪も横も二尺ツゝ間を置てかさり申儀に候、何そならまの類、崋の類(餅の類)鳥の類(貝の類)魚の類(

へやうにことなる事ハ無之候事、

る事も有之、しからす、又御はやし候て則かさり、三度目に御出前かとにかさ、大上折を御座にかさる時分の事、初度御出過ニてかさる事もくる。

とゆひ先をつめて、又の流にハ今のことくにして髪さきを二ツに候、扨髪さきを引合にてつゝみ、其上を鬠にて三巻まきて能くもからいて、いまのもとゆひにとりそへ、しかと三巻まきてむすひ巻まきて結ひ、そのもとゆめすして、髪はやすへきほとらいをは先理髪の人もとゆひを取し、其取様の事は常にかみゆひ候様に三

分に候、と右に分て引合にて包候ではやされ候事に候間、定たる事ハ無之候、大方此はやされて後、扨理髪の人まへのもとゆひにとりそへ、常のことはやされて後、扨理髪の人まへのもとゆひにとりそへ、常のことを取て、左の髪を三度かき、右の髪を三度かきて、扨座をたられくし、からがいくない。

をめさせ候事も有之なり、加冠の人髪をはやされ、やかてえほし理髪の人も候わぬにより、加冠の人髪をはやされ、やかてえほし元服を略する時は別に一帖しるしおく、又それよりも略する時は小冠の人より太刀被進候事定法也、取渡如常、又真名の字を被遣かるの人より太刀被進候事定法也、取渡如常、又真名の字を被遣

度、如此有之候、御礼之出仕二ケ度なり、元服の御礼一度、御字御劔拝領之御礼一にえほしをめされ御出にて御祝有之なり、又将軍家加冠の御時は於御座御礼之次第、初度御礼、二度目に御出髪御はやし、三度目

又拝領之御剱ハ児座敷に御出、盃頂戴の時被遣なり、出時太刀にて御礼有之、其次に親方より太刀にて御礼申上る也、一元服の児又親方よりも太刀にて御礼之事、髪もはやしにて後、御

天井折御座にてしめを切まいらせ候事、

元服の時にかきり切なり、

始て官位の時の事也、詞はおなし事なり、候、是を則加冠と申儀ニ候、又は初冠と申也、又初冠と書く時は事は、しも一一に申習すなり、其父やかて加冠ある事、公私勿論加冠とハ元服之事なり、常にえほしおやと申儀也、烏帽子親と申別の時はとくなり、貴人高人にくわしさかなを参らせ候事、

有之、えほしめさせやう、同かけのしたゝめやう別ニ記す、なり、高官高家ならねは勤さる事なり、髪の結様別条にくわしく理髪と申は、もとゆひをとり烏帽子をめされ候人を理髪の役と申

元服の時道具之事

板ハ御前の左、打みたれハ右にあるへし、也、是を加冠の人の前に敷、此上に打みたれの箱と板を置なり、也、是を加冠の人の前に敷、此上に打みたれの箱と板を置なり、之三十六宮を表したり、横二尺八寸、天の二十八宿をかたとる也、打乱と云物あり、唐にしき本なり、又うき織物也、長三尺六寸地

略儀也、くにふた計有物なり、下々にてはつゝらのふたなとを用事也、尤くにふた計有物なり、下々にてはつゝらのふたなとを用事也、尤ても入候、又なし地にこしらへたるもあるへし、広蓋なとのこと打みたれの箱と申ハからきなどにてさしたる箱也、紋ハ金銀抔に

打みたれの箱に入道具之事、

紫櫛 笄 筆刀紙にて柄巻也 警引合

ゆすりつきいん水の物也、ふた台も有、下々にて

人取て後、入置なり、外に御髪結道具有、是には御はやし候髪の入箱あるへし、理髪の

一尺二寸とするなり、杉原にて上を包みよりにて三所結て用事も有之なり、手三束ハ則さ五分也、又古はわらを八寸廻にして手三束の長さに切、引合歟、髪はやす板の事、木は柳なり、長さ一尺二寸、横三寸五分、あつ

筋かへて置罷立、其次に板を持参して御前に置罷立、其時理髪の参して御前に敷罷立、其後打みたれの箱を持参して、右之脇に少御はやし候様之事、加冠の人御なほり候ハゝ、打みたれの絹を持

児は、 候、 めされ、 取て懐に入、元服の人に始終見せさる物なり、 度唱へ、吉方に向ひ御はやし候ハ、二ツの結の中を御はやさしの に御はやし候事も有之、 手を上にかさねて、ひたいにあてさせ、うつむき候時、 役人何方にても児の下座のかたへ相付候て罷出候、 むかき板にあて候、 日光月光ととなへ申也、 則御座に出られ御礼有之、 其時加冠の人運徳武威千秋万歳繁栄と三 御はやし候事も有之、 はやされ候時、 大略 扨やかてえほしを 理髪の人髪さきを 御前にて左 ハ中まわし切 御はやし

打みたれのきん無之時と、板と打みたれの箱二人の役なり、

元服問答

へ他家にハ無之候、将軍家御元服の被成方ハ、御家の被成方と以前より申伝候、夫ゆ

方のいたし方ハ遠き方にも候哉、問御当家御元服の被成方ハ京都将軍家元服に余り相違無之、此

御元服にハ軽きやうに相見得申候、当日直に官位無之方にても、直に素袍計御着用ハ、御家なとの答其御方様被成方、京都将軍家元服とハ違ひ候様に相見得申候、

致進上候、 し候以後、御次に下り素袍烏帽子を着いたし、家々により天井折 髪をはやし候儀は家々により御直、又ハ御名代にて候、髪をはや 此方にては年九ツ十一計の時元服いたし、其時中そりいたし候、

被成程の御位にて無之候故、御座之御後に参上、御髪を御はやしに御次第書にハ相見得候、御髪を御はやし被成候も、御頭を御提若君様此節之御元服ハ、打乱箱筆刀等の儀は、此御方御同前の様

方にハ致相違候、 被遊筈候、 然共天井折之儀御次第書に不相見得儀、 乍然天井折ハ以後禁裏へ御進上被成事候哉、 此御方被成候

答日御後より参はやし申筈候得共、 御当家にハ御ひんかき候迄

問日殿上折之儀い

此御方にてハ右之年生にて元服いたし候、若君様御年拾七八にも 御成可被遊哉、 諸大名の被成方の将軍家のいたしかたか、 乱箱等之御規式有之、御官位之儀を御元服と申候哉、 公方様御位よりハ将軍家被成方にても御前髪を御執被成候節、 答曰殿上折御用之御沙汰不承候、京都将軍家にも用ひられす候 然ハ右御年生迄御中そりなしにハ被遊御座間敷候 此御方御家之被成方に 夫より以下 打

答曰中そりハ勝手次第にそり候ものにて、元服にかゝわり申事

若君様にも中そりハ被遊候得共、 ハ無御座候、

候故、 不申分の御規式にて候、 如何被致候哉、 不存候、 諸大名方元服のいたし方家々数多御 御元服の日はいまた髪をはや 元服とハ髪をわけ、 髪をはや

服を着し候を申也

当公方様古風を専被遊事候へハ、御吟味なしにハ有間鋪候、 被成かたと此節御元服の被成方と異同有之候ハ如何候哉 答古風を専と被遊候得共、 、今御改ハ無之候 少々つゝの違ハ御代々被成来候事故

御褥の上に御着座と有之候、 総州様御前に絹にて御褥ことくにいたし敷候て、 右絹の上に御髪を御下け被成候時、 此御方にてハ太守様御元服の時 御はやし被成候、 其上に打乱箱等 は

> 候哉 様 ハ御髪を御下け可被成筈候故、 右御褥之上に御着座被成事にも

答御しとねハたゝみに四方にへりをとり候物にて御座候、 て御はやし被成筈に候、 御家の被成方宜敷候、 京都将軍家如此候、 兎角之沙汰に不及、 御しとねの上に 此

思召を以御問せ被成なり、 公方家と御当家元服次第似たる処も有之、相違之儀も有之故:

御家元服次第ハ伊勢流と大同小異有之、

兵部家と各大同小異也、 伊勢流元服と御当家、 家重公御元服之記と足利義教将軍元服記

天井折何れの比より用 物又式之御肴共を云事 禁裏公方抔御弔位、 井折とて本式は如此也、 云、十二合の天井折式々時、 御代替、 又是を一対にても三対、 ひられ候哉、 誕生、 用之常に是を二重取拵なり、 元服、 不 詳 其外結構の御祝之御進 伊 勢貞顕兵部家伝 又十二合にても 式之天

-4-

同書天井折図

当時御家中元服用る天井折も有



伊勢兵庫貞衡答伊勢兵部貞顕書云、三ケ度出仕に一番ちやうけん 裏打ハひたゝれの事なり、裏の付たる物なり、三度目ハ男に成た るしるしにすわうなり、其上ハ官位次第也 一番うしうち三番素袍ちやうけんといふハ、童子に着する衣装也

褥ハ貞顕家の書に見へす、丹生次右衛門も知らすといふ

元服の時天井折直様之事、

五瓣

四層大層之間二尺、

御座敷に置て御三献過候てよりくたり申候

元服 之紋にハ銀杯にても作入候、又つゝらのふたに入候事も候歟、略 の時は打みたれの箱とて有之、唐木なとにて仕候や、 蓋計有

> 儀なり、 此ふたに物たち刀を入て持参なり、

也 同髪御はやし候人ハ刀を取、吉方へ向て生気方中にて御はやし候 烏帽子を召され候 わし切にはさまれ候、 亦うき板に乗て御はやし候事も有之候、 又本結の先をも御つめなり、 貞親ハ大略中にてま 扨次之間にて

同基の取様之事、常に髪はやし候様に二所結候て、 三巻ツゝ、已上九巻たるへし、 にて包み、二之結目の中をはやし候也、 然は以上三所結候、 末の方を引合 何も

童躰の時は長絹にて可有髪をは、 やし候人の前へ御出可有、 えほし召され候て裏打を着用候て、 右に注候ことくに結候て、

髪は

腰

物をもさったるへし、

刀の事、髪御はやし候人兼て被進候ハゝ、その御指南可 言の時被進候ハゝ、 常のことくあつかひ有へし、 有 又祝

童躰ならさる時は扇汗拭事は常のことくたるへき間、 於他所御元服の時ハ、裏打小袖刀以下唐櫃に入て被出候、 有へし、又汗巾の事童躰の時は、もたす候間是も用意あるへし、 は、すへひろかりたるへし、 又髪の道具ハ、箱のふたに入て可被出候、 元服以後ハ常之扇にて候半間 扇の事御尋之童躰の時 別に用意不 えほ

元服の当日ハ、 下定まらす候、 御祝言有之、元服候て又可有出仕候、 先長絹にて出仕候て御案内被申入候て、 御礼之事ハ御太刀、 帰宅候て 御馬以

御字の事、当日被申受候へは、 ハゝ、 直に御拝領之事も有之、 出仕候て御礼御申可有、 亦以申次拝領之事も有之候 亦御字にハ御剱を被相添候て被下 御字之御礼可有、 又翌日に申受候

惣領たる人元服之御礼被申候へは、 太刀金風情にて可有之、 其御同名中少々出仕候て、 御

候、 我か子同しき名にて候ハゝ一字付申也、 其家々に定儀なきには、 元服名之事、 其家々に例の名可有之、依之それをつかふへきや、 賞翫の方へ我えほし名を可申候、 多分家々の恒礼の名有之 但又

他所にて元服の時分ハ、 人にも可被進候なり、 前に着用の衣裳をは、 其当座同朋又ハ誰

烏帽子召され候ハゝ、後やかて弐三献にて祝言有之、此時太刀并 又後亭主御祝言候事、 御馬以下又御折樽之風情何も可然候、 刀をも可被遣候也、 又髪御はさみ可有御仁躰を被申受候事も有之、 常に有事也、 御引出物之事、 難申定候、 御尋候御太刀

公方様御元服之事ハー向各列之事候、 にて候、 我等家より御役に参り候事、 御髪の事は細 連綿之事候 ĴΪ 奥州之御事

公方様御字之事ハ、 義之御字被染辰筆候

打みたれの箱の事、 可置候、 主人の御前に成候、 ほうてうハ打みたれの箱の角にかけて置候 主人之右之脇に可置、 打みたれ の箱より取出し候て、 たちいたハ、また包丁 主人の前に

伊勢兵庫頭貞衡答、 有川甚内衡察書

打みたれの箱寸法いかゝの事、

に是はまきへやのしわさにて候、 みたれ箱といふて別に無之候、手箱之かけこの事なり、 元服に限らす常にも入る物にて 只今ハ別

笄と御座候、 髪をはやす物にて、 竹にて作候哉、 小刀のことくたけのこなりに作る物に 作様之かつかういかゝ、 笄刀 ハ元服

> て候故、 笄刀といふ

加冠の人櫛かうかひを取て、 よりかき候哉、 左よりかき候哉、 三度両のひんをかきてと御座侯、 いかゝ、 右

也 る事なし、 答加冠の役人櫛を取、 度なて、 又右之御ひんを一度なて候て、 御ひんをゆひ候人は、常に御髪をゆひ候人にさせ申事 右之御ひんより一度なて、 三度にて候、 左の御ひんより 別にかわ

元服に加冠の方より名乗の一字を遣候由、 本法に有之儀にて候哉

如何、

答元服の 申候得は、 の時 各別定法にてハ無之候事、 加冠の人より名乗遣候事不知候、 若元服の方より 庙

三ケ度出仕に一番ちやうけん、二番うら打、 様の儀に付、 かわり候哉如何、 三番素袍、 是 ハ如

答三ケ度之出仕ちやうけんといふハ、 るしに素袍なり、 ハひたゝれの事也、 裏の付たる物なり、三度目ハ男に成たるし 童子に着する衣装なり、 裏

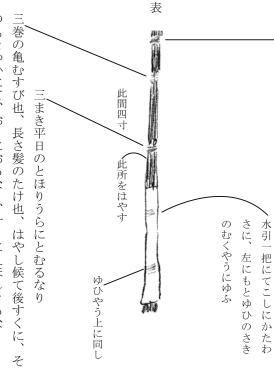
其上ハ官位次第に着する

何

被

或云元服髪結図

もとのまゝにておもてにとめ口をきるなり



のもとゆひにて、 おりにおるなり、すくにえほしきるなり

義久公御元服之記

の角、 候、 鳥目五百疋此分有之候、 矢十二、馬ハつるはみのゝ鹿毛くゝり置候、 くりん御鎧、 原も引添は栗毛印なし、鳥目五百疋御返礼にハ御太刀一腰、 所とう征矢ハわしの羽十六、おもて不作、馬くら置、高江野之河 覆輪作無御錠、 三郎御曹子の御くしをは三原遠江守ゆひ被申侯、 御はやし候、二郎御曹子の御くしをは伊集院掃部介ゆひ被申候 又同日若殿様御兄弟三人共に御元服にて候、 勢守持候て被参候を、 落候時、入道様御はきそへ敵御打候、 名祝として入道殿様より又三郎殿江御参らせ候、 候、 此人数二而侯、 三献の宮仕衆、 北郷殿次男左馬助持候て参候を、伊十院治部少輔受取被申候、御 午霜月廿四日戊寅之日、 当御屋形貴久様之御曹子、菊三郎殿様御元服之事、天文十五年丙 御祝物北郷殿よりは長持、摂津介同名之者此両人にて渡し申 北郷讃州御くしをはやし候、 御屋形様よりハ三原遠江守、 金にみかき候、 同かた白甲ははつふり、しころハ同毛、 当奉行本田下野守、 又御名をは又三郎殿と相州入道殿様より御付御申 かた白甲ハこいつみ、 弓ハ赤うるしのしけとう、征矢ハおもて征 御両殿御前にて川上上野介受取候而上申候 酉之時、 廿六日北郷殿御宿にて渡し被申候 次に北郷殿より参候御衣性の物 同次郎左衛門尉受取被申候、 御くしをは本田紀伊守ゆひ被申 同弥六、 御加例よしと候て、新納伊 御弓征矢弓は赤うるし、三 同弾正、同宗左衛門 引添 御くしをは御屋形様 御祝物太刀一金 太刀加世田被召 ハ瀬崎野鹿毛 しるしハ牛

島津万寿丸殿後機路守元服之事

裏

寛保二年壬戌四月十三日、 江戸三田屋鋪江御入、 太守様營為御名代、 薩摩守宗信公共五 島 宗信公御加冠 津 但 馬守

万寿丸殿御中剃、 又四郎久柄と被号候、 御家老頴娃内膳久周理髪、

折十二合、 御樽三 一荷、 御 太刀 腰 御馬代金十 両

右四郎殿より

御 太刀一 右但馬守殿より 腰、 御馬代金三十両、 干 鯛 箱 昆 布 箱 御樽 荷

御肴代三百疋宛、 島津山城守殿、 Щ 本大膳殿より

鯛 箱、 昆布一 箱 御樽代千疋、 但馬守殿奥方より

干 鯛 箱、 昆布一箱、 御樽代五百疋、 諦観院殿より

干 鯛 箱、 御樽代弐百疋、 立華和泉守殿奥方より

干 鯛 箱 御樽代弐百疋、 又四郎殿妹おつくとの

檜 重 組宛 但馬守殿奥方諦観院殿より

宗信公より拝領物

御 万一 腰、 御太刀一 腰、 御馬代金 枚、 干 鯛 箱 昆布 箱

御樽一 荷

右又四郎殿江

御 太刀一 腰、 御馬代金 枚 但馬守殿江

右奥方江

御樽代千疋

鯛 箱、 昆布 箱 御樽代五百疋、 諦観院殿 江

鯛 箱宛樽代二百疋宛 出雲守殿奥方并於副殿 江

御肴代三百疋ツゝ

Щ

城守殿大膳殿江

鯛

但 馬守殿又四郎殿江

島津壮之助殿元服之事、

総州様以思召、 御同列之元服と被易格式

元文五年庚申三月二日 壮之助殿越前家相続於磯御屋鋪御書院元服出

> 上之打乱押板を相直候、 少し上り向候而列座 座 太守継豊公御名代島津玄蕃殿御書院中敷居より上二畳目主居ニ着 御家老頴娃左京、 御 若年寄島津権左衛門主居之方敷居より下、 小姓山岡権太左衛門、 打乱箱玄蕃殿前

理髪、 髪結共ニ御家老比志島隼人相勤之、

壮之助殿長袴迄二而隼人相附、 之、 様ニと左京より相演へ、 をあてられ髪を中そきに被成、 手を被附、 時玄蕃殿より是江と御挨拶有之、 頂戴被持下被号周防忠紀候、 少し御髪を被下候時、 御名御諱忠之一字拝領之御折紙 髪先隼人懐中、 御出席御礼、 壮之助殿、 隼人押板を持上け、 伊勢兵部奏達之、 玄蕃殿前 退座之時被扣候候 玄蕃殿押 二御進み、 左 京渡 其

打乱箱下る

背手毛裸、 唱 周防殿長上下短か刀ニ而、 周防殿進上物御 より元服之御礼と申上被相下候 城御対面所於庭上、 三種三荷より上ニ相備、 太村助大夫、 書院長押ニ立掛備置、 御太刀披露、 三種三荷、 中村喜右衛門、 太刀一 御弓者御 中敷居より下 御馬方附役之者江周防殿家来より相渡 御征矢は五拾本宛、 腰、 三種三 小姓田村孝太夫、 隼人相附御 塗木御弓十張、 一荷も右之面々持出相備、 田村孝太夫、 畳目ニ而御礼有之度、 出席、 白木台ニ受、 御征矢百本、 五代孫次郎持 伊勢兵部拝領之名を 五代孫次郎 御馬は 御 其 小姓基 持 御 時左京 岜 出 馬 御 御

相備候進上物下る

周防殿隼人 殿江は三肴計上る、 盃塗三方ニ而御小姓相良新助立之、 相 附御出席中之敷居より 長柄之御銚子扣 玄蕃殿江式御三 卞 へ玄蕃殿へ長柄之御銚子上る 畳目客居 二着座、 献上り、 周防

有之候、 き加 被直候節、 ニ差替御出、 刀を被取候ニ不及御立、 右の御盃、 御 へ有之時、 小姓平 其時周防殿側江しため出之、 左京御刀を持出拝領之、 周防殿江被遣之、 由 御礼又々御次ニ而短刀ニ差替、 御挟肴玄蕃殿前江上り、 九郎右衛門加 玄蕃殿側江被為寄、 着座之所より少し御進み、御盃御頂 0) 給仕、 則御頂き、 玄蕃殿江被進御礼、 畠山甚六加へ有之、 御肴被遣、 御肴御頂き本之座 御盃之所へ御出加 御次へ御下り短刀 其節周防殿短 畢而復

座候、其時周防殿御礼、左京差寄、玄蕃殿より目出度と御挨拶候而、退其時周防殿御礼、左京差寄、玄蕃殿より目出度と御挨拶候而、退右次弟相済、隼人より元服首尾能被仰付難有奉存旨、御取合申上、

御二

献、

三肴相下り候

玄蕃殿左京支度不洗物麻上下、

御紋与桐丸御紋地練被用十文字、 右就 元服, 御鎧 即日自 一領縣、 総州様、 御肴代金二百疋、 周防殿 江 御 短刀一 御樽代金三百疋拝領之 腰康光、 御 旗 流

右就元服

太守様江進上物は前段ニ相記候、

竹姫君様江縮緬三巻一巻、三種三荷、

嶐州菉工卸太刀一要、卸馬弋詪三文、三重三岢、総州様江御太刀一腰、 縮緬五巻、御馬代銀三枚、三種三荷

菊姫様江干鯛一箱、御樽代金、其外御女中様方へ御進物略之、薩州様江御太刀一腰、御馬代銀三枚、三種三荷、

大納言家重公御前髮執之事、

御小袴、年寄共対馬守松平右京大夫、御縁頬御向ニ伺公、公御座之間御上段御着座、大納言様ニも御上段、御左之方御着座享保十二年未十一月十五日、大納言様御本丸江被為入、公方吉宗

御盃

御吸物

御捨土器

御引渡

大納言様

御捨土器

酌

加

子入、 水戸宰相殿順々御出座、 退去相済而、 言上之、 御出座、 其盃公方様被召上、 盃 公方樣御取上被遊御銚子、 大納言様江被進被召上、 御盃御引渡等之相済、 過而御退座、 御敷根之内御左之方江御着座、御祝儀被申上段、 大納言様御右之方二御居替被遊候、 御銚子御酌銚子へ加有之、 年寄共対馬守松平右京大夫御祝儀申上之、 和泉守披露、 御酌銚子江御加有之而、 御銚子御酌、 小次郎殿門督殿 御左之方ニ被着座、 銚子江御加有之被召上 小五郎殿鄉殿 御銚子御納 紀伊中納言殿、 被召上、 御祝儀 和泉守 一同

高家衆、 退去、 仕之面々出席之、 御白書院渡御、 次若年寄松平能登守一同出座、 儀申上候旨、 松平讃岐守、 被申上旨、 西 「丸江も出仕、 詰 衆、 和泉守言上、 和泉守言上之退去、 井伊掃部頭、 月次其外御礼有之候而、 御奏者番、 今日大納言様御前髪被為執候、 御前髮被為執候、 年寄共及取合退去 松平修理大夫一 布衣以上之御役人、 御目見、 過而石川近江守出座 御祝儀謁御奏者番退去 入御以後諸大名初其外出 右畢而公方様、 同 出 吸物御酒被下候 座 御嘉儀謁年寄共 披露、 大納言様 御 同 目 前 御 祝

九 月廿八日 (花押) 重年公御書判也

寛延四

未

拝領脇差

二所物赤銅 何

Þ

鎺二重金

柄鮫白

星目釘 鞘 黒塗 金

鵄目金

小刀

御土

下 緒

席詰の御家老より拝

器下さる、

児二の間末より四帖目にて頂戴、

座 る、

塗三方御土器御前

へ上る、

児へ御引渡し、 三の間客位の

袋

進上御刀之事

御三所物赤銅何 々金色鍔

鎺二重金

切羽金

 餅
 機頭
 維子

 り
 作り数
 焼きそく

 り
 作り数
 焼きそく

 り
 作り数
 焼きそく

 り
 作り数
 焼きそく

 り
 たり
 たり

 し
 たり

蜜鷺蜜鷺 柑 柑

鯛樽同 樽

同 同

同 同 同 同

梨^檢 子

同

下

ij,

児土器持候て退去、

小刀ハ奏者番持下る、

敷居涯にて御礼、 領の脇差相渡す、

初の席にて御土器給之、 児頂戴し三の間へ下り、

始の座へ持下り御引渡 小刀に差替、三の間上

縁鍔赤銅磨

鞘黒塗 柄 鮫白糸巻

小 鵄 月金 力

袋

下

緒

進上馬具之事

-10-

以上、

名披露、

理髪の御

家老差

添

児 御

前へ

参り髪御

は

Þ

Ļ

御家老差添、

御書院三の間二帖目の頭にて御礼、

児孝行之間、後支度所にて髪結、

長袴肩布ハ、

熨斗目着用、

理

髪の

奏者番より児の

脇差

腰

御直元服之事

相渡す、

児退去、

進上の折、

太刀刀目録三の

間

へ相備ふ、

児烏帽

最前の席にて御礼、

子素袍袴着、

小刀帯し、

奏者番より何某なめの名、

元服の御礼と披露、 理髪の御家老差添、

児退去、

進上物下

方二帖目の頭に着 本膳計給ふ、

終て児理髪の御家老差添、

即相下るの時二の間末より二帖目にて席詰の御家老加冠の御書附

加

冠御書付之事

右同断、

勝手の

方へ備ふ

太刀

刀

目録

右三の間頭敷居涯客位

一の方へ備ふ、

島津岩袈裟

丹波

加冠

宣為

鞍 П 黒塗御 i紋金具

鎧 掛

乗轡 間

手助一掛紅

手綱一筋

切付馬肌 通 馬氈力革有

泥障一 掛 織熊黒茶緒有

二重腹帯 筋

掛

紫田舎

四方手一通

野沓一 房

通

添縄 一筋

鼻革一 間 押掛共

とちかね

半縄一筋

二男迄御直元服

島津兵庫 島津玄蕃 島津左衛門

島津大学

嫡子御直二男御前元服

島津大蔵 島津図書 島 津主殿

島津内膳

島津杢

島津左中 島津助之丞 新 納四郎 島津筑

嫡子御直元服

Ш

島津内蔵 喜入主馬 上久馬 町田主計 樺山左京 島津清太夫 桂 織部 島津頼 島津内記 母 北郷民部 島津求馬

折十二合、

御樽五荷、

御太刀

腰、

御

苅

腰、

鞍置馬一疋

島津十太右衛門 島津矢柄 伊集院伊膳 大野権太夫 種子島蔵人 吉利杢右衛門 島津主水

> 菱刈藤馬 頴娃内膳 諏訪甚四郎 小 ,松式部 畠山数馬 入来院石 見

> > 比志島要人

肝付左内 |勢兵部

伊

鎌田小藤次

義岡左平太 島津彦太夫 島津主鈴 島津登

新納次郎四 郎 :山権十郎

川上勘ケ由

新納五郎右 衛門 町 ·田源左衛門

伊集院十蔵 鎌 田 |典膳 平田靭負 仁礼仲右衛門

新納十郎島津主右衛門 比志島仙太夫 諏訪仲右衛門 土持新八

渋谷三四 郎

御前元服

秩父十郎兵衛河田伊織 郷原 郷原金太夫 肝付八郎右衛門 伊勢新五郎 三崎新八 本田信次郎 北郷権 五郎

元服之御礼

桂杢右衛門 北条十左衛門 伊集院十右衛門 川上助六

本田六左衛門 高崎惣右衛門

御内証元服

二階堂源太夫 島津仲 名越左源 太 小笠原郷左衛門

河 1野八郎左衛門 相良権太夫

元服進上物之事

御太刀一腰、 現馬一疋、 弓十張、 征矢百本、三種三荷、

島津周防

島津因幡

島津筑後 島津玄蕃

-11-

一折十二合、御樽五荷、御太刀一腰、銀馬代、 島津大学一折十二合、御樽五荷、御太刀一腰、鞍置馬一疋、島津山城

「即宜亡及、斤い合、即尊三苛、即に刀、馬弋、一折六合、御樽五荷、御太刀一腰、現馬一疋、

島津図書

一御前元服、折三合、御樽二荷、御太刀、馬代、一御直元服、折六合、御樽三荷、御太刀、馬代、

御内証元服、進上物無之、元服相済、家格進上物ニ而初而御目見一元服之御礼、折三合、御樽一荷、御太刀、馬代、

宛所の間二寸八分に書ハ猶敬ひの方なり、長文章にて書詰、白紙より月日の間と、月日より宛所の間と皆三寸六部ツゝ也、月日と書札に三所三六のかねといふ事あり、紙の端より筆初迄と、恐惶

がなり、捻文ハ奥の折様、紙の端より一寸八部置て折なり、下輩ほと広く

なきハ法外なり、

捻文の封上中下かくのことし、どの長きほと下なり、

参人々御中 名乗

一様名乗

人々御中

人々中人を中の人

宛所有之者一連判上中下宛所上中下之事

恐惶謹言

平岡内匠

伊 集院蔵人

島津 基津 大蔵

名越右膳様

宛所無之にハ、

仍如件 島津大蔵

月日

平岡内匠

上封左ノ如シ

樺山主計様 伊集院蔵人島津杢様 島津大蔵

名越右膳様 平岡内匠

慮外なり、
る紙然るへし、官により紙の法式有之、併分限より麁相なる紙ハ一捻文の料紙ハ大小其身に応すへし、折て書く状ハ竪文より大きな一名乗を書く状の文言の下端と同ほと書へし、上るほと慮外なり、

にハ一筆とかくへし、一一書申入候と書く事、其状に一ツ書ある時ハよし、一ツ書無之状

一の字を書けは、其一の字の横の長さほとさけて書出すなり、

主人貴人江進上の状に常に聞及はさる文言、こびたる文躰かくへ

主人貴人又ハ祝儀の状、 色紙にかくへからす、尾籠也

書状発端に態と書出すへからす、一泊ともへたてたる所ハくるし

からす、

病人へ遣す状に或ハ能本復平癒なとの類は、 墨をこくかくへし

気分悪敷の類は必墨つくへからす、

上輩への状 宛所名字を除き官計書くは敬なり、 又唐名計を書く

猶直状の極之敬たる躰也

直状の極之敬たる躰也

参人々御中

河内守様 前よりハ少しかろし

河内守様 前よりハ猶少しかろし

すみつきといふ事、 賞翫の方へハ惣列こと――く、 墨をこく文字

をちいさく引結て書くへし、草にかくへからす、

一黒一白を禁すとハ行の頭一字をかき、二字目にてつくを一白と 又一行の末一字をつくを一黒といふ、かたく禁すへし、

弥御堅固珍重存候、 是一白なり、

弥御堅固珍重存候、 是一黒なり、

女中方へ男の方よりの文言ハ、常の文をやわらかにかく、女文の やうにかくへからす、たとへハ御そもし、御のもしなど女の文章

比丘尼御所へハ披露状なり、 人により直状も調る也

脇付誰さま

のやうにかゝさるなり

こつほねさまなとの類也

女文脇付之事

まいる人々御申上給候

二まいる人々申上

三人々申上給候

五まいる

四人々申給候

一まいる御返事人々申給候

二御返事人々申給候

奉の字、状一通の内に多くかくへからす、事により二字計ハくる 書状の上包の捻たる余りなかきハ尾籠なり、

しからさる歟、平人へさうなくかくへからす、

状の内端書に追而とかく事、いはれさる事なり、 なり、追而状ならは別書に調候時、追而申とかくなり、 此段は腰文同 能々心得

へきなり、

判の有所左右の中程ハ人によりてなり、賞翫の方ハ左によせて 同輩へハ中ほど、下輩へは右也

弔状の返書ハ則時にハせさる事なり、 らすして叶わさるハ格別なり、 然る時ハ遠路のことわりをかくへ 他国の飛脚の類 則答にあ

為御弔以御使札如此御座候、 佐渡守殿御遠去之由承、 驚入存候、 恐惶謹言、 御力落之段可申様無御座候 弔状死人の名ハ打付書きなるへし、

併可任心歟

名字官様

筆令啓上候、 御差合之由伝承驚入候、 御心底之程、

悔 如此候、 恐惶謹言、

月日 名字官

名字官様 名乗

状の奥を折事、 弔状にハ脇付かくへからす、 寸八部計に可折、 ふかきハ狼藉なり、

朝臣書之事、

といふ、 位二位三位何れも藤原朝臣定家とかく、 此書やうを氏の朝臣

四位藤原定家朝臣かく、 是を名の朝臣と云、 何 ħ も此趣を以

分別あるへし、

五位相当たる人ハ朝臣書きたるへし、 去なから時宜ニより、 事

によるへし、

置字の事、 漢文と異なり心得あるへし

関系を係と 曽而云儀と 担内々如此 殆んと 此題目と

乗 に又といるまつさへ 前に始つる 前に見也と云儀 | 宜 此事如此也、可然と云

専といふ儀なり が能なり 大 はなはだ はないふ 様なり すひらた

甚 このむこと 完全であんするなり 芳前と云供なり 主 儀也、あやまり 所 ル 胃 其子細をこ

お 唐土天竺 我朝へ 一口々 あと云ふ儀 遮一 より先にといふ儀 下 此事すへき所にこれ 加之此事をこそ有つるに又 右前に云ふ事是

敢 一期の間果 再往二度もさし 随たかって 又是をと云ふ儀此事ハ申おわり 此事治定也 75 此事に付て申す

> 令察為御 将又重で申事これ **ないなくできれる。

> > 就中前の事へおわり又

理不尽に聞へすの儀

岩何としてや 右字釈一条小笠原兵部 大輔秀政の大諸礼に出つ字儀、 乖戻して

悉く信用しかたし、

物の数の事

空穂

保ほ 泥障 刺草 鞍 覆 掛 鞍

猩々段 甲 頭 ^{方味} 押 掛 掛 切付 鐙 П

何

間

足

甲

刎 П

房 掛

字を加へ書く物之事、 くつわたすき たすきと計不可書

包丁刀 包丁と計不書、

天子の御書ハ 給旨、 宣旨

熨斗鮑

のしと計不書、

院の御書ハ 院宣、

春宮の御書 関白の書ハ 宣命、 令旨、

公方の書ハ 御内書

天子院の御死去ハ 崩御、

関白大臣ハ 薨逝、

公方の死去

御他界、

親王 御隠、

貴僧 遷化、 卒去、 死去、 遠去、

札書様 の事

制札 発端に禁制とかく、

高札 発端に定とかく、

竪板 るなり、 古法也、 横板ハ古法にあらすといへともケ条多きゆへ用

年号ハ 書下しに用ゆ、

札串ハ 串の前にしのきを立、五角にするなり、 札の下はつれより土際まて七尺五寸三部なり、 札の打様下を切懸はさみ

て、 上は釘にて付るなり、

雨覆寸法 公方家ハ前七分、後五分なり、千人の国持已下ハ前 五.

闕字之事 後三分なり、

分、

禁裏 公方 遠幸 院参 還御 叡聞 上意 綸旨 御内書

被 仰出

上使

御目見

渡御

入御

出御

宣旨

参内

登城

右之外貴人なとハ心次第に闕へし、 披露状に遣ハす位ならは先の

名ハ闕字然るへし、併人によるへきなり

呉服 天子公方にかく、常ハ御服とかくへし

掟法度なとゝ端作にむさとかくへからす、 武家諸法度の類はよし、

御祝儀、

候

恐惶謹言、

五月六日

松平大隅守

継豊御判

法度と二字かくましきなり、

悪事まてをかくを制札といひ、悪善雑へてかくを高札といふなり、

感状にハ今度之二字必可書也、又年号をかく習ひ也

私に立る札にハ諸軍勢とかくへからす、

当年の軍勢と可書、

諸軍得勝利、 去月三日和泉摂津両国之者共、樺野心於平野合戦之刻、 敵数輩討捕候段無比類候、 依之豊後半国申付候事 其方抽

全可被所知猶以可致忠義者也

年号月日 御諱

名字官とのへ

感状ハ鳥子二ツ切にして書也

感状にハ其月の手柄にハ今度と計書之、何日と日付を書かす、 を隔つれハ今度何月何日と発端にかくなり 月

箱の銘書之事、

るへし、一概にかゝわるへからす、 足の付たる箱にハ板の横にかくなり、 足のなきにも台に受る箱敷、又ハ内のいれものにより斟酌あ 足なき箱にハ竪板にかくな

素麺五 十把

干鯛三百枚





一筆啓上仕候、 御目録之通拝受仕、 益御勇健被成御座珍重御儀奉存候、 忝次第存候、 御礼為可申上如斯御座 然者為端午之

進上

中将様

一筆啓上仕候

差上使、 貴公様益御勇健被成御座珍重御儀奉存候、土用中為可奉伺御機嫌 目録之通進上之仕候、 爰許別条無御座候、 尊意安可被思

猶奉期後喜之時候、 恐惶謹言、

五月十五日

御判

進上

中将様

御機嫌御勝不被遊候付而 以上欠

御移候、 知可致候、 文昭院様以御遺言、 紀州家之儀者、松平左京太夫殿相続被仰付候間、 左候而、 紀伊中納言殿御後見被仰付、 御用之儀候条可相招旨、 井上河内守殿被仰 昨晚二之丸被成 . 此旨承

聞 重而御老中別座之上、

公方様御養生不被為叶、昨晚薨御被遊候、明日者二之丸為伺御機

嫌可致出仕旨、 久世大和守殿被仰渡、 恐惶謹言、 御笑止之御事、 絶言語奉存

五月朔日

此旨為可申上、

如斯御座候、

松平大隅守

継豊御判

進上

中将様

一筆致啓上候

公方樣御違例為窺御機嫌、 今日惣出仕之処、 御老中方出座、 紀伊

中納言様御儀以

文昭院様御遺書為御後見、 従昨晚二丸江被為入之旨、欠

> 貴札致拝見候、 如蒙仰候

子薩州到着、 公方様益御機嫌能被成御座恐悦之至候、然者今度御使者豊見城王 依之御紙上之趣委細承知之、 且又御目録之通被懸御

御老中

忝次第候、

恐惶謹言

十二月廿九日

酒井左衛門尉

中山王様

貴報

貴札致拝見候、

而御目録通被懸御意、 猶以為可被相何, 公方樣大納言樣益御機嫌能被成御座、 御様躰就被差越飛札、 忝奉存候、 弥御堅固珍重至御座候, 恐悦思召之旨、 御紙面之趣致承知候、 尤御事候、 恐惶謹 随

言

八月廿八日 本多中務太輔

忠良

御報

松平大隅守

御奉書

御札令拝見候、

者被差越之、 常憲院様薨御付而、 遂一覧則及上聞、 琉球従中山王、其地迄使簡差渡候、 返札遣候間 可被相達候、 依之以使 恐々謹

言

十月廿七日

井上河内守

大久保加賀守

正岑判

忠増判

本多伯耆守

正永判

御札令披見候 公方様御機嫌之御様躰被相伺之候、益御安全之御儀候間、可易御

随而御肴一種被献之候、 紙面之趣令承知候、恐々謹言

十月廿九日

御側御用人

間部越前守

詮房判

松平薩摩守殿吉貴公

貴翰致披見候

以御機嫌為御伺、 公方様大納言様益御勇健被成御座恐悦被思召旨、尤之御事候、 以御飛札就被仰達候、 御紙上之趣承知仕候、

而

種被懸貴意、忝奉存候、

恐惶謹言、

本多伊予守

忠統判

松平大隅守殿

十一月三日

貴報

貴札拝見仕候

公方樣大納言樣益御機嫌能被成御座恐悦思召侯旨、 御尤之御事御

難有之旨為御礼被呈御使札候由承知仕候、 将又御国許江之御暇首尾能被仰出、 且又私安否之儀被仰下、 去月朔日被成御帰国、

土屋兵部少輔

一種被懸貴意旁忝奉存候、恐惶謹言

誠御目録之通、

秀直判

八月七日

松平大隅守様

貴酬

貴簡拝見仕候、先達而被仰下候薩摩国之内久見崎漂着仕候南京出

去月廿三日出帆仕候之旨、 依之御紙表之趣承知仕候、

恐

長崎奉行

石河土佐守 政郷判

惶謹言、 帰唐船、

六月二日

松薩摩守殿

貴酬

貴札拝見仕候

着珍重之御事御座侯、 国元之御暇被仰出、 公方様大納言様益御機嫌克被成御座、 品々御拝領、 依之就被指出、 道中御堅固、 御使者被仰下候趣 奉恐悦侯、将又貴様今度御 先月朔日被成御到

随 猶

恐惶謹言、

秋田新田二万石ノ主

佐竹壱岐守

義道判

八月十一日

松平大隅守様

貴報

一筆啓上仕候、 公方樣大納言樣益御機嫌克被成御座、

御堅達可被成御勤珍重奉存候、

然者私儀今度為参勤近日在所出船

奉恐悦侯、

将又御午前樣弥

仕候、 恐惶謹言

肥前五島城主

五島大和守 盛住判

松大隅守様

十月二日

参人々御中

貴翰拝見仕候、寧波出帰唐船壱艘人数三拾七人乗組、 去月廿二日

和次第出帆可被仰付之旨、 御領内薩摩国之内脇元湊江漂着卸碇候付、番船等堅固被附置、日 御紙上之趣承知仕候、 猶御家来中江委

長崎御奉行

曲及返報候、恐惶謹言、

石河土佐守

政郷判

六月二日

松薩摩守殿

貴報

脇差下緒

真甲 天辺 上玉

御物作

金作の腰刀

無銘の刀式々不用

こうかい 角本

目貫 眉廂

貝桶

吹返

陰家之水 嫁女服素韠 去死 鉢付板

人日七種菜 四天鉼

賀詩書法 太田道灌団扇 星胄 二方白四方白八方白

錣

馬に乗る

頬当 袖印 緋威 内胄

冑数唱 卯花威 唐綾威

頬当図 胄図

鎧

黒革威 節縄 洗革鎧 目

仏胴 桶革胴 故実要領巻之二

一長具足

脇差

一甲冑の製

通昭録巻之

大荒目

瀉

桜威

逆 沢

紫裾 濃

韉図

首帳記様

鞍図

生首死首 入子首

御息所

女院 内親王

国母

女王 更衣

女御 宣旨

皇太后宮

太皇太后 皇后宮

中宮 主上義等

天子

一諸太夫

鎧図 威毛 櫨匂

逆靼図

鞍図 板馬氈図

軍馬尺

着到付様

耳

「鼻切様

馬乗船 紫繋并組討

轡図 鎧 図

調度掛 狼烟

調度掛尺 飾矢 馬尺 矢筈

調度掛図 鎧製之法系

飾矢櫃 飾矢図 朝観院 鎧調文系 上皇

飾矢櫃図 法皇 仙洞院 主上

太上天皇

縨図

御諱

宝算

受禅 行啓

公卿 縨説 殿上人 親王 即位 諸王 大掌会 宮 行幸

堂上衆 昇殿 地下

官職 和歌 殿上人

公卿 前官 散位

故実要領巻之二

長具足とハ長太刀、野太刀、 小鑓等の類歟

脇差ハ隠剣とて人に見せさる様にさゝれ候歟、 殿中抔 は努々御

さしなき事なり

無銘は式々の進物に不成候、常にハ目録にも持と付く、又なり也

切たるも式々の引出物に成らす候、

金作の腰刀ハ御禁制也、金作とハおりかね、くりかた、つかくち しつけ、又かなかい金にてこしらへたるは中々不及沙汰候、古ハ 抔いろへたるを金刀といふ等しり、 かたなつか金にて仕たるハ一段の金作たるへし、うちさめの つかかしら、 めぬき、 かうか

左様の刀ハ房小者抔さし申候つる、

御物作とハ公方様腰物、 はゝき金、 こしりつかかしら同前、 又ひの左右に御目貫のことくなる桐をやき付に、きり 御目貫ハ丸のうにつふきりやき付、 さやぬりおとし、つかかはこしもとかね それをくろくぬられ候、 御かうかい赤銅み のみ入つかくち

りくりかた焼付、 御 八ツあり、 緒にて候巻糸、 から紅ハ仮の御下緒をハ見及不申候、 韄挭既等前のことくいくつも御座候、大略同前候、御下緒ハ茶の :小刀こつか金にてくわん有、 又紅と茶にて一寸またら、 御笄のさきを二三寸おきて金にてそきつきにつかれ候、 御太刀の事、 茶、 御目貫右のことし、 赤銅しやうそく鰐ふくりん、金柄頭等し 又亀の甲なとおりませ御座候つる、 又つかさやなし、 御下緒前のことく候半、下 又刀の柄巻く事ハ陣中の外 ちかな也 赤銅

みしか下緒ハ故実ある事なり、 うでぬきハ常にしあらぬものなれは

みしか下緒をつくるとをしれ

刀にさすこうかいハ説多し、古ハ髪を上へくゝり上て、常に是を うにこしらへたり、 るためなりといふ 以て留置き、 甲抔をきる時は髪を乱してこうかいを太刀にさすや 又先を耳かきの様にこしらへたるハ悪馬をの

目貫ハ延喜式抔に見へたり、 とよめり、 貫と目釘 の目貫の太刀をさけはきて、 ハ別にして、 いにしへハ目釘の上の押へにしたるものなり、今ハ目 奈良の都を練るハ誰か子そ、

貝桶ハ嫁娶最上の宝物とす、 陽をたゝしくあらわす、 始 蛤を用るも同 蝉蛉同類にして形異也、 桶を六角にするハ天地四方の六合なり、 陰ハ凹に陽ハ凸なり、 美にして日月の像備る、合并ニ陰 両方を合するハ陰 婚姻食物の

嫁女素韠を着る事、

死したる人の服の表示なり、

親の家に帰らぬ

袖印

ハ鎧の袖の上に付るなり、

寛治三年正月十四日の

こん、浅黄いくつも此分に候 その詮なしといへり、 貝ハ至宝なり、 目貫の穴へ打とあり、 家久公親筆の御歌新城候に在 諸の宝の字、 夫木集にも 皆貝に ŋ 時記云、 賀の詩を書くにハ、 たるをいふ、 いふ、 り、 馬に乗るハ黄帝の時、 薄赤く黒き色なり、 覆輪したるをいふ、 様したる也、 歌ハ九十九三とかく、 を用ゆ、 黒染にて塗り、 南野の里より染出す、 水を増すの理なり、 七言絶句なれハ字数八九八三と書く、

といふ心を以祝とす、又上服に搗染を用るハしかまより染出 水祝も其水を増すの理なり、 赤ハ火、 藍紺染なり、 黒は水なり、 人丸の歌に 水克火の色にて人間 播州飾摩の 郡

本朝人日七種菜を供するハ延喜十一年正月七日に始まる、 常陸国府中総社明神庫内、 陰家の水とハ女子の嫁するに婿家より女子の家の水を乞ひ、 の食する羹類に用るをいふ也、 染て干すしかまのかちを見るよりもぬれて色こき我思ひ 正月七日俗二以七種菜作羹食之人無万病云々、 其握る所藤蔓を以捲くとなり、 十二支の字を両面に朱書す、 太田道灌の団扇を納む、革を以て製す、 伊勢流にハなき事なりとそ、 其外槨及ひ柄共に鉄

の承鞚又七寸と書て手綱と轡の際をいふなり、 鏡鞍ハ鞍匠の秘多し、 皮を以て是を覆ひ包み、 ハ神代より馬に乗る、 浚懸地鞍又沃懸地ともかく、 梨子地鞍ハ金のすりくつを漆の上に蒔たる梨子実の肌に似 金覆輪ハ金を以前後の山形より爪先及ひ渕演形まて 草鞍ハ荷鞍なり、 白覆輪の鞍ハ銀を以同しくふくりんしたるな 貝鞍は青貝摺たるをいふ、 武雷命ハ鹿に乗る、 馬師皇初て乗る鞍鐙等の馬具を製す、 末の三字ハ必万葉書きなるへし、 漆を以塗たるを云、 鞍の数ハ一背又一曲とい 金粉を以て鞍地を一向濃たるを 張鞍ハ骨ハ木を以し、 練鞍も凡右に類す、 白鞍ハ木地に絵

賀の

和

弥三郎に眼を射られし時、義家是を巧て製す、相図詞の権輿なりといふ、腸繰鏃も同時、鎌倉権五郎景政、鳥海武衡清衡か営に夜討するの時袖印を付け相図の詞を定む、是袖印

胄 り 甲冑の製、 五枚、 昔義家出座して童名を源太と云、 造らせらる、 の時力を尽し心を励し、 其古合を捻り返して筋にしたり、 代々重宝とす、 袖に源太を載て叡覧に入らる、 の旨頼義朝臣に仰下され、俄に鎧一両、 手変空虚 遣し軍士を撰ひ武具を調へしめうると云々、 以前皆革を以て制す、 将軍たり、 夷起る、 討つ為に始て甲冑を作る、 後に四方白八方白の名あり、 る者僅に八十九人、 なし、 釈名云、 閉へき乎否哉、 接戦の時袖を付さるハ、甲州馬場信房か工夫なり 頭形にして天空なし、産衣の冑ハ鉄を以六拾三枚に鈑 紀の古佐美官軍の大将軍たり、 の所あり、 三将奥州に戦て利あらす、 管子に荀慮の山を発て黄金を出す、 時代に由り格別に異なり、 是東夷大征伐の為なり、 言の正義云、 其比まてハ鉄を以制すといへとも或ハ三枚、 天空の廻に飾の金物をして其侭おくへし、 同九年三月帝太宰府に仰て鉄冑二千九百枚を 鉄工の者是を窺ふ、 八幡座と名く義家朝臣の家伝第六兵具部云、 百済国の俊哲及ひ坂上田村丸を東海 気昇て手変に汗を発す、天空是幸なり、 本朝桓武天皇の御宇、延暦八年奥州に 古ハ冑甲ハ皆犀児を用ゆ、 兀 其時の鎧を源太産衣と号す、 方より八方を生し、 故に手変に空虚あり、 三歳の時、 是我朝鉄冑の初也、 死する者三千余人、 今の製法ハ天正より 頼義朝臣日、 **冑一頭を威して、其鎧の** 池田の真牧安倍黒純等副 凡冑にハ名所多く、 院より御覧有るへき 黄帝ハ逆臣蚩尤を 八より八八六 鉄を用い 偖案に一戦 其留見苦 是より 賊死す 是より 東山 以 或は 源家 ひた U,

> とする故に、 三枚とす、 空或息払といふ 廻の縁を設て囲垣と名つく字、 宿り闘戦の武名を照し、 幡座と云事ハ義家の冑より始る故なり、 十四を生す、 耦にして陰数なれハとて其内真甲の所二枚を以一枚として六十 六十ハ陰数にて耦也、 然れ 指を入る事を禁すともいふ、 は冑の筋を六十四にすへき事な 源家ハ八幡の氏神なれハ八幡座と称す、 又神籬に作り、 三ハ陽数にて歌也、 或ハ云、 此説信用しかたし、 天空 神は正直 れとも、 ハ神異の御殿 此天空を八 の 天

上玉字、又上神に作る八幡座の廻飾の金物をいふ、 といふ説あれとも非なり、 其外面々好の模様不可勝計、 様種々有る、濃菊、 昔ハ塁座のことくして上に切羽のことくしたり、 透菊、 敷菊、 天空の辺皆八幡座とするなり 次に濃菊、 切羽都て五重を以て大抵とす、 透菊より上 保 囲垣 ハ都て 元軍以来其 事 也 幡 往

天辺字亦手辺に作り、八幡座の辺りをいふ也、

或ハ餅三ツを飾り設て三光と称す、真甲字亦作真向、正面の事をいふ、角本のある中央の筋の間也、

る也、或ハ猛獣の角を蒙るゆへに角本と名つくといふ、一角本とハ前立物を立る為の物也、自往昔龍頭に鍬形をは角本に立

皺を設て見上と云、字亦眉上に作る、に移し顔色を美ハしくせんか為也、其上表を両走といふ、其所にに移し顔色を美ハしくせんか為也、其上表を両走といふ、其所にす朱塗りにするハ、勇士の色青きハ臆して見ゆる故に朱の色を顔眉廂字亦眼廂に作る、目の上へ差臨む所を目受といふ、其内を必

すゆへに下知よく聞ゆる徳あり、り、大風の時ハ大将軍の下知聞兼る者也、吹返し大なれは風を返吹返し俗に胄耳と云、鉢付の板を余す也、是を大にするハ故実な

鉢付の板冑の鉢に付たる所也、 也 \mathcal{O} 餅と云、 垂錣 ハ常の錣なり、 錣 鉢 の下の惣名なり、 二枚錣、 餅を錣付の餅と云へり、 三枚鞱なり 満仲錣とい ふハ多田院の作意 或 ハ鉢付

一去死ハ冑の鉢の際をいふ、鉢付の板の廻をいふ也、

束の穴といふ、又近代ハ組糸を以て坪にして締といふ、所にあるを以四天王に準する者歟、鉼に付随て四ツの穴あり、装四天の鉼、是ハ昔ハ四星の鋲といひしを代四天の鋲といふ、四ケ

て吊りにいた場合に、「最もは、

て疣のことく透間なく居る也、

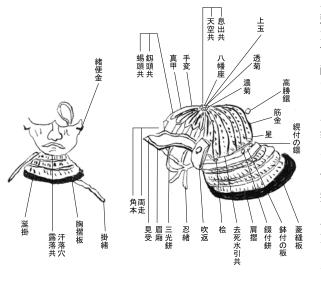
錣字亦錮鞍頓項承巾等に作る、 に品々なし、 三枚錣五枚錮満仲頓項縫垂鏑等の名あり、 たるを同毛冑といふ、 たる簾懸といふ、 の外になし、 人身の毛に准して云のみ也、 所謂星胄、 中古以来品々出来たる歟 繁鍼たるを毛引といふ、 錣をは三枚錣五枚錣といふ也、 筋冑、 昔革を以したる時ハ鞠字を用 剱頭頭形打、 又甲冑共に同毛の糸を以て威 昔糸を以て名を設たる 譬へは糸を以て所々鍼 烏帽子、 Щ 往昔には冑 |伏頭 ゅ 翁

眉廂の多く差出たるハ得多し、一にハ目に向てまはゆからす、二也、革を以するハ悪し、汗出る時、革ハ遮る故に忍緒緩て悪し、内冑別に伝なし、或ハ頭人と云、内張ハ麻布、或ハ木綿を以する

刀面に当らす、五には屏下に至時石を落に顔に当らす、にハ両眼に入らす、三には風に向て塵埃を避け、四には敵の打太

摺と名く 也 類当の善悪ハ忍緒を強く縮て頬へ当り、 汗流とも云、 を走矢摺といふ、或ハ矢当ともいふ、 面頬といふ、 手の制するハ此彼に当り痛所多し、 又是を結搦ともいふ、 鼻なきを猿頬と云ふなり、 緒便金とハ両の頬の上にあり、 結当る釘ともいふ、 能く様し試むへし、 寄下の穴ハ領の下にあり、 痛む所なきを善とす、 頬に皺のことく筋付たる 忍の緒を掛て堅むる 鋌掛第一の板を胸 鼻あるを 下

冑ハ一頭一羽、敵の冑を一刎といふ、頬当ハ一面といふ也、



鎧字亦甲に作る、 鉄を用るハ頼義朝臣の薄金といふ鎧に始る、 備身釈名云、 逆之時、 犀児を用ゆ、 本に柿と云人甲を作、 礼夏官司馬註に甲ハ今の鎧なり、疏云、 奥州の賊起る、 悉く官軍に着せ、 断革作甲、 甲ハ物の鱗甲有に似たり、言の正義云、 未無用鉄、 管子に黄帝蚩尤を討ん為、 小野名雄討手を蒙る、 黄帝内伝云、 夷賊を討平と云、 人王五十二代嵯峨天皇の時、 柿ハ少康の子也、 玄女帝に請て日、 此時迄ハ皆革を以作る 古ハ革を以て是を為甲、 先年羊の皮を以、 大白陰経云、 始て鎧を作ると云々、 作甲胄以可令 古の甲冑皆 弘仁四年の 蚩尤企叛 鎧を

頼義朝臣の制する所無楯と云、此類也、仏の胴糸なし、胸の辺に肉有り、其形仏像のことし、故に名とす、段々に重上け、所々鉼を以緘つ、其上を黒塗にして糸毛を用ひす、桶革胴、昔ハ革を以て威す、近代ハ鉄を以薄鍛ひ、桶頬のことく

緘にしたるも有り、して先を碁石頭のことくして、糸を以て縫迹にするなり、又革菱して先を碁石頭のことくして、糸を以て縫迹にするなり、又革菱大着目鎧大紋の革包也、或ハ萎革包も有り、桶後のことく段々に

摺破小実なり、

と萌黄糸を以一通ツゝ縫たるをいふなり、綴也、又小桜を黄に返したると云ハ薄紅にて威し、耳の糸を黄糸小桜威ハ武器骨董云、薄紅の糸を以威し、耳糸一通、萌黄色にて

るをハ赤革威といふなり、糸にて威たるを糸緋威と云、又革計を朱塗にし別色の糸にて威た朱塗にし、糸に朱を以て威たるを火威と云、又革ハ別色に塗て紅緋威字亦火威に作る、火威と云ハ朱を以て火に準す、然とも革を

一唐綾威、是異朝の織物、綾錦金襴等の織物を以、籠手胶楯等の屋一卯花威ハ惣白色、耳の糸萌黄にて綴也、地色にはかもひなし、

とす、屋と云ハ、飾の絹鎖の下に用る所の絹なり、

黒糸にて綴たるをいふ也、黒糸を綴る也、黒糸威とハ地色何にても黒革威ハ黒革を以包み、黒糸を綴る也、黒糸威とハ地色何にても

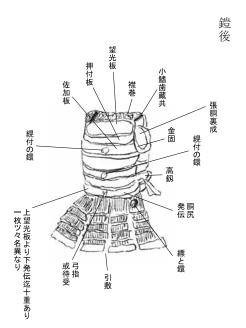
の糸計を黒色にて綴也、
む事なし、其革を水色に染て糸のことくに改、彼革を以威し、耳革を洗て干す故に、何程雨にぬれても延ふ事なく、日に照ても縮洗革の鎧ハ真皮の裏を落し鋤て取、寒中水に浸し、絞上幾度も彼

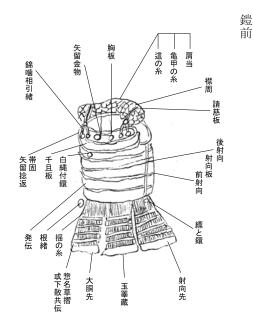
くして其下にも縄目を付て漆にて塗なり、純縄のことく見る様に威す也、故に設名札の頭を碁石のこと節縄目字亦搩索目に作る、啄木の糸を以威す、糸の通し様に替有

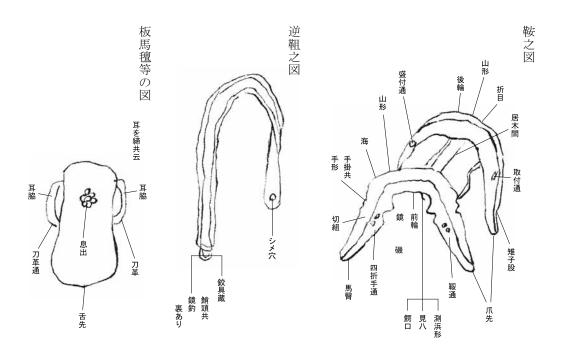
其下一枚ハ白糸、其下一枚濃紫なり、札ハ何色にても同し、大略平人の可着用武具に非す、大将の鎧なり、錣も袖も上三枚ハ薄紫、紫裾濃ハ惣糸薄紫腰一段白糸を以綴、草摺残らす濃紫糸也、是ハ一渋瀉威ハ胸一の板を白糸匂、其外ハ皆萌黄糸なり、札ハ好に従ふ、一沢瀉威ハ胸一の板を白糸匂、其外ハ皆萌黄糸なり、札ハ好に従ふ、

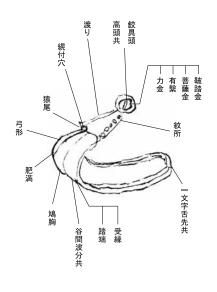
に櫨と云、匂と云ハ菱錣にするゆへなり、へり、徐刀今草木の枝耑莘房之帯を枡とす、此櫨是を蒙とるゆへ云なり、櫨ハ則枡なり、櫨ハ新期切音欂櫨説文に柱上ノ枡也といとハ柱上の枡なり、糸を緘たる形四方にして枡のことく故に櫨と一櫨匂鎧ハ萌黄と紅との糸を以て菱錣と枡錣とにしたる鎧なり、枡

糸にておとしたるハ洗糸威といふ、の花威、五色の啄木むねの上を革にて包たるハかしら威、薄紅梅糸五色のたくほくハ小桜威といふ、銀に白糸見候の糸薄浅黄ハ卯或説云、朱に紅ハ緋威、金に紅ハ糸緋威といふ、黒きに紫見るの









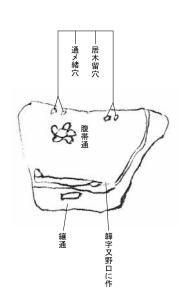
韉鞍之図

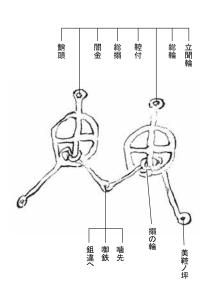


馬に乗左の前輪に付

馬に乗右の前輪に付

往昔武州にて作る木を剡曲、其縁を鉄を被鍛錬て覆包、 鎧ハ細く長く鳩胸高く両方低く踏込浅きに徳あり





首帳を記るに 場に来る者なり、 番首ハ必論ある者なり、 見て一番を記す事古伝也 歩行武者ハ首を持て歩行にて来る故 陣近所にての高名 つく故に二番か一番になるなり、 先陣にて一番に高名しても本陣遠けれハ来る内延引す、 一番首 又同し戦場にても騎馬の功名ハ早く本陣に来り、 か様の事にて必論出来る者なり、 ハ先陣より後にしても程近き故に早く来て帳に ハ二番首を見て後、 軍 -の場 所によりて一 是は前後の詮議時刻を穿鑿して 二番の馬武者よりおそく帳 帳に記する故実なり、 番首、 二番になる事 仍て二番首を 本

は入子首又入子躰ともいふ、歩行者の首を取り他の冑を取そへて冑立とて出すをいふ、首の取様、故実を知らされは、実に冑首をあるもの也、か様にせされい実に取たる冑首も慥なる証人なくて知るもの也、か様にせされい実に取たる冑首も慥なる証人なくて知るもの也、が様にせされい実に取たる冑首も慥なる証人なくて知るもの也、が様にせされい実に取たる冑首も慥なる証人なくて別るもの也、か様にせされい実に取たる冑首も慥なる証人なくて冑に入子首となるなり、

生首と死首とハ見様習らひあり、 馳合の軍に首取て持事を得さる時 0 П はせさる者なり、 ハ用ひす、 首帳につくもの也 へまい出て大にはせかへるものなり、 掛て切る、 ハ肘向にて掛る敵也 上鬚頬鬚を見せん為也、 耳計か鼻計ハ証にならす、 生首取たるハ首の切目の皮大に退き、 耳ハ頬へ掛て切る也、 耳鼻の切様故実あり、 右ハ妻手にて逃首なれハなり、 死人の首切て来る時は其首 ハ耳と鼻とを切て上帯に挟て 又耳の左を用ひて右を用ひさ 是を以て弁すへし、 是ハ女の耳鼻に紛れさ 又切様に習ひあり、 耳ハ左の耳也 肉 .も骨 1の切 鼻 義 右

を切て引合、上帯にはさみしといへり、家奥州攻の時、藤原秀方敵を多く討取、首を持へきやうなく耳鼻

迄々に馳付人数をつくへきためなり、着到ハ何ほと付ても以上と留めす、又都合書をせぬものなり、是

軍馬ハ二寸五六分より四寸まての馬よし、

舟に乗り兼るにハ、 柴繋ハ馬の攏なき時、 字の伝あり、 へ引付て置く故に馳出る事叶わす、 も馬ハ一所に留て馳出す、 落重て勝負を決するもの也、 来と鐙とを捻り、 敵の袖欤草摺、 綱に一重搦み前輪左の手形左の手にて聢と取らへ、 馬に押ならへ、 組んと思ふ時ハ、 引入、左右の手綱を左右へ引分け、 一にするなり、 置ても能し、 前足二ツを膝の際まて結て置くなり、 又急成時は組付の柴繋といふ事あり、 用之手綱といふ事ハ左右の手綱を鞍の粼形 其外何の処也と手掛り有る処を無手と執て鞍の 左の手綱を引結ひ馬の平頸を鞍爪の際 左の鎧を強踏て敵を馬より引落し、 敵を妻手になして弓手の手綱を搔繰り 綱にて馬の跡足の即際に掛て引乗する也 馬を取放さぬ様にするをいふ、 理りなるかな、 か様にする時ハ、 是を組打のしはつなきといふ、 鞍の手形 又ハ鐙の舌先を面 馬の鼻頬を前輪の へ結付置なり、 吾ハ鞍張の成て然 用之手 右の手を以て 吾も其上に 手綱 へ引付、 の馬を敵 掛に掛 の を 中へ 以

切の矢全く此箙の中に調へおかしむ故に、調度と名つく友足弓を道のほと非常を禁すへき為、新に箙を制して二十の矢を盛る、一百発百中の名を得たり、田村丸ハ弓箭兵杖の宣旨を蒙らされともとして参内す、田村丸ハ天下無双の弓の上手なり、家臣朝倉友足調度掛ハ延暦十六年従四位下坂上田村丸征夷大将軍に任し、拝賀

実なり、 頼朝卿行平に命し給ふ所なり、 出御にて調度掛の役人を召つれられ、 司行平頼朝卿へ調をしたる、是ハ大庭景義か武衛としては仮初の \mathcal{O} 矢も違ひ負様もかわるなり、 調度を肩に掛るを以調度掛と名つく、 調度の 田村丸死後数百年中絶しけるに、 飾 \mathcal{O} 緒を取て、 左 鎧の肩箙掛の鐶に掛る也、 の肩に掛て結ふ、 然るへしと諌るによりて 調度の二字濁て読 寿永元年正月下河辺庄 軍 中の 調度掛と 是ハ矢 む事故

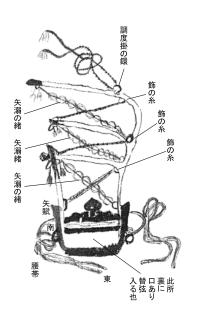
八目鏑ハ矢合の時必用ゆ、一世の矢を除く也、用る矢の四季の上い差し并に、休の矢八ツ目鏑、用の矢を除く也、用る矢の四季の上い差し并に、休の矢八ツ目鏑、筋也、合廿筋也、軍中に用る調度掛の矢の利用を専とする故、無

目鏑に 蟇目鏑、 神通鏑ハ に寿永元年正月三日頼朝卿耳縄へ入御の時、 き箙なれハ、 矢ハ大将軍の符の矢なり、 ハ根挿るなり、 尽頭平題箭矪を除て、 願書を巻て奉納す、 常ハ御名代として射芸無双の勇士是を掛る也、 神通の鏑にも軍中の時は根を挿る、 調度掛ハ自然の時ハ将軍自負ひ給ふへ 飾矢の内軍中に用ひさる矢ハ四目鏑 細根矢を以て代りとす、矢合の八 是佐々木四郎高綱掛 又躰の 此故

とも箙の寸尺にても苦しからすとなり、次に調度掛に矢の盛りや参供奉の儀式に掛る調度也、軍陣又ハ上洛の砌ハ鏑の中に除く矢常の箙より腰の竪横広き事ハ様々の鏑矢を盛るゆへ也、但是ハ社常の長短に従ふ、然とも大体上より腰の底まて長の高さ一尺四寸背の長短に従ふ、然とも大体上より腰の底まて長の高さ一尺四寸調度掛惣して高さハ其人の器量による故定らす、背の長短に従ふ、調度掛惣して高さハ其人の器量による故定らす、背の長短に従ふ、

軍車及上各調度卦之図 土袋う残らす左に是を図す、

軍陣及上洛調度掛之図 社参ニハ矢二十本、



南

We We We We We We We We	۲,	よこのはゝ五寸五部	・ 探の目・ 平頭箭・ 平頭箭・ 平頭箭・ 四目・ 四目・ 四目・ 四目・ 四目が 本の矢体の矢体の矢							
			イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イ	计						

西

北

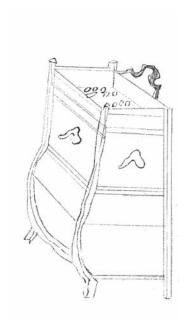
なり、 飾矢櫃ハ常に座右に置、 調度懸と覚たり、 東山義政将軍の時、 に立つ物なり、 ハ廿筋又ハ廿四筋なり、 建武年間本間孫三郎此矢櫃を制して足利将軍へ献しけるを 射手自負てハ軍用の働ならさるなり、 調度懸の図前に出つ、 彼矢櫃の図に拠て様々の物数寄せしを、 近代調度懸と世に云は大略此飾矢櫃の類 或ハ他出の時軽率に負せ、自然の時用事 格別のものなり、 弓二張、 世人 矢

飾矢櫃之図 田村麿之作

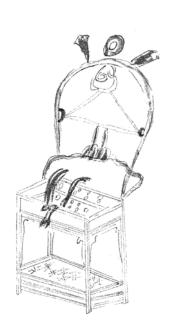


平貞盛之作

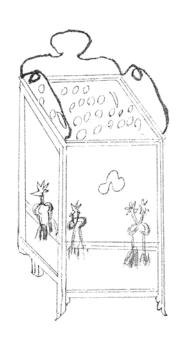
石川兵衛尉源義時作 河内人







源三位頼政作



ひたる権興勲、
ひたる権興勲、
のたる権興勲、
のたる権興勲、
のたる権興勲、
のたる権興勲、
の説あり、然とも終に縨を用たるを聞かす、近世
にて帰ると仏家の説あり、然とも終に縨を用たるを聞かす、近世
にで帰ると仏家の説を大庭景義に問ふ、景義云、縨に二説あり、一

いった、 は、何も同前にて窮屈ならす、着して心もち快し、近世の拙工ハは、何も同前にて窮屈ならす、着して心もち快し、近世の拙工ハは、何も同前にて窮屈ならす、着して心もち快し、近世の拙工ハルとも無念無心也、我心静にして虚なる時は能く道理に叶たる所懸るハ胞衣に包まる時は動気あ続い組て下に成らさる為に懸るといふ、文敏翁曰、弓馬の家袰を

一放火を挙るを狼烔といふ、漢書に出つ、放火に狼糞を交て焼けは

大風にもなひかす直にある也、

一寸より四尺三寸迄を寸といふ、四寸より上を寸といふ、四尺点、二寸三寸より八寸に到る、八寸以上を長に余るといふ、四尺点が以上を龍とす、本朝ハ四尺を定尺とす、四尺一寸を一寸とい馬尺周にハ六尺分が繋以上を馬とし、五尺巻が手以上を駒とす、八尺条筒の古来篦筥なり、鎮西八郎始て継筥を用ひて今に到て然り、

鎧製之事

理を知らすして製する故、窮屈にして快ならす、「もて必もち快し、近世の拙工ハ具足の全体を取失ひ、道代違ひ格好各別なれとも、道理に叶たる所は何も同前にて窮屈な昔の鎧、腹巻、甲別の楯なし、誰具足、仙台具足、名作にして時

大に非なり、きあり、腰に太き細きあり、是等を弁せすして乳縄をのみ用るハきあり、乳廻り太くして胴の短きあり、乳廻り細くして胴の長各別なり、乳廻り太くして胴の短きあり、乳廻り細くして胴の長のよりまわす也、乳縄計にて胴を張ハ宜しからす、人により生付鎧を製せは先乳縄を第一とすへし、乳縄とハ乳の廻りをこよりに

乳縄を本にして胴を張り、 事とする也、 後ハ身に付けとも腰内の両脇帯の上へはり出し、 く矢先き少し通りても身に当らす、利用多し、 かたし、身に能く合たる具足も暑気にハ天日に堪かたく、 身にあわすして能合ふやうに張るか習ひなり、 き肌に合まて幾度も取り易るあり、 肌着重ぬる事あたわす、 太きか能きやうなれとも又左にハあらす、 身に能く合やうに調たる肌着は窮屈にして久しく堪 当る所を打出し、 合わすして能く合ふ具足ハ暑寒に宜し 是拙工のする所なり、 長ハ切り、 然ハ具足ハ余分多 太き具足 是を以具足師の大 腰当のあたりあ 短きハつ ハ腰の前 寒気に 具足ハ

立物、 鼻かけはつし、 面頬、 肩摺、たゝき青染すりはかし、 甲付三所、槌にして、 錆裏紺布、廻りさしへり黒皮 かうしやうくわん、金めつき上巻むすひしん~~ 吹返し、黒塗紋所金粉蒔絵 まひさし、まゆ付て内洗朱 鎧調文の事、 胴寸の取りやう、器物を作り違ハさるやうに念を入るへし、 籠手すねあての寸をよく取るへし、身に当り窮屈なれハ、久しき 具足櫃ハ茶入の袋を縫ことく身の所々の寸を取り、了簡を以余分 鉢付ひやう、 しころ、持基頭日根野五枚、 甲 歯形金めつき、 ひけかす尾、 をして胴を張り、其胴の廻の寸と竪横の寸を能く取りて作るへし、 よく合せ上へをふとく、胴長長からす短からす、身の寸に合すへ 刀をさしされは覚へす、具足太き計か能きにあらさるなり、腰に 菱縫紅むなめたくほく 長けれハ腰に当り短けれは肩計に掛りて重し、 椎なりか、 刀をさして支になり、大に宜しからす、具足を着て試るに 黒塗か、 働も亦不自由也、 金めつき、 朱か、 桃なりか、つなりか、 さひいろか 下縫延上すかけぬり黒塗 とつはいか、 八間すしか、 さけ四下錣同前 手甲如常大紋金ふん 手先三本しのはく広く黒塗り、 手掛付貫座有り、 えり巻、 胸一反腰一反ゆるき、 金物、ふくりんしんちうくさらかし金めつき敷、くろか金か かわ見せ糸、菱糸もえき 前後四所ちやうつかひ、 家鈍子うら渋黄へり黒皮 かた小しのくさりひしかね如常 小手 惣様糸色黄か、らちやか、紺か、 けさん七間五、 胴裏馬皮ためぬり、 高剱唐打、 相引掛通しハツ打せめ小はせ水牛 きやうよふ黒塗紋所金ふん 鼻紙袋胴仕付、 黒皮、 小手、隠金物廻同前 金具廻立、はけめ金すりはかし、 たゝきか、 裏金黒らせいた、 下り錣同 塗、 前 亀甲ひ 朱たゝきすりはかしか、 もへきか、ひろうとか、 しぬいはわせ裏赤地金入、 黒塗か、

へ り

黒

一黒ぬり威しころ同前

はいたて

一板十二枚黒塗、左右紋金

剱柿布かさんとめか、家仕立、小手同前、

すねあて

一五本篠黒塗

一かくすり馬皮、一十王頭えり同前、

御筒かつたり如常黒ぬり、

朝観とハ 天子の院に拝謁し給ふをいふ以上ハ代金十両 岩井伊勢大掾、

院 上皇 太上天皇ハ天子の御位を遁れ給ふを云、

法皇ハ院の御飾をおろし給ふをいふ、

仙洞 仙院ハ上皇の御所をいふ、

主上 当今 皇帝 帝王 上 皆天子をいふ也、

御諱ハ天子の御実名也、今ハ公方の御実名をも云のみ、

宝算ハ 天子の御年の数なり、

践祚ハ 天子の位を践給ふをいふ、

受禅ハ禅を受て帝位に登り給ふをいふ、

即位 天子の位に即給ふを天神地祇百官諸司に告て、其対

行わるゝ節会なり、

一大甞会 即位の由を日本の神々へ告給ふを云、

一行幸 天子のみゆきなり、御幸ハ院 行啓ハ春宮 渡御:

(中宮

親王のみゆきをいる

公卿ハ三位以上、殿上人ハ四位、中将少将侍従等也

堂上衆ハ御殿の内につかへ給ふをいふ、

昇殿をゆるさるゝとハ、縁まて昇るをゆるさるゝをいふ、

地下とハ御殿の外につかゆる輩をいふ、

官職 和歌、

位著書の官位相当する人ハ官をハ上にかくとしるへし、

止一位神の位と聞くなれは人にハ是を贈位とそいふ、

止一ハ神の極位と定まれハ、従一ハ太政大臣そかし、

太政の大臣おほく贈官そ、在世太政大臣はまれ、

一のかみ左大臣にて唐名左府、右大臣こそ右府なりけれ、

三のさ、三の即座にいる時は、羊のさ、三の左によいる、正の字の一位の時はすんてよむ、二位より下へ濁てよむへし、

正従二ハ左右の大臣、内大臣、正の三位ハ大納言なり、正の字ハ左の御座としる時は、従の字ハ右の位とそしる、

従三位ハ近衛の大将、中納言、太宰の師に弾正の尹、

礼部、兵部兵部刑刑部大蔵大府宮内こそ工部、司農二から名なによふ名ハ内府なりけり、中々書式部ハ吏部、民部戸部治部ハに治部兵部刑部大蔵宮内八省、令外とハ内大臣の官をいふ、唐正四位ハ皇太子伝に中務三ケの太守、参議、七省中務式部民部

王とハ天地人に合ふ君なりとていふ、皇帝ハ秦の始皇に始まる、ハ主宰の意にて万機を宰し主宰の功天地に類するとて云のみ也、也、至極尊き諱を軽くしていふへからすとて主上といふ也、帝とらすとして云のみ、主上とハ万乗の主にして極て尊しといふ意一天子とハ天地を父母とし宏大の仁心を以て民を治む、凡庸の種な

ともかす、
て万物の生意ハ東方より起るに因て東宮とも称す、龍楼又ハ禁鶴の意を奉て万物を生育するに似たるを以て云のみ也、春ハ東に当君の宣下あり、次に春宮の宣下あり、春宮と云ハ、春の天地生物春宮ハ皇太子に立給ふをいふ、皇子の内宝祚を継給ふへきを先儲

一中宮ハ 天子の正妃、皇母、皇祖母の三宮をいふ、

皇后宮ハ 天子の正妃なり、

一皇太后宮ハ天子の御母の皇后の位に即給ふを云、

皇太大后ハ天子の祖母の后の位に即給ふをいふ、

先ハ皇太后の御事なり、女院「天子の御母の中宮の位に登り、門院の号ある御方をいふ、女院「天子の御母の中宮の位に登り、門院の号ある御方をいふ、

国母ハ 天子の御母なり、

二の宮、女三の宮なといふ也、又皇女ともいふ、り四品に到る也、いまた親王宣旨を蒙り給わさるを女一の宮、女内親王ハ 天子の御女親王宣下を蒙り給ふをいふ、位階ハ一品よ

称する事を得す、 王なり、玄孫の御子ハ五世に及ふに依て宮人命婦に準して女王と女王ハ天子の御孫、曽孫、玄孫まてをいふ、親王宣下あれハ内親

女御ハ天子の御妻の中宮に次給ふをいふ

御息所ハ東宮の御妻なり、

て其所を司るをいふ、一里衣ハ禁内主上の御衣を召更給ふ所あり、大中納言の御女等参り

宣旨ハ院中にて雑仕取次の官なり、

宣旨を蒙り給わされハ諸王又ハ宮といふなり、一の宮二の宮と申親王ハ太子の宣旨なく親王宣旨を蒙り給ふ天子の御男子をいふ、

親王と申なり、品位ハ正従上下の差別なし、の位階ハ一品より四品に到る、いまた品位に叙せられされハ無品なり、源姓を給り人臣に下り給へハ、群臣にかわる事なし、親王

公卿、 と称する也 議も卿と称する也、 散二位等と称す、是をも卿と称す、三位以上ハ凡て卿なり、 位高く官早きに依て、 時は晩達を慰めん為、 に任すへきに、 中納言ハ従三位、 其職太政大臣に居て公卿と、 摂政関白、 高官の闕なくして余儀なく大中納言の間に沈淪の 太政大臣、 大納言ハ正三位也、 天子より参議を召す時ハ卿と云わすして四 官を辞して前大納言等に任するを散一位、 暫く二位或ハ従一位にも叙せらる、 左右大臣、 天下の事を参り議るゆへ四 然るに羽林名家に器量高官 内大臣、 準大臣 ハ公なり、 1位の参 其時は 参議

ふへき敷、都て四位の侍臣の称なり、「或云、五位六位も昇殿を思注】の列にて昇殿を聴給ひ、天子に聴近の人々皆殿上人といわぬ御方にも、大臣の大将を経給ふをハ皆公達と称する也、臣の大将に任する人々、或ハ摂家の中に摂政関白の先途を逐け給臣の大将に任する人々、或ハ摂家の中に摂政関白の先途を逐け給

太夫の列なる由旧記に出つ、家、菅家、江家の儒門、太政官の外、医陰両道、伊勢祭主等皆諸宗、菅家、江家の儒門、太政官の外、医陰両道、伊勢祭主等皆諸一諸太夫。名家の中にも諸太夫家あり、源家重代の人々、南家、式

聴けれハ殿上人なり」

兼て九国二島を鎮撫す、其職甚大なるに由て、太に宰の義に依てらさるゆへに太宰府を設けて、近くハ筑前筑後の国事を奉行し、太宰府ハ筑紫ハ王城を去る事遙にして、三韓に相迫り、穏やかな

す、九州二島に植て其種甚美なるに由て都て筑紫と号すといへり、一九州二島を筑紫と云ハ、廿二代允恭天皇の御宇異朝より紫巾を貢

瑾

瑜

集

山かけすゝし日くらしの

続千載集雑歌上ニ出つ

波の浦のよしあしとなく書つらね、類を分ち品を定めて題をも異に 夫人の情あるや、折に触れ時を感して言に、発寿発して三十一字の るき物語りなんと聞につけて筆にまかせ多くの年月をかさねて、難 読む事を知りしより、漫りに書史になん耽りて、からのやまとのふ る、やつかれもとより其道しれる身にもあらねと、初て髪を結ひ文 御代よりはしまりて、其言種のしけきハ浜の真砂もものゝ数ならす 格躰にかなへるを大和歌となんいひけらし、おもふも遠き天津神の されハ其言の葉を聞てハ、やかて其人を見る心地なんしけ

て瑾瑜集とハ題しける、屈原か瑾を懐き瑜を握るの言に採りけるも 国の守の詠し給ふをゑらみ出して此一巻とし、 鐘山の美玉にたとへ しけるとなり

宝暦改元の冬霜月 越智通昭誌す

瑾瑜集巻之

波こゆる袖のみなとのうきまくら 忠宗公

うきてそひとりねはなかれける

新後撰集恋歌四に出つ

中々にうきもつらきもしられすハ こゝろのまゝに世をやすくさん

風わたるなつみの川の夕くれに 新後撰集雑歌中に出つ

日新公いろは

いにしへの道を聞てもとなへても

わか行ひにせすハかひなし 古の道も我行にせすハ甲斐なきよし、 首尾能調ふか、

ろうのうへもはにふのこやも住人の こゝろにこそハたかきいやしき

守と成へく候、

人無高下心有高下、

はかなくも明日のいのちをたのむかな

けふも――とまなひをはせて

勿謂今日不学而有来日、此ことはに相

我にます人おとなしき人

にたるこそ友としよけれましわらは

無友不如己者、

ほとけ神他にましまさす人よりも

こゝろにはちよ天地よくしる

人心生一念天地悉皆知

たそとて我とゆるすな稽古たに

つもらはちりもやまとことの葉 高き山も麓のちりひちよりと侍るに相あたりて候!

とかありて人をきるとも軽くすな いかすかたなもたゝひとつあり

非殺之為生後輩非誡之為助亀非鹿也

ちゑ能ハ身につきぬれと荷にならす

理も法もたゝぬ世そとてひき安き 人ハおもんしはつるものなり

心の駒のゆくにまかすな

二首の心詞銘肝入骨候

ぬす人ハよそより入るとおもふかや 耳目のかとにとさしよくせよ

るつふすと貴人や君かものかたり

耳目のかとの戸さし耳目をなくさめ候

はしめてきけるかほもちそよき

つかふる人の為かくこそあらまほしく候

をくるまの我あく業にひかれてや

つとむる道をうしと見るらん

是を見てつとむる道に入り侍らさらんや

わたくしをすてゝきみにしむかわねハ

うらみもをこり述懐もあり

尤私をすてん事毎々存合候

かくもんハあしたの塩のひるまにも

なみのよるこそなをしつかなれ

学の道のいさめ目をよろこはしめ候

よきあしき人のうへにて身をみかけ ともハかゝみとなるものそかし

たねとなるこゝろの水にまかせすは 見賢思斎焉見不賢而内自省也

道より外に名も流れまし

れいするハ人にするかはひとハまた

さくるハ人をさくるものかは

両首いつれも難申殊勝候、

そしるにもふたつあるへし大かたハ

主人の為になるものとしれ

衆悪之必察焉好之察焉、

つらしとてうらみかへすな我人に

むくひ―――てはてしなき世そ 怨以報怨終不尽以火如消、恩以報怨終尽水以火如消

ねかわすはへたてもあらしいつわりの

世にまことある伊勢の神垣

まことをねかへたるや、

なを今にのこしおきける人も人

こゝろもこゝろ何かおとらん

らくも苦も時すきぬれハあともなし

いくたひも吟しかへして此味を得たく候、

世にのこる名をたゝおもふへし

世にのこる名をおほかたに心得けりと只今目をおとろかし

むかしよりみちならすしておこる身の

天のせめにしあわさるハなし

若人作不善得顕名者人不害天必誅之、

うかりけるいまの身こそハ前の世と おもヘハ今そ後の世なられ

欲知過云因見其現在欲知未来果見其現在因

あにふして寅にハおくとゆふ露 身をいたつらにあらせしかため

下句感に堪かたく候、

のかるまし所をかねておもひきれ

ときにいたりてすゝしかるへし

最後の大事を兼てならせとそ剛といひけるものもおしへしよ

おもほえすちかふものなり身の上の しうけ給りおき候

くるしくとすく道をゆけ九折の よくをはなれて義をまもれ人

すえハくらまのさかさまの世そ

始末のことそ見所多く候、

やわらくといかるをいは、弓と筆 鳥にふたつのつはさとおしれ

経文云、慈悲忿怒譬如車輪

まんのふも一しんとありつかふるに

身はしたのむな思案かんにん

下句ありかたく候、

けんふせうもちひすつるといふ人も

かならすならは殊勝なるへし

晋中行氏尊賢台能用賤不肖台能

ふせいとて敵をあなとることなかれ

多せひを見てもおそるへからす 弓箭の道のいさめ無比類候

こゝろしていくさする身の命なれ

揃れハいきそろわねは死す

軍の場見るやうに候

えかうにハ我と人とをへたつなよ かんきんハよししてもせすとも

てきとなる人こそハわか師匠そと ゑかうの心を得とし悦入候、

おもひ返して身をもたしなめ

あきらけきめもくれ竹のこの世より この師匠あたらしく驚愚眼候

まよわハいかに後のやみ路は

りん者の道あわれふかく候、

さけも水なかれも酒となるそかし

たゝなさけあれ君かことのは

筆醪不能味一河水といへりことに情ふかく興をもよほし候、

きくこともまた見る事も心から みなまよひなりみなさとりなり

ゆみを得てうしなふことも大将の

心からのまよいすり眼前候、

こゝろひとつの手をははなれす

得弓与矢豈離そかね、

めくりてハ我身にこそハつかへけれ

先祖のまつり忠孝のみち

みちにたゝ身をハすてんと思ひとれ 忠孝の道我身のつかへと成まし又眼前候

たたにも歯のこわきをはしるものを道にすてん身ハ猶かろく成て候、かならす天のたすけあるへし

舌能存歯剛則折也、

ゑゝるよをさましもやらてさかつきに

無明のさけをかさぬるハうし

ひとり身をあわれとおもへものことに

民にハゆるすこゝろあるへし

人にまつよくおしへならわせもろ~~の国やところの政道は

せんにうつりあやまれるをハあらためよゆるす心も教ならわせもとり~~にあわれなく候

義不義ハむまれつかぬもの也

過則勿憚改、

すこしきをたれりともしれみちぬれ

月もほとなきいさよひのそら

経文云少欲知足

すして、よきあしき天か下こそわさをしり侍らん、教誡のはしとし、わかき老たるをいはす心をとめて見侍らは、此四十七首を出葉の花残れる木のもともなく、おもひの露もれたる草かくれもならさりしゆへに、ひろくまなひとをくもとめていひいたせること右の歌は島津相模入道日新忠良、此道をもてあそふ心さしの浅か

をのへ侍る事になりぬ、とわりなけれハ、かりの関のはかりなからいさゝかおろかなる心とわりなけれハ、かりの関のはかりなからいさゝかおろかなる心とわりなけれハ、立れを見せ侍りし宗養法師一筆しるし付侍れかしとわりなけれハ、立にふかくねさせばへきものにや、童蒙求我たくひならむかし、気にふかくねさせ

戌正月廿一日 准三后在判

龍山公の御父稙家公の御事也

抑此一巻遂一覧候、執々面白絶言語候、奇特々々、仍奥書乍斟酌、以前度々以書状申候、定可相達候哉、返事不到来候、無心元候、

正月七日

書付候、外見其憚多事候心事尚重而可申述候也、

状如件、

島津相模入道殿

礼可申述候、此等之趣可然候様御披露所希候、恐惶謹言、候、則被成御書申候委曲之趣兵庫助可被申入候、何様不図罷下御御詠拝見仕候處、餘金言就難打置、近衛殿様備上覧、御奥書申調雖未能申馴儀御春成下国之条、難過好便令啓上候、仍若計御教訓

正月十六日

野村兵部少輔殿

龍伯公いろは御詠

ろかいたつ袖もつなても打はへて猶よろつ世と守れ神かき

はるの花しける梢も秋の色になきさ漕かふ船ののとけさ

-38-

りこんたてする人ことにあやまちの よそに見てうらめしかりし老楽の かせの音波のひゝきもこと~~に わたつみのそこよりふかき心をも をしへをハそむきかへしてたらちねの るりのつほ不老あかたのくすりさへ ぬしからをよくたしなみて主人にハ ちわやふる神のめくみにたかわすハ とせんなる折々ことに古る草紙 ほしきとてしゐて所望ハ無益哉 にわかにハ何の稽古もならぬそと へりくたる心の内につよけをは すくれハ後ハとくのちやう上 忠を尽して奉公をせよ 心をかけよ朝に日ことに 我いたゝきにつもるしらゆき よみあらわすや大和ことの葉 さためおきたる弓筆のあと 身につもるをハ知らぬなりけり いのらすとてもへたてやハある 見てことわりに心つくへし さしはさみたる人そゆかしき 出すとなれハおしきものなり 心つくれハたゝのりの道 ハやかてゆきのふるさと

のむ酒の正躰なきもしやうしかな あをはほる

日ハありとてもふさく

日ハ うたのみち乱舞茶の湯もたゆむなよ むかしより伝り来る道々を らん拍子ふみそんしたる猿楽の なん方のむくの世界に行とても そのかみの名たゝる人も今の世の れんかをハしはしかひまもわするなよ たれも身ハ主人次第とうちまかせ くに持ハ四書や五経を学ふへし おく山の柴のいほりとおもへとも ねたしとてさのみりんきの過ぬるハ つく~~と世のうき事をあんすれ ことはつゝきもこの道にあり かたろふ人のあいさつのため はちハー期のあま夜とそなる ねかふつとめハ扨もくるしや 理たてをすてゝつかへてもかな たえすつゝけよ末の世の人 妻にあかるゝ初とをしれ 我なすとかのむくひとそしる 人も五臓に六腑なりけり 月も花よハすてぬはかなさ あまりのまぬも人のかけみち あらしものをと人そかたれる

やはんまて学してもおこたらす 起出まほししのゝめのそら

けん人ハ聖人よりハおとれとも 身の行すえの用心をせよ まほうをハ修しかなへたる人ハたゝ

ふようなハ生れ付とハいひなから それも前果のわさとしるへし

はけます心なきゆへとしれ

こゝろにハ善をは思ひあしきをは

えらぬにハ能そ稀なる取所 すてよ我身にあらしあやまち

ひとつもあらはそれをそたてよ

てん道ハふたりの親に孝あるを まもるへきとのちかひとそきく

あさに日にかんきんするといひ~~て おこたる時にはちハあたれる

さまたけの有ましといふ人ハいさ

釈迦の時さへ提婆とやらん

きみをしもかろしめてさへ科なきハ

月花雪のたわふれのとき

ゆふなるをむかしハほめし今の世 んほくをほとこすほとの高名ハ うつけたるとてわらわれやせん

たのむ神慮のわさならすやハ

みる人も又聞人も耳と目そ とまらぬ人やたわけなるらん

しらまゆみやたけ心をもちてこそ いつれの道の奥もしるへき

ゑしやくにハ客の心もうかゝいて

おもき軽きハ時によるへし

ひとのよき人のあしきを見てハ我

身をみかくへき鏡ともせよ

もしもわかぬ我ハさなから盲目に 同しものとや人の見るらん

せいしをはかる~~とする人ハたゝ

すいりやうハ大かたあふと思へとも みとせのうちのはちとしるへし

ときととからぬ心にそしる

京陀羅尼読てもよしや大空の 月待つ夜半ハ御祓そよき

としも云より数の初りて

二なき命を君かためならは 百億まてもくらからぬなり

すゝしく軽くすてよものゝふ

三従に五障を加へ八をしも いかにのかれんあわれ女房

四天狗の内証まてハしらねとも 五躰をは破り捨ても六地蔵 たふと拝む日所作

-40-

六十にあまらは誰も心せよ 今ひとつをそ見付わつらふ

時にあふまし今の世間

七馬鹿といわるゝ人の上に猶

八歳になれる龍女か成仏も

心のそこハ用心をせよ

九重に八重のさくらは十成を 妙法華経の功徳ならすや

十年を七つかさねてけふハはや

いむ心にや華もさくらん

む月の廿三夜なりけり

頓作といひ、老耄といひ、ひか事あらん所、 此いろは歌五十八首ハ慶長七年正月廿三夜月待の目覚しに詠之、 見ゆるし給ふへきも

> むかしをもかへすたもとのにほひかな あまつ乙女のいとたけの声 ちるハのうみのはかりなけれ

たまたすきかゝるうき世の濁りにも 心すめとのいわしみつかな

いさきよきすみ家をすてゝちりふかき 世にましわれる神ハたのもし

ほとけ又世に出し月の四つのうみ みちかゝやける宮うつりかな

さしも草さしもしれとやうかりける

つきも日もひかりをそへていへーへの よをしいとふはなかりける身を

詠仏法参得十三首 日新公

千代のさかへハ神のまに~

もとくひを打おとされて落もせす

此心かたちなけれハはからひよ きられさりけり切る人もなし

うたかひハ晴たる空にそことなく つもらハつもれ塵もほこりも

雲のおこれハ雨のふるなり

すまさんと思ふ心ハ濁りけり 世ハたゝ有の水のはちすは

てらすへきくまのなけれハ月も日も たゝ白たへの雪のあけほの

なにはつの今ハ春へと神かきに

題八幡大菩薩

日新公

匂へる梅の冬こもりかな

むつましき世をしらゆきの千里まて

かけて敷地は神の御心

はるちかきおとろく濃の下草も 花さきみなる世をや待らむ

まもれ猶人やりならす慈悲ふかき ちはやふる神代にハいさむこかね へみかきたるこの殿つくり

展空よりよろほひ出て見し夢の 「なのまくらにはやさめてけり がのまくらにはやさめてけり 関ゆともなく香もなかりけり 関ゆともなく香もなかりけり とを剃り袈裟をかけたる知事へ しらぬを今へしるとこそしれ

おのかしゝそのましましの色々にかゝる時にや紙もさきけん

柳も花も鷺もからすも

三界の外まてつゝむけさころも(けんもひけんも我ひとりかハ)さとれると思ひしこそハおろかなれ

大慈大悲のひかりなりけり消ぬれとついにきえせぬ縁の火ハ

うちのすみにハー物もなし

みきくこと人のうへとてそしるなよりのほとをしれといふ冠にて日新公

ほしくとて無理をいひとる人のみハのかれ得ぬ命を知らぬ人ハたゝのかれ得ぬ命を知らぬ人れたゝのかれれりない。

ともたちとおもひなからも敵と見よーたゝしもかれの草のことくに

親子ならてハこゝろゆるすなおこたらす我道々をしる人は何につけても頼母しきかなしらぬことものいひたてをする人へ後ハ我身のあたとこそなれたゝ忠孝の道をあんせよ

そらかともたのめ春の名残に入相のかねはきくとも暁の 三月尽の心を 日新公

心の水を神々すまさは下まてもにこりハあらし浅からぬ

神祇

さたまる風のふかんかきりはいそくなよ又とゝまるな我か心

するまたつしの梁山への名は遠き世の妙なる法の色香をも

題しらす

日新公

いひ出ぬ花にしあらは花のひもけふまたわしの深山へのさと

むすほふれてよ山吹の花

善も悪悪も善なりなせはなす義久公へ御教訓 日新公

こゝろに心はちよおそれよ

-42-

はいたなっぱんしつの題しらす。日報

() こゝろの関をとちていたすな偽は心をぬすむはしりもの

こゝろのそこを何とかハくむ松竹をさなから朋とすむ水の

有かたや白毛かしらを尽しても

つくさぬものか神のめくみは

給ひしに菊のむかしにかわらす咲けるを御覧して 日新公いとけなくおわせし時ものまなひし給ひける寺に御老後詣て

おとろふる身そはつかしき紅の

花はむかしのいろときくにも

肝付省釣か叛きしを召せとも参らさりし候ハ帰陣の時よみて

賜ひける

もる世とも知らてたのむハ木のもとの

旅寝ハさそな寄よなみたよ

日新公の御追悼のうたあまたよみ給ひける中に

伯囿公

みたれぬ人のおわりなりけりつく――とおもふにすこしなくさむハ

題しらす 伯囿公

儚も春かけてつれなく白ゆきの

うつりゆくあとの日数に浅からぬ残るを見てもなきそかなしき

春のうたの中に 伯囿公親のめくみそ猶しられけり

此春やいとゝ暇のなかるらし

大宮人の花もかさらす

名号なと句の上に置てよみ給ひける永禄九年十月の比三山にて討死し侍る人々のためとて弥陀の

なハおもくおもふ心のひとすちに

すてしや軽きいのちなりけり

きのふの夢そはかなかりける

むら~~に時雨るけふの柴よりも

ありはてぬ此世の中に先たつそ

歎そ人のまよひなりける

三川の泡の衣にきえしあととてや

折々ぬるゝたもとなるらん

わすれかたみとのこしおきけんたちかへる面影のみやなき人の

仏ます世をいつくとやたつぬらん

よへるやまひこの声

ほとそなくきのふけふかとおもへとも

三十四十にあまりぬるかな

烟そひとのゆくすえのそらさらにたにそこともあらす終もなき

みたれぬ人のおわりなりけり

つく——とおもふにすこしなくさむハ

千世とていのりし親の別れより

むかしみし面かけハたゝそれなから何を我身のよすかならまし

-43-

それといわむもさすかなりけ

なみたこそ言葉も知らむ世の中に

さらぬ別れのなからましやわ

千年ふる松の葉わけのかすむ日や 住吉法楽 天正十八年二月

龍 伯公

空も春立つけしきなるらん

世をひろく守れる神もことのはの 近衛殿にて御歌会巻軸 天正五年十一月

道にやなひく心なるらん

禁中花見物の折 天正十八年三月九日

ちはやふる神代にもやはしら雲の

うへにみきりの花のさかりは

花見によめる 天正十八年三月廿三日

しらくもの立かくしたる花のもとを とひつゝなかき日もくらしきぬ

咲そめし心の花のちりぬへき

春の嵐のふることもかな

常盤なる松も色そふ藤波の

うつろふ水やかゝみなるらん

神かきのあたりならすハ手折ても 加茂のたんのつゝし見て

かえらまほしき岩つゝしかな

され歌当座

花々ハねにかへるとも我中とに

残りてひとり匂へしらきく

桜さくよしのゝ山の木のもとに

花のころもをひとよからはや

ほとゝきす声は雲井をへたつとも

雨にことゝへ草のいほりを

西方寺庭見物の時詠之

池水のたゝむ岩尾に波かけて

夏をおくらす庭の松かけ

此歌紹巴聞付られて如斯、夢想国師年月石木をかさねうへ給 へる西方寺庭御一覧、池水の御口号珍重~~、 供奉の人々何

とて不被詠之哉、岩木の心はつかしく候

次の日是をおくる 紹巴

岩たゝむ道とめ入て池水に夏をおくらす人のかしこき

夏ころもうすきおもひをぬきすてゝ

龍山様より左記の御歌給候、

御返歌なり

あしのほわたをたのめゆくすえ

九月九日に読てある人に遣し候

九重にけふ咲菊の色よ香よ

山路の秋はさもあらはあれ

もるひまのあらはしはしハ家さとに

手折てゆかんはなのしらきく

大陽院殿かくれさせ給ひし時読、 御霊前に備

へ奉る也

すえの露きゝにし野辺のあととへハ

なをもとつはを忍ふ草かな

ひらかたといふ所にて詠之、いたみのうた也

あたし世ときゝなハいかて置つらん

見るまほとなきあさかほのつゆ

玉津島明神法楽

ことの葉をよせくる波も玉津島に

のりかけてや立かへるらん

子細あるうたなり

私曰豊臣秀吉薩州入の時龍伯公御女を携へ上洛有ける、公暇

して細川玄旨におくり給ひ、玄旨感慨して秀吉に告け給に、 を得て国に帰給ふ、御女ハ質として残されける時、此歌を詠

ゆるしを得て相共に国に帰り給ひしとそ

ふた世とハちきらぬものを親と子の

ことの葉ハあたにきくとも心たに わかれん袖のあわれをもしれ

誠のあらはたのめ行末

或云、 此歌玄旨法印の返し也とそ

当座

むねに焼くけむりハ千里へたつとも

雲のうへにや立のほらまし

龍山様【頭注】より十月廿九日初雪とて御歌被下候御返歌也

「東山龍山公の宿より雪のふりける日、

龍伯君の朝の宿にか

くよみて送り給ひける、とわすともあわれとハ見よみやこ

初ゆきのつもれる庭のあとつけぬ 我すむ山のけさのはつゆき」

のおもひやるかたもなし

難波の梅一見の折節是を書付ておく

ふるあとにあらぬハ梅の若枝かな

紹巴興行の会発句の事承候、 度々斟酌すといへとも絶て所望

により如斯 五月廿七日

梢よりしつ枝も花にあふちかな

昌叱興行の時口能前同

月夜にハ香をとめゆかん花野かな

高野にのほりし時木食上人の会に大雪の日

兼てより心ハ雪の見山かな

住吉の法楽なり

立帰る浦波さひし雪のまつ

薩摩州串木野といふ所にて船まちして日を経る時詠之、

夕すゝみさ山おろしにさそわれて

大明神法楽

つなきし船のいつる湊え

樺山玄佐の家にて詠之

あつさ弓やそちの年の末に猶 いくことふきの春にあらまし

晴蓑か家のあとにて詠之

しつくならねとぬるゝ袖かな

住みなれし跡の軒端をたつねきて

子細有之返歌なり

池水にふるきねさしのかくろいて

ひきわつらへるまこも草かな

千種さく野辺の内にも紫の 名護屋にて詠之、子細あり

諏方

色むつましき花のひともと

りやうせんへ参候て詠之

山ふかき道とめ入てかしこくも

夏とうき世をよそにすむ人

初ゆきを待ちうるまてハ色こくも 鞍馬にのほりて詠之

ちり残りたるもみちひともと

文禄四年正月廿日近衛殿御会に参りて

庭松契久

植しより幾世の春にそなれ松の

かけや常盤の砌なるらん

馴来つゝ軒端にちかきうくひすの

声にまかする玉すたれかな

うたゝねの枕に雨の音聞は

またるゝ花のよすかとそおもふ

近衛殿のいとさくら一見に参候て、御所様薩州へ流されさせ

給ふ、御留主なり 文禄四年三月二日

植置し庭のさくらの色こきハ

ねにかへるへき世をやまつらん

青柳の糸にさくらの花こそは

今朝のあらしや種となるらん

院の御所の花見に紹巴昌叱よりさそわれて夜更て帰る昌叱の

一首にひかれて詠之

戸さしせぬ世はよるとても花のもとに

かへる家路やわすれはつらん

泉涌寺へ参て代々の御はかとも拝み奉り、 又仏の生しやう

拝覧して詠之 三月十三

ちる花はさなから雪のみ山にて

しほる計の我かたもとかな

千本の花見に

とく咲し花ハちりてもおそさくら

千もとの影や常世なるらん

子細有歌なり

みそめつる吉野の花の木のもとに

立もはなれぬ我こゝろかな

於洛東禅井寺、御当座の時前に近衛殿龍山様御成の時

祈るてふ神の守に君か代も

よろつよふへき住吉の松

文の四六月吉日為祈念詠之

すえ葉に家の風ハふかめや

そのかみのえにしあらわれ姫小松

節大隅富の隈といふ所にて御和歌の会あり、 懷紙三歌別紙有 近衛殿西国へ御流され候て、京都事とゝのふり、

御帰洛の折

あつき日の影もわすれて馴れなるし 松のしつ枝に秋風そふく

当座薄露

-46-

行く袖をむすひもとめよいとすゝき

末葉の露ハ玉とちるとも

神かきの内ゆたかにもうつし置く

こゝろや世々のかゝみなるらん

近衛殿薩州鹿児島といふ在所なる御旅宿にて御会に

松か枝にかわせる梅の匂ひこそ

千里の松のかさしなるらん

色かへぬ松のみとりもふくろひて

空に波立つ藤の花かな

当座名所神祇

そのかみの世も遠からて西の海 の

波にそむかふ住吉のはま

又庭のさくらの歌

春とてもつもりなからにきゝやらぬ

雪ハちりしく花の庭かな

近衛殿御上洛路次にてかめにさす花に御口号有御座にて

花かくをわけにし野辺の帰るさや

手折もて来てかめにさすらん

富隈移徒に連歌に雨乞のうた

松かけのすまひすゝしき岩井哉

山めくる雲のさそわは雨おちて

大御田小田のさなへうるほせ

法華嶽の薬師にて詠之

旅立し行えをたのむ御仏に

なひく心に身をやまかせん

ちらぬほと花にみなみの風もかな

住吉大明神へ立願有りて近衛殿奉頼和歌会有

慶長二年六月

廿 一 日

松下納涼

山風の音聞庭の松かけは

夏を外なる住居なりけ

むすひてハさそなさしても松影の

岩根の水に夏そ流るゝ

当座

雲間初鴈

ほと遠く雲間に聞し初鴈の

声も門田に鳴き落るかな

夕たすきかけて千年をいのるかな

社頭祝

代々にひくへきためし思へハ

雪の日

老たる人に問われぬるやと

浅からぬ情ならすや雪にけさ

雪の日ある人読てつかわされける返し也

慶長三年正月廿日近衛殿御会初に召出され候時

鶯入新年語

月も日もおそきみたにハうくひすの

老せぬ声に春やしるらん

山様ハくるしかるましきと被仰候、其故ハ、今日よりハつき 昨日迄の歌、 紹巴ハこえと云、音の字いかゝと被申候、 龍

てふらなん我宿の薄おしなみふれるしら雪、又秋の野々草の

はうたによるへし、此歌はくるしかるましきと仰られ候、

たもとか花すゝきほに出まねく袖と見ゆらん、かやうに候

巴も後は同し被申候、 後学のためかきつけ候也

かねことをたのみ! - て待夜半の

ふけゆく空を鳥そしらする

花はねにかへり行ても高砂の 名所松を入候、珍重の由紹巴被申候

尾上のまつやときわなるらん

都にての花見に詠之

海山をわけこし田舎のたもとをも

花にへたてぬ都ひとかな

又墨染とて名木の桜有り、 其花見に妖見にあり、寺

ちりのよをよそにそおもふぬる寺も

花になしたる墨染のそて

よみてつかわす、則一枝手折てとらする也 建仁寺の藤を見て一枝所望いたし候へは、おしみてくれす、

花守のゆるさは藤の枝すこし

手折てゆかん家つとのため

御家門様より発句之事承候、 如此なみ木と仕候を、 紹巴砌となをされ候 度々斟酌候得とも、 しいて承候 慶長三年十

月十四

ちりうせぬ紅葉はつゝく砌かな

又東山龍山様にて当座有しにいもしをかしらにおきて

色々の千種の花のひろき野に

分やハつくす秋のさをしか

しもし神祇

紹

敷島の道絶ぬこそ住吉の

かみのちかいのしるし成らん

江戸内府私宅江入御之時、 詩歌あり辰の韻字也

春ちかき天津御空ハ吹風も

やしまの波もしつかなる辰

風呂にちんをにおわせてたきし時、 よめるされ歌

春風も戸口ふたつに吹入て

梅かあらぬか匂ふそら焼 ある人酒半にふかみ草を持来てかめにさす

閏三月末

くハゝれる弥生の末に咲そめて

妙なる色のふかみ草かな

奥の小島につりさせ酒のみてあそひし時読る

見るふさのなかき縄手も打はへて

しつけき波のあま小舟かな

正八幡うちの馬場之松に四間枯さうに見え候時、 に南無八幡大菩薩と句のかみに置て百韻し侍し時 法楽の 連

夏やなを玉まつかへの深みとり

下句の時日向にてとまりといふ桜の盛を見て、 一首を詠せしにひかれて ある人酒宴半

道遠くとめいるからはとまりても

見やは妙なる花の木のもと

なかしとも何うらみけん玉の緒の

いともかしこき世にあふものを

身さへかしこき世にあいぬらん玉の緒のなかき行えハさりたまし

住吉【頭注】法楽 「末吉郷住吉大明神社檀御奉納の御懐紙

松間時鳥

声【頭注】ハそらやそれともわきかたみ

松の葉こしの山ほとゝきす

まつの葉こしの山ほとゝきす「こえハそやそれともわきかたみ

庚子十一月十五日 通昭参詣、社司某開戸、直拝見之」

当座 立春

朝日うけ匂へる山の雪間こそ

立くる春の道しるへなれ

又 恨恋

せめてさは恨のほとを云ひやらて

たらぬあわれハさもあらはあれ

慶長六正十六日の千句巻軸

神祇藤

さく藤の花にや匂ふ御しめ縄

伊作天神法楽 慶ノ六八廿五

立きりもうへにのほらぬ島ね哉

月前松風

四方のあらし一木の松におさまりて

空にくもらん月を見るかな

心もすめる月を見るかな空の月玉しく庭に影落て

寄神祝

君か代を猶よろつよと守れとや

くにつみかみに祈かけらん

万代に猶よろつよをかさねても道といふ字を韻にして歌を詠すと夢想ありて詠之

尽せぬ道や大和ことのは

又稲荷法楽詠之

おく露に出る光のうつろへは

玉のからやく花とこそ見れ

盛花

咲みてる花の盛は山風も

おとせて春の空のしつけさ

五月時鳥

五月雨のもりくるかやか軒端をも

へたてぬ声ややよほとゝきす

初秋風

タハらへしつゝかへりてうたゝねの

ほともあらぬに秋風そふく

海辺月

よせかへる波にたゝよふ月影は

はれくもりたる空と見ゆらん

身のほとを涙なからにかへりみる

心に袖ハくちやはてなん

するかなるふしの高根に立雲の

うへに見そめし人そ恋しき 山家鳥の心を持て詠之

おのつからさひしき山の庵しめて

浮世にきかぬ鳥の音も影

社頭祈君

敷島の道のかしこき我君の

千年や神にかけていのらん

又至時節、其利自露ると云、 句の心を追善詠之

冬の立今朝ハ見よ――おのつから 嵐ふかねと木の葉ちるなり

兵庫入道夢想の告有ての会に、を文字頭にして詠之

大かたのゆきにハあらすつもる社

とよ年さそふしるしなりけれ

るりのつほくすりのふくろならへてハ

老せぬ門そおもひやらまし 五月の比藤はかまの花咲しに、 人々歌読し時

咲そめて藤より匂ふ藤はかま

秋のさかりそおもひやらまし なのや所望

拙斎より千句興行に付所望 慶七十十二

神かきは冬も青葉の柳哉

鹿児島諏訪法楽 慶長七十一月吉日

歳暮梅

春をまたてひらけそめたる梅か香に

人の心のなひかんもなし

初冬時雨

冬来ぬと嵐もしふく山のはに

時雨をはけて日影ほのめく

冬来ぬとしらるゝ空ハ秋に似て

のこるもみちに日影さすなり

ある人夢想有て法楽

寒庭霜 慶七暮月十八

夜のほとハ峯の嵐のさえ~~し

名残を庭の霜に見るかな

音立て夜の間のほとハ木枯の

さこし名残そ庭のあさしも

吹送るたよりの風もこゝろあらは

樺山入道より梅花を送るとて一首そへられし返し

言のはさそへやとの梅か香

心ある宿に咲てやことの葉を さそひ出つゝ匂ふ梅か枝

鹿児島社頭藤 正月十六日

秋もよし冬をやさかり宿のきく

-50-

神の代にまきしや藤の花の種

たちそふや今年若枝の家さくら 慶長九二月廿五 鹿児島護摩所にて

通昭録巻之

瑾瑜集巻之二

ゆかぬ我も夢ハ花野のかりねかな 伊作天神法楽 八月廿五日 龍伯公

初秋月 ある人千句巻頭の所望

千代やみん松の木の間の三日の月

追善の歌なり

九つの品のうへなるむらさきの

雲そやとり南無阿弥陀仏

鹿児島よりいなり山の紅葉とて手折て送られし時、

のために詠之

枝すこし折るさへおしき紅葉ゝハ たてなからにや神に手向けん

初冬時雨

冬立ししるへ計に天地も

岩木まてかけふる寺を来て見れハ うこかぬほとの初しくれかな

雪のみやまそおもひやらまし

或云心岳寺の詣也

みつしほのひかたも遠き松原の

まとひに夏の日やくらすらん

慶長十三卯月吉

植そへし松にかゝれる藤かつら

-51-

心岳良空

花も千年のかけや見るへき

月前

曇なき月のひかりに立ならふ かすさたかなる峯のまつか

月前郭公

くもりなき声ハみそらのほとゝきす さなから月の都鳥かな

我にのみ鳴音やたてゝほとゝきす

つくの山に帰りゆくらむ

琉球征伐の首途に

うかふ風あらぬハ桜のにほひかな

歌に執心浅からさりしをおもひ出てはかなしことをつゝりて 今年慶長三かへりの林鐘廿三日、 心さしを東福寺龍吟庵にていさゝかいとなみけり、 大中良等庵主の年回の追善 尊霊和

影の前に手向奉るものならし

夕立の雲はきゆともはちすはに

名残をのこせ玉ゆらのつゆ

又晴蓑七年回の追善に詠之

うつし絵にうつし置ても魂は かへらぬ道や夢のうきはし

慶長三六三

追善の歌の書やふの事、 其時下の句一字ほとさけ候て書之、前書すくなく候へはちらし :きにもかくなり、二号七字なとハいかゝ、又紙ハ鳥の子にて 前かき多く候得は、 歌ハ二号にも書候

> も引合にても心次第たるへし、 近衛龍山様に得御意候而書付な

唯恕参ハ弓馬の道をたしなみ、 せくる老の波にしつみ、歌の本末もおたかひ多くしからねは、 首をも手向まつしく侍りつれとも、 はやふせし事を告知しするに心まとひいへはさら也、その比一 白秀吉公異国退治の御下知にしたかひ、軍陣いとまなきに、こ 人目の隙を忍ひ、六字宝号を初に置き、六首をつらね廻向し奉 もろこしの境から島といふ所にて、 武士のたけき心を専として前関 かなしさの余り、いとゝよ 文禄二年九月七日世を

るものならし

なくむしの声ハ霜をも待やらて あやなくかるゝ草の原かな

むらさきの雲にかくれし月影は

初にやはるゝ行えなるらん

あめハたゝ空にしられぬ習あれや

うき折々の袖にかゝりて

みし夢の名残はかなき寝覚哉

たつねてもいくましものを山寺に

まくらにかねの声はかりして

ときをくのりのふかきこゝろを

の心やなを残らまし

ふてをみきに弓をひたりにもてあそふ

きらかにして薩隅を掌に、 にさかへ給ひ、 梅岳常潤在家菩薩と申ハ祖父相模守忠良公、文武二道の理あ 内にハ御心さし直にして、 治世の風をふかせ、年久しく栄花 韻に禅道に心さ

陣暇なく、遠路を隔てしに暮秋の比より病床に伏給ひ、霜月 と告げ知らするに空を踏む心地、いへはさらなり、おもひの 十三日薩州加世田といへる所にて、 をはくゝみ、朝にハ学のまとをひらき、夕にハ弓馬の道を教 台のかたちと聞より、一首をつらね手向奉るものになん 余り愚なる心みしかき筆の海ハくみつくしかたきを、けに五 いとけなかりし時より、おほふ計の袖もはたよりひろく夏冬 へしなと、皆夢のやうにて二もなく三もなきに、肥後国堺在 入道日新斎と号、 竹名和尚の位、 燈のやうに消はて給ひぬ 世に隠れなし、予また

今朝ハ日のあらたなりつる影もゆく

西なる空に雲かくれつゝ 無常のならひさらぬ、 そふ事なれハとてすきの道歌、 とするものなり 葉尽孤村見夜灯といへる句の心を一首につらね、霊前の手向 忠節の人なり、弓箭にあひても度々高名をし、殊世のもてあ 既成宗功庵主は若き比より国家の法度なとをもいたし、 慶長十五年十一月九日島津図書入道紹益卒す、同月廿六日詠、 別のよしを聞て、予あわれさのあまり 永禄十一年十二月廿一日 連歌をも執心して侍りしか、 別而

てらの木の葉は風にさそわれて

すきまを見する夜半のともし火

爰に法名妙諦とて年久しくつかへし女有しか、世をはやうせ 事をかなしみ、妙法蓮華経の五文字を句の上に置き、

たゝなりし見 そらもむなしき春のゆふくれ し梢たに花ちれは

につらね霊前へ手向るものならし

はちすはの上にやとれるしら露 りの道とめ入からにふる寺の なみたのあめや玉となるらん かねのひゝきや友とならまし

はなにとてこゝにかしこにわけてしも 行えむなしき草のはらかな

きのふ過きけふはたゝ春に世の中に 「頭注

うなはらを出ると見えし月影ハ やま風の木の葉をさそふ柴の戸に けふはたくるゝ敷 あらわれけりなよはのともし火 はかなや明日を何たのむらん

みなみのそらにすみやのほらむ

慶長五年十月

をいわす召仕しに、予五三年の間心地例ならす、怠るとなき 夏のはしめつかたより病床にふして、 をなけき、身のかわりになんとしいひけるかまことなるかな り、名のほまれ有る事度々なり、 夫利安慶哲居士ハ山田越前にて猛き心を専として疵をかふむ

然に忠節のものなれハ内外

はちすはのおきこほしたる露の おわりや君か為にすてけん 玉の

のになん

慶長十九年六月廿九日

ぬると聞て、不便さのあまりに一首をつらねて手向とするも

水無月十四日身まかり

彼実窓正真大師心地れいならす病床にふし、 いれうをもとめ有験の御僧を尋ね、 祈りかちし、 日数をふるほと さまさ

まなりしかと、常ならさるならひのかれかたく、世を早ふせ

ね霊前に手向るものならし 慶長十二年二月十五日 しことをかなしひ、人々歌たてまつるにもよほされ一首つら

御仏のあとしたひてやさかりなる

花もちりゆくきさらきのそら

ふりに置つゝかさる六首をつらね、 大中良等庵主三十三回にあたり追善のために弥陀の名号をか 霊前に手向たてまつるも

のになむ 慶長八年六月廿三日

なつの夜の月ハしはしのほともなく 西のそらをや行えなるらん

むらさきの雲ははるかにへたつとも

あきちかき森の木陰ハ夕立の なくねをもらせやまほとゝきす

とゝろかぬ露に袖そしほるゝ

みそち過き三年になれハ斧の柄の

朽し計の心地こそすれ

たらちねの親のいさめを大かたに

思ひしや今悔の八十度

ふてのあとにとゝめおきてやいにしへの

みちもおしえもたえぬすえの世

に到て信し可有との夢想あり、 わきに親の字、第三に仏の字たるへし、少将殿より天一観仏 十一月朔夜歟天神の名号如此

かき候而、 下々やう聞及候

天津雲ひとつにかゝる霙かな

是ハ二之宮大明神の御夢想有て、 ある人歌を所望いたして詠

庭の面軒端をかけておくしもや

みやまおろしにさゝまさるらん

国分に移り大中良等の御夢想有て、 歌の会あり

慶長九雪六

日

水路新雪

今朝は猶ふりかさねたる白雪に 絶ぬは水の流なりけり

松経年

作りなす庭に千年の影見えて

苔むす計松そ木高き

有神法楽

小萩原分くらしたるけりふしの

まくらにちかき小男鹿の声

松風の交行まゝに音たてゝ 夜さむつれくる秋の葉の戸

大空の月の光のさやかにて

明日もこん小鷹かりはの広き野ハ このしたかけもかくれさりけり

さしてそのまゝおくる柴かな

神慮なひきやすらん紅葉の いろに色そふ秋の袖しも

日新公十三年に詠之、席有

の花植し岳辺をこと問 へは

梅 十と三とせのあとそほとなき

之

大中公追善 慶の六三月十八日

はま松に藤波かゝるいわほ哉

大中公追善 慶の六六月廿三

夕たちのやとりるにしの天津雲

慶長十二年六月十八日 心岳寺懐旧

の連歌

露ハたゝさなから玉のはちすかな

御母雪窓妙安大姉の三十三回 |の御忌

八月十五日雪窓院にて

月にちるはゝその秋ハほともなく

雪にそむかふまとの山かせ

世の中の米と水とを汲つくし

つくして後ハ天津大そら 住吉大明神の神前に侍し詠之【頭注】

「末吉住吉大明神御奉納短冊

木の間よりあらわれ出てほとゝきす かすのはつねをけふしなるなむ

花有喜色といふ事を 惟新公

梓弓春立しより久かたの

ひかりのとけき花の色哉

卯の花の歌あまたよみける中に

卯の華のさけるさかりも久かたの

月のひかりや色をそふらん

こゝろ有てめくる島ねの時雨哉

奥か船手にはるゝけしきハ

鐘響くかけはくらまの山さくら

こすへの色ハくるゝともなし

朝鮮渡海、新納忠元あちきなや、 し事も、むかしなりけりとよみし返し 唐士まてもおくれしと思ひ

もろこしややまとをかけて心のみ

かよふ心そふかきとハしる

心岳寺に詣て給ひて

夕浪に月とゆきとをまちとらは

いつくはありと磯のやまてら

御仏をたのむものゆへ袖にちる

あられの玉を手向にやせん

題しらす

人の上鏡にかけて見し科の

我身のうへになとくもるらん

敷島の道を伝しより、朝にハしつかなる華の影にゆう~~と ひしかは、天にあふき、地にふしてなけゝともかひなし、あ 次の春むつきの中の十日余りにきやくりんのゆふへと成り給 のともしひをかゝけ、しくわんさつのこゝろあさかりさりし 秋光のたけなわなるをかなしひ、しんからのまとの内にハ法 して春色のけんするをおしみ、暮にハ月の前にきんしらして、 おさめ、民をなて、あるひハ弓馬のしはんをなし、あるひハ 妙谷寺殿貫明存忠庵主ハ当家十六代の太守たり、せんそのま に、慶長十五年卯月の末より例ならぬ御心あしくなり給ひて、 つりことにもこえて、あまたの国をしるよしのうちにし世を

字を句のかみにして、六首をつらね、そんれいに手向奉るもしうえんのおりしも、みたの名号を御となへ給ひしかは、六われなるかな会者定離のことわり、誰かわ此道にもれなん、

かり

なしおける名残めかれぬ花かたみ

むつの道はなれ出ては九ツのかたみにつめる手向種かな

あたしのゝ露よりはなるみの向後しなやはちすのうてな成るらん

わするゝハうき世のならひかも

みちしあること~~をのみ国のため

たちのほる空にうかへるおもかけハ人のおしへとすゝめしものを

きえはてもせぬゆふけふりかな

かへのねふりハさめはてにけりふかき夜の月に寒たる鐘の音に

龍伯公の御追悼

なかそらに消のほりゆく月影の

名残かすめる袖の匂かな

むかしとて遠くハあらぬ跡なから

あたしのゝ名にあふ草の枯葉さへ

有しにかわる春のかなしさ

すゝしくさそふ船の追風みちしるへするやみなみの峯ならしもえ出る時にあひぬるものを

身にしみまさる法の場かなたきの音松のあらしも声そえて

うき世のゆめハさめはてにけりふかき夜に鐘のひゝきのまし~~

辞世

春秋の花と紅葉もとゝまらす

人もむなしき関路なりけり

難波津和歌

して、船中のなくさみにつらね侍りしものなりことし寛永五年上洛の刻、なにわつの歌三十一字を句の上に

中納言家久

何事もやつよりまなふ道なれハ

心をかけよ貴き賤しき

ふたたひこむ比世なりせはにくしとてころす命の命しれ

るなに忠孝の道のさいったふたたひこむ此世なりせは

つかふる事をたゝおもふへし忘るなよ忠孝の道あさからす

つもりぬる雪の朝気ハ乙女子か

はなの袖とふみよしのゝ山

人のなかこハしられさりけりにせものゝ刀ハめきゝあるものを

咲やこの華に釣簾まく朝ほらけ

かすみにもるゝうくひすの声

身をしすてゝもおしからめやは国家のためにしあらは露ちりと

りちのしらへろハことさらにあひ竹の やとりかる此世ハ夢のたゝちそと まつりことすくに道ある人をこそ いさめをももちふる人のうしろみを もとめつゝさくひなくとも歌連歌 こゝろしてつとめによめる経たらに ゆふ風のそてもすゝしき木伝ひに ふきならすものかとはかり尺八を 名のみいま世にものこれる弓と筆 はなにしてまくらの月の下ふしも のかれむとおしむともはた玉の緒の ことはりの義にしたかひてはゝからす はつねまたるゝ山ほとゝきす 夢のうき世や老もわかきも 天のたすけも守りあらなん 弾いてにたるたくひやハあな みちのならひハたえすつたへよ うらやましきハ親の日ことに 五音五調にしる人そなき はなの色そふ言のはのみち かきりはかなやいつまての身そ あらたむるこそ道しなりけり あわれをかけよ人もわか身も なれるえにしやえにし成らん

おそれよや堂宮のまへ神仏

身にしむハ萩吹風のおとつれて なれもみん君か千とせハ出る月の はかりなく神や仏をたのむ身の のかるましとかをきるにハせひもなし やにあまたならひありとも逃犬の なひなくさかふる家のすへ~~ハ くるしくとその家々のまつりこと さりとてハ千人切をきやうもあり ともすれハおもひ出ぬるたらちねの へたてにハ紙の障子もなれハなる こけむせる岩ほの松の鶴亀を ちかひハもれしこのよ後の世 みちを伝へぬけんみあやうし 絶へすつゝけよすえの世の人 いさめハ後のかたみなりけり かきりあらしなあまの香久山 是非なきとてもかろくころすな たすくる行のなとなかるらん 人の五躰ハ名やハかくれん おこりてあしきものと知るへし 君か千年のためしにやせん

はちかわすいもせの中のなさけある

老たる人といとけなきひと

えにしや三世の契なるらん

けしきも秋とつけわたるかな

久かたのそらもなつかしつねよりも なをさりならぬ風のすゝしき

月清き天津雲井の秋風

曳すつる朝けの雲の晴間より

なかむるにことのは色もあかのみの

秋くれと色もかわらぬなよ竹の

あつき日ハ残れとさらに秋と吹

風めつらしき袂涼しも

籠にえらふ松てふ声や鈴虫の

さしのほる入江の秋の夕しほに

ことの葉にとをつ砂ハつくすとも

けふまれになる袖ハあかしな

つはさに馴て来鳴かりかね

翅ならへてわたるかりかね

秋めつらしき花のひとえた

いく世みきりの住家ならまし

なれも色そふ秋をしそおもふ

声うちそふる松のしたかせ

なそへなく袖よりそてのまとひして

夕のうへに名残そ音つるし おさまれる世の秋にあふかな 浜松風の秋交るそら

> 年ことの秋まちそめて久かたの 秋ことのけふの七日にかち折て かことなからも露のことの葉

そらにかわらぬ今日のほしあひ

いくとせも秋の七日にこひ~~し 織女つめに手向せしかな

あへすけふちきり見するや七夕の あさたつ色にはるゝ白くも

さしもけに秋のくれまつ七夕の

ちきるちきりや今宵なるらむ

あふ事のかわらて幾世七夕の 天の川瀬をわたりそめけん

雨雲をはらへ秋風たなはたの ふたつのほしやまちうかるらん

七夕のちきりつきせぬ秋ことに 水上のさためよいかに天の川 けふに絶せぬ年のわたりは

天の川あふ瀬の波の花もみち かさしのそてや妻むかへふね

君か千年をあふく成りけり

恋々し月のかつらも糸竹の 彦ほしのそらもくもらぬ秋といへハ こよひ手なれのほし合のそら ひかりあらわす露の玉ゆら

ひとゝせにひとよあひ見ることのはい

露のなさけのかすにもらすな

久かたの空も明行天津ほしの

天か下治る時とくもりなきなこり雲引夢のうきはし

ほしのはやしのひかりそふかけ

君か千年をあふくなりけり七夕のちきりつきせぬ秋ことに

試筆

いにしへのあまつひつきの跡とめて

みちし有る世や久かたのそら

のとかなるやとり屋千年けふのはる

題しらす

賤男の鎌鍬取らぬ日ハなきか (取る身もひまなきに)

なとものゝふの道にうときる

常ならぬ世にもおとろくおもかけの

ちかき別は猶そかなしき

しはしとてかへさわすれてうちむかふ

海と山とにくらす冬の日

くれてゆく春の名残のひと枝ハ

千もとの花のかさし成りけり

梢よりちりかふ花の長閑さや

山風もおさまれる世の時あれハこてふのつはさみたれ来ぬらん

花の梢ハさきものこらす

おしとたにいわれさりけり桜花

ちるをみるまの心まとひに

五月なかは小夜の中山を通り侍しに、としころ見なれし僧の

身まかりと聞て

此寺のあるしも今ハ夏草の

露のあと問ふさよの中山

鳴海にて乞食の餓死せしを見給ひて

明日ハまた誰もかくこそなるみかた

あわれはかなき身のおわりかな

つ心なかりけれハ、事君能致其身といへる古語を歌の上にし葉とそなれり、世に有し時はつかふるに道を一筋にしてふた有馬丹波あわれなるかな、うりつるのえたにたゝかたき言の

て六首をつらね手向ぬれと、猶残あり筆も限とそなりけらし

しらまゆみ矢たけ心の一筋に

うたのおしえもふたつあらしれ

きりとなり烟と消し鳥辺のゝ

草葉もしける露涙かな

のちのよをてらすまことのともし火に

むかわハ法の花もひらけむ

ちるしらす花の梢のほとゝきす

こけのしたとふもうらめし命世にしのふにたゝぬ啼ねならまし

いつくの中ハ夢かうつゝか

めくりてたゝぬひかりとをしれしら雲のはるゝ真如の月や日に

人しれすつゝむ思ひやしのふ山

しのふにたゝぬ露涙かな

夏山のこすえ郭公まちかほなからきゝ侍らす、 其辺いかゝお

もひやり一首

きくやいかに待ものからに住むさとの

声めつらしきやまほとゝきす

おもひやる忍ひ音もかなほとゝきす

すゝろつくはの山路とをしれ

卯月十一日

庭の菊おくり給候心さしあさからすと、 歌のさくいおもしろ

くこそと候へ、とりあへす返事なから一首つらね侍るなり

うつろわてさかり久しき菊の花

またこむ秋の色香をそまつ

手折こし日数おもへハ長月の

空にあまりてにほふしらきく

ひかし

むもし まいる

あたし世の雲かくれゆく神無月 しくるゝ袖のいつわりもかな

十一月十日 ま

中納言家久

まいる

龍伯公の御追悼

たなりと名に立花の盛さへ

見はてぬ夢の世こそつらけれ

夫生るより死の初と知るゝも、 しより朝な夕なに馴し別の思浅からぬやハ、他ことにもろも 彼本郷伊予守は弓の師と頼み

> を放し柳の葉をも百度射つへきものなり、 すましゝに例ならぬ身となり、慶長廿年やよひのすえ獲麟の ろの道を学ひし人なから、わきて空飛雁の声聞て、 ゆふへとなりしかハ、手向種に一首つらぬるものならし かく伝へて春は花の下へ詩をうそふき、 秋ハ真如の月に心を 唐士の文の心をふ 夜中に箭

なれー~てみしよの春もかきりそと

うつろうはなのあとのかなしき

み山、 をぬらし思日を遣たぬ夏むしの、冬かれはてゝとりへ野を、 手向にて、とりとめぬこゝろをたとり一首をつらね侍るなり 別れの涙、玉しきの台、くもらぬ月のかけ、心のやみもかゝ きもちきりきの、夢か現かとはかりにとの面影ハ、なき人の けむりを消しあさち原ついのすみかをとふ法の、うきもつら して申侍りき、さてさへむなしく十月十五日をかきりとなら 地のよし、ちかき比に聞え、覚束なくおもひ、たひ~~人を かへハかなし御仏のちかひハもれし南無阿弥陀、 せ給ふ、人しれぬ涙の床あつまの空のさくら花、夜な一一袖 よしなき水くきなから、さても此初秋の比より例ならぬ御心 名残あふみの雲かくれ、色もすかたもうつし絵に、む ねかふ計を

世

花にめて月を心のうちにこそ

うき世の外のほとけなりけれ

元和八年二月十五日、 東郷肥前を使として大山三右衛門秀綱

か死を弔ひ給ふ

誰とてもいのちハ知らぬ世の中に

あたしなみたの袖のうへかな

瀧紅葉に朝日のさし出たるを絵かき替して高田に給ひける

菊姫君

山の端もしくれハまたき朝日うけ

くれなひ匂ふ瀧のしらいと

おりかくる波のにしきハ磯山の

こすへにさらすつたの紅葉は

右親筆の短冊加治木椿窓寺にあり

厥時過阿久根而到桑島門探風景則玉宇輝々与雲影而徘徊更愛翠

気冥々而満客船万般幽趣経心捴是応吟漫述四韻以酬佳景呵呵 翠霞籠万壑炎日将西頎逍遥碧海水天相接心已悠然千江畔況復花

左中将光久著

清江侭放小艨舸桑島磯頭凉気冲物外心観由自得時中意奧有誰同 Ш

花漱灣溶々月水鏡澄瀾淡々風楽事無端難尽写一篇聊述酔顔翁

即景

雲霽煙消万里天望窮風景就吟莚無涯心緒盡難写付与疎鐘落日辺

躑躅映朝曦 克謙斎

躑 躅 欲烘軒影歌深粧濃抹奉丹摒酒酣酔客不得眠宜花顔屡舞僌与

晩鐘のかねを聞にも身のうさを

又うちそふるとしのくれかな

題しらす

あたなりと見るか内にも鳥部の

けむりハそらに消てあとなき

と名替りせし時、彼人上戸と聞得侍りけれハ、三十一字の言 寛文拾三年癸丑菊月廿五日に河野金次郎といへる人、 造酒丞

葉に寄なに給ふ、三笠山になそらひ物いわひのことふきすき

ける人なる故に、千秋万歳目出度事かきりなしと読ける和歌

綱貴公

南から酒や三笠の山の三年酒

くめとつきせぬ造酒丞かな

寛延二年四月江都を出て国に帰り給ふあしたよみ給ひける

宗信公

折にあへハ是も中々あわれなり

旅立空になくほとゝきす

山中といふ所にて

山ふかみ秋のあわれを音に立て

妻こひ侘かに男鹿の声

重年公

寛延二年東武へ召されし道中よみ給ひける、

夕からすなく音もさひし山里の

かきねの蔦のもみちするころ

はしめてけふちくとうの咲けれは

寛延四年 菊姫君

えにしあれはおもふも遠き唐国の 華をもこゝにうつしてそ見る

月花にめてしも夢のむかしにて 慈徳院殿御追善 寛延二年

いまハなみたの手向をそする

むすふ手ハその人ことににほふらし 題しらす 寛延四年春

花の下ゆく水のなかれに 九月十三夜 月のくもりけれい

むら雲は月にへたてゝかゝるとも よしや今宵の名にハさわらし

しおハまのうらすむ月も小夜更て 十三夜といふ字を句の上に置て

むせふおもひのやゝみたれつゝ 侍住吉大明神神前詠之

秋の色にうつる木すへも住吉の

常盤なる松に契りてほとゝきす

短冊家久とあり、詠松間時鳥 少将忠恒とあり、

右二首、

末

吉住吉奉納、

昭拝見」

いく久しきの初音ならまし 忠恒公

家久公【頭注】

神代の松はあらわれにけり

和漢制度考

通昭録巻之十三

和漢制度考

元年・改元ノ事

とは、年とす、唐虞ハ載と云、夏にハ歳と云、殷は祀と云う、周以来年年とす、唐虞ハ載と云、夏にハ歳と云、殷は祀と云う、周以来年元年 古は、天子・諸侯即位の年を元年と云、先君崩薨の明年を元

大様改元ハ六国の時分に始まる、年更「て元年」とす、司馬遷、魏の年数を誤て二年とせり、事物紀原にハ、秦恵文王改「元十四年以」前に、魏恵王五十

本朝 祥瑞・災変にハ、必改元あり、 皇の時、 皇元年乙巳を大化と号す、 相続する事ハなし、 対馬より金を貢す、 外にハ見へる事なし、 神武天皇元年辛酉「を紀せしより巳来」、三十七世孝徳天 白鳳・朱鳥の号あり、 白雉と改む、 因て三月甲午大宝と号す、是より歴代即位 其次斉明・天智二帝ハ年号なし、天武天 是年号の始なり、六年、長州より白雉はより 南詔国・安南国年号あれとも、 持統の時年号なし、文武天皇五年、 中華の外、古今相伝て年号建る 数百年

> す、 鼎卦次革、 辛酉に始り庚申に終る、 蔀一元といふ事あり、 鼎新之義也、又易諱云、 卦離下、 卦に起る。詩緯推度災に云、 壬戌に始り、 辛酉甲子必改元あり、 火戊午之象、 故甲子次辛酉、一元「之」始、 辛酉に終る、 兌上、 後四書ノ云処と不同、 辛酉為革命、甲子為革令と、 戊午革運、辛酉革命、 金辛酉之象、 中華にハなし、 是を廿一合せて一蔀といふ、 王者改代之際会、 金火相克、 六甲六十年を一元と 本緯書に出つ、 甲子革政、革 是也、 革道始成, 所謂

除てかそふるなり、是によりて辛酉年改元あり、元とす、此年数同しからさる訳ハ、蔀首辛酉年より一元六十年を神武二年壬戌より推古九年辛酉迄ハ、千二百六十年を「二十」一神武元年辛酉より斉明六年庚申まで、千三百廿年を一蔀といふ、神武元年辛酉より斉明六年

す、清朝、亦其制に従て、中比年号を改る事なし、宋・元以来改元、漢・唐の制による、明太祖、更て一帝一号と

一 正朔・六経正月等ノ事

正 数 く す、 月を一月とす、 の間周正を用ゆ、 冬十月と記す、武帝太初元年、更て夏正を用ふ、 秦始皇二十六年、 唐虞は詳ならす、夏より寅月、 其外、 十一月を改て正月とし、 亥月を正とす、漢文・景迄ハ、 皆夏正を用いて、 殷い 八丑月、 変更する事なし、 十二月を臘月 周は子月 唐開宗の 毎年の始を 夏の 時 を 正 暫

北斗星 此には破軍星といふ、其剣先を斗柄といふ、北極のまわり

時と定め、 九月戌方、 月辰方、四月巳方、五月午方、六月未方、七月申方、八月酉方、 以 へる、 七十二度の中をめくりて、 日に少々つゝうつりて、一年三百六十五日余にてもとの所にか 十二方をまわりさす、 其月の元と云、今の正月初昏、 故に十二月に十二方へうつる、 十二月を分つ、 十月亥方、十一月子方、十二月丑方さす、是を以十二 天の運行、 地中に入る事なし、一昼夜の間に、 寅の方へさし、二月卯方、三 毎日一度つゝなるによつて、 毎月初昏におさす所の方を 斗

六経正月 夏正を以ていふ、 正を用る事あり、 正よりいえハ、さのミ災共いひかたし、 にて記すといふ、然とも左伝に、 春秋周正を以て月を記すといふ、夏正を主とする説は、 ハ通用すると見たり、 夏の書ハ夏正を用ひ、 春無氷・夏無麦禾と云は、 疑ひなし、 周正にハ合わす、 古来諸説、 詩経に、 春秋ハ正史なるゆえ、 決せす、 周 四月維夏、 春王正月日南至といふハ、 ノ書ハ周正を用ゆ、 古より世々に改正あれとも、 周正よりいへハ災異也、 然れは春秋ハ、子月を正 周正を主とする説 六月徂暑といふハ、 時王の制を用ゆ、 周の書に夏 今の 夏正 夏 諸

皆以建為正といふ、「虞正」鄭玄ハ、堯正建丑、舜正建子とす、王粛等ハ、夏より以上

りて、長暦を以て推て、夏正を前代の事と記すると見えたり、本朝正 上古以来、皆寅月を用ゆ、上世詳ならす、中国より暦法渡

一 日星・躔度ノ事

度 事なり、 至まて、夏至より夏至まてハ、何も如 内の一分ほとになる時に、 つゝ西へすさりて、三百六十五日の上、 て、 明日の初昏に見れハ、少々西へより、 士、まどふ事多し、 以て体とす、然とも、 にして、北極地を去る事の高下、 と天と日月と、 天を三百六十五四分一にわりたる内の一つを、 三百六十五度四分一といふなり、 何尺何丈といふつもりにあらす、 天は、 毎日のくいちかいを一度と云、 蒼々の体にて運行の度しるすへきに由なし、 今日の初昏に、 暦書其事を明に説破せさる故に、 今日見付たる所にかへる、 并に廿八宿領分の広狭をつもる 南方に一箇の中星を見付て、 此、 毎日かくのことく一日一度 それほとの間を一度とた 又一日を四分にわりたる 是によりて天をつもり 縦横共に是をの 度とい 冬至より冬 初学の

かくのことし 三百六十六日余を全歳といふ、 天の運行、 にして是を除き、 ひ満天の経星、 天象の上に、 通なり、 冬至より冬至迄三百六十五日四 五星各、 運行別になるもの八あり、 皆天に随て左旋す、 日・月・五星をさして云、 自に五通なり、 満天の星辰、 是一 書経に七政いへるハ、 通なり、 天一通なり、 是暦法の起る処なり、 分日の一なり、 五星の外ハ、 日 二十八宿及 通なり、 皆運行 天を則 月

及なし、天行に合せてハ、毎日一度つゝおくるゝなり、日の運行ハ、毎日周天をめくりて、もとの所へかへり、少の過不

にわりたる、 月 行 四分つゝ遅速ありといふほとの事也、 今人、大略につもりて、 毎日周天をめくりて、 十三度十九分七つゝおくる 月の出入、毎夜に一時十分 日月星、

東より西へめくる、 東へめくる、 是ハ地上といへとも、 只北極の下三十六度の内にある星は、 地下に同き事なれハなり、 何 も西よ

世、 日 の在所同 「日在」 虚七度 しからす、 冬至の時、 書経堯典による. 左のことく同しからす、

日在斗二十二度 「日在」斗二十一度 「同前 月令に拠」

晋大元九年 漢元和三年 「日在」斗十七度 「同前

唐開元十二年 劉宋元嘉十年 「日在_ 「日在」 」斗九度半 斗十四度 「同前 同前

宋沈存中か 「筆談ノ」時 「日在

宋改統元曆時 「日在」斗二度

宋慶暦甲申 日在 斗五度 「文献通考に見はる」

日 在 斗初度 「理学類編 に見はる 宗高宗改統元曆時

日在斗二度

博物典彙に見はる」

元改授時曆時 「日在 箕十一度 「博物典彙に見はる」

左 箕八度 同 元至元比

「日在」箕九度

理学類編に見はる」

明嘉靖間 冬至」 初昏室中 「日在_ 箕 度 「博物典彙に見

> 歳差 おくれて東し、 にして西より東につらなり、半は地下に入る、前にいへる日の在 天より西へ一度程過るとす、二十八宿ハ人位より見れハ、 度ほと過る也、 天ははやくして日はおそし、 そきなり、故に堯時と後世と日の在所同しからす、 編 内転して縮まる、天漸く差して西し、歳ハ差して東す、 度、 同しからさるを以て見れハ、虚ハ斗より東の星なれは、 七十餘年を経て、天歩はやくして西へすき、日の在所一度お 日の足早くして、 天度有余、 書 是謂歳差、 中興天文志の説ハ、 日道不足、 日は行過て西するに似たり、 氏 是は日と天と打合て、 其所に至る、 伝の意ハ、 故八十余年之後、 故に数十年の後、 天慶常平運にして舒、 天行の尽く余分に及はさる内 然れハ数十年の後にハ、日、 閏月を立て平均にすれと 冬至所直、 天文志の説長せる 天ハ日より西へ一 蔡氏の意は、 天度率差 角を頭

星といふ、又紐星といふ、 目しるしなくて叶わさるにより、 本朝にても京都・江戸同しからす、 四十度に及ふ、 北極ひくゝ、 りたるもの也、 は、 北 極、 渾天儀天球にうつす処にして、 めくる事なし 地を出る事三十六度、 北へよる程高し、 陳剛中広南へ使せしにハ、十五度に及ふといふ、 故に此度数、 少々うこきあれとも、 所よりて同しからす、 南極、 明成祖、 其傍の小星を目当にして北極 北極ハ、 中華の崇高山を天地の中に積 地に入る事三十六度とい 北胡へ攻入たれハ、 もと星にハあらす、 南によるほと 極に近きによ

此皆随歳差移也、 破軍星をくるに、 又歳与歳合、 しすして、 存中か夢溪筆談に、古者正月斗杓建寅、今則一 斗柄も一辰を違ふなり、 丑にさす、 今云差一辰、 星差の訳にて、 四ツ時去て時の数とす、 三代以来所伝と同しからす、 堯典云、 軍家の説、 唐虞以来、三千年余を過るによ 日短星昴 今の天象に就て覚たるも 然ハ正月初昏に寅にさ 正月」 今乃日短星東壁、 宋の沈 建「丑」矣、

にてあやまりにあらす

参を西方七星とす、其ならひやう虎のことし、井・鬼・柳ならひやう蛇の亀をまとふかことし、奎・婁・胃・昴・畢 龍のことし、斗・牛・女・虚・危・室・壁を北方七星といふ、 を四方の色に配して、 廿八宿を東西南北に分つ事、 翼・軫を南方七星とす、 亢・「氐」・房・心・尾・箕は東方七星といふ、 七宿ツ、四方に配す、 **蒼龍・朱鳥・白虎・玄武といふなり、** 星 其ならひやう短尾の鳥のことし、 一の在 人位の四方にあらす、 所 奎・婁・胃・昴・畢・觜・ ハ常にめくりて定まらす、 其ならひやう 四ツにわり · 星 是 其

惑也、 るにあらす、 星 五星ハ各自に運行す、 ふ、二十八宿及衆星 ハ木・火・土・ 屋は鎮星 同 生也、 く東より西 金 • 金星ハ太白なり、 は 水の 故に違星といふ、 五星也、 等に同しくめくる、 ゆけとも、 木星は歳星なり、 水星は辰星也、 めくりやう同しから 実にたてよこにめく 是を経星とい 火星 是を五違 一ハ熒

故へ云爾

Ξ.

四 暦法ノ事

暦

時、 ş 始て暦を作るとす、 事物紀原に、 二百年に考出したるとは見えす、 義・和に命すとい 世本に、 黄帝の時の人といふ、 通暦・ 呂氏春秋には、 物理論等を引て、 へり、然とも推歩の法、 信しかたし、 容成「と云人」 大昊・神農 精詳なる事、 書経に堯 暦を作るとい 黄帝等の 時

り、 時 帝元鳳六年、 Ļ 漢、 太初暦を作る、 児寛に命して議せしむ、 武帝太初元年、 乾象暦を作る 劉歆 一統暦を作る、 公孫卿· 暦に名付る事、 司馬遷等、 依之夏の正を用ひ、 平常の時四分暦を作る、 是に始る、 暦法壊廃の由を申すによ 三十六年の 年を改て太初と 霊帝の

黄帝曆起辛卯

虞曆 顓 項曆

殷曆 夏暦

周曆

漢太初曆 武帝時

秦暦

顓

頊 暦

を用

ゆ

説殷暦を用

四分暦 統暦 平定時 成帝時

-66-

乾象 帝

三国 戊寅元暦 |魏の世 より 隋の世迄、 唐高祖の時 暦法十三度改 道士博仁均造 む

開元大衍曆 麟徳甲子元暦 玄宗の時 高宗の時、 李淳風造 僧一行造

至徳暦 宝応五紀暦 代宗の時 粛宗の時

建中正 元暦 徳宗の 時

長慶宣明暦 元和観象暦 穆宗の時 憲宗の時

景福崇明曆 昭宗の 時

応天暦 五代の時、 晋 周 并蜀・ 宋太祖 の時 南唐ニも各法を改る事、 八家

儀天暦 真宗の 時 乾元曆

宋太宗の時

明天暦 崇天曆 仁宗の時

奉天暦 神宗の 英宗の 時 時

観天暦 哲宗の時

古天暦 紀天暦 徽宗の 時

孝宗の 高宗の 時

会元暦 乾道曆 統元暦 光宗の

時

統天曆

寧宗 \mathcal{O}

時

開禧曆

授時曆 会天曆 理宗 元世祖 \mathcal{O} · の 時 時

元世祖、 渾天儀・玲瓏儀・景符等、 奏して思えらく、古今暦の中、 曆法、至於元郭守敬、 作らしむ、 暦と賜ふ、 をはかり、 暦を作らしむ、 にて景を測り、 南宮説を遣し、天下を巡行して、 東は高麗、 至元十三年宋を平け、 其法、 中数を酌取て暦本とす、十七年にして成る、 堯典敬授民事の語を取れり、 五年にして暦なる、 南北日官と古来の暦法を参考 西は滇地、 前代に勝れて最精密なり、 可謂度越千古矣、守敬専改暦の命を受け、 様々の器を作る、 南は朱崖、 太衍暦を称首とす、 許衡 景を測るによりて也と、 北は鉄勒に至り、二十七所 王賞 後李謙に詔して、 恂ん 右に丘瓊山日、 Ļ 監候官十四人を遣 郭守 日月星 敬に詔 是は昔時開元 名を授時 辰の 暦 議 を 古今 運行 又

戊辰大統暦 明太祖の時

明太祖、 として、授時暦の法によつて推算する事、 ひて戊辰大統暦を作る。 暦の 監丞李徳芳是を争ふ、 博士、 法を用ひらる、 呉の元年に、 元統暦法を改め、洪武甲子を暦元とせんと請 括蒼劉基を聘して太史令とし、 三十年に回々監を改めやめらる。 洪武十七年、 於是太祖詔して、 欽天監・観星台を鶏鳴山 始の通也、 洪武甲子を以暦元 是先に又 属官を

己巳暦

↑す、○暦を改ん事を請ふ、用られす、明の世を終る迄、改暦の事間て暦を改ん事を請ふ、用られす、明の世を終る迄、改暦の事間嘉靖中、光禄少卿管幹事華湘、万暦の初、鄭世子載堉、上書し正統中に作て頒行ふ、其法疎なるによつて、廃して行われす、正統中に作て頒行ふ、其法疎なるによつて、廃して行われす、正統中に作て頒行。

とし、 を用、 日を以閏応とし、 古代より暦法 「授時 分を百秒として、 至元辛巳年の前、 一暦の法は」、 ハ、上古に暦元といふ事を立、 歴代所謂積年の法、 夏至・冬至遠近の日晷を以て、 冬至日称りて以て気応とし、冬至距朔の 歴代の日法といふもの尽くすたる、 悉く廃して、 夫より積り出 又日を以百分 其中を酌て是 広治

いふ、 中を取て七十五年にて一度違ふといへり、唐一行、三家の説を考 数年の後、 ş 暦に歳差といふ事あり、 同になる、 劉焯を近とい へ り、 是を打合せて、 郭守敬ハ、 閏、 東晋の虞喜より、 何承天は、 暦くひ違ひありて、 五歳再閏 是を一章といふ、 六十六年にて一度違ふとす、 一年を大小十二月にたて、二十四気にわり、 百年にて一度を違ふとい 大術暦を以て推て、八十三年にて一度を違 「を置く、 是を算し出し、 是ハ日月星辰の運行遅速の 日の在所同しからす、是を歳差と 然とも少つ」の違はまぬかれす、 十九年、 五十年にして一度を差と 七閏にて」、其出入なく Š 隋の のり同い 劉りゅう 「焯、其 から

本朝之制

て学習せしむ、 天文・地理・遁甲方術の書を持し来たる、 推古天皇十年冬十月、 古日本紀・三代実録にも、 陽胡の・ 百済国の僧観勒、 史祖玉陳、 観勒始貢曆術 暦法を受く、 来朝して暦本を貢す、 仍て書生三、四 而未行於世 是本朝暦 [人を 法 0) 並

天武天皇四年正月庚戌、始興占星台、

応元年、 る事、 至て、遣唐使録事内薬正羽栗臣翼、 宝字七年八月、 ᆽ 持統天皇四年 持統天皇四年」 百年に及へり 勅あつて暦を作らしむ、 十二月甲申、 停儀鳳暦、 始用元嘉暦、 用開元大衍曆、 奉勅始行元嘉暦与儀鳳曆、 習学する者なく、 次用儀鳳暦と、 宝応五紀暦経を貢す、 光仁天皇宝亀十一年に 猶大衍 称徳天皇天平 三代実録 一暦を用 明

明暦を用ひらる、暦博士大春日朝臣真野麻呂の奏に因て、宣暦を貢す、三年六月、暦博士大春日朝臣真野麻呂の奏に因て、宣て、清和天皇の貞観元年に、渤海国の大使馬孝慎、新に長慶宣明文徳天皇斉衡三年、真野麻呂、五紀暦を用ひんと奏し請ふに因

両年暦、 三代実録 依件経術増 麻呂上奏、 文徳天皇天安元年正月、 註月大小、 上進、 本朝用開元太衍暦年久矣、 至 是許之、 頗有差謬、 始用五紀暦、 真野 3麻呂術 覆審其由、 独步、 今検大唐開成四 先是暦博士大春日朝臣 蓋依五紀曆経所造 能 伝祖業已及五 [年大中三年 世 真

後朱雀院長曆三年五月廿三日、諸卿定申、曆博士道平与僧証昭曆

論事、 可 甪 道 平 暦 之由、 被宣下之、 百練鈔

章不誤、 たると見へたり、 後冷泉院永承五年九月廿八日、 公家更不用異朝説云々、 算博士為長等、 映、至于承平六年者、 時に大宋暦持来、問 増命申云、 勘 申 仍被定朔旦畢ルと、 閏果在十一月、 暦家之失也、 今年閏在十一月、道平造曆、 朔 **三事、** 諸卿定申、 道平の 道平申云、 先例雖有和漢曆之相違、 曆博士道平、 層法、 百練鈔に見へたり、 朔旦冬至に定 延暦以後、一 大法師 可謂紕 証

す、

となり、

く

元嘉 暦 持統天皇の

儀鳳

大衍曆 称徳天皇 の

長慶宣明 暦 清 和天皇の時 ョリ八百余年用らる

五 州県郡国ノ事

堯の時、 禹に命して洪水を治めしむ、 天下を分つて九州とす、

冀州 青州 徐州

揚州 荊州 豫州 梁州

又幽州 州にわけ直されたる事、 并州・営州を合せて、舜の十二州とすと云ひ伝ふ、又九 何の代といふ事を知らす、 或云、 殷の世

九州になせり、

周 0 時 に、 天下を九州にわりて、 天子の都千里四方を畿内とす、

> の諸侯あり、 のことし、 天子の公領也、 戦国には七国に合す、 是を封建の世といふ、 春秋の経伝に見るもの百七十国なり、 其外五等の諸侯あり、 禹 の時 面 以は万国、 Þ \mathcal{O} 私領 武王の時 也、 一代皆かく は八百

あり、 かねて三代ハ封建の世といふ、 の名あれとも、 封国あれとも、 其後四郡を増て四十郡あり、 周の時諸侯強く、 守ハ民を治め、 天下を三十六郡に分つ、 県に令・丞・尉あり、 皆空名にて、 古のことくに久しく相続せす、 王室 尉は武事を掌る、 「衰」 土地を賜ふ事なし、 是を郡県の世といふ、 微なるにこりて、 天下皆公領にして、 郡ことに守・ 後世は郡県の世といふ、 監は其目付也、 尉 • 唐・宋以来は封爵 秦の世に諸侯を立 監 古今を大略につ 諸侯の国なし、 漢已来少し 郡の 各一人を置 アに県

秦三十六郡

内史 代郡 東郡 頴川 南郡 九江 三川 鉅鹿 右北平 琅 碭 邪 郡 邯※遼 鄲 西 斉郡 泗水 河 東 遼東 薜郡 上党 上谷 南陽

蜀 郡

巴都

大原

雲中

九原

廈門

漢ハ、 \mathcal{O} ?らす、 私領を国と云、 秦の孤立にこり、 相を置て治む、 郡には守ありて、 諸侯を立つ、 守·相、 皆天子の官人なり、 天子の公領を郡 是を治め、 国の 王ハ事にあつ といひ、 諸侯

前漢一 先是武帝の元封五年、 を掌る、 附属せり、 代 是刺史の始なり、 世 郡ことに刺史一人を置て、 々に郡国をわり出 天下を十三郡に大わりし、 刺は刺挙の義にて、 Ĺ 平 其手下の郡国を察すること 帝 の時、 吟味する事なり、 郡国百十一あり、 郡国を各其下に

は景帝中二年より改て、 末より、 太守下に承行ふ、 後漢も大様同 刺史之職也、 也、 時によりて刺史を改て牧とい 観後漢郡国志可見矣、 楊升庵か丹鉛総録に、 天下を十三州にわり、 安静寛仁、 太守と称す、 有愷悌之徳、 又曰 畢竟刺史上にすへ掌りて、 ķ 刺史太守不同、 各刺史一人あり、 其下に郡国あり、 太守之職 厳能鷹掲 也 有督察之 今混 前漢の 郡守 呼

那刺 史

司隷校尉 兖州刺史 豫州 徐州刺史 刺史 青州 冀州 刺史 刺史

涼州 妼 刺史 対史 幽 州 河刺史 交州

荊州

刺史

揚州

刺史

益州

刺史 刺史

漢州郡統轄図



春秋の時 稍 甸**ハ、 県 • 玉 邑 の下に邑宰ありて、 鄙の名、 様々あれとも、 郷 ・県の名知りかたし、 たしかによりかたし、

道と云、 也 の知行所なれハ、 千五百八十七、 あ 万戸以下 漢 り、 ハ秦によりて、 郷の下に亭十あり、 故 ハ長なり、 「に」県・道・国・邑と云ふ、 郷六千六百余、 国と云、 郡の下に県あり、 何も丞と尉と、 皇后・公主なれハ、 亭の下に里十 亭二万九千六百余あり、 万戸以上の県にハ令 各 是漢の時、 -あり、 あ 邑といふ、 り 其 県 地理の大略 一時 \mathcal{O} 県も列侯 天下県 下に 有蕃夷 あ ŋ́,

十九 三国 て北に在 州にわりて、 0 時、 り、 呉ハ東南により、 晋、 郡国百七十三あり、 武帝の時 蜀ハ西南に拠り、 統して、 又郡国を増置く、 魏は漢のあとに居 天下を

其後、 天下南北朝に分れ 南朝の 土 地、 日 々にせまり、

より、 り、 時 郡 て郡をすへ、 0 名を立 刺史の権軽くして、 周二百十一・ 世々にわけ出して、 つ、 州は禹貢の九州にのつとり、 陳の時、 郡五百八あり、大抵漢より南北朝まて、 郡と同しきことになり 州四十二、 初め十三部、 郡百 後ハ二百四、五十州にな 九あり、 郡は秦の三十六郡に 北朝宇文周 州を以 \mathcal{O}

下の差別なし、那ハ太守と云ふ、州ハ刺史といふ、是より州・郡互に称して、上に、又改て郡とす、唐武徳元年、又州とす、天宝中に又郡とす、隋の開皇三年、諸郡をやめて州とし、州を以て県をすふ、大業中

唐の貞観の初に、天下を分て十道とす、

河北道 山南道 隴右道

関内道

河南道

河

]東道

准南道 江西道 剣南道

嶺南道

を置く、 を置く、又改て按察使一人善高宗神龍二年、一道ことに巡察使二人を置く、又改て按察使一人

郡府三百廿八、 に州有て、 道・京畿道・ 玄宗開元中、 後改て観察使とす、 刺史是を掌る、 都畿道を置く、 十五道とし、 県千五百七十三あり、 州の下に県有て、 山南・江南を分て東西道とし、 戎旅ある地にハ節度使を置く、 採訪所置使を置く、 此後藩鎮の兵盛になり、 令掌之、其時天下の 漢の刺史の職の 其外 黔中 唐

の世大に乱れ、節度使土地を専にして、遂に五代の世となる、

唐時地理統轄図



太守と称し、県にハ令有り、州或ハ改て郡とす、州・郡互に称す、州にハ刺史と称し、郡にハ

朱氏ハ、天下の中にて僅七十八州を有つ、東・晋・漢・周、やゝ五代の時、天下分て十一国となる、故に五代十国と云、此時梁の

増減あり、

す、仁宗天聖中に、三路を増て十八路あり、宋の時、大様唐の制による、太宗の至道三年、天下を分て十五路と

河東路 陝西路 淮南路京東路 京西路 河北路

荊湖北路 両浙路 福建路 江南東路 江南西路 荊湖南路

夔州路 広南東路 広南西路 益州伯路 梓州路 利州路

析て二十路とす、徽宗の時、二十六路あり、合せて三百廿二あり、其下に県千二百六十二あり、元豊の時、又十八路の内京府三・次府八・州二百五十二・軍四十六・監十三、

有り、 司る、 る官なり、 道を司 路を司る役人を、 路 憲は監察を司る、 のしまりを監司と云、 其職一人に限らす、 ŋ て、 古の 刺史、 倉は倉廩を司る、 何も監司と云、帥 唐 帥い 転運使・安撫使・提荊使等のこと の観察使のことく、 漕 帥 憲 監司の内にて、 ハ武官也 倉の 兀 州県を支配す 司 漕ハ運漕を あり、 此四等

宋地 理 統轄 図



り、 り 使あれとも、 ると見へたり、 路の内に府 て、 是を司る者を権知軍州事とす、 監にハ県なし、 乾寧軍を升して為清州 中書令・ 節度使ハあつからす、 虚名にして、 是に次て軍ハ又軽し、 州 侍中等宰相兼ぬる、 是は土地の要害等によりて如、 軍 監有り、 州 の事ハ、 宰相・ 賜郡名、 府 • 或 知州· 親王の加官たり、 是を使相とい 又州に各郡の名あり、 ハ知州軍事とす、 州・軍ともに其下に県有 日乾寧の類也、 通判等の官にして兼 此名をかへた 即 軍に節度 故に節度 那守な

元 書大行台といふて、 時 路 行き 省ま あ ŋ 官属を置く、 晋より行台 隋に行省とい の名あ نج り 北 又行台|省 魏に是を

> 行省あり、 尚書省あり、 地に置によって行といふ、 ともいふ、 これを行といふ事ハ、 其後、 貞観中より罷らる、 十三省も元の行省といふより来るなるへし、 唐の初にも行台を置き、 尚書省は朝廷の官府也、 明にいたりて、 初ハ元のことく 所々に大行台 是を外

明の時には、 北直隷 いふ、 省なり、 子の都 察使司といふ、 県、 道刑罰 略してハ布政司といふ、 のまわり也、 ハ北京順天府に属す、 省ことに頭役の官府各二ケ所あり、 直に朝廷六部に隷属する故也、 天下を分て十五省とす、 其長官を提刑按察使といふ、 按劾の事を司る。 直隷といふは、 漢の三輔、 一道の仕置を司る也、 南直隷 隷は隷属の意にて、 外に十三省、 唐の関内道のことく、 南京応天府に属す、 略してハ按察使とい は承宣布政 合せて十五 は提刑按 使司 道 天

淅江省 北直隷 広西省 四川 山西省 す、 陳 直 元已来の 北 直隷 隷 省 朝 旧 0) 禹 都にて、 旧都此所に在り、 | 貢揚州 占 雲南省 福建省 陝西省 江 南 西省 直 禹貢冀州 · 隷 0 明の第一 地にして、 0 三東省 貴州省 広東省 湖広省 河南省 一代成祖の時より、 地にして、 金 陵 • 三国の呉・東晋・宋・斉・梁 南京、 北京、 是也、

其

八中にあ

ŋ

是に都を定む、

南

明大祖ハ爰に都

明朝統轄

省一府—州—県—郷

も、直隷に属せす、天子の居所なれハなり、「南京の」応天府・「北京の」順天府、直隷の中にありといへよ

するもあり、 夫故府の下にも県あり、 の勢によりて、 十三省の下に府あり、 もと同しことにて、 州には知州あり、 応天府・順天府にハ府尹あり、 余多の州の内にて、其州・府に立らるゝ事なり、 府の下に州有り、 又少き州には県なくして、 県にハ知県あり、 唐・宋の州郡なり、 州の下に県あり、 其余の客府にハ各知 土地の様子、 すくに府に属 府と州

華 見えたり を称して、 太守詩に云、 書に見る事少し、 Ġ 大略あけていふなるへし、 郡を四百余州といふ事、 安得吾皇四百州、 条稈棒等身斉、 説郛の内、 呂東莱の紫微詩話に、 打四百軍州都姓趙と、 皆如此邦二千石、 又水滸全伝首巻に、 人々言習すといへとも、 宋の州四百はな 李方州贈沙州 古今云習しと 宋の太祖の事 中 玉

中

本朝の制

分五畿七道、道統国、国統郡、郡統郷、国有国司、郡有郡司

と云、或ハ州を洲に作る、此州六ッの小島有り、合せて十四島、隠岐州「・佐渡州」を大八島といふ、惣して大日本豊秋「津」州古淡路州・伊勢州・「伊予」二名州・築紫州・壱岐州・対馬州・

旧事紀に詳なり、海島のへたてを以ていふ、土地の広狭に拘わ

造一人ありて掌る、然は百四十四国と見へたり、代々を経て「和銅の比まてに総任国造百四十四あり、国ことに国国の造を定め、功あるものに国造を賜ひ、其次に県主を定む、神武天皇、都を大倭国橿原に定め、天皇の位に即き、大倭国葛城神武天皇、都を大倭国橿原に定め、天皇の位に即き、大倭国葛城

為日横、 表、 五年秋九月、 幹了者、 成務天皇四年詔曰、 らん、 後世朝臣・宿袮と同しく、 造・首・稲置等の名ハ、本邑里の長にて、 則隔山河而分国県、 任其国郡之首長、 山陽日影 令諸国、 面 自今已後、 以国郡立造長、 山陰日背面、 随阡陌以定邑里、 是為中区之蕃屏 尸の名となる、 国郡立長、 是以百姓安居、 県邑置稲置、 因以東西為日 県邑置首、 也 村主といふも同しか 民を治る官職なり、 日本紀 天下無-並賜楯矛以為 即取当国之 南北

武天皇、改国司曰国守」職原の首書に、上世国司云国造、至皇極天皇、始改国司、「至文

の世に、 等諸可聴矣とあり、 造勿斂百姓とあり、 名有り、 文武天皇、 帝」の本紀に、 遠江国司表して上言といへハ、皇極 崇峻天皇の時、 改国 司日国守は、 国造を改る事なし、 然ハ古国造有て、 天武天皇本紀に、 河内国司即依符旨といふ事 其拠を知らす、 其後、 諸国司 聖徳太子憲法に、 日本紀に、 国司を任し 「帝」以前に国司 国造• 郡司 並置と見 ŋ 玉 及百姓 |徳天皇 皇極 玉

もなく廃するなるへし えたり、 国司 は 国造より位高く権重 į 後 世 国造を罷 ると

又詔曰、 介・掾・目の名ハ見えす、主政主帳、国郡の官人たり 刯 兀 並 孝徳天皇二年、 立政主帳、 一十里為大郡、 取国造性識清廉堪時務者、 并彼国造、 改去旧 国郡の官人たしかに定たるハ、 可以奏問云々、 十里以下四里以上為中郡、 遷都難波津長柄豊崎、 職 新設百官、 郡の大小領あれハ、 為大領小領 及著位階、 郡司ハ其所の住人也、 又置畿内国 三里為小 強幹聰敏工書算 此時を始とす、 以官位叙、 国守もあるへし、 哥 郡 郡 其つかさを 司 今発遣 其 者、 郡 凡 守み 司 郡 以

えたり、 吉備津彦を西道に、 軍 五. 海 を発して、 畿七道に分つ事、 天武天皇十四年九月、 筑紫に使者を遣し、 景行天皇五十五年、 四方を平く、 丹波道主命を丹波に遣す、 王代世々に其漸あり、崇神天皇十年、 京及畿内・ 大彦命を北陸に、 人夫を校し、 彦狹島王を東山道十五国の都督に拝 東海・東山 百姓の消息を察せし 武渟河別を東海に、 北陸・東海 Щ 陽• 山陰 の名見 道将 む

後と見へたり 於六道、 持統天皇の時、 構新令、 専四畿内と称す、 分注に除西海道と有り、 文武天皇の時に、 然は七道に分られたる 専遣明法博士

孝謙天皇天平勝宝五年、 此 、 元明天皇和銅五年、時六十二国とみへたり、 仏経六十二 一部を写し、 六十二 一国に説 カコ

割

陸

奥国二

那置

出

羽

同 六年、 割丹波国五 那置

大隅 同 同 年、 年、 割 割 日向 備 前 玉 |六郡置 兀 郡 置

和泉 同養老二年、列元正天皇霊亀元 元五年、 割河 内 国 郡 置

安房 割上総国四 郡 置

能登 同 年、 割越 前 国四 |郡置

諏訪 年、 并信州

岩城

割常陸

国六郡

置

佐渡 年、 并越後、

右見續日本紀 天平勝宝四年又置

司

と云、

京より任せら

れしなり、

右見三代格

加

賀

嵯峨天皇光仁

年三

月、

割

越前

玉

置

江 沼

加

郡

所、 名鈔に六十六国・五百九十八郡有り、 島、 嵯 峨 辺要にて、 同しからす、 天皇以後、 六十八国なり、 諸国に分割併省なし、 郡の下郷あり、 郡は古来多少同 和名鈔に詳 六十六 延喜式・拾芥鈔に なり、 国 しからす、 壱岐・ 0 源 対 順和 馬二 す

五. 畿七 道

五畿内 東 Щ 道 東海道 北 陸道

Ш

陰道

Щ

陽道

南

海道

西

[海道

地 理 流轄 図

道 玉 郡

にしへ 七道 各観察使 員あり、 後世廃す、

郡、各大領・少領有り、是を郡司といふ、本土の人任す、

号」

の郡 団 又桓武天皇延曆二年十二月、但馬団気多団毅外従六位上川 るゝと見へたり、 下に詳にす、 士を余多入置て、 むかし王朝の盛んなる時ハ、諸郡「に」軍団と云ものありて、 私物云々、 の名なり、 又改丹取軍団為玉作団、 尤郡ことにおるにあらす、 郡毎に団ある事見つへし、 奥州名取郡あり、 兵衛の備をなす、 聖武天皇神亀四年四月、 並評之とあり、 丹取郡なし、 唐の府兵の法に準す、 土地の要害によりて設ら 陸奥国請新置白河軍 白河・玉作ハ皆陸奥 丹名誤なるへし、 兵制 人部 武 \mathcal{O}

して、 なり、 云々、 献 三千七百七十二郷· の職員令并に年代記等を献す、 ハ嵯峨清涼寺の開祖、 通 考 日本の事を論す 通考・宋史に因て書す、 条院の時、 四 に 裔に 考うの 内 宋の太宗雍熙元年、 四百一十四駅・八十八万三千三百二十九課丁 入宋して楊億等と唱和して、 詳に日本の事を著す、 時に国郡戸口の事を言上す、奝然 中国人、 後まても是を証 僧 喬然入宋して、 ちょうねん 五畿七道 小説の内に詳 「拠」と 日本 凡

文

国々を統たるもの也、本朝のいにしへ、五畿七道毎に観察使一人臬と云、名はかわれとも其任は同し、一道の総奉行にて、其下の唐ニ巡察使・観察使と云、宋に監司と云、元に行省と云、明に藩古今和漢の制度、通して考るに、古へ九牧と云、漢に刺史と云、

名也、 有息、 あり、 の名なり、 部 義によりておこる事、 に省といふ、 詳なり、 に 唐・宋・元・明の道と云、 東海道に改属せらる事、 明にハ、省ハ官府の名なれとも、 是にて知るへし、 後に参議に改らる、 日 「武蔵国云々」、 福建省・福州府・福清県といふことき是なり、 如斯、 省といふも隋・唐の時 即其任なり、 改東山道属東海道、 すへていへは、 続日本紀、 路と云、省といふ、皆天下大わり 弘仁天皇宝亀二年の下に 其支配の国々の地を一統 の上に不勝手なるゆへ 古の九州、 公私得所、 其所の官府 漢以来の 人馬 其名

六 郡県大小・等差ノ事

郡県

いふ、 わけ、 緊・上・中・下の六等を分つ、 都護府・都督の外、 より州に改め、 郡 此時より二等に分つと見えたり、 県の名、 又一等を三等にわり、上上郡より下々郡まて九等あり、 本朝の四畿、 秦に始まる、 開元 今五畿とい 近畿の州の同州・華州・岐州・蒲州を四輔と 「年」中に天下州府の次第を定む、 漢元帝建昭元年、 ふかことし、 北斉に上・中・下の三等に 其余州を、 十二万戸を大郡 雄 京都及ひ 唐

唐州六等

上州四万戸 中州以五五千戸 下州二万戸 雄州 望州 緊州 以上戸数見へす、土地・要害ニ因て立

県は周礼に県正あり、春秋時、県ハ大、郡ハ小也、戦国ハ、郡大、

県小也、 後世、 県は州郡の下に属す、

漢の 以下を長とす、 時、 県も郡のことく、上々より下々迄、 秦の制を受て県に令あり、 後、 県令・長有り、 後、 長あり、 九等を分く、 魏 • 隋も同 万戸以上を令とし、 北斉に至

唐の開元中、 是より県令ありて、 州府を分つ、 長見えす 県も郡のことく次第をたて、

赤県 京都の所治なり、

畿県 京 の旁邑なり、

望県 以下、 戸 、口の多少・地の美悪にてしな

緊県 をなすなり

上県 六千戸以上

中県 三千戸以上

下県 三千戸以下

唐の 又云、 為里、 り、 る 田 其頭を里正といふ、 時 在邑居者為坊、 五里為郷、 一舎には村といふ、 県の下に郷 四家為隣、 あり、 別置正一人、掌坊門管鑰、督察奸非、 里正一人有て掌る、唐令云、 町に在てハ坊といふ、 郷の下に里あり、 三家為保、 毎里役正一人「云々」、 里、 坊正一人有て司 百戸をいふな 諸戸以百戸 並免

五代周の広順中、 県の差等、 増損一ならさるにより、 更に次第を立

八課役、

在田野者為村、

別置村正一人、

掌同坊正、

らる、 赤県・畿県・次赤・次畿を除、

望県 三千戸以上

緊県

二千戸以上

上県 千戸以上

中県 五百戸以上

下 桌 五百戸以

七等に分

宋の時、 元の世祖至元の初、 も上路とす、 上を上路とし、 上、凡て千戸を加え、 州の上・中・下詳ならす、 上路司、 以下を下路とし、 諸路の総官府を置く、二十年定めて、 位正三品、 千戸以上を中とし、 達魯花赤一人・総管一人有て、 作 るか し ※二人・総管一人有て、 衝要に当るハ以下たりといふと 県の制、 千戸に満さるを中の下 五代周に由り、 十万戸以 上県以

明 れ 0 诗、 縣は太祖未天下一統なき時、 府 州 ・県各上中下の三等あり、 其元年定らる 府ハ洪武六年三等を定ら

也

達魯花赤とハ本しめといふかことし、

荷包上圧口捺子也、

官

日達魯花赤、

掌印信、

荷包とハ巾着なり、圧口・即信、以総一府一県之治、

圧口捺子はおしめの事 巻巻 でお、達魯花赤、猶華言

元路州県、

各立長

是を掌る、兼て勧農の事を管る、草木子曰、

府 上 賦二十万石以上

中 賦二十万石以下

下 賦 + 方石以下

州

視府

-76-

下視府

県

中 六万石以下

下 三万石已下

畸零冊といふ、任せさる者は、 と云、 年行事といふかことし、 里長と云、 太祖 を推して里長とす、 甲 とし、 洪武十四 郷都にハ里と云、 各十人を一人ツ、年 外に甲首一人あり、 年、 畸零ハ算数はしたの事也 百百十戸の外に帯管冊とて、 認して府州県に各賦役黄冊を作らしむ、 合て百十戸也、 坊にては坊長、 里の事を管摂す、 廻りにして、 十甲を一 城中には坊と云、近城にハ廂 里とし、 廂にてハ廂長、 此外鰥寡孤独の役に十年にて周し、此方 図 0 丁糧多き者十人 後に列す、 里にて 十戸を 是を

して、 とす、 朝鮮国 高句麗の二 たあり、 是を統三といふ、 は高氏也、 高句麗の三に分る、 平壤為鎮州、 以 元の時に亡ひ、 子孫漢に至る、 は、 是を三 県鎮三百九十、 新羅為東州楽浪府、 百済ハ扶余氏なり、古二に分る、新羅は朴・井 周以前 一国を伐ち滅して」、 一韓とい 号西京、 五代の時、 ハ馬韓・ 李成桂、 Š 漢是を滅して四郡とす、 州島三千七百、 辰韓• 西 其後朝鮮といふ、 「京最盛、 新 号東京、 三国を亡して一 羅亡て、 昔・金の三氏 唐高宗 其国を有つて朝鮮と号す、 弁韓と三に分れ、 総之、 「の時、 百済為金州金馬郡 王建、 郡邑之少者、 周の武王、 凡三京四府八牧、 相互に有つ、 統す、 新羅国 其後新羅· 其国を有つて高麗 エ、箕子を封 兵外小国あま 其国 或只百家、 より 宋史高 0 百 高 百 号南 句麗 人 済 済

> して、 人余あり、 れをいふ也 北抵鴨緑江、 州 宋の至道 男女二百十 府 其国を九州に分つ、 郡 年 -万口、 東 県有て、 中に、 西 道 ハ和 兵民僧各居其 一千里・南北四千 続 分て十道とす、 漢 文献通考に、 \mathcal{O} 郡県四百五十、 州 云々、 单 東西南 李氏に至て八道とす、 国程と見 新 是 高 羅 国のはつれより 瀕海 0 麗 へたり、 時 に 北隣女直、 王 氏 0) 時 玉 其下 百 は 西 万

本朝の制

くに、 江州甲賀郡と書くハ、 近江国甲賀郡と書す、 河内国草沓邑・倭国磯城邑、 制 郡 国四等あり、 「上郡」・中郡 詳ならす、 小をあかた・むらといふと見へたり、 大国 神 :武記、 ・下郡 Ŀ 和漢雑乱して当らす、 略 玉 菟狭国 して漢名を用るに、 小郡の 中国 又菟田県名草邑 ・吉備 差あ 下 国 一の差あり、 玉 ŋ, 上 筑紫国と云、 世 一の名あり、 江 本朝地理を記にハ、 州甲賀県と書く 郡 国郡大小 五等あ 浪速国 大なるを 統 り、 轄 大

二年、郡を三等皇を多しとす、 小領 造 • す、 郡郷の制 F. 丧 長を立、 兀 [里ヨリ三十里迄を中郡とし] 郡 玉 計 を三等に立 弥備れり、 郡 県 を分事、 一帳あり 紀綱法度を立るハ、 邑に首或は稲置を置く、 つ、 詳ならす、 大抵武略を以て天下を平治せしハ、 五. 戸 を 成務天皇の時、 景行天皇を盛とす、 兀 里とし具長一、 十里を大郡とす、 孝徳天皇の 詔 三里を小 して国 孝徳天皇 各大領 時 孝徳天 郡と 戸 郡 П

中郡とす、 以下十六里以上を大郡とし、 間に及ときは一 文武天皇大宝中に令を定むるの時、 四里以上を下郡とす、二里以上を小郡とす、家数六十 里を立、 十間に満されハ大村にわりつくるなり 十二里以上を上郡とす、 郡を五等に分つ、 八里以上を 廿里五十戸を

中郡四百月 大郡八百戸ョリ 下郡以上 上郡以上 大抵左のことくなるへし、

小郡県

程のつもりを以いへは、 兀 続通考に、 対するは、 ハ三月行は九千里、五月行は Ŧī. 南北短、 日本と韃旦なり、 日本の地理を記して日、 行三月、 日に百里にて、 而皆極於海、 万五千里なり、 若尽其国界、 其西北至高麗也、 一月に三千里なり、然 天地 則東西長、 の間に中国に 中国路 行 可

宋

七 内朝・ 外朝 大朝会ノ事

朝・外朝

周 で時天子に三朝あり、

内朝、 又燕朝といふ、 即路寝なり、 天子退去・休息の所なり、

外朝、 国家非常の事ある時、 万民を集て詢謀ル所なり、

治朝、 常に事を治の所なり

又葉夢得か説に 政を聴の 内朝又は路朝、 所 又治朝あり、 常に郡臣に見るの 所 燕朝

漢の時、 大会殿・ 後殿有て、 周 の外朝 治朝に準す、 蕭何、 未央宮

> 治朝とす、 を作て思へらく、「前」 殿あれは後殿あるへしと、 大会殿を作て

魏の明帝、 昭陽大極殿を作る、 唐に至る迄、 代 々正殿の名とす、

唐の時、 いか、 弘文館・崇文館・国子監の学生ハ、 参官といふ、 望に参内す、 五品以上並折衝、 朝参の 文官五品以上及両省供奉官等は、 武官三品以上ハ、三日に一度朝参す、 法 文武官職事九品以上、 五日に 一度朝参す、 四時に参す、 二王 是を六参官といふ の後、 毎日朝す、 是を九参官と 毎 月 是を常 朔

の時、 参官といふ、 て常参とす、 朔望紫宸殿に朝参するを、 唐・五代 神宗改て、 五日に一度紫宸殿に朝参するを、 の 制 侍従官以上毎日垂拱殿に朝参するを、 に因て、 朔望参官といふ、、 文武官、 毎日文明殿の 六参官といふ、 正 一衙に赴 其

明にハ、 閲す、 謝恩 礼終て、 正殿に出御し、 午時に又出御し、 辞見等の目見終、 天子便服して、 天子輦に乗し、 奉天門に出てゝ朝を視る、 毎日奉天門に出 武英殿或ハ文華閣に往き、 晩に又然り、 五府六部、 次を以夫々可行の事を奏す、 朔望には、 御覧 文武百官侍立し、 天子は弁服を服 百官の章疏を

本朝の制、 面 位、諸司告朔所 、或云型大極殿を八省院といふ、 0 庇 天暦御記 大極殿を正殿とす、 或云朝堂院、 紫辰殿ハ秦川勝宅所云々、 又最大殿と名つく、 紫宸等十一殿有、 紫宸殿、 俗南殿といふ、 天子朝に臨 平安城有り 又六舎三坊 行り、 九 即

西 あ 八 り、 们 · 宮城 南北十町 有 ij なり、 平安城 ハ 左 京 右京あり、 皇城其内にあ り 東

大享又朝賀卜云

至千秋節 漢以来、 唐以 参用漢唐宋之旧、 の正 旦まり 大朝会の礼 行大朝会於文徳殿、 「千秋節、 あ 漢以十月朔行饗会、 り、 含元殿受朝賀、 本朝の: 此今云大朝也. 節会也、 宋以 二千石已上、 黄氏曰、 正 旦. 五 国朝朝会之 月 上殿上 朔冬

時に、 群臣朝賀す、 朝賀の事三代にハなし、漢高祖七年、長楽宮成る、 旦・冬至・ 節とし表質するの始りなり、 十月朝賀あ 初て正月に行ふ、三国魏・晋に、 高祖は、 帝の生る八月十五日を千秋節と名つく、後世天子の生日を 聖誕の三ツを三大節として、 り、 丘瓊山以て、 秦の正朔を受て、 武帝、 今の正月に改れとも、朝賀ハ十月行ふ、後 後世正月に朝賀礼を行ふの始りなりと 明の時、 十月を正月とする、 又冬至の日に行ふ、玄宗の 前代の故実を承行ひ、 朝会有り、 故に昔時 此年十月諸 元

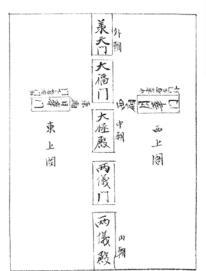
> 蔀 の字の 略 也 遂 は一 紀をいふなるへし、

八 唐宮殿· ノ図

唐三大殿図

古之外初り八月八月八月八月日 古之中朝 宣政门 日季いと入川で有 宣政放 正衙南尉 倒 送家门 在伏入を北後り 落 次入多世人了 次自

唐 西 内 朝 义



慶賀の礼を行わる、

然とも一章の朔旦にあらす、

年迄三千四百二十一年なり、二遂五菩を除て、

六菩の章首に当

延

あらわるゝは是を始とす、是黄帝二十二年甲子を始とし、

田祖をゆるさる、

本朝朔旦冬至の礼、

玉

一史に 暦三

を朔旦冬至とす、

一章といふハ、暦家に十九年七閏にて、気朔分

夫より後十九年ことに、

必

『嘉節を得、

是

是を延暦三年とす、

わせたるを蔀といふ、蔀二十を紀といふ、三紀を元といふ、

月朔旦冬至にあたる、

是を一章といふ、

章を四つあ

菩は

年、

御大安殿、

受冬至賀辞、

又五年、

桓武天皇延暦三年十一月朔年、天平三年・四年にも此

事あ

十一月朔日、

本朝節会の

事、

正月三度あり、

冬至の宴会の事、

聖武天皇神亀

二五

本朝の 制

京とい 古よ 十六町 保・坊の数、 ŋ Ś なり、 東 平安城左・右京の太略也 のは 朱雀より是を分て右京とす、 左京の京極ハ今の寺町通なり、 つれを京極といふ、 左京と同し、 西のはつれに又京極あり、 此中東西十六町 右京職是を掌る、 朱雀街は今の千本通 なり、 是を左 是まて 其内

九 皇城・ 条坊 ・ 宮城門ノ事

門とい 町 皇城は、 南北十町あり、 Š 一条・二条の間に在り、 三条より南ハ一条ことに坊名在り、 皇居・官府ともに其内に在り、 今の大宮より西なり、 其内に坊門あり、 其南門を朱雀 東西八

ゅ りかそへ、 片かわのつもり也、 云 に並たるを一条と云、 右京ハ東北よりかそふ、 丈に裏行十丈と定め、 坊・保のつもりは、 行之内有八門と、 坊 是なり、畢竟八戸、凡一条之内有四坊、 凡てい 泛為条なり、 今の寺町通の突抜也、一 Š へは、 四並にて一町あり、 一保を又四つ目結に並たるを一坊と云、 左右京ともにかくのことし 竟八戸為行、 一条の 市宅一 是なり、二行ツ、裏を合せて中に道すち有 此一行の左京ハ西よりかそへ、 ₹、是を八間並たるを一行と云、是を一門といふ、左京ハ西北ヒ 左京は南よりかそへ、、 内に四坊・十六保・六十四町 坊之内有十六町、 間の広さより起る、 町を四つ結のことく四つ並たるを 兀 拾芥 1行為町、 〔抄〕に、一町 左京ハ西北よりかそへ、 四 |町為保、 十六町之内有四保と 右京ハ東よりかそ 市宅一 の内有四 一坊に西東 今の町宅、 四保為坊 いなり、 右京ハ東よ 間 を間 行 П Ŧi.

> の**場なり、 故に今に至りても、 今の人、 と思ふハ誤なり、 是を三条として、 今の地理にていへは、 条通を桃花坊、 総別、 二条以下、 条ハ上に挙る通り、 古 二条通を銅駝坊と云、 千本より寺町迄の 毎条相さる事四町にて、 教業坊の地 なり、 幅 兀 間、二条 其余是に準す、 町 通 竪十 0 ずち 其間に坊 · 三条 町 0

本朝左右京九条坊

門あり、

桃花坊 条

銅駝坊

一条

教業坊 毓財坊

宣風坊東 永昌坊東 永寧坊 宣義坊西 四条 五条

安寧坊東 淳風坊東 疏財坊 孝徳坊 六条 七条

陶他坊 崇仁坊 開建坊 延嘉坊西 九条 八条

平安城三門

羅城門 平安城郭門、 一条閣七

間

朱雀門 応 天門 宮 1城門 一城門也

皇

大内正南門

かことし、羅城門ハ平安城の正平安城外ヨリ内へ入る、三重の 門なり、 一南門、 京都の南 周 \mathcal{O} 時、 \mathcal{O} 入口なり 天子に五 門 ある 旧 址

-80-

を応天門とす、百官の府、其外に在り、二条辺に当る、此内に皇居・百官諸司有り、是を宮城とす、其門二条辺に当る、此内に皇居・百官諸司有り、是を宮城とす、其門にハ丹鳳門といふ、丹鳳「即」朱雀、其義一也、其旧址、今千本今に在り、朱雀門ハ即十二門「の」朱雀門、皇城の西南門也、唐

総曲輪の門と云事なり、平安城の羅城門ハ、京都子城内小城也、総曲輪の門と云事なり、平安城の羅城門ハ、京都時、克羅城、彦曽退、保子城云々、胡三省註に、羅城外大城也、時、克羅城、彦曽退、保子城云々、胡三省註に、羅城外大城也、不移城ハ三代実録・拾芥に、其義詳ならす、通鑑唐懿宗紀に、不移城ハ三代実録・拾芥に、其義詳ならす、通鑑唐懿宗紀に、不移城の天は、易の革卦、応天順人より出つ、朱雀ハ南方の星象也、羅応天は、易の革卦、応天順人より出つ、朱雀ハ南方の星象也、羅

大内十二門

郁芳門 美福門南西 陽明門東南 待賢門

朱雀門 皇嘉門

殷富門 安嘉門 麥嘉門

達智門

偉鑑門

-81-

通昭録巻之十四

和漢制度考二

三公 六卿

廿級

八省

後宮

十四等 散官

四筆

功臣号 九命

詔勅制結 服章

印綬

和漢制度考卷之二

0 三公・三師・三少ノ事

堯の時、 司空たり、 舜百揆納とあるハ、 三公の職なれ共、三公と名つくる事、 宰相の職なり、此時契司徒たり、禹 書経に見えす、

周の時、 助く事を職とす、又三少とも云也、 陽を燮理する事を掌る、 礼にハ、三槐九棘といふ、冢宰といふも、 太師・太傅・大保を三公とし、 ッとも云也、六卿に并せて九郷といふ、周小師・小傅・小保を三孤といふ、三公を 道を論し、 時の首相をいふなり、 邦を経め、陰

秦始皇、 畢竟大尉ハ武官也、 大尉ハ五兵を主り、 是に始る、 大尉・丞相・御史大夫を置て、天下の事をすへおさむ、 丞相ハ政事を司る、 丞相ハ百機を総へ、御史大夫ハ相に弐ふ、 御史大夫ハ目付なり、 後

> 漢高祖十一年、 帝の時、 武帝建元二年、 御史大夫を大司空とす、 丞相を更て相国とす、哀帝、 大尉を省き、 元狩二年、 始て大司馬を置、 又更て大司 徒と 哀

後漢、 秦の官を古名に立たるなり、 太傅一人を三公とし、 大尉 司徒・司空を三公とす、 畢竟

三国・南北朝迄、 将軍あり、 まちなり、 晋の時にハ三師・三公、 合て八公という、 丞相・相国等あり、 周の通にて、 其間、 三公政府の沿革まち 外に大司馬・大

隋 す、 の時、 三師ハ事を主とらす、府寮を置かす、 師あり、 三公あり、 三公ハ府僚あり、 国の大事を参議

唐の世、 闕 人、儀刑四 大尉・司徒・司空を三公とす、 天宝以前、 隋に同し、三師・三公あり、 海 凡三師官、 置三公、 雖有其位、 以経邦論道、 通典云、 而無其人、 大師・大傅・大保を三師と 變理陰陽、 唐復置三師、 並無其 以師範 (人則

宋、 て、 三師・三公、 是を三公・三孤といふ、 大師・大傅・大保を首相とし、 唐のことし、 徽宗の世、 少師 ・少傅・少保を次相と 大尉・ 司徒・司空を罷

元の時、 大尉、 或ハ置き或ハ置かす 大師・大傅・大保、 各 員 是を三公と云、其外大保

冠こ)、明の時、三公・三少、宋に同し、定たる職なし、大臣の贈官・加明の時、三公・三少、宋に同し、定たる職なし、大臣の贈官・加

事也、明に閣老といふハ、宰相の事也、内閣弁事と云、又閣老ともいふ、唐に閣老といふは、中書舎人の明の時、天下の政事をさはくハ、『専 大学士、是を掌る、是を入

一 三省ノ事

禁密の官府を省と称す、といふ、漢元帝皇后の父、名禁といふ、故に禁を省といふ、故に三省ハ、尚書省・中書省・門下省也、省ハ禁と同し、禁中を省中

尚書といふ、漢以来此官有、後漢霊帝、初て尚書台の号あり、尚書ハ、もと秦の官也、尚ハ主也、殿中に在て発書を主る、故に

書省あり、 事尚書、故是を中書といふ、中書令の官あり、魏・晋に至て、中事尚書、故是を中書といふ、中書令の官あり、魏・晋に至て、中中書、武漢帝に始る、武帝、後庭に遊宴せらるゝにより、***

郎・侍中と倶に、門下の衆事を管す、故に門下省といふ、門下とハ、黄門の下といふ事也、後漢に侍中寺と云ふ、黄門侍

一晋は、中書・秘書・門下三省ありて、尚書省を尚書台といふ、

以来、尚書・中書・門下、三省なり、本朝の大政官也、に、尚書・門下・内史・秘書・内侍を立て、五省といふ、唐より宋に、尚書・中書・門下・秘書・集書省有りて、五省といふ、隋

通典、 る、 唐、三省を置て、 平章軍国重事之名者、 加同中書門下三品、 て侍中・中書令の二官、 もの遠慮して此官にあたらす、故高宗の龍朔元年、此官をやめら 書令、長官なり、 相とす、尚書省には尚書令、 ハ、中書省・門下省にて三品の官也、 郭子儀、 同中書門下三品といる、 大唐侍中中書令、是真宰相、 勲業盛なる故拝せらるれ共、 天下の政事を司る、ともに政府たりき、 尚書令ハ、太宗秦王たる時任す、 及平章事、 並為宰相云々、 宰相なり、 同は、準しならふ意なり 門下省にてハ侍中、 知政事、 余以他官参掌者、 同三品とハ、 其任、 参知機務、 辞して不受、是により 其一官に準するゆ 中書省にては中 参与政事、 其後、 中書令・侍中 無定員、 長を室 及 但

三省、 いか より唐迄如斯、 しめらる、 省六部事を取行ふ、大抵、 の任となる、故に三公・三師、 南北已来、士人を用い、 尚書を行れて、三公職を失ひ、 後漢已来、天子を助るの官にて、宦者を以任せらる、 東晋以来、 後に ハ政事堂にて事を議し、 侍中の権専にして、 漸々其権盛にして、 後漢の光武帝、 位高けれ共、 曽魏中書を置て、 三公の権専なるに懲 中書の職わかる、 政を取り、遂に宰相 名計にて権なく、三 政事堂を中書門下と 尚書をこら

中書省宣奏 是戸 為左 司

一門下省環外 兵部 兵部

各有尚書侍郎

三省、 尚書省ハ、 門下省ハ、 中書省ハ、 天下の政を掌る宰相の任なれとも、 天下の命令を伝ふる官にて、 天下の事引受、 吟味役なり、 詔勅を覆奏する事を掌る、 詔書を施行ふ事を掌る、 詔勅を宣奏する事を掌る、 職掌同しからす、

宋三省、 中を改て、 唐のことし、 開府儀同三司とす、 神宗元豊 屯 官命を改め、 中 書 令」・ 侍

宋に枢密使あり、専武事を掌る、中書省は文事を掌る、 と号す、枢密使ハ、もと唐代宗の時に始まる、漢五代の時は、室 百官に除授し、文史を修する等、 相の任となり、 宋に至て、 中書省と并ふ、其後武事にかきらす、 大小事に預る、 是を二府

に過す、 元太祖ハ、 政務を総るを中書省といふ、兵柄を秉るを枢密院といふ、 世祖位に即て、 朔土より起り、 劉秉忠・許衡等に命し、 官制の設なし、 万戸を以て軍旅を統 官制を定らる、

明ハ、 は六部を設け、 三省を立す、 其しまりハ尚書省、 国初暫中省書あれとも、 是掌る、 明に六部有て尚書省 程なく廃す、 唐・宋

六卿・六官・九寺ノ事

六卿

古 を司り、 り名つくるなり、 司徒 人を教る事を司る、 ・司空等有り、 其後、 司 '空ハ空穴なり、 六卿あり、 司徒 土を掘りうかつよ ハ教官なり、 人民

六卿ハ、冢宰・ 也 土の事を司る、 司る、司寇ハ刑官なり、 廟・祭祀・礼儀の事を司る、 宰ハつかさとる也、 司徒・ 宗伯 獄 訟 百官を統掌意なり、 司馬ハ武官なり、 · 司 馬 刑罰を司る、 司寇 司空ハ工官なり、 司空なり、 宗伯ハ礼官也 軍旅・兵馬の事を 冢 ハ大 水

六官

周礼に、 伯 夏官大司馬、 天地四時に配して、天官大冢宰、 秋官大司寇、 冬官大司空とす、 地官大司徒、 春官大宗

常・光禄・衛尉・宗正・太僕・大理・鴻臚・司農・漢、丞相一人天下を掌り、其下に九寺有り、政事を を掌る、 廷尉と云、 を掌る、 ハ宗廟礼儀を掌る、光禄ハ宮殿掖門戸を掌る、 太府ハ蔵市等を司る 宗正ハ御親属を掌る、 刑獄を掌る、 鴻臚ハ賓客礼儀を司る、 大僕は輿馬を掌る、 政事を分ち掌る、 衛尉は宮門屯衛兵 司農は園園 大理事ハ本ト 太府也、 大

前漢、 専政を行ふ、 卿位に備るのミ也、 宰相の権重く、 尚書ハ天子の近習なるにより、 北斉、 天子微弱なるにこり、 前代を損益し、 尚書六曹を置、 其権、 光武の時より、 漸々重く、公 其下郎 天子

り \langle 礼部の六尚書を定め、 官 「二十」八曹あり、 北斉に六曹に分ち、 部ハ本朝に曹司といふ、 其下郎官二十四司あり、曹は官府の部屋な 隋の時、 隋・唐に備る 然ハ尚書ハ秦に始り、 吏部・ 兵部・刑部・ 工 部 • 後漢より権重 氏部

○吏部 唐の 二十」四司也、 部 • こと尚書・侍郎・ 世、 刑部・工部なり、 人材を進退する事を掌る、 六部二十四司を置く、 六部を頭司、二十四司を子司といふ、六部にハ部 員外郎あり、 六部 「の下に下役あり、 廿四司にハ各郎中・員 六部 吏は官吏の事なり ハ、東部・ 各四司女 戸 部 外郎 有り、 · 礼 部 也 合て · 兵

○戸部 百姓年貢等の事を掌る、

○礼部 礼儀を掌る、

〇兵部 軍旅武官の進退を掌る、

〇刑部 刑罰の事を司る、

〇工部 宮室器用・水利の事を掌る、

戸部、初ハ民部といふ、太宗の諱世民なるか故に、戸部と改む、

後世是に因る

監・国子監といふ、唐、、六部・九寺の外、五監あり、秘書監・殿中監・少府監・将作

本朝の制

太政官総天下の事、左右弁分管八省、

棟梁臣とす、成務天皇、始て竹内宿祢を大臣と号す、仲哀天皇一上世、執政の人を食国申政大夫といふ、景行帝の時、竹内宿祢を

き、此官なし、故に令外の官といふ、

・大伴武持を大連と号し、是より大臣・大連相並て事を行の時、大伴武持を大連と号し、是より大臣・大連相並て事を行の時、大伴武持を大連と号し、是より大臣・大連相並で事を行の時、大伴武持を大連と号し、是より大臣・大連相並で事を行の時、大伴武持を大連と号し、是より大臣・大連相並で事を行の時、大伴武持を大連と号し、是より大臣・大連相並で事を行の時、大伴武持を大連と号し、是より大臣・大連相並で事を行いた。

路帝に至て旧名に復す、を太傅、右大臣を太保、大納言を御史大夫、其余悉く改らる、淡を太傅、右大臣を太保、大納言を御史大夫、其余悉く改らる、淡孝謙天皇、太政官を改て乾政官といふ、太政大臣を太師、左大臣

太政官左右弁管図

左弁 中務省 式部省

治部省 民部省

右弁 兵部省 刑部省

大蔵省 宮内省

本朝三公の職、 して正しく、 す、大抵本朝唐に因て官制を立らるれ共、 必僕射を兼れ共、 の長官にて、 右僕射といふ時は、 書省ハ太政官にあたる、 名其実にあたり、 宰相の任なれ共、 唐の制を以いへは、 僕射は宰相の官にあらす、 実に本朝三公の任なり、 尚書省の長官・弐官を尚書令・ 三公の「員」 重複• 太師・太傅・太保に準す、 虚設の弊なし 此等は唐の法より簡に 数にあらす、 然とも尚書令ハ三省 本朝の法と同 左僕射 宰相ハ 尚

夫本朝の制、 上世簡朴の後を承、 新に一王の大法を立られ、 太政官ハ尚書省になすらへ、然の一王の大法を立られ、唐の

其長官を直に三公とし、別に師傅保の名なし、中務省ハ中書省に 礼法に本つき、兼て古今を参考に、

準すといへとも、八省に列して門下省を置れす、 此唐の三省、本

朝に在て、 只一官にて事を治る所以也

式部省

大 「学」 寮

散位

治部省 雅楽寮

玄蕃-

寮

喪儀寮

諸陵寮

民部省 主計寮 主税寮

兵部省

隼人司 兵馬司

> 造 兵司

鼓吹司

主船司 主鷹司

刑部省

判事 生 贓贖

긁

囚獄司

大蔵省 掃部 司

漆部!

典鋳司

縫部司 織部

宮内省

大膳職 木工寮 正親司

大炊寮

主殿寮

典薬寮

掃

語案

官数司 園池司 造酒司 鍛冶司 土※主言司

采女司 主水司 主油司

内掃部司 筥陶司 内染司

制 唐、 三省・ 専唐の制に因て損益升降す、三省を置す、只太政官にて政を 六 部 九寺 五監あり、 天下の事を分理す、 本 朝 官

-86-

八省

Ξ

八省ノ事

置八省、

分管諸司、

唐の六部に準して、

制冠十九階、

是月詔博士高向***

玄理与釈僧

八省を置く、

孝徳天皇大化五年二月、

天平宝字二年、官号改易の時に、中務省を信部省、式部省を文部 置八省百官、

を義部省、大蔵省を節部省、

宮内省を智部省と改む、

押勝事敗 刑部省

治部省を礼部省、

民部省を仁部省、

兵部省を武部省、

旧号に復す、

奥州壺の碑に、

仁部省卿とあるハ、

民部卿の事

本朝八省分管諸司図※4

中務省

準唐中書省 典 内 鑰

論

記

大

侍従 主鈴 内舎人

監物 少 少

内蔵寮

中宮職

大舎人寮

画」工司

縫殿寮

陰陽寮 図書寮

内薬司

内 .礼司

蔵、大府寺に当る、唐ハ九寺の内なり、本朝八省に列す、此外五尚書に並て三省の内に在り、本朝、是を降して八省と列す、大統へ、八省を六部に準し、諸司を廿四司に準す、中書ハ、唐にハ

監・九寺を損益して諸司なし、八省に属す、

う・さくわんといふなり、進・属の四等」あり、司は正・佐・令史あり、皆かみ・すけ・せ諸司寮には、頭・助・允・属の四等、「諸司」職には大夫・亮「・八省、各卿・大輔・少輔・大丞・少丞・大録・少録の四等あり、

四 後宮官ノ事

後宮官

く、鄭玄か説には、周の制とす、あり、三夫人・九嬪・二十一世婦・八十一御女ありて、内治を聞あり、三夫人・九嬪・二十一世婦・八十一元士、外を治め、后に六宮古、三公・九卿・二十七大夫・八十一元士、外を治め、后に六宮

いふ、周の礼書に多し、大子の后を、周は王后、漢以来皇后、諸臣の妻を夫人、大夫の妻を乃子といふ、周の礼書に多し、庶人を妻といふ、宮中に官して官位ある女を天子の后を、周は王后、漢以来皇后、諸臣の妻を夫人、大夫の妻

比す、太子の妃にも、「妣」・良娣・孺子妻妾、すへて三等あり、子まて、二十一階あり、百官に準すれハ、二千石より斗食まてに女官ハ、古聞く事なし、漢より、美人・良人・上家人子・中家人

皆位階にて、職名にあらす、以後沿革在り、唐内官一品より四

まて十一階なり、

正二品六人 淑儀 徳儀 賢儀正一品三人 恵妃 麗妃 華妃

順儀 婉儀 芳

正四品 才人七人 美人四人

に梁冀か妻孫寿を襄城君とする類也、卿も封邑なり、人に始て封君の号あり、漢景帝の王皇后の母を平原君とし、後漢ハ、其妻を命婦とす、別に官位を賜ふにあらす、秦・漢以来、婦一古、婦人に官爵なし、命婦といふも、其夫命せられて大夫たれ

一唐ハ、公主已下並に王妃以下を外命婦とす、

国婦人 諸王母妻及文武官一品及國公母妻

郡婦人 三品已上母妻

 県君
 五品母妻

 郡君
 四品母妻

郷君 勲官四品有封母妻

右五等母なれハ、邑号に大の字を加ふ、

本朝の制

薬司・兵司・闡司・殿司・掃司・水司・膳司・酒司・縫「司」、宮職、掌後宮事、其官如春宮坊、内侍以下の司、蔵司・書司・後宮有妃二員・婦人三員・嬪四員、宮人有侍司等十二司、又有中

を準して差あり、 十二司あり、 内侍司、 何れも女孺或は采女、若干人ありて是に属す、己司、尚侍・典侍・掌侍、三あり、以下諸司、具 是

此外大上臈・小上臈・中臈・下臈・得選・刀自等の名あり、 て奏聞す、 采女ハ、古郡の少領以上の姉妹並に子を選ひて、是を中務省に申 諸国より是を進むるなり、是を司るを采女司といふ、

本朝後宮職員図

四品以上 妃二員

五位以上 婦人三員

五位以下

嬪四員

宮人 婦人仕官者也

五 官秩・位階・九命ノ事

官秩位階正従の事

諸侯の臣、卿・大夫・士まてに通して、一命より九命まての次第 古へ、諸侯に五等の爵ありて、公・伯・子・男と云ふ、又天子・

すゝむを一命として、一命の士と云、段々に経あかりて、 ありて、貴賤・尊卑の差等を分つ、後世位階の始りなり、 九命を 始めに

礼に詳なり、」

至極とす、上公九命と云、是なり、

秦・漢以来はこの法なし、周

周九命図

五命賜則 八名作牧 四命受器 七命賜国

六命賜官

九命上公作伯

三命受位

再命受服 命受職

秦・漢已来、此法なし、

六 秦爵二十級ノ事

秦爵二十級図

徹侯 関内侯 六庶長 駟車庶長

官上造 少上造 大史 中史

右庶長

左庶長

五大大

公大夫 官大夫 五大夫

響し 長う 上造 公士

不更 公乗 左更

「秦の時、 あつて、京畿に居、 す、官武帝の諱徹をさけて、後に通公といふ、 を分つ計にて、土地を与へす、徹ハ通也、 爵二十等を置き、徹侯より公士に至る、 国邑なし、 爵位上通於天子と註 関内侯とハ 只 貴賤の 侯号 次第

七 十四等ノ事

漢は、 ふ、其禄数を呼て、 十四等あり、 れす、百官次第ハ、禄秩の多少によりて、中二千石より百石迄 ハ、此外なり、 秦の二「十」等の爵を用けれとも、 丞相・大尉并に諸将軍、 後漢に、 直に官の称とす、 少々増減有、 史・漢の内に吏二千石とい(史語)(漢書) 又諸侯の国に任する国官 巧労を賞して、

漢秩十四等図

中二千石川各百

千石

二千石百二十石

比二千石 百石

 比二百石三十六石
 二百石三十石

 比三百石三十六石
 二百石三十石

比二百石二十石

百石

十六斛

つなり、

三国魏の時、 を極官とす、 革あり、 て、 一品と立て、 十八段に割て、 第一品• 梁ハ、 丞相・大宰ハ十八班也、 第二「品」といふ、第九品に極る、晋・宋ハやゝ沿 第九品迄ありて、 黄鉞大将軍より以下令史等の賤職迄、 官秩の品前代のことし、 品を改て班といふ、 又十八班といふ、十八班は九品と 陳の時、梁の制に従て、第 一班を始として、十八班 丞相より以下典書令迄 ※諸令史革を、 九段にわり、

従一品・第二品・従二品と云て、正一品・正二品といわす、上・下階とす、凡三十階なり、唐の官品、是より分つ、第一品・北魏、又九品に分、毎品従品あり、四品以下、正・従ともに分て

通用す、

是に本つく、官品に正・従分つ事、是に始まる、北斉、全く魏の制を用て、正一品・従二品といふ事、唐以来の法

十八階あり、正朝官を内命、諸侯・州県官を外命といふ、毎一命を二階に分て、正九命九命より以下、正一命一命に至て北周の時、「古へ」姫周の法を追て、九等にわりて、九命と云、

計にて、官の名とハせす、隋以来ハ、別に官号を定て、位階を分り、其内隋・唐以前は、品命の別あれとも、百官の次第を立たるり、是を流内といふ、又視流内・流外・勲品・視流外等の品あ一隋・唐、専北斉〔の制〕により、正一品より従九品まて三十階あ

初り、隋・唐已来承用ゆ、階を別つ、従に正を合て、正一品・従一品といふ事ハ、北斉より通して考るに、官品ハ三国魏に起り、品従北魏に始る、此時三十

一八 散官ノ事

を、散官といふ也、後世、遂に位階の名となる、いふ、官職に「ては、さのみ」肝要にいそかしき役目にてなき武散官と云、散は散木・散人の散のことく、物の役に立さる事を一古、散官なし、隋・唐以来、文官の位階を文散官、武官の位階を

散官ハ、隋に起り、 たるなり、 て、是を散官といふ、 く空名計にて、 虚しておくといふ、 名付るに非す、 九品の内、 唐に備る、 官職の外此名を設け、 皆散官ありて、 隋の散官も、 唐に至て、 特進以下、 正品品 位階の尊卑を差別し 百官も労酬も、 ハ最貴故に、 名号を立 全

唐文武散官図

正一品品

従二品 品

正三品 正 四品上下 従三品

正六品上下 正五品上下 従五品 上下

従四 品 上下

正八品上下

従六品上下

正七品上下 従七品

上下

られ位記を給ふ、

又服制を定らる、

又外位二十階ありて、

る、

凡へて四十八階也、

此已前ハ位階に従て冠を賜ふ、

此時に罷 直冠よ

より進冠迄三十階を諸臣の位として、正一位より少初位下に至

文武天皇大宝元年、

明冠四階を親王位として、一品から四品に至

正一位より従五位に至る、

直冠

る

浄冠十四階を諸王の位とし、

正九品上下 従八品上下 従九品上下

尉等の名あり、

右何れも文官にハ、

特進・開府等の名あり、

武官にハ、

将軍・

校

四品・諸王・諸臣二十階、

少初位に至る、其後令を定らる時代に至てハ、此制に従ひ、親王 り進冠まて六段をも「正・」従・上・下に分て、外正五位より外

上にあくる制のことし、

冠位の事、

又

見

つす、

本朝の

制

親王称品、 凡四階、 諸王諸臣称位、 凡三十階、 官日 任、 位日叙、

制 位、 虚して授けす、

推古天皇の時、 大織冠已下七色十三階の冠位に改らる、 始て大徳冠已下を冠位十二階を行ふ、孝徳天皇の*** 此後大織已下十九階

に改らる、

天智天皇の時、 増して、 大織・小織已下、

大建・小建まて、

廿六

正位

従二位

階を定らる、

天武天皇の時、 諸王の位といふ、 冠位六十階を改て、 又大一より進広四まて四十八階を、 明大一より浄広四まて十一階 諸臣の

位とす、

又大宝年中令を定め、 是より以後、歴朝承用て沿革なし、 品迄凡て四階、 諸王・諸臣、 官位令に載る所のことし、 正一位より少初位下迄凡て三十階、 親王 一品より

本朝親王四階

品 二品 三品 兀

品

諸 王 • 諸臣三十階

位 従 位

正.

正三位 従三位

正四位上

正四位下

正五位上 従四位上 正五位下 従四位下

正六位上 従五位上 正 従五位下 六位下

-90-

従六位上 従六位下

従七位上 従七位下正七位上

 従八位上
 従八位下

 正八位下
 正八位下

 少初位上
 少初位下

 大初位上
 大初位下

宋・元の散官、唐に因て、正・従九品の差あり、官号は少々沿革

あり、

忠武校尉まて六等十二級あり、上・下の別なし、品登仕佐郎迄九等十八級、武散官ハ、正一品栄禄大夫より従六品業産業の時散官、唐・宋に同し、文散官ハ、正一品栄禄大夫より従九明の時散官、唐・宋に同し、文散官ハ、正一品業業

内外官及職掌人七万九千六百二十五人、侯、国官六万千三十二人、内職・女職一万五千九百五十人、都計周の時、内外官六万三千六百七十五人、内二千六百四十三人外諸

一漢の時、佐丞より丞相に至十三万二百八十五人、***

唐の時、文武官一万八千余員、

一明成化五年より、武職八万余、文職合計十万に逾たり、

一九 兼行守試ノ事

いふ事、漢の時より見へたり、一兼官、古より是あり、管仲官事不摂と、是兼官なり、又行・守と

一唐則天武后の時、人情を収ん為、大試官を置き、天下に挙人の官

とす、試官、此二起れり、

兼「任両官者一為正余為」 行高階卑官 守卑階高官 試未為正命

り、玄宗開元の時、是を刊定す、然とも行・守の事ハ、後にかわ中宗神龍の初より、員外・検校・試・「知・」摂・判等の名あ

る事なし、

本朝の制

有高下者、若職事卑為行、高為守、凡任両官、以上者「一」為正、余皆為兼、凡任内外文武官、本任

用ひす、大納言従二位と必ず官を先へ記す也、り、共に位を先に書て、官を跡に記す、官位相当ハ行・守の字をは行と書く、正二位行大納言の類也、此二つハ、位と官と高下あ位守大納言の類なり、大納言相当従二位なり、位高して官卑き時一官位、兼・行・守、唐に本つく、位卑官高き時ハ守と書く、従三

するには、必位を先に書なり、一宋の時、又行・守・試あり、明ハ行・守なし、兼ハあり、官位署

二〇 功臣号・賜ノ事

功臣号

の時、奉天定難功臣と号を給ふ、是より例となる、唐徳宗の時、朱沘長安へ攻入、帝奉天へ遷る、供奉の臣に、治政

ş 宋も、 ţ 参知政事· 時によりて給る、 唐によりて功臣号あり、 或ハ二字、 枢密副使に加恩の時に給ふ、 宰相初て加ふには六字、其余ハ四字、 或ハ四字、 宰相 多者ハ十余字、 ・枢密使に初て拝せらるに給 刺史以上勲高き者に 皆二字ツ、義を 段々

協て、新にに重加ふ、 新に作るも有、 「旧号によるもあり、」

明の太祖洪武十三年、 するにあらさるにあたわす、 臣と云、二十六年に、 開国 功臣封号を定む、 [輔運守正文臣の類の如き、 成祖永楽の時に、 開国 輔 功臣封号四種を定 運推誠宣刀武 特聖旨を奉

奉天靖難推誠宣力武臣

奉天翊運推誠宣功文臣

奉天翊衛宣力武臣

叙

承祖業推誠

「奉義_

明にハ、 如此定置て、 人によりて与へらる、 唐・宋は人にあらた

に制

賜といふ事あり、 袋と五等あり、 文盛にして実用少きゆえ、 本朝何を御ゆるしといふかことし、 剣履上殿・入朝不趨・賛拝不名・金魚袋・緋魚 様々の虚名繁文をこしらへて、 凡中国後世

官職四等ノ事

賞罰を寓すること多し

唐官四等

長官 通判官

判官 主典

> ヘハ大理守なれ 丞を判官とし、 府史を主典とすることし、 大卿を長官とし、 少卿並に正を通 他の官司い ・つれも 判官と

本朝四分配当 図

同

「伯神祇」 卿八省 大夫職 頭諸寮 尹が

守国 正司 「首署」 長官「司使」

次官

副 輔

亮

助

弱さ

次官

判官

佐

介

祐 丞

進

佑 允

判官

忠

主典

尉

掾

佑

史

志

目

令史

令史

主典

録

属 属

疏

並に内膳司・鎮守府には、 解由使の類也、 り、直に長官・次官・判官・主典を以て官の称とす、 文字ハかわれとも、 又官により、 かみ・すけ・せう・さくわんとよむ、 只かみ・せう・さくわんありて、 三分にて四分なきあり、 鋳錢司·勘 諸司・諸署 局によ すけ

明 史典あり、 の制 又かくのことし、 本朝のかみ・すけ・せう・さくわんなり、 四等に分て、 長官·佐貮官 首領官

是も唐の制による、

詔 勅 制誥 位記等ノ事

詔勅制 誥

「古へ」三代、 改て制と云、 後世是に因る、 又誓・誥も同しく王言也、 天子のみことのり、 命ハ大、令ハ小をいふなり、 皆命といふ、 始皇、 改て令を詔とい 秦始皇、 「命を

立 冊 祀り、 漢以来、 を策免といふ、唐に至て、王言の体六、 Ş 諸侯王に命し、三公を誄し 封冊 皇后・太子を立るに用ゆ、 策書あり、 • 哀冊 ・贈冊・諡冊・ 命令の体四 つ、 冊に十一品あり、祝冊・玉冊・氷年、其三を冊といふ、天地を 贈諡冊・祭冊 諡し、三公を免するに用ゆ、是 ハ策書、 ・賜冊・免冊とい 木簡に篆字に書

制可、 三国魏 宣布にハ詔書、 晋より、 制 除授にハ勅命といふ、」 詔・勅の別あり、 又聖旨と称す、 大事に

り其 唐、 とあるハ、鳳閣・鸞台は中書省・門下省也、 冊 より差別あり、 見へす、 罰・大除授に用ゆ、 宗上元三年詔ありて、 詔• 宋も是による、 名あれとも、 制・勅は封拝・除授に用ゆ、 冊 唐に至りて、 制 大事ハ詔を用ゆ、 唐に至て定まるなり、 勅の別あり、 漢にハ戒書といふ、即戒勅也、 勅旨・ 白 紙 勅書・ 虫 韶・冊・制ハ上に同し、 山はむ故、 勅ハ諸事に通す、勅、 即位・改元のことき、 勅 牒等の差あり、 ^{ちょう} 不経鳳閣鸞台、 黄 紙を用ゆるに因てい 又黄勅といふハ、高 然とも勅の名 是なり、 事の品に 勅ハ大賞 不得称勅 唐以前よ

> 三国已来の詔勅ハ、其発端に必門下の二字あり、 其時門下

詔命をいたしたる故也

令、皆中書舎人掌る、太宗唐に黄麻・白麻の別有り、 を黄麻といふ、 士を置て内命を掌り、 太宗、 白紙に書するを白麻といふ、 是を内制・外制といふ、 名儒をして制を改め、 玄宗、 中書より出る 文書・詔 翰林学

唐詔勅三式

趙州刺史李暹

右可汾州刺史

門下 主者施行

開 元二十年七月六日下

銀青光禄大夫守兵部尚書兼中書令集賢殿学士蕭嵩 宣

中書侍郎 闕

知

政誥王丘

奉行

侍中兼史部尚書弘文館学士臣 右 中書省の官人なり、 何も姓を記

光建

黄門侍郎

制書如右請奉 制付外施行

謹言

年月日 制 可

尚書左丞相 右は、 門下省の官 闕 人也、 何 も姓を記す、

-93-

開府儀同三司行尚書右丞相 璟

侍中社光庭ナリ、 吏部尚書ヲ兼ル故再見、名ヲシルサス

吏部尚侍郎

林甫

肜告某宫奉被

制書如右符到奉行

|月日|

尚書省の官「人」なり、 何も姓をしるさす、

唐三省を置、 日ありて、 郎・給侍中の官人、連署し、制書如此云々と書す、 出納を掌り、 省「是を」出し、門下吟味をとけ、 しるし、又年号月日を記すなり、 左右丞相・吏部尚書・侍郎等、 中書令已下宣奉行と記す、 画可をかふむりて、 天下の事を受、天子の命令を施行也、 中書ハ天子の旨を受、門下ハ詔勅を吟味し、 連名して、勅を受る人に告る由を 是を尚書省へ渡す、 門下省是を受取、 武官ハ兵部省連署す、畢竟中書 尚書受取て、其人に遣す、三省 尚書省の官の 此次に年号月 侍中・黄門侍 故に詔勅の始 尚書

本朝の制

の官人ともにあつかるなり、

有詔書、 有勅書、 有位記、 有宣、 東宮有令旨

○詔書式

年月御画品 年月御 書

中務卿位臣姓名宣 H

中務太輔位臣姓名奉

中務少輔位臣姓名行

太政大臣位臣姓己下、外記シルス、

左大臣位臣姓

右大臣位臣

姓

大納言位臣姓名

大納言位臣姓名

大納言位臣姓名馬言 大納言位臣姓名

詔書如右請奉

詔付外施行謹言

年月日

可

御 画**

皇といふ字を加ふ、 大事を以、 蕃国の使に宣ふにハ詔旨といふ、 立坊・立后のこときには、 上に明神御宇日本天 明神御宇大八洲天

皇といふ字を加ふ、

いふ也、 詔書ハ、三通写す也、 詔書ハ、 納言奏聞して、写して施行ふ、以上三通なり、 務省に留て案とす、 奉・行の三字を書す、 宣す、太輔奉して少輔に付し、 内記、 卿かくる時は、 御所に於て作、 中務省にて写し、 少輔もあらされハ、丞録に至て如此 内記草する詔書、 太輔の下に宣と書し、 太政官に送る、 中務卿に給ふ、 即署して太政官へ送る、 御画日のある一通ハ、 中務卿是を太輔に 故に宣・奉・行と 少輔の下に宣・ 大 中

勅旨式

勅旨云々

年月日

中務卿 位 姓 名

勅旨如右

符到奉

姓

太輔位

年月日

行 奉

史位姓名

中弁位姓名

大弁位姓名

少弁位姓名

○勅授位記式

中務省

今授其位

中務卿位姓名

大納言加名

式部卿位姓

す、 右、 中務卿・太政大臣・式部卿なり、 五位・六位以上に位階を給ふしるし也、見在の長官一人署 長官闕る時

同 し、武官は兵部卿さつくるなるへし、

式のことくに署す、

大臣ハ大納 兵部も亦

詔と勅と施行の法かわる事なし、 事を勅とす、 臨時の大事を詔と云、 尋常の小

勅も詔と同事にて、三通写すなり、初勅を受る人、中務省へ宣送 す、中務奏聞し、終て、式のことく署して、本紙を留て案とし、

別に写して太政官へ送る、 別に写して施行す、 奉勅旨といふ字より以下、弁官の史の 少弁以上、式のことく署して、留て案

注する所也、 詔にハ中務省の官人三人ともに中務「の」字を記

勅旨にハ始計に中務をしるして、あるには重てしるさす、

太政官

判授位記式

年月日

す、

詔・勅よりやゝ略なり、三后ともに是に準す、

皇太子にハ令旨といふ、

其法、

上に同し、令旨を春宮坊へ宣送

春宮坊聴聞之、

終て、

画日を留て案とし、別に写して施行

-95-

言 太政大臣位姓 本位姓名年若干 中務・式部にハ太輔或ハ少輔、 年月日

太政官謹奏

奏授位記式

本位姓名年若干某国某郡人今授某 位

年月日

太政大臣位姓 大納言加名

式部卿位姓名

右者、

勅に不因によつて、奏授位記といふ、中務省の官人預からす、

六位已下にハ位階を授る「しるしなり」、

太政官奏聞して、

本位姓名年若干某国某郡人今授某位

大納言位

式部卿位: 輔以上 加

に不及、是を判授の位記といふ、 右者、外八位並に内外初位に、位階を授る太政官の判にて、 故謹奏の詞なし

勅書黄紙を用る事、 唐と同し、

中務省、 訖、 内 置殿上机上掃部寮頭、 称唯進取勅書筥帯出門。 記作詔畢成員內裏仰內記令、 勅曰、 称唯出雖是「喚輔以上一人、入自左掖門就版」 参来、 大納言覆奏画可奏等画聞字 ※書 可紹書画可、論、 .帯出門。既而御画日者留為案、称唯「升」自南階、立簀子敷質 而退下、須叟参議以上一人升殿、 納筥令参議以上若内侍進御所、 立簀子敷前 別写一通、 勅曰、 廂、立承明門內東 若有雨水、通自南 喚内豎召 御 画 晋 日 書賜 印

宋、 下へ告け、下より上へ告通用ス、秦以来、 詔勅の制、 唐に因れり、誥といふ事始る、三代の時、 誥の名聞へす、 漢武帝 上より

者、附弁官施行、畢即収外記頃年所行、更不写一通、画可字、

署送太政官、

訖留為案、

更写

通施行

0 知制誥とは、 時、 暫あれとも官命する事なし、宋に至て制誥「と」並へ称す、 制誥を書事を司る官なり、 宋には制書の内にて、庭

にて読を制と云、読さるを誥といふ、

宋詔勅の式

門下朕惟 大夫「同 知 枢密院

主者施行 、特授大中大夫

可

五. 日

侍 中 闕

尚書左僕射兼門 下 侍 郎臣大防

給事 中 臣 臨等言

制書如右請

制付外施行謹 元祐三年四月 五.

日

制 可

兀

]月六日辰時権都事蘇安静受 左 言郎 中黄廉付吏部

尚 書 闕

尚書左僕射大防未謝恩

尚書右僕射純仁 「未謝」

尚書左丞

尚書右丞 存 「式仮」

吏部尚書 頒

吏部侍郎

告大中大夫 范純仁奉被

主事

丁玠

制書如右符到奉行

郎中 次雲

令史 魏宗弐

書令史 闕

元祐三年四月六日下

宋の式、全く唐に因て、 少かわりあり、 中書省の官人、

宣

す、 奉 右丞相とするに因て如斯、 唐の時 上の通なり、 の事 見へす、 ハ、尚書令を置かす、 本朝三公連名、 其内上にあくる唐 宋の元祐の時 其上開 同例也、 の勅は、 完元年、 尚 [書令僕射あるにより 左僕射を改て左 僕射の名見へ

ぶ、以下ハ誥といふ、一明の制、詔・誥命・勅命・冊あり、五品以上に命するは勅とい

字の御宝を押すなり、
『世等の事なし、奥に年号月日を書し、首末に広運之宝と云四大書。
『世等の事なし、奥に年号月日を書し、首末に広運之宝と云四大天承運皇帝答曰と書て、直に綸言を書載て、百官の連署並に画可天承運皇帝答曰と書て、直に綸言を書載て、百官の連署並に画り、三省の官なき故、唐・宋の誥勅と体式同しからす、別に奉

|三 冊授・勅授等ノ事

冊授・勅授

なり、 品以上、 綬ハ、竹冊に書す、 官ハ判補せり、 唐官位を授るに、 旨授ハ六品以下文武官、 勅授ハ六品以上、 冊授・制授・勅授・旨授・判補の五等あり、 諸品並に二品以上の人に是を授く、 六品以下より三等は、 尚書省より是を授く、 何も宰相の所行 視品 制授ハ五 流外 **⊞**

本朝の制

任の別ありて、其下を判補といふ、位を除するを授といふ、勅本朝官位、各別にして、官に除するを任といふ、勅任・奏任・判

一勅任ハ、天皇直に命して官に任すをいふ、大納言以上。左右大弁

奏授・判授の三等あり

て補す、舎人・史生等の類なり、判断にて任する官也、郡司・主政等也、判補ハ、式部省の判断に外諸司の主典以上等也、判任ハ、上へ奏するに及はす、太政官の等のことき、是なり、奏任は、大臣の奏聞によりて任する也、内

上、判授ハ内外初位以上、勅・奏・判をわけ、任官の例と同し、位にて勅授といふハ、内外五位以上、奏授ハ内八位・外七位已

一四 服章ノ事

服章

り、 獣の名なり、其文に虎蜼を画く、 とる、 へる、 此を両己相そむくと云、 る、 裳に繍す、日・月・星・辰を画くハ其照臨にとる、 日月星辰山龍花虫作会、** 数ハ又芾にも作る、
其潔をとる、火ハロ
其潔をとる、火ハロ 雌ハ孝をとる、 是を十二省といふ、鄭氏か周礼の注に、 龍ハ其変するにとる、 火ハ明をとる、 雌ハ猿の類にて尾長し、 古文字の己をうらあわせに並へて書す、 私なき義なり、 宗彛藻火粉米黼黻 華虫ハ雉の事、 其孝をとる、 黼ハ斧形のことし、 其文をとる、 孝畜なり、 一云、虎ハ猛をと 日月以下の六章を 山ハ其鎮るに 其断をと 書経にい 藻ハ水

虞書天子十二章

右六章、在裳、

宗彛

火

粉

米

黼

黻

鄭氏説、 て、 龍より以下をとる、 周礼• 司服により、 龍は袞然とまかりたるによつて、 天子ハ十二章、 以下公ハ袞冕九章に 袞冕と

Š

なり、 侯伯 故に鷩冕と云う、 驚冕七章 にて、 華虫以下をとる、 華虫を鷩と云、 雉 の事

子男ハ、 **毳冕五章にて、** 虎蜼以下を取、 是なり、

命並 十二章の宗彛ハ、 といふ、 に不命の士ハ服章なく、 下に四命の人ハ希冕三章、三命再命の 文に虎と蜼と画たる、ゆへに畜の毛あるを毳冕 玄衣纏裳のミ、 人は玄冕一章、

推旗に画て、 一鄭玄か説に、 服 ŧ, 龍 の ともに袞冕九章にて、 服といふ、 自 袞冕以下如侯之服と、 舜の時十二章、 龍を山に登して、 是より出るならん、然とも周礼・司服に、 尊卑の差別なし、 周に至て日・月・星辰の三章を改て 此説のことくなれハ、 龍以下九章なり、 文献通考に林氏の弁 後世、 天子も上公 天子ハ袞 公の

三代服制冕服五等図

袞冕

九章

公

鷩冕 七章 侯 · 伯

毳冕 五章 子・男

希冕 三章 三命 兀 命

> 秦の服制詳ならす、 緑の色を染るもの 銅印黄綬に至り、 印綬の品により貴賤の別あり、 五等あり、 也 漢の服は亦知るへからす、 此制、 綬 漢より以来南北朝迄如此、 諸侯王ハ金璽綟綬なり、 ハ印の紐なり、 綟はもと草の名、 両漢官人の 漢已来冠 諸丞尉ハ 次第、

漢印綬五等図

冕の制様々あり、

金璽綟綬

諸侯王

金印紫綬 公・侯

銅印墨綬 銀印青綬 尚書令以下

九卿已下

銅印黄綬 諸丞尉

須合礼経とあり、 も祭祀礼儀の時に用て、 に、十二章服の度を定らる、 後漢光武帝、 践祚の後、 然ハ隋文帝の像を画に、 常服にあらす、隋文帝詔に、 郊祀の祀に冕服と有り、 隋・唐の時迄、 十二章を画くハあやま 古の章服あり、 明帝の永午中 祭祀の服 然と

隋文帝、 黄袍の初なり、 唐高祖、 聴朝の服に、赭黄文綾 赭黄袍を以常服とす、 車駕行、 袍」・鳥紗折上巾・ 是所謂黄袍なり、 是天子後世 六合鞾を用

隋煬帝、 武百官皆戎衣して、 軍旅しけり、 貴賤を別つ、 車駕行幸数なる故、 五品以上通して紫袍、 袴褶の制便ならす、 六品以下 文

緋と緑を兼服 此後世官服、 す、 吏り 胥い 緋•緑 青、 ・碧のはじめなり、 諸 人ハ 白 屠と 商う ハ 皂 卒 黄を服

唐太宗貞観四年に詔あり、 百 官 \mathcal{O} 服色を定む

服色四等図

緋 紫 金玉帯 品 二品 三品

金帯 兀 品 五.

銀帯 六 品 七品

銅鉄帯 八 品 九品

碧 緑

あり、 高宗に至て、 銙とハ帯の名なりと、 勅して紫服ハ金玉帯以下を定めらる、 日本にて所謂巡方丸鞆の事なり、 銙の数、

作る、 **幞**ほり 線にて此をはる、 習てこしら 名つけて軍容頭といふ、山子とハ、 する所なり、 二つは前に向ひ、二つハ後に向ふ、 藤にて織り、 宦官魚朝恩、 今の日本人、 軟なるを以、 唐以来、 武事に便なるものなり、 是を軍容頭といふなり、 紗をはる、 人主ハ此両脚を表む、 公服の冠なり、 観軍容使となり、 唐冠と覚たるものゝ形なりとうかむり 木を斫て一の山子をこしらへて前におく、 仁宗の時代にはじめて漆紗にて此を間を表む、宋の時、桐の山子をかへ 北朝宇文周の時に始る、 今所謂巾子なり、是ハ代宗の 此冠をかふむる、人、 唐人の幞頭、 後には両脚を横たへ、 もとハ四方の角々に脚あ 始ハ紗にて作 武帝製 其制に

り、

る、

和漢制度考三

俸禄 印章 符牌勘合

僧尼度牒 任子蔭補

制并簡

和漢制度考三

五

云々、 六寸、 夫ハ魚鬚文竹を以て作る、きょしょさしはさむ、周ハ、天子は 笏、「古へ」三代よりこれあり、貴賤通して執る事あれは、 本象牙也、 至て形に少しかわりあり、 西魏以来、五品以上象牙、 唐・宋以来、 中のはゝ三寸、笏ハ忽也、 竹を本質とし、 周ハ、天子は球といふ玉にて作る、諸侯ハ象牙、 手板といふ、 象牙を以其辺をかさる、 鮫魚鬚を以て竹をかされり、 六品以下兼て竹・木を用ゆ、 不経の事故、 君有命、 則書其上、 唐の時、 何も長弐尺 古名に復 備忽忘也 士は竹 唐に 腰に 大

本朝之制

緑以下ハ兼服し、 礼服、 各差あり、 各別あり、 有朝服、 大祀・ 有制服、 朝服は、 大 掌 * 細き帯等に 礼服 朝廷の行事に服す、 元日に服す、 皇太子以下親王・ ハ少々用る事を聴すの類な 内親王・女王・内命婦 制服は、 諸 官 王. 諸

> 定め、 遼太祖、 北は国に従い、 祭服 北方に興り、 ・朝服・公服・常服・田猟服あり、 太宗に至て中国にて制す、 南は漢に従て、 各其便に因 因る、中国・夷狄 於是衣冠の制を

兼用ゆ、

制を定め、 九品 ハ緑を服す、 大抵中国の古法を用、 文資五品以上ハ紫を服す、 応の武官ハ皆紫を服す、 袞冕九章等の制あり、 六品・七品 ハ緋を服し、 大定中官

元国初、 Ŕ 牙或ハ銀杏木を以て作る、 龍は五爪二角なるをいふ、天子用るゆへ、 職官の服、 近く金・宋を取り、 朝服に押出して冠といへは、 庶事草創、 龍鳳文を除く外、 遠く漢唐を法り、 冠服並旧俗に従、 唐・宋以来、 一品・二品は、 いつれも幞頭也 世祖 天子より庶人まて序あり、 冠服の品さま/ 臣下に許さす、 「天下を」 渾金花以下品あり、 混 0)

明の官服は、上下共に赤色なり、 を考て造る、 たとる也、 官は鳥の形を以し、 を花様といふ、 とすれとも、 宋は、 明是を改む、官服貴賤の次第ハ、 以し、其文采にとる、武い、公・侯・駙馬・伯ハ、豊 公儀よりこしらへて渡さる、 唐・宋以来、 武官獣の形を以す、 麒麟・白沢等を繍にす、 明は、 衣紋にて別つ、 隋に因て紫を上 官人面々品 其猛にか 文 服

太祖洪武三年定て、 文武官常朝視事にハ、 烏紗帽 団領衫

り、

を公服とす、 品 は玉 帯、 二品 ハ花犀帯と、 其差あり、二十六

花様を定む

侯

駙馬

伯

麒

白

沢

四品 孔雀 仙 鶴_卷

六品・七品 五. 品

鷺 ・ 鶏 ・ 鶏 ・ 湯 ・

· 雲鳫

錦

鶏

八品 · 九品

黄

麗

· 鶴鶉

練鵲

用 獬廌

風憲官、

武官

一品・二品

· 四品

虎豹 獅子

熊羆

五品

六品・七品

八品 · 九品

犀牛•

海馬

印章ノ事

印章 あたへ、来朝の時、 舜典、 輯 五瑞といふは、 合てしるしとす、 五等 の圭壁を拵 諸侯へ分ち

秦の り、 俞 皇帝寿昌と、 始皇又藍田の白玉を得て璽を作る、 時、 印を改て璽とし、玉を以作る、 是を後世に伝て、 伝国璽といふ 螭虎の鈕、其 天子に限る、 其文に受天之 凡て六つあ

秦六璽

皇帝行璽 皇帝之璽

皇帝信璽 天子行璽

天子之璽 天子信事

其後、 漢の高祖、 共に焼失す、 の宝とす、 武帝の時、 石勒か手に入、 剣ハ晋恵帝の時、 始皇の璽を得て、 晋の時、 侯景の乱に北斉に帰し、 趙の劉聡、 石虎死して江南に復る、 揚駿か乱に、 伝国璽とし、 晋の懐帝を執 隋・唐を経て五代唐に亡 孔子の履・王莽か首と 斬蛇剣と合せて、 宋・斉・梁に伝 璽も奪去る、 伝国

漢印章四等図 金印紫綬

相国・大尉・丞相

銀印青綬

石已上、

銅印黄綬銅印墨綬 比二百石以上」 秩比六百石位上」

ふ、漢、 綬 の名おこる、 らさるを以用ひす、秦に至て、采組を以て璲に結ひ、是を綬とい ハ、もと佩玉の制なり、 秦の法を承て、是を用、 周の末戦争の時、 双印佩刀の飾を加え、 佩はいふっ \mathcal{O} 類、 遂に印綬 武備にあ

北斉の時、 伝国璽といふあり、 天子の六璽を制す、 白玉にてこしらへ、方四寸なり、 文 秦による、 方一寸二分、 螭 獣 鈕※

鳥、篆書す、是ハ鳥迹篆の古文字をおきあけにほる事なり、て、上に、交蟠螭あり、其文、受天之命、皇帝寿昌の字隠起を、

用ゆ、余の六璽ハ、並ニ前代ニ従ふ、北周八璽あり、隋の時、神璽ハ宝にして用ひす、伝国璽ハ封禅に

宝といふ、皇帝景命、有徳者昌といふ、玄宗天宝十年、伝国璽を改て承天大皇帝景命、有徳者昌といふ、玄宗天宝十年、伝国璽を改て承天大唐太宗貞観十六年、受命玄璽を作、白玉を以こしらへ、其文ハ、

本朝の制

案に印す、 内印・外印・ 案・移・牒に印す、 公文並に案・調物に印す、 五位已上の位記 太政官印といふ、 諸司の印ハ省・台・寮・司等、 諸司印 案・移・ ・諸国に下す公文に印す、外印ハ官の印也、 ・諸国印あり、 方二寸半、 牒は文書の名也、 六位已下位記並に太政官の文 内印御印也、 官人より上る公文並に 諸国ハ、京へ上る 天皇之璽の文あ

本朝印章制図

内印方三寸 外印方二寸半 諸司印方二寸二分

諸国印方二寸

家印方二寸五分 郷印方一寸 馬牛印方一寸広一寸五分

順中に二宝を作る、一ハ皇帝承天受命之宝と云、一ハ皇帝神宝と一五代唐の末帝、焚死の時、秦より伝る璽焼失したり、故に周の広

云字を刻む、宰相馮道、其文を書く、宋の太祖、受禅に是を伝ふ、

て文とする事あり、太宗以来、世々宝を制せらるゝ事多し、玉宝を制して、尊号を以

時、改て宝として鋳直さる、ゆ、三に書詔の印、翰林院の詔勅等に用ゆ、皆金印なり、太宗のゆ、三に書詔の印、翰林院の詔勅等に用ゆ、皆金印なり、太宗の印、中書省の奏覆状等に用る、二に御前の印、枢密院宣命等に用宋の時、禁中に用らるゝ印、八宝の外に三宝有、一に天下合同之宋の時、禁中に用らるゝ印、八宝の外に三宝有、一に天下合同之

一宋の時、 用ゆ、 寸 事を禁制せられて、一寸四分の木印を用ることをゆるさる、 校等に給ふ、 節度使ハー寸九分、 諸王・中書・門下の印ハ方二寸一分、 皇太子ハ金宝三寸四方・厚サ五分、 士庶・寺観にハ、 其余ハー寸八分、又朱記有て、 亦私記有り、 太宗の時、 枢密使・尚書省ハニ 諸司いつれも銅印を 外職・軍 私に鋳る

九宝あり、宝とて伝国璽に準し、任官の詔に用る、制誥之宝と勅命宝とにて宝とて伝国璽に準し、任官の詔に用る、制誥之宝と勅命宝とにて一明の時、天子の璽九つなり、是も秦の六璽に準し、其外に奉天之

明 制誥之宝 一品至九品、誥命用之、

奉天之宝

此唐宋之神璽、

蔵鎮中国、

惟祀天地

宝 皇帝行宝 立封及賜労用之、 九 皇帝之宝 詔赦・聖旨用之、

皇帝信宝 詔親王·大臣、調兵用之、

天子之宝 祭祀神鬼用之、

図 天子行宝 封建外夷、及賜労用之、

天子信宝 韶外夷、調兵用之、

勅命之宝 六品至九品用之、

十四顆あり、
は上の通也、外に広運之宝・御前之宝なと、さまくあり、御宝二は上の通也、外に広運之宝・御前之宝なと、さまくあり、御宝二右、大明官制に載する処也、奉天之宝ハ皇帝奉天之宝といふ、余

明の時、 朝官の下に列す、 より従九品まて、 未流入の官ハ銅条記、 唐に流外官と云ふことく、「軽き」 方三寸三分・厚九分、 臣下印章の制度、 銀印三台・二台、 公差官ハ銅関防、 会典に詳也、 柳葉篆、 銅印等の差、各寸法あり、 官人、 それより以下、正「一」品 征西・鎮朔等将軍、 各其差あり、未入流 又一通の位階あり、 銀印 此

一七 俸禄ノ事

信衫

合さる事多し、只其大概を料簡して、古制を考へし、不可拘泥、兼并・僭窃、私の制多かるへし、周礼・礼記・左伝の法、孟子にの間、損益・変改もあるへし、又王法衰微し、列国「の諸侯」、周以前ハ、書伝詳ならす、孟子に詳なり、大抵周の世にも七百年

周 云 役義ハ才に因て任す、 官に因て地を采るの義也、今の所謂領知也、 今の扶持也、 禄秩の制事る者、 田禄ハ子孫代々領す、 斉桓公の盟、 田 禄あり、 是を采地と云、 士無世官と云、 孟子世禄と云、 軽き官人ハ倉米 采邑とも 秦・漢よ

迄」書あらわせ共、采邑有て一筒の物産を得と云事、古今の書、り元・明迄、士大夫の所領一切なき事なり、中華人、瑣細の「事

になる故、然り、と云、孟子に万乗之国・千乗之国なと云ハ、諸侯、各兼并し大身るに因て、車を一乗と云、「千乗なれは馬四千匹なり、」故に千駟車を以て禄を云ふ事あり、千乗の国、是也、車一両馬四匹を駕す

二十五家を里とす、然ハ封戸の名、 也、鍾ハ斗斛の積りとハ別にして、米穀の数を以て云ふ事あり、論語に 戸数を以禄を云ふ事あり、 馮氏曰、 にも其遺風あり、 あらす、 六千斛余の知行也、 ハ四升也、 区・釜・鍾、 ハ六万四千石也、 六石四斗を鍾とす、 宋以来ハ虚名なり、 漢の時、 春秋戦国程、 三百家也、 区ハ十六升也、 四升為豆、 専千戸侯・ 春申君、 後車数十乗云々といへは、 日本の積りにていへハ、譬ハ十分一にても 楚昭 諸侯・大夫、 各自其四、 左伝昭公三年、 万戸侯とて、 毛 食客三千人、陪臣の家甚おひたゝし、 釜ハ六斗四升也、 論語、「奪」 論語に粟九百、 以七百里孔子を封せんとす、 富貴繁昌なるハなし、 四升を豆とするよりつもり 以登於釜、 春秋の時よりありと見えた 爵位の名となる、 晏子曰、斉旧四量、 伯氏駢邑三百と、 孟子に万鍾と云、 鍾ハ六斛四斗 あるましき事にも 釜十則鐘云々、 也、 万 豆. 是

貢とす、是を千あわせたる程の土地を取るを、千戸侯と云、一年漢の時、封戸のつもりは、一戸より一年中に銭二百文を出し、年

等の事を挙て、其人与千戸侯等と云事、当時の封戸甚かるき事に 千畝の竹園持たる者、 千戸侯の身代に同し、 の法に因て利を取る故、千貫持たる者ハ年中二百貫の所得あり、 入二十万也、 「戦国」 庶人百万の家と云ハ、 凡て千と云、百と云、 の時と大に同しからす、 一年所得二百貫なり、 斉・魯に千畝の桑・麻をうゆるも、 銭千貫文持たる者なり、 何れも銭を以云、 故に漢書にあまた此 廿万 渭川に ハ今

二千、百万之家、 漢書貨殖伝云、 其人皆与千戸侯 則二十万、 秦漢之制、 等」、 即二十万、 朝覲聘享出其中、 列侯封君食租税、 而更繇租賦出其中、 庶民農工商賈、 歳率戸二百、千戸 衣食好美矣、 率亦歳万息

を以云、 をなす、石を以禄と称する事、 て損益あり 諸侯王の封戸、 百石より二千石に至る、 段々上に上る通なり、百官の禄ハ、 是より始まり、後世にても是に因 三公ハ万石と称して、 石を以差 米穀の数

云事也、 官禄秩の制、 十二段有り、 月に十六斛を取る也 比二千石と云ハ百斛を取る、 毎月俸百八十斛を取る、 中二千石ハ、中ハみつると訓す、二千石にみつると 穀数を以差をなす、 以下、段々此通にて、百石と云 二千石といふハ百二十石を取 中二千石より已下百石まて、

官 其中二千石者、 表、 師古注曰、 月各百八十斛、 漢制、 三公称万石、 此通なれは、 其俸月各三百 万石君と

> すれ ハ、今の見米四百石にハ不過、 年の禄四千二百石也、 漢時の升、 当時俸禄の薄き事知るへし、 今日本ノ十分の一に準

後漢、 中 ニ而差あり、 前漢旧制に因て増減せらる、 制あり、 大将軍・三公俸、 中二千石月俸銭九千・米七十一石と定め、 百石ハ銭八百・米四斛八斗也 月に三百五十石大数、 凡俸、 半銭・半穀にて給る、 光武の建

晋制、 二百斤を給ふ、 品秩第一二、 末々詳ならす、 俸日々に五 斛 其 外、 絹を春秋に二百疋

宋・斉、 二・第三を中二千石と見たり、 定たる法見へす、 梁、 九品を定め、一品 の秩万石、 第

隋 禄を給ふ、職分田の外、又公廨田あり、唐も是にを給ふ、八品・九品まても其通にて、各差あり、 京官正一品禄九百石を給ふ、 又職分田ありて、 唐も是に因て損益あり、 外官ハ戸を計て 品に田五頃

等を降す、総て内外文武官、唐、正一品より従九品まて、 る処、 の名あり、 官諸司及郡県にハ、 是をあく、 公義より渡り人にて、 又公廨田あり、 各米銭を賜ふ事差あり、 一品より以下、 品階によりて差あり、 此外又、 幹力・防閣・庶僕等 並に職田を給ふ、 外官 通典に載 ハ各

正 一品米七百石·銭七千八百

品

「米六百石」

正 従 一品米四百六十石 品米五百石·銭八千

正三品米四百石·銭六千一百 正

從三品米三百六十石

従五品米百六十石 正 五品米二百石·銭三千六百

従七品米七十石

正七品米八十石·銭二千一百

正九 品米五十七石·銭一千三百

四品米三百石·銭四千·

三百

正 従四品米二百六十石 六品米一百石·銭二千

正八品米六十七石:銭一千六百「五十」 従六品米九十石

從九品米五十二石 従八品米六十二石

本朝之制、 又有年給 有禄、 有位田 有職田、 有封戸、 親事帳内公廨等、

朝賞未允人望、 淡海公不比等・文忠公 又一国に封せらるゝ事あり、廃帝天平宝字四年八月、先朝の贈正 位太政大臣不比等を封して、 余官如故云々、 宣依太公故事、 此 ハ没後の贈号と見たり、 美濃公良房 淡海公とす、 追以近江国十 忠仁公 勅云、 此後封号九人あり、 郡、 勲績蓋於宇宙、 封為淡海

越前公基経 昭宣公 信濃公忠平

尾張公実頼

忠義公 駿河公頼忠 参河公伊尹 廉義公

相模公為光 恒徳公 甲斐公公季

下の子、并に庶人を以て之とす、資人ハつかひとゝ訓す、 親王に給す、 又帳内・資人・事力あり、 在職の中ハ給事する也、帳内とハおふとねりと訓す、 一品に百六十人より以下、 禄令に載されとも、 四品に一百人也、 何れも公上より渡 六位以 大臣

> 三百人、左右大臣ハ二百人、 納言、 て之を給す、軍防令に詳也 り三人迄、段々差あり、 の也、大宰帥に二十人、諸国の守に、何れも内八位以上の人の子ハ取らす、 八十人より以上、五位ハ二十人、女ハ減半なり、其太政大臣 人・二人まて差あり、 並に諸 臣一 位 より従五位まて之給す、 何れも一 其外博士・令史・史生まて、五人より三 大納言ハ百人、致仕の人ハ減半也 年に一替にて、 大国より下国まて、 又事力といふ者ハかるきも 上等戸内の丁を取 位 . ハ 百

本朝封戸差等

三品四百戸 一品八百戸 「六百戸」 三百戸

兀 二品六百戸 品三百戸 「二百五十戸 「四百五十戸」

無品百五十戸

正三位百三十戸「九十八戸」 正二位二百戸「百五十戸」 正一位三百戸「二百二十五戸」 従三位 従二位百七十戸「百二十八戸」 従一位二百六十戸「百九十五戸_ 百戸「七十五戸」

太政大臣三千戸 「千五百戸」

左右大臣二千戸「千五百戸

内大臣八百戸

中納言三百戸

参議六十戸

大納言八百戸「六百戸」

りと見えたり、二様上に記ス、 六百戸、太政大臣千五百戸、 大臣三千戸、左右大臣二千戸、以下戸数多く給る、 食封の事、 参議ハ令に載せす、 拾芥鈔と令の文と不同、令にハ一品八百戸、 令外の官なれは、 其下に減七百戸と有、 何れも減少し、 拾芥には一品 内大臣

女ハ三分の一を減せらる、親王ハ品田とも云、位田ハ、位階に因て給ふ、親王と四品・諸臣一位より五位ま

本朝位田等差

正 従三位三十四 正二位六十町 品 五位十二町 品三十町 八十町 町 従五 正四 品品 位 位 位 位 六十 八町 八十 五. 十 + 应町 厄 町 従四位 外従五位六町 正三位四十 従 品品 位七十 Ŧi. + 町 虰 町 应 町

であり、 職田とハ、官職に就て給ふ、職分田とも云、太政大臣より納言ま

中国掾・大上国 ともに一代きりにて、 有事推しるへし、 大領六町・ 太政大臣四十町 大弐六町、 拾芥共に同し、 中国守・上国介二町、 功ある人子孫に伝へ領するハ、 少領四町等あり、 目がん 令に不載ハ史の闕文歟、 小弐四町、 左右大臣三十町 町二段、 其身官位ある時給て、 令曰、 然れハ朝廷の諸司百官にも、 大国守二町六段、 中下国目 凡在外諸司職分田と云は、 下国守・大上国 掾一町 大納 町一、 右、 言 二 十 伝田と云 除名并に死すれ 又凡郡 上国守・大国介二 封戸・位田 町 訓職 「六段、 各職 分田 大宰帥 職 ハ不 田 \blacksquare

功 田※ 世 口々不 功 職原鈔 上功伝三世、 の次第に由て給ふを、 之除名並不収、 拾芥鈔に見へたり、 中功伝 此 世 外、 子孫へ伝給ふあり、 年官 下功伝子、 年爵を給ふ事あり、 大功 令云、 非謀 叛以上 大功

> 水土の宜に因て、 ş 段々人文ひらけ、 を以計る、 の類を給す、 本朝禄秩の 何も本国先王の世に、 損益ハ六国史に見たり、 法 年給 封戸ハ戸口を給す、 禄 ハ官爵を任するを給ふ、 損益取捨し給ふ也、 礼楽起り、 封戸 位田 唐の礼を斟酌 其後或ハ改り、 大成して律・令・ 位田 田 年給 職 本朝上古無為を以し、 田 或ハ廃して後世に及 格• 古今の変を考へ、 土地を給 五. 町段

以て綿 三十屯 を、 ハ二月上旬 本朝給禄 今年の二月に渡す、秋冬も之に準す、 絁 同年八月渡すなるへし、 前年の八月より正月迄の内、 屯に代、 綿 布百端• の制、 布・ に渡す、 「禄令」に詳也、 鉄一 鍬の四種也、 鳅百四十 秋冬の二季ハ八月上旬に渡す、 挺を以鍬五口に代る事あり、 Ė 上日とハ、 譬ハ正・従一 大小の初位迄差あり、 上日百二十日以上に及 年中を二つに分、 番を勤むる日の 二月より七月 位ハ、 絁三十疋・綿 春 又糸 事 夏 夏 世、 迄 / ふも <u>の</u> 二 \mathcal{O} の禄 絢<

事なし、官の職事あるハ、皆禄を給ふ也、禄ハ上の四種にて、米粟を給ふ官の職事あるハ、皆禄を給ふ也、禄ハ上の四種にて、米粟を給ふ令日、凡在京文武職事、及太宰壱岐対馬、皆依官位給禄云々、百

の事、年十六になれハ軍役に出るに因て、平生一人手前より役に内に課丁一人ある以上を課戸とし、是を計て給する也、課とハ役凡給封戸とハ、古ハ、民家「に」課戸・不課戸と云ふ事あり、家

令日、 官 け、 布 一分ハ封戸の主人に給せらる、 · 租 を出 分給主云 凡封 ・庸 芦、 是を課丁と云、 調の三あり、 皆以課戸充、 田 其ある家を課戸と云、 租ハ二つにわりて、一分ハ公儀へ上 調庸全給、 封戸の仕丁も其主へ給ふ也、 其田租為二分、 一分入

へり、令及ひ拾芥ニ詳なり、臣より参議まてあり、内親王は減半也、太上天皇にハニ千戸と云凡封戸ハ、親王凡四品、諸官正一位より従三位、職にてハ太政大

に同 銭一百貫、 宋の時、 石• 也、 身・元随等渡り人なり、 官々々に従ひての名色あり、 より以下又貼職銭と云、 郎に至りてハ、 随身七十人、大尉ハ百石・随身五十人、 春ハ羅一疋、 、余職事官には、 文武官人の 是も次第ありて、 特進に九十貫、 禄粟・随身・元随・僕人之制ありて、 只料銭七貫計也、 冬ハ絹五十両と定め、 俸、 並に職銭を与ふ、 此外職田あり 甚繁瑣也、 其他尉食銭・折食銭・茶湯銭、 ともに春・冬衣絹各二十五疋・小綾十匹繁瑣也、文官の俸、開府儀同三司に料 進義副尉に至りてハ、 折食銭ハ纂修料の名也、 武官の俸ハ、大尉ハ特進 以下段々差ありて、 又職料銭とも云 段々「差」あり、 料銭只三貫計 宰相 其差同、 ハ禄栗百 学 士 承務 しか 々一 随

千夫之師、甚可駭也、豈稽古之意哉、 一、若乃左右僕射、百僚之師長、位莫崇焉、月俸所入、不及軍中吏、若乃左右僕射、百僚之師長、位莫崇焉、月俸所入、不及漢之小九人之飽、不及周之上農、其禄也未嘗有百石之人、不及漢之小宋咸平間、楊億上疏云、今之結髮登朝、陳力就列、其俸也不能致

元 きて元の時 九十五貫三銭三分三厘· 貫·米十五石、 百四十貫・米十五 至 完中、 甚軽し、 内 六部尚書ハ俸七十八貫・ 外官俸数、 石、 米九石五斗、 中書省の右丞相・ 太師府の太師・ 中国俸禄、 米八石、 左丞相 太** 傅 甚卑薄なり、 参知 太_类 保 政事 俸 百 ,ハ俸 兀

ふ、本色・折色と云、りて、唐・宋の制を考へ、万石と定らる、後に米・鈔兼支て与五万石を与んと擬せらるゝ、既にして官吏・軍士の俸給多きによ明の時、廩禄の制、会典に詳也、聖祖、藩を封するの時、親王に明の時、廩禄の制、会典に詳也、聖祖、藩を封するの時、親王に

輔国中 親王 県主儀賓米六百石 公主及駙馬米二千 奉国将軍米六百石 鎮国将軍米 -尉米| 万 三百石 三百 一千 石 石 右 石 奉国中 郷君儀賓米一 郡君儀賓米四百 郡主儀賓米八 鎮国中尉米四百 輔 郡 王米二 国将軍米八百 -尉米| 百 石 石 石 石 石 石

名なり、公主ハ皇女也、駙馬ハ其婿也、郡主以下郷君まて、宗室或ハ租・調を与へ、又虚名にて実なし、明は其制を改て、食封の右、明朝宋藩禄米の数、如此、唐・米ハ食・実・封と云事あり、県君儀賓米三百石 郷君儀賓米二百石

儀賓ハ其婿なり、

り 親王の 事あれとも、 色三百石· 誠 禄五千石より八百石まて也、 意伯は禄米七百石のことき、 銭兼与らるゝこと也、 、禄の内に、 外 折色四百石とあるかことし、 文武官常禄あり、 ハ他の物を渡す事也、 やかて官にかへし、 何も本色・折色二品ありて、本色にハ米を渡 新建伯ハ王陽明也、 公·侯 人々同からす、 是也、 譬ハ誠意伯禄米七百石の内、 本色を与へ、永楽以後には 駙馬· 逐 明朝ニも国初に官田と云 の名品、 新建伯ハ禄米千石、 伯等の爵あるもの、 誠意伯とハ劉基也 会典に詳

会典 日 云 日絹布折鈔云々、 折絹米、 凡官員俸給、 歳両月、 有本色、 日 折銀米、 有折色、 歳十月、 本色三、 折色二、 日 料 米、 日 「本色 毎月一

朝百官俸給

従 正 品 品 月支七十四石 月支八十七 歳該八百八十八石 歳該一千四 十四 石

月支四十八石 歳該五百七十六石 正二品

月支六十一石

歳該七百三十二石

正三品 月支三十五石 歳該四百二十石

月支二十六石 歳該一 三百一十二石

正四 月支二十一石 月支二十四石 歳該 歳該 吉 一百八十八石 五十石

五. 月支一十六石 歳該 百 五十二石

> 正六品 従六品 五品 月支八石 月支一十 月支一十 应 石 石 歳該 歳該 歳該九十六石 百二十石 百三十八石

従七品 正七品 月支七石 月支七石 五斗 歳該九十石 歳該八十四 石

従八品 正八品 月支六石 月支六石 五. 斗 歳該七十一石 歳該七十八 石

従九品 正九品 月支五石 五. 斗

右

月支五石 歳該六十六石 歳該六十石

の内、 年に十二石を渡す、 折鈔銭俸三百五十六石四斗ハ、該本色鈔「七千」一百二十八貫 十二石を除の外、 色俸七百一十二石八斗也、此内に差別あり、 二色を合せて該銀二百四両八銭二分也、 ハ何も如斯、 歳俸合て一千四十四石也、 是を折色俸とす、二品以下九品まて差等あり、 何も折俸ありて、 又ハ綿 折布俸三百五十六石四斗ハ、該銀一十両六銭九分二厘也 布• 実に米を渡す事ハ、 折銀俸二百六十六石、 所謂月米毎月一石と云、 胡椒・蘇木をも禄に与る事あり、 実に米穀を取事ハ甚少し、 其内本色俸三百三十一石二斗、 一品より九品まて一様に、 是を本色俸とす、 折絹俸五十三石二斗、 是也、 本色俸の内、 譬 本色・折色の 其余ハ銀鈔を 会典戸部 正 折色俸 支米 此

明の ハ、一品より六品まて、 土官有従七品、 時 文官 品より九品まてあり、 亦不支俸と、是有、 其以下なし、 会典云、 其俸も亦差あり、 武官原 無 七八

Ŧī. 瓊双渓雑記、 五. 大概載るなり 組 外官通不得支、 今外官七品以上、 国初定制 毎布一 此貪婪之雑禁也 云々、 疋 折米二十石、 其折色以鈔為則、 月俸歳得百金、 此二説ハ、 京官折俸四十五 兀 每米一石、折鈔十 明の俸禄の制 年不得

符牌

符説の事、 盗て信陵君に与へ、秦王子嬰、
す、孟子所謂如合符節、是也、 夫々の用を弁す、 符牌勘合 古よりあり、 金玉或 周礼に掌節と云官有り、 、牌ハ角を以て作る、左右を分てしるしと 皇帝の璽・笠

に降ると云、

に詳なり、 ŋ 軍 五番に至る、 漢文帝二年、 ハ京師にてとゝめて、 てしるしとす、 五. 兵を致す事也、 是ハ軍陳の外用事の時分に致す事也、 番に至り、 皆竹使而已と、 後漢光武の時、 軍队の時、禁中す、銅虎符とハ、日 始て銅虎符・竹使符を作りて、天下の郡守に分ち与 各篆字にて文字を刻付てしるしとす、 竹使符と云ハ、 郡に至る、是を合せ、 左をさきへ遣わす、 禁中より使者を某々の郡へ遣され 其差別、 杜詩か上疏に、 銅にて虎の形を作る符也、 竹箭五本を以て符とし、一番より 是にて明 符合て是を受取、 漢書、 何も二つにわりて、右 旧制発兵 応劭· 皆以虎符、 其長さ五 張晏か注 処々の 番より

> 其時、 帛に書たる切手也、 をこしらへて繻と云、 或ハ木にて作り、 又伝と云ものあり、 関を入段に渡し、 繻符也、 或ハ繒帛にて作る、 文帝の時にやめらる、 書帛裂而分之、 帰る時に還す也 唐、 若券契矣と 是を過所と云、 所を通る切手

獣符 北斉の時 ハ即銅虎符也、 かく作り易たるなり 諸刺史を拝代召するハ竹使を用ゆ、 銅獣符・竹使符あり、 北斉書、 唐の時に作たるによりて、 諸州の鎮兵を発するには銅獣を 是漢の制 に因る也

獣に易、 隋煬帝、 遼東に幸して、 唐の高祖、 又あらためて銅魚符とす、 長安ニ入て、 京師並ニ東都の留守に、 隋の 竹使符を罷 王麟符を賜て銅 て銀免符 を

符節を封して漢の高祖 趙の如姫、晋鄙兵符を

節をあつか

用ゆ、 あり、 右ハ、 の符を持参す、是を月魚と云、 にハ、交魚符・巡魚符あり、 唐 \mathcal{O} 時、 監門掌り、蕃国にも是を給ふ、 伝馬の切手なり 京の留守折衝府並左右金吾等、 魚符の制様々あり、 左籍・右籍ハ開門符・温金吾等、是を給る、宮 軍旅を起し、 若相違あれハ吟味有り、 其国の朝貢使来る時、 守長を易にハ銅魚符を 宮殿門 閉門符あり、 其月

左四右三、 の留守ハ、 皇太子監国の時、 三、左右の訳前のことし、南方諸州にハ朱雀、西方暾 玉鱗符を給ふ、 双竜符を給ふ、左右符十有り、 左二十右十九、 西方翳虞符、 行軍所にも是を給ふ、 北方にハ玄武符、 東方諸州には青龍符を 何 北

ş 又 上金にてかさり、 銅にて作る、其上に官位・姓名を刻付、 文献通考云、 随身魚符と云物有り、 以下親王・百官ハ、 右者随身と、皇太子を召にハ、玉契あり、勘合して命に 五品以下銀にてかさる、 随身魚符者、 魚符にて其差あり、親王ハ金、 即魚袋也、 以明貴賤、 百官五品以上の者、 其袋を魚袋と云、三品以 何も袋のかさり也、 応召命、 左二右一、 身にお 百官ハ 所

の名あり、 身魚を給ふことを記して、 説疑ふへし なるに由て、 たとる、 唐の魚符、 然は魚袋ハ古算袋也、然とも通典を按するに、太宗の時に随 炙穀子にも亦云、 武后本姓武氏たるに由て、 事物紀原云、 武后の世に、 然ハ唐の魚袋ハ、只わりふにて算袋にあらす、 唐改以魚袋、 魚の形ハ鯉也、 其縁を以亀に改む、賀知章か金亀換酒と、 実録曰、三代以韋為之、 魚袋古之算袋、 天授元年改て亀とす、 取其合魚符之義、 唐の姓李也、 上元の制注文の内に、 武八北方玄武の象にて、 魏文帝易以亀袋、 鯉ハ同音たるによりてか 文献通考にも是を引 謂之算袋、 神龍元年旧制に復 又筹袋・手巾等 是也、 亀蛇 取其先知 魏易之為 紀原の の神

宋の 銅符 時 を制せらる、 -を隷書にてしるし、 銀牌あり、 符節の制、 中より分つ、 上に篆文にて某処発兵符と記す、下に虎豹をか 唐の制也、 唐の事の詳なる事聞へす、仁宗康定の初に、 穴を明る、 右ハ京にとゝめ、 幅一寸五分・長五寸、 東帯を付て、 左ハ州郡の官 勅走馬銀牌と 駅を賜ふ者に

の時伝符の意也、枢密院より券を給ひ、是を頭子と云、何も漢

云、是也、す、金の代に朱仙鎮に至る、十二の金牌を賜りて師を班さしむとす、金の代に朱仙鎮に至る、十二の金牌を賜りて師を班さしむと書並ニ軍機要切の事に用ゆ、日々に行こと五百里、内侍省より遣高宗の建炎三年に、虎符を改鋳らるゝ、金字牌をこしらへ、兄赦

宋の時、 て也、 入る、 用にもあらす、 てかさり、 内外升朝の文武官、 然とも宋の時の制、 唐符契のことく、 魚袋の制、 こも宋の時の制、只公服の帯に繋て、貴緋袍を服するものは」銀にてかさる、 明に至て是を除く、 唐に由る、 何も是をおふる也、 わりふとする事なし、 太宗の雍煕元年に、 紫袍を服する者ハ 畢竟虚文にして実 貴賤を差別するま 其後ともに銜に 近臣に賜ふ、 「金に

入銜と云也 る、 或ハゆるし賜る品なと、 銜とも云、 入銜と云ハ、銜ハ官銜とつゝき、 是を未入銜と云、 官位を書並へたる事也、 然るに入銜と云ハ、定たる官職の外、 久しくなりてハ、 其事ありといへとも、 日本にて位署書と云、 前官と当官と相ふくんたる義に 位署の内に書入る、 未位署に書加 新に置る職 此事也、 へさ

二九 僧尼·度牒

一僧尼度牒

一仏法中国に入る事、後漢明帝永年八年、天竺摩騰蘭・竺法護を使

度がには、 后の 由即 法、 引て云、 4、其法、済度・化度の義より出、故に僧を許す証文を度牒と是因之祠部の牒と云、度牒ハ、僧家に入て僧とする事を度す 一种 時分より、 唐の玄宗の時に定まれり、 僧尼令祠部給牒、 又度僧牒とも、 _ 必公義より切手を渡し、妄に僧に成る事をゆるさす、是を 度牒自南北朝有之、見高僧伝、 部牒也、 事物紀原、 経巻を渡す、 僧尼を支配する事を掌る、 然れは度牒の事ハ、 剃度牒とも、 唐の会典を引て云、 則僧尼之給牒 後漢書に詳 祠がが、 戒牒とも云 自唐明皇始也、 なり、 南北の比より始りて、 礼部の下に属して、 名籍限局、 天宝六年五月、 故に此官より牒を給 其後、 必有憑由 俗人僧になる 又僧史略を 制 唐武 あり 其 憑

を空名度牒と云、 記るさす、 僧となりたきもの、 由 りて、 の時、 諸国にては誰にても銭を出し、公義より度牒を申受け、 其許さるゝ式はかりを書たる証文をこしらへ置たきもの、是をあつかる、然るに由て、其牒に僧 空名度牒始り 今の 世の剃紙と云かことし、 て、 後世まて用ゆ、 其時分、 後世の史書に粥 其牒に僧の名を 公用不足に |く、是 祠

生送行序あり、 中 妄に僧になる故、 是に因て、 0 僧に度牒を給する訳ハ、 本 時 の口算、 0 禅僧堆雲了庵 度牒給る事あり 平民の課役逃んと思ふ者 唐の時庸と云、 上より吟味して度牒を給せらる也 入唐 中国にて古より人別に夫銭を出 の使たり 是也、 僧たる者ハ是をゆる 帰朝の 仏を信するにあら 時 王 一陽明先 明の正

本朝の制

百年矣 堅 元年也、 使、 仏法、 又按するに、 る、 より胡僧を迎て、宮中に置て礼敬す、百済の仏法、 仏像· 晋孝武帝の大元九年に当る、 使を遣し、 本朝に来る事、 自西国至于漢、 按三国遺事、 経論を献す、 [国至于漢、経三百歳、日本紀推古天皇の時、 仏像・経文を送る、 欽明天皇十三年の冬、 百済本紀を引て云、 是を始と云、 高麗ハ、 高麗より新羅へわたると云 乃伝之至 百済の僧観勒、 中国にてハ、 晋の咸安二年、 其第十三代枕流王、 百済国 於 梁元帝 百済国 上表して云、 0 是より 迎明 秦の符 . О 美 始 承 聖 遣

れて、三、四百年前まて是あり、 年正月丁巳、始て授僧尼公験といへり、是度牒の始なり、其法行る、度牒有て、平人妄に僧となる事をゆるさす、元正天皇養老四本朝、古、僧となるには、唐の法のことく、公義より証文を渡さ

度公験也と、 以上者還俗、 令にハ、 是を告牒と云、 是也、 許以告牒当 僧尼令云、 徒 一年と、 凡僧尼者、 義解云、 告 犯準格律令、 牒 者」、 僧 尼得

右、 故 及牒の一 度牒あるを以、 令の訳 以告牒当徒一年といへり 年分あてゝ、 僧尼、 宥免せらる、 残三年ハ法の 罪 を犯すとき、 譬ハ徒四年罪す 如 $\overline{\langle}$ 死罪 公役に使ふる事 格 別 へきもの \mathcal{O} 事、

又、私度並に冒名相代と云事有、度の牒なく自僧となり、他の度

牒を取て、 是に代て僧になるときは、 何れも是を罪す、令に見へ

史と云分ハ板刻也

たり、

度牒式

治部尚書

路東山東福禅寺童行士思本貫係本州乙国県「人」事****

俗姓秦見年十四歳投礼当寺住持士雲長老為本師賜

壱紙度牒剃髪受具者

右被太政官符称左大臣宣奉

勅件度者姓秦宣治部省与剃度牒至准

正和二年四月八日左大史小槻宿祢清時給

参議郎兼治部郎従四位下行神朝臣康光

典主宰事官 闕

鴻臚丞 従位下行藤原朝臣定行

鴻臚少卿

闕

典客郎中署令 従位上平朝臣高広

治部主事

治部郎中 正位上行江朝臣行経

治部侍郎 正位行源朝臣光房

二分、印三所、 右、 共墨書也、 料紙黄色の唐紙五枚、 又正・和・二・四・八の五字墨書也、 書面文字、 大の分板刻也、 広さ竪一尺五寸三分・横二尺二寸 小の分位階・花押 年月日・左大

> 又 度牒式

治部尚書

駿州有渡郡久能寺沙弥円

爾

俗姓「氏」 平.

見年十八

投於当寺住持堯弁

礼為本師

賜度僧牒

剃髮受具者

右太政官符称右大臣宣奉

勅件度者姓平宣仰治部省与剃髪牒至准

承久元年己卯十月廿日左大史小槻宿袮国宗給勅故牒

参議郎兼治部郎 藤原信行

典主宰事官

鴻臚丞正六位上行 平貞公 闕

典客郎中署令正五位 橘成恒

治部主事正位欠 欠

治部郎中正六位上行 源盛慶

治部侍郎従五位 紀頼成

さるゝ也、 右の度牒、 何も唐名を用らる、唐の式に擬せらると見へたり、 今に残て本寺に有り、 前代僧たる者、 此証文を渡

宋の法、 者、 而 始出売於民間、 百千二至る **夔州転運司** 立価出売、 唐と異なるを聞かす、 毎牒 初歳不過之三四千人、至元豊六年、 增」価至三百千云々、 一紙、 為価百三十千、又云、 燕翼貽謀録 其後南宋ハ、七百千より 云 新法既行、 熙寧元年七月、 限「以」万数、 議

にて道録司、 州にてハ僧正司と云、県にて僧会司と云、 京にハ大興隆寺に在り、 官有りて、 僧録司と云、 官人あり、 国 天下の府州県ともに僧を司る官あり、 初ニは、 天下の僧を支配す、 何も僧・道を以、 南京・北京共ニあり、善世・闡教・講経・覚義等の 善世院を置て、 府にて道紀司、 興隆寺火災の後、 州にて道正司、 釈教の事を掌る、 南京にハ其衙門天界寺に在 是に任す、 府にてハ僧綱司と云、 又道教も其通にて、 大隆善寺ニ在り、 県にて道会司、 洪武十五年改て、 ŋ 夫々 京 北 此

明朝信道司

北 京 南京各有、 天下之僧道を管す、

道録司

僧録

僧綱司

毎府各有、 管 府僧道

道紀司

僧正

毎州各有、 管 州 (僧道

道正司

僧会司

毎県各有、 管 県僧道

道会司

に就て民とす、主僧ゆるし留る者も民とす、成る者ハ、父兄を京に送り、五台山に発し世 きる、永楽の時、 牒を与る也、 を具して、礼部に転達し、 凡僧を度すること、十年に一度也、 其額数、 制有て、軍民子弟・僮奴、自髪をけつりて僧と 府ハ四十人、州ハ三十人、県ハ二十人とか 礼部考試て、 五台山に発し做 其期に先達て、 能経典に通する者に、 工せしめ、終て北京 本寺より其 度

にてハ、大方千字文を番付にする、 重て先例を見合て是を造る、 を罪す、其後久しく造られす、 脚の僧いたる者ハ、其帳と引合せ、 るして、天下の僧寺に渡して証拠とす、是を周知冊と云、 らへ、其年甲・姓名・字行、 洪武二十五年に令ありて、 僧録司、 字号ハ、文字に番付する事也 並に僧に成る年月、 詐欺するものあり、 相違あれハ、 日本いろはつけのことし、 天下の寺院・ 公儀へ申上、是 度牒の字号をし 僧人の帳をこし 正統五年に、 遊方行 中

Ξ 任子・蔭補ノ事

任子蔭補

任子ハ、古き「く」事也、 「家」禄を賜と見へたり、 子を官にする事あり、 漢儀註云、 吏二千石以上、 仕者世禄とあれは、官ある人の子孫 是を任子と云、 漢以来世禄ハなし、久しく勤たる者 視事満三歳、 蘇武以父任為郎と云類 得任同産若子一人為

の差あり、文献通考云、任子法始於漢、而其法尤備於唐、郎、子或ハ同腹の弟を任する也、其法、漢に始まり、唐の世委細

任子又、門蔭と云、漢・唐・列伝の中に具に云、南北朝の史伝に任子又、門蔭と云、漢・唐・列伝の中に具に云、南北朝の史伝に任子又、門蔭と云、漢・唐・列伝の中に具に云、南北朝の史伝に任子又、門蔭と云、漢・唐・列伝の中に具に云、南北朝の史伝に

唐任子の法、一品以下差あり、

二品子 正七品下

従三品子 従七品下

正」三品子

従七品上

正四品子 正八品上

正五品子 従八品上従四品子 正八品下

従五品及国公子 従八品下

本朝の制

諸王蔭、自従四位下、至従五位下、諸臣蔭、自従五位下至従八

位下、

親王子 従四位下

諸王子 従五位下 諸王ハ親王の子也

一位 嫡子従五位下、庶子正六位上 五世王 同上 五世王ハ帝王五代の孫s

二位 嫡子正六位下、庶子従六位上

三位 嫡子従六位上、庶子従六位下

従四位 嫡子従七位上、庶子従七位下正四位 嫡子正七位下、庶子従七位上

正五位 嫡子正八位下、庶子従八位上

従五位 嫡子従八位上、庶子従八位下

右、令に具也、又云、三位以上蔭及孫降一等、義解云、嫡孫降

子、庶孫降庶子也、

とも云、又奏蔭恩任とも云、恩例とも云、に任し、其余ハやめる、郊祀は天を祭る也、此を霈恩と云、覃恩に任し、其余ハやめる、郊祀は天を祭る也、此を霈恩と云、郊祀計に、百官の子弟を官に任す、仁宗の嘉祐の比、制ありて、郊祀計宋朝にも、任子の事あり、改元及聖節・郊祀等の目出度事ある時宋朝にも、任子の事あり、改元及聖節・郊祀等の目出度事ある時

明朝蔭子の法、唐に準し増損あり、洪武二十六年、蔭叙の品級

を定らる、会典に出、

正一品子 正五品叙 従一品子 従五品叙、

正三品子 正七品叙 従三品子 従七品叙正二品子 従六品叙 従二品子 正六品叙

正五品子 正九品叙 従五品子 従九品叙正四品子 正八品叙 従四品子 従八品叙

正六品子 未入流品上等卜職事流内叙

従六品子

未入流品中等

職事流内叙

正 七品 子 未入流品下 · 等 職 事 流 内 叙

Ξ 廟 制

廟制並間

Щ 報本反始ハ、 人に功徳あるは祭る、 大夫以下ハ先祖を祭る、 礼の大節也、 古礼、 礼記に具也、 日 · 月 天子ハ祭天地、 星 辰 風雨 諸侯ハ祭封内山 寒暑、 聖賢君

王

を合て七廟也、 七 王 制 漢以来、諸儒揣量の説信しかたし、 契と湯を祖とし六廟也、 注、 っ 夏の世 殷・周も天子ハ七廟とい 鄭氏礼緯を引て云、 ハ二昭・二穆、 杜氏通典商 、禹を始祖とし五廟也、、唐虞立五廟、夏氏因之 書、 周 ハ二昭・二穆に、 七世 へ り、 之 周以前ハ 夏氏因之、 廟、 経典にあらわれ 可以観徳とあれ 后稷・文武の廟 殷ハ二昭・二ペ、殷六廟、周

也、 る意、 説、 を穆とし、 北に向ふ、 周、 共王・夷王の世ハ八代めなれハ、 にこほち祭をやむ、 太祖 漢儒已来区々也、朱子中庸或問に詳也、 天子・ `祭をやむ、是を`祧`廟と云、文「ト!の廟ハ百代の後まて廃する事なし、 ハ幽遠の意、 周ハ后稷、 諸侯 それより一代ませ「に」、昭・穆・昭・穆と次第する 武 の世室とて云置て、 ・大夫・士廟制、「礼記」 を太祖とし東に在り、 昭の廟ハ北に位し南に向ひ、 桃すへきを各別大功徳ある故 別に祭る、 文「王」・武 王制に詳也、 三昭・三穆ハ七代目 文王を昭とし、 **畢竟昭ハあきらかな** 諸侯・大夫の廟制 穆ハ南に位し 三王 昭 の廟、 \mathcal{O}

> 天子七 廟 図

文世室 穆※ 穆※

穆※

太祖

昭※ 昭※

武世

室

昭※

祭る事、 廟 二廟を祭り、 と云類也、 ゆるさす、 其内に父母・祖父二代を祭る、 官師謂諸侯中士下士、 制 庶 人無廟、 士 礼は異説なし、 寝にて祭る、 世数のこと詳ならす、 廟 中士・下士ハー廟を祭り、 古註、 庶人祭於寝と云、 言為一官之長、一廟祖禰共之、 士謂諸侯之中士下士、 寝ハ註に適寝とあり、 士の礼、二廟、 庶人ハいやしき故、 祭法にハ、 中士、 廟 又曰、 の差ある事 適子二廟· 下士一廟を祭り、 正堂也、 適 子上-廟を立る事を 大夫三廟を 今の座敷 官 士 上士 也

祖廟世数

天子七 廟 太祖、 昭・三

大夫三廟

諸侯五廟

太祖、 太祖、 |昭・二穆 昭

穆

上士 二廟 祖

中士・下士

廟

袓

天子七 也 廟 四 王粛説、 高 廟 (曽)・ 鄭ようげん 天子七 一説、 祖 廟、 周世、 考、 太祖ハ后稷なり、 此四代、 太祖並ニ文王・ 合て七廟と云、 天子ハ七廟を立 武王の 桃に、 太祖 ハ后稷 時 主 其

ことき、 各別の功徳ある人にハ、 有天下者事七廟、 先祖を祭ること、 王粛の説、 七廟の数にあら 尤然るへし、 有一 国者事五 高・曽・祖 す、 太祖に非されどもこほたす、 社氏通典、 代 ・考四代とかきる、孫卿子曰、 尊卑の次第無んはあるへから 王粛説くを是とす、 周の文武 鄭氏

代 漢の 世 帝 れ 議して廟制を改正す、 々を祭ること、蔡邕か議に礼の矢なること、 霊帝也、 初、 合て七帝也、 代々廟を立、 亡秦絶学の後を受て、 和帝以下はこほちて祭らす、 二宗ハ文帝・宣帝也、 七廟に限らす、 四時に祭る所、 宗廟の制、 後漢献帝の時、 高 近帝ハ光武・ 廟一祖・二宗、 周礼を用ひ、 近きを祭らす、 文献通考に弁あり、 董らたく 明帝・ 学、蔡邕と 天子崩す 近帝四 景

又七廟を立つ、 王粛説に従ふ、 魏 晋 宋 • 斉 北魏も同 梁 • 沈、 Ļ 七 北斉 廟を備ふ、 「ハ六廟、 或 北周ハ五 ハ鄭玄説に従ひ、 廟、

鄭玄説に従ひ、 唐、 是とす、 太宗貞観九年、 親廟六つを立、 中書侍郎岑文本、 四廟を是とし、 高祖崩す、 大廟を造修せらる、 奏して王粛説に従ひ、 或は王粛説を主とし、 大廟を造修せらる、 晋・宋の故事に 議者、 七廟の制を 「或は

玄宗開元十 太宗・中宗・睿宗を加ふ、 或ハ遷し或ハ祔し 车 制あり、 加ふ、范華陽・胡致堂、始て大廟九室を立、高知 僖宗に至て十 一室也 高祖以 論してそしる、 が前四: 代、 祖

> 考に、 通 官 る、 北斉の時、 り南北朝迄ハ、百官家廟の世数、 漢為曹公立五廟、 して、 正六品以下従七品以上、 五等の散官、 明の夏言の疏に、 寝に祭る、 王及ひ 正三品 晋為安昌公立六廟、 五等開国執事官、 是を挙て、 以 下従五品以上 二代を祭る、 定たる制法ハなきと見へたり、 北斉の事に及 散従二品以上、 後魏為胡珍立五廟と、 正八品以下ハ、 三代を祭る、 り、 皆五代を祭 庶人迄 漢よ 続通

唐 0 制 又品階に因

唐官民廟寝図

品 · 二品 兀 廟

三廟

三品 兀 品

嫡子

五品 二廟 廟

始封せらるゝものあれ 開 元の時、 又三廟を立つ、六品以下、 庶人 又制あり、 三品以上不須爵もの、 祭於寝 又五廟を立、 庶人に通し而寝に祭る也 兀 品 又四廟を立つ、 五品 人 兼爵あれ 四廟

本朝 \tilde{O} 制

合祭て六廟を立つ、 五代の世、 梁 唐 、七廟、 周又四 廟あり、 晋 兀 廟 漢 兀 廟 0 外 高祖光武

宋 太祖建隆 元年、 有 剖 宗廟を建んと請ふ、 百官を合せ議せし

仁宗崩御の |親の 大廟をまして十室とす、 後、 朝世代 英宗の時に七世八室の制を定らる、 立て、 神主を奉安し、 諡を上る、 其後、 嘉祐. 七年、

いふか如 宋ハ天子の御影を移し、 寺観に安置するもあり、 し、真宗の時に、 其地寓諸寺観者十一所云々、 別に宮殿を拵らへ安置す、 景霊宮を建つ、 文献通考云く、 崩御の後、 凡七十年間 今の御魂屋と 真宗皇帝を 神御

宋の時、 官師一 浅、 と世々重んする事なし、 子以為、 通考に、 程子の説に従ひ、士・庶人に通して、 からす、 云 かたきなるへし、 いへり、 高祖自有服、 三代を祭ること、一室にてまっりて廟なし、僭と云※爾を三つ立かにあらされはびょう 其理同也と、 其理自当如此と、程子の説にハ、或問、今人不祭高祖、 廟、 庶人の軽きハ、 沢有浅源といふハ、其分異也、 宗廟の世数も、 天子・諸侯より士・庶人に至るまて、 古人所謂廟とハ門堂・寝室ありて、 程・朱の説を挙て、楊氏の説あり、此を判断しておもへ 士・庶人の家、三代を祭る、或以為、礼に違と、 父母を祭て祖に及はさる事を論して以為、 不祭甚非、 後世封 此は調停両可の説にて、かた付かさる事也、先 建 祖先もたしかに覚されハ、 某家却祭高祖といへり、朱子家礼にハ、 其故一概に四世と極られたるも宜しかる 四世を祭ることハ、礼にあるましき事と の法」 廃れたる上は、然と諸侯・大夫 四代を祭る様に定たる文献 三廟・一廟必高祖を祭る 其体極て広大也、又 何事にも隆殺の差 必四世とかきり 位卑而 日 沢

享於寝之礼、

大概与品官略同と云り、

遼・金廟制、 、代を祭て八室とす、 挙るに及はす、 至元元年、 元の世 初て大廟七室の制を備ふ 祖 一の時、 大廟を燕京に建て、

とし、 に詳也、 明、太祖洪武元年、 兀 別親の ♡廟を建つ、 先祖四代の尊号を上り、 世宗嘉靖年中、 七廟 追尊して皇帝・皇后 の制を備ふ、 続通考

明 七廟

穆武第

昭仁第二宗

太

A 祖 庿

昭 英第 太宗世室

昭

孝第宗三

節之薦享、 穪四世之主、]初品官廟制未定、 時、 品官 至若庶人、得奉其祖父母父母之祀、 亦以四仲之月祭之、 四世を祀る、庶人二世を祭る、 大明集礼、 権傲宋儒家礼祀堂之制、 又加臘日忌日之祭、 「大明」 己有著令、 与夫歳時俗 会典 奉高曽祖 而 其時

玉 明

0

曽祖考、 曽祖考とあり、 义 「書編に、 又洪武三十一年三月十九日、 聖祖定制、 家礼儀節にも、 洪武十七年十二月十八日欽准 亦此ことくあり、 欽奉旨意、 頒降祝文、 庶人祭三代

通昭録巻之十六

和

漢制度考四

和漢制度考四

三二 九族・五宗・五服・本朝五等親ノ事

族五宗五服本朝五等親

り、後世行第あり、又行とも云、排行・輩行ともいふ、中国、古より、親族の内、九族・五宗・五服の別あり、又三族あ

父の族四、 以て高祖を親ミ、 を親ミ、 説に、 親親、 は、 子を以て孫に親しみ、孫を以て玄孫を親て、 己か身、上ハ父を親ミ、 以三為五、 母の族三、 高祖より玄孫まて、 孫を以て玄孫を親ミ、 以三為九と云より、 妻の族二を云 上四代 ・ 下ハ子を親ミ、三也、父を以て祖 九也、 下四代、 如此註す、 此ハ礼記の喪服小記 己を入て九族 五也、 又一説にハ、 又祖を 也

父族四 本族 姑夫 姉妹夫 女夫

母族三 父族 母族 姉妹

妻族二 父族 母族

親兄弟・ 妹夫ハ父の婿也、 兄弟伯叔父を合て四族也、 父族四とハ、 伯叔父を一 我本宗の同姓を本族とたて、 女夫ハ我婿也、 族とたて、 詩経説約、 従兄弟伯叔、 合て四族也、 小雑・角弓編に詳也 姑夫ハ我祖父の婿 再従兄弟伯叔、 -説、 父族四 ハ我 一従 姉

> 百世不遷之宗、 宗と云、 五宗と云 小宗と云、 礼記大伝に出、 事あ ŋ, 有五世則遷之宗、 太宗ハーにして、 周 の 世 別子為祖、 諸侯・大夫の家、 此なり、 小宗ハ四つあり、 継別為宗、 喪服小記に出つ、 惣領の筋を分て太 継禰者為小宗、 此を合せて五

事ハ、 之廟、 食菜於其国、 と立る事なし、 也 別子ハ、 族人不得以其戚戚君位也と云ふ、 又通典に薜綜か説を載し日、 何れも臣下の内にて此を言、 謂之別子為祖、 諸侯の庶子なり、 為卿大夫、 此君臣の分にて、 則嫡々相承作太宗、 若魯公子季友者是也、 通典註1 上下 諸侯之子称公子、 云 同姓の臣にても、 諸侯庶子、 の別を厳にする故也 百代不絶と、 則子孫自立此公子 別為後代始 公子還自仕、 主君を総領 凡宗法の 祖者

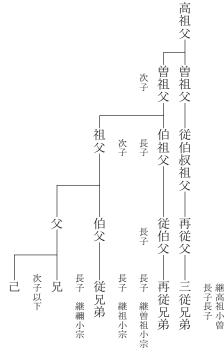
なる者、 なる、 喪服小記の注に具也 別 子に三 一也 此也、 此也、 他国の諸侯の子、 一様あり、 何も別に後世の元祖となる故に、 一ハ微賤より起て卿・大夫となり、 上にいふ諸 此国に来て本国に来て、 侯」 の庶子、 嫡子に別なるもの、 別子と称する也 本国の者に別 仕さる者に別

宗とす、百世不遷之宗と云、此也、五代十代をふるといへとも、宗家としてかわることなし、此を太れたる一族の人、枝々まて悉く此家の惣領すちと立る也、譬へハ継別為宗ハ、別子の子孫、代々嫡子を家督して、代々に家より別

継禰為小宗と云ハ、禰ハ父の廟也、小宗ハ四つありて、高祖より

五宗図

頴達日、別子之後、族人衆多、継高祖者、 然等 祖の総領筋とし、此継高祖「小」宗と云、 の弟、 らす、 曽祖、 この人を総領すしとす」此を継祖小宗とす、 りおこる、 兄を高祖父の家督にす、 の兄を「祖父の」家督とす、「その嫡子、われとは従兄弟なり、 小宗と云、 能知るゝ也、譬ハ己兄弟五人あり、 り始りたる故也、 兄弟為宗、 宗とす、又吾曽祖父に兄弟有て、 我と再従兄弟也、此人を曽祖の惣領筋とす」、此を継禰祖小 吾祖父庶子なれハ、 此を宗とし家を分つといへとも、 与再従兄弟為宗、 礼記に継禰計挙れハ、其始ハ何も兄弟の別れ、 又 最初よりいへは、 族人一身事四小宗、并太宗為五也 父並 吾父に兄弟ありて、我父二男・三男なれは、吾父 に父の惣領すちを、 凡て小宗と云ハ、 継祖者、 其嫡曽孫、 祖父の兄を曽祖父の家督となり、 初学ハ迷い、末よりさかのふれ 吾曽祖父庶子なれは、 与同堂兄弟為宗、 父の家督ハー人の兄也 代々に二男・三男の別たるよ 我とハ三従兄弟也、 何 此を宗家とす、是を継禰 も小宗と云、 此にて小宗四なり、孔〈三従兄弟也、此人を高 与三従兄弟為崇、 又吾祖父に兄弟有り 継禰者、 禰計に、 禰につくよ 吾曽祖の 与親 継曽 其嫡 四人 かき



小宗・太宗のことハ、何も庶子よりいへり、

し、無服の親と云、儀礼喪服伝・文公家礼等に詳なり、此分を有服の親と云、此外ハ同姓たりといふとも、親遠きゆへ服な麻と、五段にたて、喪を勤る也、其日数ハ、三年より三月に至り、五服ハ、忌かゝりて喪服をきるを、斬衰・斉衰・大功・小功・緦

 水功
 五月

 本衰
 三年三月

碁き

九」月

Ŧi.

月

「三月」

緦麻 三月

唐書百官志、 宗正等掌天子族親属籍、 以別昭穆、 凡親有五等、

旦 皇帝周親 皇后父母、 視三品

皇帝大功親 小功尊属

大皇太后 皇太后・「皇后」 」周親 視四 品

三巨 皇帝小功親 緦麻尊属

大皇太后・皇太后・皇后大功親*** 視五品

四白 皇帝緦麻親 袒免尊属

大皇太后・皇太后・皇后小功臣***

五白 皇帝袒免親 皇太后緦麻親 大皇太后小功卑属

視六品

等、 降而過五等者、 不為親 同

Ŀ

皇帝親之夫婦・男女、

降本親

等、

余親降三

等、

尊属進

服を不着、 有 唐書如此、 只袒免する迄の親族也、 周親とハ、期の喪を勤る親族也、 天子ハ、父母の喪ハ各別三年 袒免親とハ、

の喪を降し、朞喪の服と云ふ、 五服とは稍異也、 天子の服、 故に周親より数て五等とす、五等 如此、 士・庶人に通して五等と

国と異なること也

云と知るへし、

本朝五等の制、

此と異なれとも、

五等服の名は、

本朝の

親有五等之差、 其服自一年至七日、 亦五等、 此 記わけ、 令の内、 儀

制令に具也、 法曽至要鈔· 拾芥等に出 ·つ、

五等親 等 父母、 養父母、 夫子、

等 袓 父母、 嫡母、 「継母」、 伯叔父、 姑 「兄弟」 姉

> 夫之父母、 妻妾、 姪、 孫、 子婦局等、 「父妾」

三等 曽祖父母、 伯叔婦、 夫姪、 従父兄弟姉妹、 異父兄

弟姉妹、

夫之祖父母、 夫之伯叔婦哈為姑 姪 婦、 継父母、 同

居夫

前前宰相子、

等 高祖父母、 従祖 祖 父姑、 従祖伯

叔

兀

父姑、 祖父母、 夫兄弟姉妹、 姑姨兄弟孫將來有、 兄弟妻妾、 従父兄弟子、 再従兄弟姉妹、 外甥、 曽 外

孫嬪 孫妾、

妻妾前夫子

五等 妻妾父母、姑子、 舅子、 娣子、 玄孫、「外」

ş 国の五宗・五服とハ、其わけ異也、 右、 法曽至要鈔によりてあらわす、 本朝内外親族を差等して、五段にたて、 本令の内、 是を五等の親とい 儀制令に載す、 中

服仮五等

年 朖 君、 孫承祖与父母同古注、 天子也、 父母、 夫、 妻為夫、 本主、 養子為本生父母、 義解云、 請以十三月為 嫡

不計閏月、

五月服 祖父母 養父母

三月服 曽祖父母 外祖父母 伯叔姑妻

兄弟姉妹

夫之父母

乙養父母亦同 「嫡子」

「一月服 高祖父母 舅姨 嫡母 継母 義父

同居異父兄弟姉妹 衆子 嫡孫

七月

衆孫

従父兄弟姉妹

兄弟子

三三 廟号・陵号・臣下諡号ノ事

の内、功徳盛なる「君の廟」を、宗と号をいふなり、る、殷の世に三宗といふことあり、太宗・中宗・高宗と云、世々の時より廟号あり、文祖・神宋・芸祖のことき、虞書にあらわ『八郎、君臣に通し「て』。諡といふ事なし、天子廟にハ、唐虞廟「号」・陵号並臣下諡号

て廟号あることなし、世々の内格別あるには称す、おしなミす、是ハ殷の法のことく、世々の内格別あるには称す、おしなミ叔・季並に子の字、何も字也、其内天子には廟号ありて宗と称れハ字に配当して、臧文仲・臧僖伯・季文子の如き、伯・仲・周より、諡あり、天子を王とす、諸侯を公・侯と称す、大夫な周より、諡あり、天子を王とす、諸侯を公・侯と称す、大夫な

ふへしとなり、秦始皇、諡をやめて、始皇帝より、二世、三世と、代々の教をい

後、歴代かわることなし、唐の世、天子の諡号の文字、数十字条宗・世宗・中宗なと廟号あり、長陵・覇陵の類、陵号也、漢以漢より後、天子より百官迄諡あり、廟号・陵号おこり、高祖・太

にハ付たる、忠仁公・仁義公なと五六に過す、陵の名を付ることなし、諡号ハ、書記に載たる通也、臣下にも四本朝にハ廟号ハなし、陵号も、何れの山稜に奉葬と計にて、新石

常の字を用い、諡法の字にあらす、続通考に諡法考あり、陳寔を文範先生、隋の王通を文中子・程明道の類なり、一字は、たり、庶人にも、学問優長の人を子弟門生私に諡する事、後漢の張良を文終、司馬光を温国文正公之類なり、一々にもなしと見へ来も漢の制に由る、元・明も変更せらること見へす、臣下の諡、宋も漢の制に由る、元・明も変更せらること見へす、臣下の諡、

三四 田法・歩畝頃・本朝町段ノ事

田法歩畝頃並本朝町段

子、方里而井、并九百畝と云、是也、方一里を井の字のことくに溝を掘、其間、一間に百歩あり、孟王制云、古者以周尺八尺為歩、今以周尺六尺四寸為歩云々、古へ

にハ足らす、 にハ足らす、 を書覧書 にハ足らす、 で、今の百坪ほと也、一夫ハ畝百合たれハ、今の一万坪ほと也、一夫ハ畝百合たれハ、今の一万坪ほと也、一夫ハ畝百合たれハ、今の一万坪ほと也、一畝ハ歩百なれい。 で、大阪四方の場、大様今の一坪ほと也、一畝ハ歩百なれ、八一歩ハ、六尺四方の場、大様今の一坪ほと也、一畝ハ歩百なれ、大尺の方で、古者建歩立畝、六尺為歩、歩百為畝、畝百為夫、然には、

秦・漢以来法、畝数の多少詳ならす、通典云、唐ノ玄宗開元

六典 頃、 二十五年令ありて、 杜とゆう 相、 E 凡天下之田、 自秦漢以降、 田広一歩、 五尺為歩、二百「有」 即二百四十歩「為」畝 長二百四十歩為畝、 四十歩為畝、 百畝為頃、 非独始於国 畝百為 唐

一頃ハ今の二万坪にて準す、ハ、今の六尺一間にあわせて短し、大様唐の一畝ハ今の二百坪、迄、五尺を歩とす、開元通宝の銭を八分に積る時ハ、唐の一歩家、蓋具令文耳といへり、古ハ六尺を歩とす、秦「漢」より唐

頃、方一歩者二万四千

からす、野王ハ梁の時の人、考慮あるへし、歩也、青斉諸部、又以三百六十歩為「一」大畝云々、通典と同し事物紀原に、顧野王云、秦孝公以二百二十歩為畝、今又二百四十

百歩、 百畝 明 百 万海塩董 歩 少為畝、 以今尺准之、 当今四十一畝耳 畝 穀 田穏々足と、 漢高帝以二百四十歩為畝、 碧里雑存云、 則其一 蓋以十五乗十六、 畝 畝法古今不同、 当今四分強「耳」云々、 今時 正是二百四 漢書塩鉄議日、 俗語云、 + 横 古之一夫 若古之 十五竪 古紫 以

宋謝察微、算経に其略を挙、

一大也、若以自方五尺計之積六十尺也、大横一歩竪二百四十歩、即闊一丈・長六十

步方五尺也

里方二百六十歩

L.為一分、十分為畝、畝之以下曰釐毫糸忽、 頁、今以百畝為頃、頃畝者乃積税之総也、方四歩

> 前每角六十歩也、 一畝分為四角、

説也、と、此説同からす、然とも後世ハ、二百四十歩を畝とする事、定と、此説同からす、然とも後世ハ、二百四十歩を畝とする事、定青藤山人路史云、二百五十歩、古田一畝、注、見通州堯「八」書

文献通考に詳なり、
読者田を一所に買と思ハ非也、方千歩の場を買求めしと云事也、して、買田一方「と云事あり」、近視録並孟子集註にも引けり、方とせらるゝ事あり、暫ありて止らる、横渠、古井田の法を試に畝頃の制、唐より以来、改変見あたらす、宋の神宗の時、千歩四

本朝之制 也、 天皇三年 本朝、 畝に準し、 段を割て一せと云事、 古歩数ハ、唐に準して五尺を一坪とす、 町ハ十段にて三千六百坪也、 凡田長三十歩広十二歩為段、 「春」、 広狭あり、 班田既訖、 今ハ三千坪を町とし、三百坪を段とす、 何の比より始まる事を知らす、 凡田長三十歩為段、 町ハ唐の頃に準し、 十段為町、 一段ハ三百六十 十段為町 日本紀云、 段 ハ唐の 孝徳

の尺を用て一尺と云、 計るにハ、大升・ 古五尺を歩とし、 ハ、今の六尺也、 六尺一 間也 総別、 長尺を用ゆ、 今ハ六尺を歩とす、 是を大尺と云、一尺の内にて二寸つゝ延れ 古ハ度量衡大小二様ありて、 土地広さの積りにハ、 然とも土地にて五 田 地・米穀 尺二寸 尺と云

少準今六尺 段三百六十 町三千六百分五尺為歩 段方一方者 町方一方者

以て田地をはかる事、 土のつもり見あたらす、 るなるへし、字彙に町字を解して、 より本つく所なきに由て、 田地に町と云事、 原防、「杜氏」集解云、 賈^ゕき 邑、 本朝の 原防之地、 是におこる、 然とも一しきりを段と云事、後世迄多見 歩・段 遂に見あたらす、 隄防 先儒も所用せられす、然とも町を 九夫為町、三町而当一井也 町に準す、 本朝町・段の名も、 田区の畔埒とあり、 门間」 地、 左伝、魯襄公二十五 田地に段と云 不得方正如 是より出 田地のし 井田 此 漢

代 見ゆれとも、令にハあらわれす、五十代を一段とする時は、十代 四方を歩と云、拾芥にハ六尺を歩とするの別あれとも、 段の積り、 拾芥抄云、 を以て積りたるものにて、 歩為一段、 ハ今の二せ計にあたる、 今ハ反の字を用ゆ、 二百八十歩為四十代、 拾芥に載る所、今の文と異ならす、其内令にハ、五尺 積七十二歩為十代、 凡田以方六尺為一歩、 是ハ段字草書、 古の詞に十代田をそしろたと訓す、段 是又かわる事なし、 五十代為一段、 百四十歩為廿代、二百六十歩為丗 世六歩為一段頭、 反に似たる故、 式云、 但代と云事、式に 代頭也、 註、三百六十 令は長尺

是今の丗六町一里四方の処を、 右のわけ、又令に見へす、其後の制法に見 段為一 条起従北行於南原縣 町 頭、 十段為一 西よりかそへ始て一里三 町、 里起従西行於東原則 **積丗六町為一** 里 二里と云、 元へたり、 町始艮 丗六里

> にて知るへし 来、 又古文書に、某条と云事多し、 定法と見へたり、今に至て、 同し事にて、 の世六箇ありて、 又是を北よりかそへ出し、一条二条と云、 其法廃絶すと見へたり、 里に方一 竪と横とよりつもる迄のかわり也、 町 のも 幅一町に長三十六町也、 の丗六箇あり、 郷村の名に東条・西条等の名あり、 拾芥又云、 古へ通し行れたる事にて、 然ハ幅 条里之起、 里と云も、 毎二条、 町に長さ世 古田地を分つの 又方一町 可随国例、 中古以 のも

三五 行程・里数ノ事

又段の字と用通すと見へたり、

行程里数

所也、 五千、 里数 の長さ三百歩、 田のことを述て、 ことあり、一里と云は、 のこと、 五千里のこと也、 井田ハ、 古よりあり、 是より行程の一里と云もの積り出すと見へたり、 百畝つゝのもの九つにして一里四方也、 方里而井、「井」九百畝とあり、 何ほとゝ云事詳ならす、 禹貢に、 書経 五百里甸服、 益稷篇云、 百里賦納 弼 其後」孟子に井 成 是里数の起る 五. 服 至

十[※] 里 二百歩の長さを一里と云、 三百歩為里、 里数のこと、 五千里と云も、 云と見へたり、 後世の十里より短き事知へ 多く書にあらわれず、 字彙に、路程以三百六十歩為一里と云り、古ハ、 然れハ古ハ尺も短く、 後世の五千里より短き事知るへし 後世にハ、三百六十歩の長さを一里と 公羊伝、 し、禹 又歩数. 疏云、 如此少き時 中 古六尺為歩 玉 の広さを

荀子云、 三十里と見へたり、 然六国• 五. 秦 • 吉 行三十 行 漢時分には、 五十 里 빞 又賈捐之伝、 奔喪百里、 日路、 漢書、 吉行日五 早きハ百里 陳湯 十里 伝 ᆽ 遅 師 ハ五十里 行二十里、 兵 軽 行

三百六十歩と云により、 日 本 里とす、 . О 人 唐 其間に 六町一里と云ハ無き事なり、 小名なし、 六十歩を一町と覚てかくいへり、 是は本朝 0 古里を以て云 中国上代より歩を 又

周、

計

本朝 0 制 凡度地、 五尺為歩、 三百歩為里 令

古本朝一 朝歩里のつもり、 れとも、 大様準す、 今の五町計也 又中 今の六十町を一 国之法に準す、 町とする積なれハ、 尺の長短少々かわりある

公式令云、 朝里と云に三あり、 三十六町一 ふ事見へす、 三十六町、 路程の法也、 町の 家数を以て在所を立る名也、 里と道程つもるハ、 或ハ五十町を一里とす、 凡行 拾芥に三十六町為一里と云事あり、 古中国の法にて、 田を三十六ならへたるを云、 程、 三十六町を為一里と云ハ、 令に以五十戸為一里と云ハ、 馬日七十 是等より転するなるへし、 单 里の内小名なし、 歩五十里、 何の比よりといふ事詳にせ 雑令に凡三百歩為一 路程の 田地の 車三十 台地の広狭にか 事にあらす、 是ハ田 何里何 積り 里 里と云 惣別本 地 町とい の積

一に帰す、 方里而井と、 里 一四方のご 所

> 組 田地積り、 の在 所として」、 皆 同 八家同井、 也 後世、 転伝して積り同しからす、 是 を井田と云、 道 ŋ 家

之地、 かりたる時に云ならん、 幅員万里と云ハ、 四角になしたる時ハ、三千里四方の地也、 ミ改変なく、 世々に改革あれとも、 あたるにや、 尺の六寸四分にあたれハ、里数もそれに準して短きなるへし、 ハ其説なし、 尺度ハ、三代より唐・宋迄、 書経の弼服五千ハ、 且秦・漢以来、 邦畿千里ハ、 方千里者九といえは、 古来通用して大様にしるしけるにや、 里数ハ其本、 謂ク、 至極の行つまりまてを、 後世の六百四十余里計、 東南より西南まて、 器物ノ尺度・田地広狭ハ、少々の事 天下の里数ハ、 五千里の事なり、 尺より起る、 書経の五千里よりせまく聞 異同 「ある事、 華夷一 尺度、 大分中国の地に入り、 大概に算がで 後世、 後世の三千二百里 百里の地ハ六十 同広大なる故、 諸書に」 周尺 又中国の 孟子に、 へて云なるへ 詳也、 明 広さを の宝 さの 兀 里

大明 \mathcal{O} 里とあり、 詳に書せり、 津 東西の長三千里にミたす、 の長さ四千里に満たす、 是より北京まて四千六百五十里とあり、然者、東に上、日本より渡海の入口、阿倍中麿か三笠山の歌を詠 古の燕の国、 官制 地 長安ハ、 其内陝西の長安県より北京の都まて、 理の書を考れハ、 東北のはつれにて、 秦・漢の故都、 扨南京・北京の間二千二百 ※三千四百有余あり 又東南にて寧波府 天下の国々、 中国西 女直に接す、 北 南京・ 二千六百五十 国隣 然 北京に里 東にてハ南 所 謂明 北にて せ

あるも、 まわして五千里余内外と知るへし、書経の五千里も是にて知るへ たる国なれ 、升の梁の如く、角ちかいにゆきたるもりも、り、蜀成都より北京まて四千六百五十とあり、 通 大抵呉越閩広の地、 路あり、 ハ、北京への程さもあるへし、然ハ中 一代の時 春秋以来中国に入り、 何も中国におらす、 蜀は 是ハ西 蜀は戦国の時分よ そのかミ五千里と 国 西南 の 一南より 幅 二出 員 おし はり 東北

光※明 て、 は緊行・慢行おしならして、 二百七十余歩為十刻、 有余、是為百刻、 日に十里ほと行、 二百八里余を行也、 里数の事、 大に相違はあるまし、 紀効新書に箚野営説あり、 中国の十里ハ、 日本の積りに合せてハ十分の一と聞 本書に緊慢行数とあり、 然るに一昼一夜に、二百八里を行を常の法と 程限該二里二十七歩余、 昼夜該七万四千七百余歩、 唐人の歩も、 昼夜百刻、 日本にては大様三十六町一 日 本の 野陣を取る事也、 日本と少々不同 里ほとゝ知るへし、 七万四千七百足ほとに 是に由 為一刻行数、二十里 Iれは、 程限二百零八里 ゆ 其中に里数 もあるへけ 中国の人 明 里 の威継

段々の より、 も是も大様証とすへし、 0 国を経て、 海東諸国 二巻あり、 国 [の慶尚道東莱県釜山浦より対州に渡る事四十八里 是西国の海路、 記 琉球の国都へ着、 日 凡 例に、 本・琉球の事を詳にあらわせり、 此書ハ、 五. 日 十町 本里数を記して云、 明の嘉靖の比、 都計五百四十三里、 里につもりたるにや、 其 其壱里准4 、国の宰臣申叔 又朝鮮国 註 ᆽ 然と 我国 以

も中国に準するなるへし、何とやらん、中国より弥短きやうに覚我国里数計、則五千四百三十里、是又併せ按すへし、朝鮮の里数

三六 正丁ノ事

丁壮老

なれは、 二十三伝之と、 此法に準す、 とあり、 になれハ、帳に著て、 と訓す、三代の時、 成丁とハ、 然 役を免す、 男子成人して公儀の夫役に出る事 ハ男子一 如淳か漢書ノ註に見ゆ、 生の内、 景帝の時、 成丁の年数、 公儀の夫役につかわる、 役をつとむる事三十四年也、 天下の民年二〇に成て、 経書に見へす、 昔時、 其後、 なり、 天下の民年二十三 漢の律 年五十六に 丁 をよほ に、 国迄

以上を老小と云て役をゆるす、其後、宋・斉以下まての法、是に以上を老小と云て役をゆるす、其後、宋・斉以下まての法、是にと、六十一より六十五まてを次丁とす、十二より十三まて晋の時、男女年十六より六十迄を、正丁とす、十五より十三まて

とす、 丁 法を立つ、 北魏の法、 中 六十六以上を老とす、 老・小の法も、 十八以上六十五以下を丁とす、 詳ならす、 北斉の武成帝の時、 是を始として損益す、 十五以下を小とす、 十六以上十七以下を中 始て丁・ 隋 中 老 唐以来 小の

隋文帝、新令をわかち、男女三歳以下を為黄、十歳以下為小、

十七歳以下為中、 是ハ天下治り人数多によりて、年たけて役につかふ也 役をゆるす、 其後は、 十八歳以上為丁、 或ハ二十一を為丁、 課役に従ふ、 或ハ二十三を為 六十六を老と

唐の は、 り人数弥多きにより、遅く役に使ふて、早くゆるす也、 は、二十三以上を丁とし、 ハ、二十一より六十まての内、 十八より六十六まて、 制 百姓優免せらる、 隋の法に由る、 其年数、 代宗の時二十五を丁とし、 始終四十八年の内使ふを、 四十年勤る也、 少々異同有り、 其後、 是ハ隋 五十五を老 玄宗の時に 唐の時に 隋の時に の時 ょ

唐正丁五等

黄三才以下 小十五以下 中二十以下 丁二十一以上 老六十

本朝の 今以後、 男二十一為丁、六十一為老、六十六為耆、無夫者為寡妻妾 やゝ優免有て如此 称德天皇天平宝字元年、 宣以十八為中男、二十二以上成正丁、 凡男女三歳以下為黄、 詔曰、 昔者先帝亦有此意、 十六以下為小、二十以下為中、 此時、 猶未施行、 成丁の年数 令 自 其

考れハ、 奏戸帳、 成丁の事、二十より六十まてを丁とす、広治平略云、 遼の兵民、年十五以上、 具載其丁口、 年二十以上、 五十以下、 男夫二十為丁、六十為老云々、又続通考を 五十以下、隷籍とあり、 皆籍之事あり、 諸州歳 金 ブ正

元 明 0 時、 丁役の事、 前代の法に因て損益あり、 会典・ 民壮

> 富差貧、 下に、 徭日雑泛、 不役、 へ し、 明朝成丁の事、 職秩為差官、 于籍日不丁、 Εĺ 以役言則有三等、 弘治二年ノ令、 民年七十而上、 府州県験冊、 以丁言則有二等、 故仍免徭三年云々、*** 年十六日正丁、 広治平略に詳也、 選取民壮、 許一子侍養、 丁口多寡、 以戸計日里甲、 丁成而役、 日成丁、 須年二十以上五十以下精壮之人, 会典と少異同あり、 事参厚薄、 日不成丁、 免雑泛役、 以丁計曰均徭、 六十而免、 以均適其力、母放 民始生、 而品官免役、 婦女若不成丁 時代による 上命非時 登其名

蠲符ノ事

す事あり、 古 徐 に載るは、 又王制に不征於郷と云、 田 民を夫役に使ふ事、 周礼に、 猶周之有施舎 地は年貢を取る事、古今各異也、 其身の夫役をゆるす計也、 文献通考に、 是を舎と云、 不従政と云も此事也、 歳に二日に過す、 復除門をあらはす、 漢書に復と云、 漢以来、 事により是をゆるす事あ 其後、 後世蠲と云、 徐氏曰、 時により年貢を許 其内、周礼・礼記 世々にかわる、 漢之有

三歳の品ありて復せらる事、力田・明経・博士弟子・功氏 力 田*i 漢高祖 復者除其賦役也、 三年、 ・博士弟子・功臣の子孫に至るまて、 蜀漢民給軍事労苦、 前漢の世、 復除多く見ゆ、 漢史に詳 復勿租税 也 二歳、 軍功・三老・孝弟 顔 ハ二歳、 師 古

唐も、 漢の如く、 天子の外族、 貴人・学者・孝子・ 節婦

流民 人、 何 も給復、 年

復除 通考云、 の時は、 歳再遣之、 玄宗初立 上より証 求治、 文を給ふを、 蠲徭者給蠲符、 蠲符と云、 以流外及九品京官為 六典にも見へた

本朝 \mathcal{O} 制 有免祖、 免祖調、 有課役俱免、 有復 年 一年三年 힜

類也

課役をゆるす、 炊煙の疎なるを見て、百姓の窮乏を閔ミ、三月己酉詔諸国、三年 ハ希代の曠典にて法令に非す、 一の事、 国史聖帝と称す、 国史処々に見る、 其後百姓富寛にして炊煙しけく、 始終七年之役をゆるすと見へたり、是 其中に仁徳天皇四年、 免訴免課の事、 詳に賦役令に見へ 十年に及て始

を、

令云、 ハ租 身あれハ 上に復一 庸は其侭勤る也、 租調と云 及副物田租之類也、 上免租、 凡田有水旱虫霜不熟之処、 年より十年まての差あり、 損七分以下免租調、 調と三品にたて、 庸あり、 に免租と云ハ、 田粗と戸調とを免さるゝ也、 三に課役倶免と云ハ、 祖と調を合て課と云、 役者庸及雑徭之類 田 田あれは租あり、 損八分以上課役俱免、 地 国司検矣具録申官、 の年貢計を免さるゝ也、 又終身の復あり、 云々、 庸をもゆるさるゝ也 庸を役と云、 是を免課と云、 此訳は、 戸あれハ調あり、 注云、 昔時 十分損五以 復とは課役 式に載す 然とも 二に免 課者調 の税法

> 還る者、 をゆるす事 並に免課役、 郷を移す者、 也 外国に没落して帰る者、 是ハ終身の免役と見へたり 皆復を給ふ、 年数あり、 又唐国並に外蕃に 一位以上の親族

令云、 除課役之符也と、 凡応免課役者、 蠲ハ役をゆるすこと也、 皆待蠲符至、 然後注 今京師諸役免除 免、 注 謂淵

宗の世、 無色役而出銭者、 勤る名也、 差役 人あるもの、 て銭を出して雇役するか便ならんと、差役改りて雇役となる、 に命せしむ、 のわりつけ不均によりて、 自身国々より役を勤む、 神宗熙寧中に、 する者の子孫、 名免役銭、 其身行かすして、銭にて人をやとひ、 免役銭・助役銭等の名あり、 神宗即位の始に、 百姓より取る事あり、 銭を出し役を助くるによりて、 雇役、 復除の事、 雇役の法を天下に頒ち、役戸より面々に銭を出さし 熙寧二年、 又差衙前・雇衙前とも云、衙前とハ、 女戸ハ女の家にあたりて居る者、 応安石、 其防郭等第戸、 旧ハ役、 名助役銭と、 かわる事見へす、 諸路の転運使に詔して、 差役「の法」を改て雇役とす、 編戸に同し、 条令司申す、 是を差役と云、 百姓難義に及ひ、 是より先に、 助役ハ、 及成丁単丁女戸寺観品官之家、 通考云、 是を助役と云也 此時に、 仁宗の時には、 衆論に考合するに、 常に役を免されたる家よ 然るに州・ 百姓公儀役に当るもの、 凡当役人戸、 公儀の役を勤る事也 或は身代を破る者有 其家の役を蠲かる、 其利害を申上る様 品官ハ官人也、 県の官、 百姓公儀役を 単丁は丁一 八品以下 又免役銭 以等第出

り、

也、畢竟荊公の法、雇役の大概、是にて 等は常にハ役なけれ共、 様々の法制 を信用して、 屯 以備水旱欠闕 是は免役銭の上ましを取事也、通考云、役なけれ共、此時に助けに銭を出す也、 是にて知へし、 君子を擯棄し、 皆宗家敗亡の本となる、 全く民を害し国を破るの 雖増母得過二分、 急に目前の験を求られたるに由て、 差・雇の利害、 其後、 謂之免役寬剰銭 当時の 南宋の世、 術に非され共、 又率其 諸臣議論区 又免役寬剰銭 荊公 増 Þ

大司 続文献通考云、 徒所謂薄征者 元の世、 凡元賑恤之名有二、 也、 復除の法、 \exists 脈にゆっ 者、 是にて大略知るへし 日蠲免者、 給以来粟、 即周官大司 免其差税、 即 徒 所謂 周官 事起る、

代の法に合せて弥詳なり、 者免四分、 免糧艸事例、 ^(章) 蠲免の事、 六分者免三分、 全災者免七分、 洪武の初より其法あり、 其余、異なる事をの罪が、異なる事 九分者免六分、 異なる事見へす、 四分者免 弘治二年議准、 八分者免五分、 分云々、 災傷応 七分 前

一八 旌表ノ事

旌表

古 る人を待の道也、 一人之居里、 勧にする事也 柱を立る事也、 詳ならす、 如後世 書経畢命篇、 旌表は士・庶人の中にて勝れたるを褒美して、 |旌表閭里之類 の善悪に因 旌 別淑慝、 旌旗を立る事也、 進退· 表厥宅里、 賞罰、 蔡氏註、 あるは官にあ 表ハ華表の

> 後 漢 桓: *** て褒美せらる、 後、 して行義桓嫠と云、 を守て嫁せす、 隋の文帝の時、 帯の 時、 沛の相王吉、 沛は 玉 田徳懋と云者、孝行大学行義補に引て、 の劉表卿か妻張氏、 其高行を奏し、 孝行なるに因て、 後世旌表の初として、 夫死して、 門間をあらわり 耳を割き、 **墾書を降**、 号 其 義

者、亦随実申奏、表其門閭、若精誠感通、則加優賞、唐六典都督・刺史の下云、若孝子順孫、義夫節婦、志行聞於郷

本朝の制 孝子節婦、亦有旌表

有精誠通感者、別加優賞、同籍とハ一家也、「志」行聞於国郡者、申太政官奏聞、表其門閭、同籍悉免課役、本朝、全く唐の法に因れり、賦役令云、凡孝子順孫、義夫節婦、

高して、 前にて、 を改 以瓦桶、 名あり、 部奏聞して、 五代晋天福四年、 文武天皇大宝二年十月詔、 給復、 め 綽楔を安し、 勅云、此故事4 白土をぬり、 五代史・李自倫伝考へし、 んと云、 表旌門閭、 聴事・歩欄・烏頭・双闕等ありて、吟まさと、郷州司功参軍李自倫、六世同民 此故事也、 後世詳ならす、 以為義家焉、 四角を赤して、 左右に台を建、 今式無之云々、 上自曽祖、 此後、 綽楔ハ華表の類也、 下至玄孫、 不幸・不義なる者をして行 高サー丈二尺、 六世同居旌表せらる、 旌表の事、 是によりて、 烏頭二柱、 奕世孝順者、 国史に在り、 明 の時 横幅も同 其外門を も此 戸

三九 常平倉・ 本朝屯倉・公廨田

常平倉并本朝屯倉

耀かし、 記王制、 荒政の事、 を晋に乞ひ、 凶年に備ふ、三代の制法也、 王制と云に足らす、 毎年四分の一を余して、 三代より有之、周礼ニ、 魯ハ斉に求む、 孟子の時には、 春秋戦国に王制衰廃し、秦饑て 三十年に通して九年の蓄をな 荒政十二を以万民を聚む、 移民移粟とい 礼

魏遂に富強し、漢書食貨志に詳なり V, 時に三分を買て一分をゆるし、 商ヲ云、 戦国魏文侯の時、 価平なる時ハやむ、 中飢にハ中熟を発し、 因之平糴の法を始て、 李り 俚い Ę 扨凶年になりては、 糶甚貴傷人、甚賤傷農人、「人」ハエ 大飢にハ大熟を発す、 豊年・凶年を三段に立て、 中熟に二を買ひ、下熟に一を買 小饑には小熟の飲を 其法を行て、 大熟の

耿寿昌か計にて、常平倉と云事を始めらる、漢宣帝の時、数年豊年に而、穀賤きこと碩五 高き時に賤くうる也 穀賤きこと碩五銭、 畢竟賤き時高く買 農人利少し、

姓• け、 北斉の時、 後漢明帝の時、 又工武尚書長孫平か奏に由りて、 ハー石、 是を富人倉と云、隋の文帝の時に、 是を以て済ひ賑ハす、 又常平倉を始る、 中戸ハ七斗、 下戸ハ四斗と定め、 其後時により挙行わる事有 後又詔有て、 諸州に義倉を建しめ、 京師に常平監を置 人戸を三等にわ 此数に違さる 百

> の為何にても広く救ふ事を義と云、 結ふ事を云、 して同事也、 に充て、末年にハ支給する事を行すと有り、 やうニ定らる、 廬山の白蓮社の類也、 社ハ廟社の社にあらす、村在所にて衆人組合て講を 煬帝に至り、 国用不足以て、 日本にて節約と云り 義ハ義田・義漿の類にて、 社倉・ 社倉の粟を取て官費 義倉、

唐の 西京藩籬の固なく、 天宝後より辺疆功多によりて費用甚し、 六千三百万余碩、常平倉四百六十万余碩とあり、 義倉尽るに近し、 凶年には倉を開て賑給す、 の武徳の. 諸 色の米を惣計して、 初、 常平監を廃す、 義倉・常平倉二つともに有、 唐遂に衰ふ、 高宗の時、 都て九千六 暫くありて、 常平倉を置、 百 其後、 州 万碩之内、 二つともに有、 通典に、 兵乱飢饉にて 県義倉を置 中宗の 天宝の

本朝之制

古、有屯倉、

有公廨

田

時、 多く貯へて、 やけハ家宅也、公義の御やしきと云義なるへし、屯倉ハ米・粟を 倉、「屯倉」の事、 日本紀、 百八十一所云々、 天皇問於臣曰云々、其屯倉猶加古代而置以不と、 推古天皇十五年冬、 屯戍に備ふるならん、今にハみへす、孝徳天皇 昔時、 日本紀処々に見へたり、 有義倉、 所々に屯倉あまたある事見るへし 河 . 内国作戸刈池依網池、 みやけと訓する 亦毎 故献屯倉 玉 置电

也、 以為義倉、 義倉の事、 註云、 令に詳 人戸を上・中・下九等にわり、 親王不在此例、 也 旦 凡一位以下及百姓雑人等、 分富賑貧、 上々戸ハ二石を出し、 其情合義、 皆取戸 故曰義倉

小豆なれハ二斗、 粟一斗に準する也 ハー斗を出す、 大麦なれは 皆粟也、 一斗五升、 粟はもみ納ヲ云、 小豆なれ 或 八八稲 ハー斗を出 小麦

公々解が かわりたる事なれと、 ノ所務を所の公用に給する也、 田でん 解が 官舎の 事也、 続日本紀を考れは、 役屋敷を云、 本朝にもあり、 唐の時所々にあ 未進を償ために設ら 常平倉とハ、 ŋ́, わけ 其

続日 塡補欠負米納、 次割国儲 おいある者、 1本紀、 1、我物とするを制せらると見へたり、此勅の趣ハ、公廨田ハ本未進米を償 然後作差処分ス、 桓武天皇延曆九年十二月詔曰、 理須依法科罪、 随国大小、既立挙式、 公廨田ハ本未進米を償ふ筈を、 又九年十一月勅曰、 設為官物云々、 而今聞、 公廨之設、 諸国司等、 欠負未納ハ、 公廨之設、 先補 国司 雖有欠 欠負、 今の 本為

三十八万五千束・ 設に 解各十五 所によりて、 来、 ハ、甚多し、 一万束、 々に正税・ 公廨四 救急科あり、 大 其法の詳なる、 和 国正税・公廨各二十万束、 十万束、 公廨といふ事あり、 其詳なるハ、 諸国何も如此、 後世知かたし、 譬へ 和名鈔に出つ、 多少有無同 Щ 近江 [城国 国正税 正 から 税

年に備え 時、 Š 義倉久しく廃するゆへ、 仁宗の時、 太宗の時に、 広恵倉・広済倉を置く、 折中倉· 穀壱石 恵民倉を置き、 「毎に」二斗を税 凶年飢民を救 真宗の時

淑

賑する備也 其後、 青苗の法起り、 常平倉の備尽

不復給 暫ありて 青苗法、 行れす、 神宗の時、 通考云、 王安石取立つ、 陝西糴穀、 真宗以 歳預給青苗 前 其名はあれとも、 自天聖中

安石、 伝云、 百万、 とし、 とも用ひす、 雖良民不免妄用、 州欧陽永淑奏、三分の息を加ふと云、 の建議する処也、 凶年に遇へハ、 すくに本色を納ることを願ふ者はゆるす、本色とは米のこと也 者に借与ふ、其返納の法ハ、借り受る銭を二つにして、 陝西青苗銭の例にならひて、 米穀を以て、 神宗熙寧二年、三司条例司の請によりて、 韓琦• 州県の事煩しからんと、 畢竟利をかけ国用を助くる也、 半を秋料として、二分の息銭を加えて公義へ返す也、 青苗法者、 此法を行んとて蘇轍等に示す、蘇轍謂 糴河北常平粟、 范鎮等 貴きにハ賤く売り、 限を延て熟年に是を納む、 ずの諸賢、 以常平糴本、 翰林学士范鎮奏に、三分の利を加ふと云、 及其納銭、 而常平広恵倉之法、 或 富弼・ 雖富民不免踰限、 青苗の時分に、百姓の拝借を願ふ 上書、 参与民戸、 賤きに貴く買ひ、 司馬温公・程明 宋元通鑑ニ云、 或ハ書を贈て、 其前後、 是青苗の法也、 常平倉· 出息二分、 遂変為青苗矣、 へらく、 少し異同 ハ後 広恵倉見在 出内 道• 銭入民手、 春散秋飲 其害を述 半を夏料 夕刑 欧陽永 |庫緍銭 あるへ 安石

其法行れて、 天下困む、 通考、 其大綱を挙け論 云 青苗銭

らるゝにより害となる、温公、「宰」相と成て其法罷む、借す事也、始にハ願う者に借す筈を、後にハおし借にす、利を取人害者三、曰徴銭也、取息也、抑配也、抑配ハ、無理にわり付て

南宋、 を歴て利米多積り、 比粟を倉より出し、 にて耗米三升を取事也、是により一郷四、五十里、 て常平米六百石を得て、 とも飢る事なし、 石あり、 孝 宗 是ハ乾道四年の比、 是社倉として、 淳熙八年、 「朱子」文集に詳也 冬二分の息を加て償ふ、年々借与へ、十四年 其内にて元数六百石を府へ返し、見管米三千 劉如愚に任せて賑貸せしむ、 朱子上書して、 是より後、 建州大飢る事有り、 社倉の法を司倉に行わ 又息を収めす、只一石 朱子、 凶年に逢とい 其法、 所府に 夏の

ş 文献通考云、 編入賑恤門、 見之歎曰、 国々にも間々行ふ者あ 淳熙八年十一月、 人多く是に頼る 社倉幾年矣、 其後、 嘉定の比、 淅東提挙朱熹云々、 有司不復掛墻壁、 ŋ 何も朱子の法を以則とし 真徳秀、 長沙にて是を行 所以遠方無知 時陸九渕在 勅

明 千五百石なれは、 所の Ó 又三百石以上あれハ、石を立て名を記し、 この年高篤実なる百姓を択て預しむ也、11倉四ケ所あり、公儀より米を糴て「四 時 以 宗緩急、 荒政の備、 其法、 勅を請、 預備倉と云物有り、 公儀より米を糴て 洪武の初より始まり、 奨めて義民とす、 会典云、 収貯て凶年に備ふ、各 百姓に穀を納ること 、役をゆるすこと二、仍て其家の役を免 天下の県ことに 預備倉常 存業 年

其外或ハ吏に補し、或ハ冠帯散官を給ふ

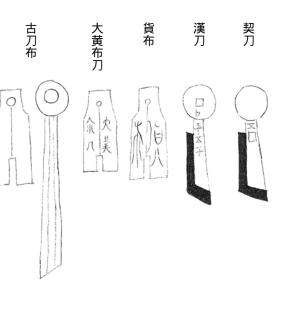
年、

头 を作りて撫按官に送り、年に一度倉米を査算す、 算用して返す、中・下戸は、 の差を立て、上等の家ハ米四斗を出し、中等ハ二斗、下等は一 社正とす、又会書算者一人を社副とす、 者一人をして首とす、是を社首といふ、又処事公平なる者一人を 立て、百姓二、三十家を一会にして、其内、家道殷実・素有徳行 息をとられぬ、 嘉靖六年、 凶年に遇ふ時は、 何も一斗ことに耗米五合を添て倉に入、上等の家、 会主を罰して、 古人、平糴・常平の法に效て、 同八年、 科代に一年の米を出さしむ 似合に是を借す、上等の家は、 題准にありて、 其を用て返すに及はす、 毎月朔・ 各所の撫按官、 春借て秋官 望寄合て、 若不足ある時 豊年に成て 所々より冊 義倉を設 是を 返し、 其

四〇 銭貨ノ事

り有、 の形のことく、 貨といふといへり、 玉を上幣とし、 上幣とし、 史記平準書ニ云、 是銭の始り也、 漢書食貨志に、太公為周立九府圜法、 周景王、 王莽の時、 銅・鉄を下幣とすといへり、 大銭を鋳こと、 黄金を中幣、 虞夏之幣、 多く是を鋳る、是を契刀と云、皆銭のことくに ハ方にして長し、 荀悦、 其説よりかたし、 東観漢紀云、 国語に見えたり、 刀夫布を下幣とす、 金為三等、 何も長さ二、三寸有り、 又刀布といふこと、 銭有文、 賈逵か国語註に、 管子に、 銭圜 漢志に、 國方、 夏 外円内方と、 其法たしかなら 商の 軽 其文を宝 重以 刀ハ刀

使用る幣也、洪遵か泉志三才図会に図有り、



鋳る、 用らる、 れたるハ、 あり、 又二銖銭・四銖銭あり、 十六銖を一両とす、故に八銖にて半両也、 武帝又三銖銭を鋳らる、 重廿文のことき、泉志云、 天下を兼て、 国 径 此時を始とす、 南北朝 寸・重五銖、 半両銭を鋳る、 隋の初まて、 其後、 文又五銖といふ、 又元狩五年に、 此銭径寸三分・重八銖と、 漢の呂后并武帝の時、 世々五銖を鋳、 好乱の左右に、 銭に銘を鋳る事、 其後、 半両を罷て五銖銭を 篆字にて半両と 其品同からす、 後漢光武・霊 又半両銭を 慥に知 此 時

あり、何も年号也、字あり、年号を鋳る事、是を始とす、北魏に大和五銖・永安五銖南宋、世祖孝建元年、四銖銭を鋳る、面に孝建字・背文に四銖の



てたり、 宒 其後、 まる、 読之、 世に行わる、 三百年、 中を得、 元銭欧陽詢制詞、 非也、 代宗の大暦元宝、 高祖武徳四年に、 f、其文、八分・篆・隷の三体あり、十銭を積て重さ一両也、古来の銭の 其義亦通、 高宗の時乾封泉宝、「粛宗の時」 開元通宝・開通元宝と、二様によみ通するやふに制す、 其 法_《 時々改鋳れ共、 文徳皇后の爪痕也、 今に鋳れり、 開元に準して、 俗謂之開通元宝銭と、 其詞先上後下、 懿宗の咸通玄宝、 改元通宝の銭を鋳る、 此銭はかわらす、 銭背の甲痕、 委く考れは、 小大やゝ同からす、 古来の銭の中にて、 次左後右、 乾元重宝、 銭に通宝と云事、 何も年号に配して名を立 世に楊貴妃か爪あとゝ云 旧唐書の食貨志云、 冶鋳相継く故に、 文徳后ハ其時崩す、 読之自上及左、 径寸八分・ 徳宗の 軽 重 重さ二銖 建中通 是に始 大小 廻 唐 開 \mathcal{O}

郭肉好、大小略如開元銭、面有文、或配紀元、或命美号、本朝の制、幣有三等、金為上幣、銀為中幣、銅為下幣、凡鋳銭有輪

漢書律歷志注云、 ならす、」 を用る事、 ᆽ 銀出る事を奏、 必用銅銭、 凡銀有倭国、 輪郭 国史に見るハ是を初とす、 天武天皇二年三月、 ハ銭のふち也、 銀を貢上す、 莫用銀銭、 体為肉、 初出于此時、 又詔曰、 孔為好、 大国に小錦下と云位を授らる、 肉ハ銭の体也、 同三年夏四月朔日、 対馬国司忍海造大国 是也、 用銀莫止、 「其輪郭・肉・好の事、 好ハ「銭の」穴也、 本朝に銀銭・銅銭 詔曰、 当国 自今以 国史 [より

持統天皇八年三月、 鋳銭司を命せる、 鋳銭司、 是を始とす、

和銅 る、 ひ 元明天皇の時、 年号を銘るの始也、 八月始て銅銭を行ふ、 径寸・重五銖と云ハ是也 元年とす、 其年二月、 武蔵国秩父郡より自然の和銅を献す、 泉志に日、 催鋳 和銅ハ熟銅の事也、 銭 本銭四品の内、 司を置、 五月初て銀銭を行 和銅開珎の銭を鋳 此銭を第一と 元を改て、

和銅 其価三文已下 一年三月制、 ・皆用銅銭と、 凡交開雑物、 此年八月、 「其」物価銀銭四文已上、 銀銭を廃し、 に銅銭 即用銀

聖武天皇天平二十一年二月、 奉幣以告畿内七道諸社、 陸奥国守従五位上百済王敬福 此 本朝金を用る始也、 始貢

此時、 淡路廃帝天平宝字四年正月、 私鋳る者多く、 急に禁断せられてハ 金・銀・銅三等 騒擾あらん事を恐 「の」銭を鋳らる、

> 詔書、 銭十文にあたる、 ハ万年通宝と云、 新銭を鋳て、 国史に見へたり、 其通用の法、 旧と並行ひ、 金銭文開基勝宝、 金銭一文ハ銀銭十文、 民に損なく国に益あらしめ 銀銭ハ太平元宝、 銅銭

れ

開基勝宝 大平元宝 万年通宝

鋳新銭、 称徳天皇天平神護元年、 文日神功開宝 与前新鋳、 神功銭を鋳らる、 並行於世 玉 |史云、 九 月丁 酋 更

神功開宝

二十二年通用す、 桓武天皇延曆十五年十 月八日、 隆平銭を鋳る、 光仁八年まて、

嵯峨天皇弘仁九年十 富寿神宝 一月辛巳、 韶日云々、 改鋳文曰富寿神宝、

仁明天皇承和二年二 十三年通用す、 月 五. 貝 承和銭を鋳る、 詔 巨 1年まて

承和昌宝

之と、拾芥にハ長年通宝に作る、 以当旧之十、 仁明天皇嘉祥元年九月、 新之与旧 長平永宝 長年銭を鋳る、 並用雑行、 天安二年まて八年行ふ、 将令用而不倦、 詔曰、 文曰長年大宝、 富而

清和天皇貞観元年四月廿八日、饒益銭を鋳る、同十一年通用す、清和天皇貞観元年四月廿八日、饒益銭を鋳る、同十一年通用す、

饒益神宝

同十二年正月、貞観銭を鋳る、寛平元年迄八年通用す、

寛平 大記字多天皇寛平三年五月、寛平銭を鋳る、延喜六年迄十七年通用す、

延喜通宝

迄通用す、 朱雀天皇天徳二年三月廿五日、乾元銭を鋳る、応和三年七月五日

乾元大宝

拾芥に銭貨のことを載る、乾元銭まてにて聞へす、

中国 殷富、 の始を不載ハ、史の闕文、 始ると相違せり、 南北朝宋武帝にあたる、 稲斛銀銭一文とあり、 顕宗天皇二年、 本朝銀銭、 是時天下安平、 然れハ此以前に金銀を宝とし鋳る事、 是より前にあり、 顕宗天皇ハ、人皇廿四代「めにて、 又本朝に銀ある事、「天武」天皇の 銀を用ひ銭を鋳ると見へたり、鋳 民無徭役、 歳比登稔、 国史に見す、 百姓

史の闕文也

元史に見へたり、後宇多院建治三年にあたる、北条時宗執権の時元、世祖至元十四年丁丑、日本遣商人、持金来易銅銭、許之と、

鄰国宝記に詳也、義政公の時也、中 院文明十五年、故公庫索然、何 広大、 又明、 地而尽、 達、 る書簡云、 以満所欲、 願得壱拾万貫、 英宗天順八年甲申、 官庫空虚、 書籍銅銭、 何以利民、 中世、 書目見于左方、永楽年間、 礼部へ遣す咨文云、 何以利民、今差使者入朝、 衰乱干戈しけく、 以満其所求、 仰之上国、 欽待周急、 ※開意、 本朝、 後花園院寛正五年、 其来久矣、 又憲宗成化十九年、 則賜莫大焉と、 抑弊邑久承焚蕩之余、 銭幣行われす、 多給銅銭、 、 今 求 二 物、 所求在此耳、 何れも慈照院 礼部 近無此 示、銅銭^{※払} 後土御門 如此、 伏 聖恩

志於善、斯奉仏矣、彼銅像「者」、と云、侍臣或ハ仏像を毀るを疑ふ、 五代周、 の鐘磬等の外、 雖頭目猶捨以布施 世宗顕徳中、 民間の銅器・仏像取挙て、銭を鋳る、 久しく銭を鋳さるを以、 若朕身可以済民、 **豈所謂仏耶、** 世宗云う、 亦非所惜也云々、 法物 仏以善道化人、芍 且我聞仏志在利 軍器 周元通宝 · 寺観 先儒

る、当時の年号を銘とし、或ハ通宝元宝と云、淳化通宝ハ、真・宋初銭文、宗元通宝と云、大宗以来、年号改元ことに、必銭を鋳

張っらら 奎っさ、 其時、 他物を以かへにする事也、 通宝・元豊通宝、 以五文に当ル、 仁 宗宝 ・范雍か請を以、、宋朝銭、大小五 代当五・当三・折二銭あり、 元 \mathcal{O} 時 銀おさめの年貢を折税と云 折二ハ二文に当る、 大小五 宝 是也、 元 元宝重複 大銅銭を鋳る、 等あり、 折ハ物にかゆる事、 折博・折当と連用 故、 仁宗、 小銭を合て五当也、当五ハー 小銭は常の銭也、 皇宋通宝とし、 一以「小銭」十文に当る、 用度足らさるにより、 大を小にとり直 す、 名主の知行を折 後年号を用 今ある熙寧

陌とし、 銭に 遂にハ十銭以て百とす、 用られたれとも、 省陌と云、 両を塾とす、 毎緡二十を少く、 時 更に鉄銭を鋳らる、 ずあり と 省 陌 折百と云、 短銭と云、 銭少きを以、 愈 京師ハ九十を陌とし、 を用る事、 宋国初八十、 是を墊陌と云、 米塩を買には、 祖 物価騰貴也、 漢、 飛銭の事興る、 穆宗の世、 乾徳 人不従、 隠帝の時、 依之銀銭得やすく、私鋳をなす、 南北朝より始る、 五年 唐の末、 又ハ八十五を百とし、 末年、 五代唐の時ハ、 より、 東銭ハ八十を陌とし、西銭は七十を 京にて金銀をひさくにも、 百銭に七、 是を長銭と云、 入る者八十・ 昭宗の時代には、 元和四年より、京師通用 三十五文を百とす、 七 十七文を百とす、 梁武帝時、 八を墊す、 八十を百とす、 出る物七十七、 後詔して、 四十八銭を百とす 内外の 京にて八十五 銅銭を罷っ 大同以後、 唐憲宗 十両に壱 省陌又除 足陌を の銭 通 是短 用

て、国用を済す、交鈔ハ札遣の事也、・金・元、時々銭を鋳る、前代と同し、金・元より交鈔を造

等、 より当十銭迄、 にて国号ニあらす、 明、 当十銭重 太 祖_{*} 小銭重一 国号不立先き、 両 すへて五等也、 洪武以来代々銭を鋳る、 当五銭重五銭、 呉王と称す、 会典云、 「当三等二、 大中通宝を鋳る、 洪武通宝銭、 年号を銘とす、 重皆如: 其 其 銭 所当之 制 凡五 0

を鋳る、 武 百六十、 洪 公武 二 永楽銭、 そのかミ百六十 折ニハ八十当、 皆小銭也 年、 銭を鋳らる、 三ハ五十四当、 Ė 斤とし、 生銅一斤を、 小銭重さ一 五. ハ三十二当、 銭也、 小 銭 今在る洪 なれハ ・ハ十六

許任意低昴、 分、 成 化十七年令、 八十文折銀 隆慶元年 -の令、 明 朝、 洪武・永楽・ 一銭とあり、 国朝制銭、 折百・除陌の事見へす、 嘉靖の比、 宣徳 及先代旧銭、 の 旧 旧 銭 毎百四十文、 毎 八文折銀 毎銭 八文折

文を一分とし 銭百文僅値 清 へたり、 蔡九霞な !銀二分、 名方炳広治平略云、 隆 慶比に八文を一分とし 所以銭日鋳、 崇禎之季、 而国 用 、明 明 末業也、「 私鋳盛 嘉靖比にハ十四 ハ五十文一分と 莫之能:

是也、次曰旧銭、歴代所鋳如開元祥符太平淳貨等銭、是也、銭幣有二、一曰制銭(如祖宗列聖及皇上所鋳、洪永嘉靖等通宝、明の制銭とハ、官銭を云、嘉靖十五年、御史閻隣等言、朝廷所用

宝 進奏院及諸軍諸使富家、 奏院ハ諸国 国々 通考云、 商賈人京師に至り、 へ往て銭を受取る、 札遣也、 の守護の京屋敷也、 憲宗以銭少、 唐に起て、 以軽装趨四方、 復禁用銅器、 諸国の進奏院に銭を渡し、 是を飛銭と云、 元 • 宋太祖の時も、 明に盛也、 合券乃取之、号飛銭 時商估至京師、 今のかわせのこと 唐憲宗の時、 此事有り、 其手形を 委銭諸路 進

後富人貲稍衰、不能償所負、争詔数起、又云、置交子務於益州、「鉄」銭重、私為券、謂之交子、以便貿易、富人十六戸主之、其し、後、公義より役所を置く、是を交子務と云、通考、初蜀人以蜀国、民間手形にて交易する事有り、交子と云、手形買のこと

即周漢之質剤、唐之銭引、宋之交会、金之交鈔、皆札遣也、朝鮮国ハ楮貨と云、「葉士奇か」 草木子曰、元之鈔法、名起ル、金ハ交鈔と云、元・明以来宝鈔と云、名ハかわれとも、名起ル、金ハ交鈔と云、元・明以来宝鈔と云、名ハかわれとも、第宗の大観元年、交子を改銭引と云、交子務を銭引務と云、引ハ徽宗の大観元年、交子を改銭引と云、交子務を銭引務と云、引ハ

を二十二界とす、 交子に界と云事有、三年を一界として、しかゆる事也、六十五1

易る、其後、銀をやめて、文字くらきを易る、是を大鈔と云、百より七百迄五等、是を小鈔と云、七年にして金・宋の交子ノ法により、交鈔を作る、一貫より十貫まて五等

元世祖、 奏議して、 し行ふ、又毎一貫文、中統鈔五貫文にあたる、 なし、二十四年に至て、 ことに交鈔一両に同し、二貫にて白銀一両に同し、 以て計る物四十、百を以計る物三、貫を以て計る物二つ、「一」貫 ᆽ る、 宝にて、銭札を宝鈔と云、銀札を銀鈔と云、元の時、 銀五十両に絲鈔千両を易ふ、 定て十三等とす、 中統元年、 中統元宝鈔・至元宝鈔あり、 鈔法の不便を申す、 始て交鈔を作り、 元の鈔法三たひ変す、 改て至元宝鈔十一等を造り、 武宗の至大二年、 中統元宝鈔を作る、 糸を以て本とす、 宝鈔の名始る、 成帝の時、 至大銀鈔を造 其文、 是を糸鈔と 中統鈔と通 尤盛に行 通宝

三百文・二百文・百文にて、 銅銭千文・銀 奏准行使及偽造告捕の法を具にす、 明宝鈔天下通行と両旁に書く、 通行と云、 とす、外に龍文の花欄をなし、 て科とす、其制、 明太祖洪武八年、 小銭を鋳て通す、 **闌の内を三方にして、上方にハ篆文八字を書付、** 一両に折 方にして高さ一尺・濶さ六寸也、 中書省に詔し、 「ゆ」、二、夫より以下五百文・四百文・ 六段有り、 横に其額に題して、 中にハ銭貫の状をなし、 大明宝鈔を作らしむ、 其品凡て六等、 十三省に各宝源局と云所 上鈔一貫にハ 大明宝鈔天下 青色を以て質 其下には 桑穣を取

鉄并茶馬

金銀物貨交易

せて、 中 不以之為準、 以通百貨、 谷臥余云、 至りて、 銀を通用する事見へす、 貨志見ゆ、 東矢の事有り、 玉 ŋ, 取 銭制始于太公、 直銭万、 銀 を以 銀為準矣、 金銀の沙汰見へす、 禹貢に荊州揚州貢、 租税等一切銀を納む、 其価相通用す、 銅銭 銅二 五金の 物共に価銀幾両幾銭といふ 金・銀と通用すと見へたり」、 朱提 て準として、 数千年来、 \mathcal{O} 前古之通用者、 至明時、 朱提銀重八両、 通用あれ共、 幣 ハル県 孟子に兼金有り、 通考するに、 産 此説ニて、 周の初太公の時より有り、 止是貨財中之一種耳、 0 国に合せてハ甚乏し、 皆是用銭、 租税権贖 名、 金 ・銀 然とも金・銀を常に使ふ事見えす、 通典・通考・大明会典等、 惟金三品、 後、 元 • 銀を出す、 大率以金、 為一流、 古今家財の変、 金 於是銀始て世に重し、 明の世、 共に価値 只銅• は馬う 金銀雖亦行于世、 銀 一概徴銀、 の時、 銀計を用ると見へたり、 「然れ 直一千五百八十と、漢書食 易に金矢象、 幾銭と云、 銀之見于載籍者、 其後ハ、 宝鈔起る、 書の禹貢に著し、 不常用 貢金九枚と左伝に見 上世より秦・漢迄 銀始独到 漢の時、 ハ其時には銅を以て 大概知るへし、 銅銭を用 明 也、 於是金 周礼に鈞金 重于天下、 然国課物価 詳に銅銭をの 張習孔か雲 黄金重サー 自漢鋳 ハ銀を以 始于禹 ひ、 銀 明に 銀 錗砮 銭 金

> 漢の世、 公の時、 漢以来、 万緡ん 礼に塩人の官あり、 塩鉄官を置て、 或罷み或行れて、 塩 秦の法を受、 管中か策に因 天下賦税の半に至るといへり、 の税あり、 其時、 天下の利を収め、 唐、 塩 • て、 鉄の利、 代宗大暦の末にハ、 是を以国用を資る事を聞 むかし禹貢にハ青州※にから 始て塩を征す、 古に三十倍 私に売る者 緍 征 銭 天下の塩税六百 ハ運上を より塩を貢 ハ罰あ 武帝の かす、 取 る也 元狩 斉の り、 其 周

令あ より 大切 中国 然るに由て、 也、 ´馬を送り、 ŋ ハ土 一地広きゆへ、 塩 鉄 鉄 の産も饒富ならさるにや、 塩 論 中 の書起る、 鉄 玉 の茶と交易す、 茶 海に遠き所へは運漕不自 此後、 馬の四の字の事 茶 • 茶馬司あ 漢以来、 馬の政令ありけ 典籍の り、 塩鉄の事、 由なるゆ 其事をおさむ 様々政 北くてき 塩

あり、

和漢制度考五通昭録巻之十七

四二 尺度ノ事

尺座

をせ、 の法をたたし、第一に是を改む、孟子曰、舜為於法天下、可伝於 事也、量ハ五量也、衡ハ五権也、はかり也、舜、摂政の初、天下 舜典、同律度量衡と律ハ十二律也、度ハ五度也、総てものさしの

丈・引の則起る、漢書云、以子穀秬黍中者、一黍之広度之、九り起る、黍実の広さを以一分とし、是を十倍つゝにして、尺・ 分寸尺丈存焉、 ş 師古曰、此説非也、子榖猶言榖子 古 一説不同、 「十」寸黄鐘之長、 漢書律暦志を按するに、 寸尺の法、 中者不大不小也、 今の漢書評林の 陰陽之象也、 而五度審矣、 唐制ハ猛康か説によりて、北方の黍を用、 用竹為引、 分・寸・尺・丈・引、 一為一分、十分為寸、十寸為尺、十尺為丈、 其法用銅、 言取黒黍穀子大中小 本、 猛康註云、 高一分、 以子穀秬黍中者、 五度のつもり、 猛広注を削る 耳」、 子北方、 広六分、 高一寸、 五品 **秬即黒黍、** あり、 者、 北方黒、 長十丈、 広二寸、長一丈、而 本黄鍾の律の長よめり、是を五度とい 率為分寸也と、 「無取北方為 其方法矩、 謂黒黍也 本朝の令是

尺曰歩、七尺曰仭、応劭漢書注、五尺六寸曰仭、顔師古非也曰、又尋常の名あり、孔安国曰、八尺曰仭、荘子ニ、歩仭之丘注、六

王粛役之又云、八尺曰尋、倍尋曰常、又云、度高深以仭、度長短八尺曰尋、「倍尋曰常」小爾雅、四尺請「之」仭、「倍仭請之尋」、

以尋、

度地以歩

札 と云、 漢の時作る、後世、 寸四分とも究かたし、 四寸為歩、 周尺礼記 丘瓊山儀節に、 家礼の宝鈔尺、 ・王制に見ゆ、 注云、 周尺之数、 周尺の図をあらハし、 周尺の説様々あれとも、 今の曲尺と長短異同知るへからす、 巨 未詳聞也、 古者以周尺八尺為歩、 或言周尺八寸と、 比今宝鈔尺六寸四分弱 一決しかたし、家 今以周尺六尺

男と云、 孟子に、 しき也 尺と知るへし、成人の人を丈夫と云、 とあり、 の六寸余と意得へし、又五尺童子、六尺之孤、 然は古の尺ハ、今の六寸余というも、 然ハ古の人の勢ハー丈或九尺、幼少なるものハ五尺、六 棺七寸、 **椁称是と、** 大全、 今の四寸と云、 丈人と云、 湯九尺、文王十尺 大様相違ハあるま 今ハ成人を六尺 大様周尺ハ今

ならす、て、十五等の尺を挙て、晋の前尺を以、其長短の差を云、晋尺詳で、十五等の尺を挙て、晋の前尺を以、其長短の差を云、晋尺詳漢より以来の尺、世々に異同有、隋書、周尺以下梁朝の俗間尺ま

し、隋書に依て十五鍾の尺を作て上り、大常寺におさむ、漢の泉、重サ五銖・径一寸、高若訥、是によりて貨泉を用て一寸と時に、丁度等、漢志・通典・唐六典によりて、古尺を考ふ、漢貨漢の官尺、隋書審度ハ、比晋前尺一尺三分七毫とあり、宋仁宗の

尺知るへし、

寸当今一弋、 杜氏通典云、度量三升当今一升、秤則三両当今一両、尺則一尺二

特1、 升、三両当今一両、一尺二寸当今一尺、前代ハ隋也、今は杜佑か) 所尺、唐に較れハ五分の一長し、通典云、隋制、前代三升当今一

るもの也、通典、漢書を引て、子北方也と注す、注なれハ、子穀ハ穀子と云迄「の事」也、唐ハ子ノ方の穀と見た為丈、令の上文、北方秬黍とあり、漢書に、子穀秬黍と、師古か黍之広為分,十分為寸、十寸為尺、「一尺二寸為大尺一尺」、十尺唐の度も又、黍の子より積り出ス、唐令の内、度以秬黍中者、一

用度量に校れハ、尺当六之五、衡皆三之一といへり、真観中に、協律郎・張文収か所造銅の度量衡あり、杜氏か時の常

大一尺とす、其法同しからす、漢も斗に大小ある事、食貨志に見の外三升を増し、一斗三升の大斗を用ゆ、開元九年の定め也、唐の外三升を増し、一斗三升の大斗を用ゆ、開元九年の定め也、唐の外三升を増し、一斗三升の大斗を用ゆ、開元九年の定め也、唐の時、度量衡ともに何れも二通あり、鍾律・冠冕・湯薬をはか唐の時、度量衡ともに何れも二通あり、鍾律・冠冕・湯薬をはか

為丈、 本朝の制 凡度、十分為寸、十寸為尺、一尺二寸為大尺一尺、十尺

中者一之広為分、秬者黒黍也、令に載する所、如此、全く唐制による、義解云、分者以北方秬

の 寸 楽か尺等、 尺・宝鈔尺等あり、 か尺、是を大府布帛尺と云、 五代の時、 ハ開元銭のはゝを八分と意得 六品あり、 王朴か 准尺あり、 其品、 律呂新書に詳也、 古今官民の間、 院逸・胡瑗か尺と鄧保信か尺、 宋の時、和峴か景表尺あり、マ 夫より明朝迄の内で 様々一 決しかたし、 又李照

四三 斗斛ノ事

斗斛

為豆、 と云、 漢以来、 ᆽ 術にハ、六粟為圭、 為斛、後世、量目は多少あれとも、名ハかわる事なし、孫子の算本、十龠為合、是より以上十倍まし、十合為升、十升為斗、十斗 を一龠と云、二つあハせたるを合と云、漢書云、 の管を云、 是も黄鍾の律よりおこる、 春秋の時にハ、豆・区・釜・鍾の量あり、 量之品、 升・合の下に勺・撮等の名あり、 四豆を区とす、 専斗・斛名行れて、 黄鍾の管の中へ、黍の中なるもの千二百粒をいる、 龠・合・升・斗・斛の五つ有り、是を五量と云、 十圭為抄、「十抄為撮」、十撮為勺、 四区を釜とす、 龠とは、 豆・区等の名聞へす、 釜ハ六斗四升也、 依之、後世何勺何才と 籥ノ字と通用して、 庾の名あり、 合龠為合、 左伝に四升を 釜を十倍 是

此 十釜為鍾 ハ六斛四斗也、 古 千鍾ノ栗・ 万鍾ノ禄とハ、

秤の名に借用るなるへし、 石 かけるをいふ、 てハ其侭せきの音にて、 斛ノ字、 ハもと権の名にて、 ふより、 君中二千石 石 如鉤、 中華にても知れかたし、 後世石字を用ゆ、 通用すると見へたり、 量目の名にあらす、 「と云」の類、 石の重さの事也、 物の軽重をはかる物也、 斛の事に通用して、 想に、 日本にてハ石をこくと読とも、 米 • 秦始皇衡石秤書とハ、 斛の事にする事、 右の 粟の量の事也、 量の事にあらす、 重さにあたる粟・米を石と 書経、 碩又柘にも作る、 然ハ此時分より 何の比始まる 訴状を秤にて 五子之歌云、 漢の時、 中 国に 万 石

則 祖謙作大事記、 沈存中筆談云、 丟 後世以斛為石、 商君為政、 自漢已如此、 於始皇平六国之初、 鈞石之石ハ、 平斗「角」 飲酒一 其始此 五権之名、 権衡丈尺、 石不乱、 書曰、 是也、 石重百二十斤、 意其所書之石、 一衡石丈尺、 大学衍義補 而 後 非鈞 其斛題 入以 云 呂 石

貨志云、 漢の斗 石半を食すれ Ξ. 1口家、 今日本の一合ほとに聞ゆ、 家内五人の扶持を、 加れとも、 斛の積り、 治 食人月「一」 1田百畝、 詳にしかたし、 とりわけ斗斛の 日五升の積也 栗百五十石を作り出て、 石半、 如此積りたるもの也、 五. 人終歳為粟九十石、 大略十分の一に準すへし、 大抵度量衡共に、 積り、 人別 一人一日に五合を食ふ 古 ハ甚軽 「か」一を年貢に 然ハー月一人一 是ハ昔時一夫 後世は 漢 の一升 漢書食 古より

> 口食、 凡て器物の大小・布吊の長短、 日五合を食す、 古今余り相 然ハ漢の升ハ今の十分一と知るへし、 違ハあるましき也、 古今の間、 今の 人 甚異同あるへし、 少壮おし 人の

斛を、 漢書、 毎日の食一升二、三合計也 吾年五十七、 諸葛亮「罰二十以上皆親覧焉」、 載るときハ、 の一合余也、 する所三十八斛、 刀不能勝、 「曰」、食少事「煩、 ハ、漢の時の六升、 三百にわれハー日六升つゝ也、 莾 牛又当自齎食、 十分一計にあたる、 今の の り、 月食四斗米不尽、 「か将厳 一人の口食一日六升也、 其能久乎」、 友 今の五合に準す、 云 車に米四斛を積む、 加二十斛重也、 計 何容復 南唐「書に」、 人三百日 所噉食不至数升、 今の制 有 然ハ其時の一升、 是に因る時は、 一人前三百の口 食 定 管 情、 何胤、 人口食五合に 用 漢の時三十 糒 是に因れハ、 +答庾杲之曰、 司 馬懿告人 斛 [食十八 牛載

れ

来 三合に準 一升とす、大業の初古に復す、 漢より唐まて、 へ り、 或軽或重 然ハ唐の量目ハ、今の三分一より内と見へたり、 · \tau 斗 魏斉斗称、 斛の分量世々 王応麟「か」玉海、 於古二而為 通典、 かわる、 唐の量、 隋開皇中、 引春秋正義云、 周隋斗称、 六朝を三倍にすと 古代三 於古 一升を以 近 世以 而

万六千三百人許 唐 書 食貨志、 玄宗 也 少壮相: 天宝比より 均 代宗之時 人食米二升、 迄 日費米百二十 天 下 0) 戸 九 百

大升一斗、十斗為斛、漢と同からす、其上斗に大小あり、(サザ)。
為鑰、通典、籥に作る、十鑰為合、十合為升、十升為斗、三斗為唐の量を黍より積り出す、唐令云、量以北方秬黍中者容一千二百

升に大小二等あり、十龠為合也、是より積出して、十合を升とし、斗斛の数に至る、州、全く唐の制により、義解云、「以」秬黍中者容一千二百為籥、本朝の制 凡量、十合為升、三升為大升一升、十升為斗、十斗為

石今五斗、或二斗五升、此大略のつもり也、宋の時、唐とかわること見あたらす、謝氏「の」算経曰、斛古

二十と引ず、

二十と引ず、

二十と引ず、

二十と引ず、

二十と引が、

二十とに引が、

二十に引が、

是にて大人一日の食、大抵一升也、朱子文集奏状云、大人一斗五升、小児七升五合、足為半月之糧

事しるへし、舜水の説と相合ふ、二十貫目あり、然れハ明の時の石ハ、今日本の五斗に準し、軽きれハ、百二十斤ハ十九貫二百目也、今米穀五斗俵の重さ、大様が、正合四釣為石之説云々、一両十匁・百六十匁一斤のつもりな説郛の内、明人董穀か碧里雑存、論斛下に、今米一石重百二十

四四 権衡ノ事

権衡

斤を三十合たるを釣とす、一鈞を四つあハせたるを石とす、 十六合せたるを斤とす、今百六十目一斤と云ハ、是に本つく、一 する也、 重さ十二銖也、是を二つあわせたる時ハ二十四銖也、 粒をいる、是を十二に割、 律より起る、 古 衡の品、 然ハ黍の子二千四百粒の重さを一両とする也、 黄鍾の律古尺ニテ九寸、 鉄り ・両・斤のりょうきん 其一分の重さを一銖とす、 鉤ん 石あり、五権と云、是も黄 空囲九分、其内黍一千二百 千二百粒の 是を一両と

鉄を十にわりたるもの也 成ハ三十両と云、 也 百二十斤也、 然とも後世ハ斤 鍰ハ二十両也、 又六銖とす、 国語には二十四両とす、趙岐か孟子註に二十両、 此外古の量目に鑑・鍰・鉧・鯔・繋あり、 後世の斤ほとの軽重にて、 字彙に八両の説あり、 • 両 此二八書経・周礼等に見ゆ、 の名計行れて、鈞・石の事聞へす、 開元銭の重さ二 一銖四絫と云、 六銖の説、 品ありと見へたり、 多くあらわれ 是歟、 鎰 **絫ハ累字** ハ六両 絫ハ 鄭* 鎰 康^鄭 に

両十匁、 斤百六十匁、 鈞 四 貫八百目、 石十九貫二百 貝

0

也 国 《ひ、二十金を二千石に賜ふ、 金一斤に銭十貫の積りなり、 謂銭也、 漢の時、 金と黄金と差別有り、 漢書食貨志曰、 幾金と云事あり、 黄金一斤直銭万、 晋灼曰、 鄭氏曰、 賜金と云ハ銭を賜ふ也、 漢恵帝の時、 凡言黄金、 四十金 ハ四十斤 几 十金を将軍 金 其積

度量三 当佑之時也 重さに至る、 皇 注云、 斤両の名かわることなく、 時、 当今一 唐時 古秤三斤を一斤とす、 程氏演繁露云、 升、 <u>一</u>尺、 比六朝制、 則三両、 通典叙六朝賦稅、 当今一両、 次第に重くなり、 大業中、 尺二寸也、 尺則一 古秤に復す、 而論其総 当今謂即時、 尺二寸、 唐の時 六朝よ \exists 三倍 当今 蓋 其

十銭を積て重さ一両と云、 両 後世十匁: を一両と云に同 今日開元の古銭多くあり、 開 元通宝の銭を鋳る 年代久

> 遠なれ 両ハ今の十匁に相準す、 ハ、少ハ損幣もあるへ けれとも、 大様重さ一 銭計也、 然ハ

唐以前、 銭とす、然ハ量目に一銭と云ハ、 両重さに定めてより、 事にあらす、 唐太宗の時、 両 の小わりを、 其後、 斗米三、四銭と云ハ、 金銀の量目、 宋の時より、 銖と云て銭といわす、 開元より起る、唐より前ハな 銅銭 金銀を幾銭と云と見へたり、 銅銭三、四文の事也、 文の重さにあたるを一 開元銭十文を

異也、 三倍と見へたり、 銖 唐の時 七銖以上、 ることハ同しけれと、一両以上ハ三倍して大両とすること、 之見れハ、唐の秤も漢と同し、 百黍之重為銖、 漢・唐異同あるへからす、然るに古に三倍すること疑ふへし 則 通典、 0) 一銭重二銖半以下、 衡、 古五銖則加重三 開元通宝毎一 亦黍よりつもり出す、 二十四銖為両、 然とも黍を以積り出し、 一銖以上、是によれハ、一銖ハ古よりハ 古秤比今秤三之一也、 銭重一両と下に注して云、 三両為大両一 百黍を銖とし、二十四銖を両とす 唐令云、 百粒を一銖とするこ 両、 秤権衡、 則今銭為古秤之 十六両為斤、 毎両弐十四 以秬黍中者 漢と 大

本朝 は 量衡共に二様あり、 かる量とて、 全く唐制による、 制 是より積り出して、 凡度地量銀銅穀者、 凡権衡、二十四銖為両、 大なるを用て、 地をはかる尺、 義解云、 斤に至り、 皆用大、 余は小者を用ゆる也 以秬黍中者百黍重為銖、 三両為大両 銀・銅をはかるの権衡 此外官私悉用小者、 大小二等あり 両 十六両為斤、 <u>二</u> 十

糸日忽、 両 斤、二十四両日鎰、 日字、二分半也、十絫日銖、 古云三両即今之一両、 本草項目序 分去声、二銭半也、 注「李」杲曰、 十六両為一斤、 銖 兩而無分名、 百二十斤也、 十忽日糸、 例に、 陶隠居、 十糸日巻、 六銖為一分、即二銭半也、二十四銖為一両 雖有子穀秬黍之制、 今則以十黍為 四分曰両、 斤半也、 云二両即今之六銭半也、李時珍日、 古之一両、 名医別録合薬分剤法則を引て云、 兀 四氂日絫、 1分也、 准官秤十二両、 二十四銖也、 今用 一銖、 四字曰銭、 一銭可也 従来均之已久、 六銖為 音 星[※] 三十斤日鈞、 八両日錙 十氂日分、 十分也、 一分、 四分成一 六銖日 二錙日 蚕初吐 依此用 古秤 四鈞 四絫

為絫為銖、又曰十糸曰絫、字彙、絫与累同、前漢律歴志、権軽重不失黍絫、応邵曰、十黍

誤れり、一銖は百黍也、是ハ粲字なるへし、せつもりたるもの也、陶隠居か説に、十黍を一銖と云ハ、黍字字ト「云」ハ、後世銅銭のつもり也、時珍か説ハ、此二を打合銖・両・斤・鈞・石ハ、古の量の名也、分ト「云」銭ト「云」、

宋以来明の一斤一両、 金矣といへり、 如今之錠、 通雅曰、 上代漢の時代に一金と云と、大に同しからす、 又曰、 古一 古の一斤ハ、 金以一斤制幣 後世分両漸改、 さのミかわることを聞かす、 上に挙る通り、 雖未必実重 錠有大小、 斤の重さの金な 相沿遂以 一斤、 其内後世に 然定有常 方密之 一両為

> り、 すときハ、 ふといへり、四金を三年なれハ十二金也、 といふものあり、 し金目十匁なるへし、 賃房租銭を負ふこと毎年四金、 後世の 明朝なとの一金ハ、 所 謂一 豪侠にして義をこのむもの也、 又明人の話本拍 金 ハ、 十銭 金十銭たること、 両を一金と云こと、 「案」驚奇に、 共に三年の価を欠く、 是を十二両にて償ひ*** あきらか 李生と云者あり 金十二両を以償 是にて 賈^ゕ 秀才 知るへ

銭目を一金と云なり、 のかわりを知るへし、 僅以二十四銖為一金、 品字箋云、 史平準書、 秦以一 是にて秦・漢の世の一金と、 近世とハ、 縊為一 唐の比より明・ 金、 漢以一斤為 清まての 後世の一 金 間 至近 一金と

度を講求する、 きこと知るへし、 目 両とする積り也、 みへたり、 て、二千四百文を十五斤とたて、一秤の則とす、此事、又宋大宗の時に、又真・草・行三体御書の淳化通宝の銭を以 一斤也、 然ハ唐・宋以来の斤両ハ、 淳化銭一銭の重さ二銖四絫、 此銭尤珍とすへし、 此銭二千四百を十五斤とする時 淳化の銭、 今の世多くあり、 今日の量目とことなる事な 開元と相準す、 薬剤をはかり、 ハ、今の 十銭を一 又通考に 百六十

式等分・ 製せし 宋の大宗の淳化三年、 以釐絫造一銭半及一両等二秤、 一厘といふも、 銭 む より十斤まて五十一あり、 今の等秤の始り也、 此時より起れり、 内蔵庫使劉蒙正・劉承珪に詔して、 又一 銭の重さを以物をはかり、 各懸三毫、 此時二秤を作らる、 是より先に、 以是準之とい 大府寺の 法物 旧 通 銅な

十星、 り、 星を出す、 也 よりもり出して、 あ 銖ことに五星、 一案よりもりいだして、 銭半の秤 星一絫にあたる、 一星五絫にあたる、 中毫・末毫あり、 チェック重さ 初毫「・中毫・末毫あり。一両の秤は錘 一星二絫にあたる、末毫六銖あり、 初毫」、に二十四銖あり、 「六分、 一両の秤は錘の重さ」六分、 中毫に十二銖あり、 ♡秤は錘の重さ」六分、一厘厘よりもり出だして十五分 五銭の重さ 銖の下又一 鉄ことに の重さ

何銭とかそふ、 鉄何両とかそふ、一銭半の秤は「一」釐よりつもり出し、 寸を十にわりたるを一分と云、 釐の名ハ、もと「尺」度の名にして、 昔秤二品を作り、 量目の名にすることハ、是も宋の大宗の時の制 所謂以釐絫造と云、 一両の秤ハ「一」絫よりつもり出 一分を十にわりたるを一釐と云、 是也、 是より分・釐の名、 量 目の名にあら 何分・ よりお 何

天平の法馬のことを五権と云、 権の字、 よせあとへよせて、 孟子離婁篇にみへたり、 _ 盤に盛る 錘与物均、 前にあくる又献通考を挙ていへり、 法馬のことし、 先儒 鈞・石を云、 劉蒙正か初てこしらへたる事にて、 の解云、 此権を以、 是をはかり、 所称適停、 物の軽重を知ること也、 量に勺・合・升・斗・斛あることし、 権称錘也、 漢書律 是ハ、 物の重さをふりあわせてはかる、 則衡平也、 権 今の等極が物軽重 :歴志云、 ハ今のはかりの 秤りの一 是にて知るへし、 権与物鈞而生衡、 古ハ権に五等あり、 重 然とも是ハ、 箇のおもりを、 而往来以所中者 古の権ハ如此 錘のことし、 其 八内法馬 孟康注 宋の太 故に **銖** なら 前 也

> 是為銖、 しらへて五権と云、 也 のはかり 字考あり、 以釣りて衡に 古も衡にハそれくの刻ハありと見へたり、 於此為石、 の様に聞こゆ、 是を詳にす、 かくる也、 後世の等秤を、 求之而不得、 故に権 蘇老泉 瀛奎律髄に、 ハ孔あり、 か 曰是非善衡焉可也、 権一つにて往来するかことく 衡論序云、 唐人権衡の詩あり、 漢書を考 只権をいくつもこ 衡之有刻: *** くし、 日権罪者非 也、 別に権

ならさるのミ

度短く、 ことなし、然ハ漢の一両は今日の十匁、 あり、 明の一升ハ今の四、五合余と見へたり、 ハ、今の一合にみたす、 衡ハ、古に三倍すといへり、古とハ漢より六朝迄をいふ、 らさるより、 漸変するに従ひ、 古 軽重ハ、 ハ古の二分一ほと長し、 ハ度量衡並称して、 量の大小ハ、今日日本の法甚多し、 古へ、事、 律のことを重せす、 量ハ今のつもり、 量衡ハ三代の法詳ならす、杜氏通典に、 量少く、 開元銭の重さ一銭といへり、 度量衡のつもりも次第に多くなること也、 簡に物すくなし、 事いたつかハしく物多し、 衡軽し、 漢の時に十倍してあまりあり、 聖王の治、 法令の書、 唐・宋の一升 衡ハ漢の時に較れハ、 後世、 少しつゝはかりて事たる、 次第に度長く、 始に是を正す、 是も具にあらわさす、 度ハ古へに較れハ、 大様に考るに、 本朝今日の法と甚 一両の三分一に準すへ 今の二、三合の 少つゝはかりて事た 当時唐の 量太く、 然とも後 漢の一升 其内衡 は カコ 世代 周尺 量

干定国飲酒一石不乱と云ハ、畢竟すまさる事也、強て説をなすへ

当二十三斤、亦今之三斗酒也、干定国食酒数石不乱疑無此理、六合客置二斗七升、水耶或謂、石乃鈞石之石百二十斤以今稈犯之数石不乱、沈存中筆談曰、漢之一斛亦是今之一斗一升、人之腹中からす、古書にも事に因て疑ひあり、漢書干定国伝ニ、定国食酒

四五 布帛端匹・屯絢ノ東

布帛端匹屯絢

匹 布帛に一端・一疋と云事、 六書正譌を引て云、 ^{端為}」両、所謂 借為匹偶字、 所謂疋也と、 又端字注云、 匹 古より其名あり、 日四丈、 是也 布帛日端 則八端、 杜預日、 字彙 故从「八」 云、 二丈為端 布帛四丈為 □象東帛

礼記雑記下、 尋、 納 匹偶之云与、 徴 也、 五. 両五尋、 十箇為束、 納幣 則 (每巻二丈也、 束 貴成数、 東五 両 両両者合其巻、 合之則四十尺、 両 五尋、 鄭玄注云、 是謂五 今謂之匹、 両 納幣謂昏礼 八^{*} 尺 曰 猶

注云、二丈為一端、二端為一両、所謂匹也、二両二匹云々、左伝昭公二十六年、申豊院女賈、以幣錦二両、縛一女瑱、杜「氏」

四丈為匹、上代布帛のはゝ、周より漢迄、此通と見へたり、漢書食貨志云、周立九府圜法、其下云、布帛広二尺二寸為幅、長

匹、六十尺為一端、後乃漸至濫悪、不依尺度、孝文帝の時、厳に北魏の時、旧制、人間所織絹布、皆幅広二尺二寸、長四十尺為一

是を制せられて、前式の通に準せらる、

長の度、 唐律 疋と云て、 端不充五十尺、 短狭而売者、 云 如此、 諸造器用之物、 布に端と云事ハ同し、 各杖六十、 幅濶不充 北魏の法によりて、 疏議云、 一尺八寸之属、 及絹布之属、 短狭謂絹 やゝ損益あり、 有行濫不牢謂之行不真謂之濫、 唐の時、 疋 布帛の 不充四十尺、 然とも絹に はゝ・短 布

為疋、 丈を一疋とす、 ハ唐の時、 屯 杜氏通典云、 糸為絢、 布五丈為端、 布 麻為綟、 准武徳二年之制云々、 帛 共にはゝ一尺八寸、 綿六両為屯、 令に準するに云、 糸五両為絢、 五、布帛皆闊尺八寸、 其絹絁為匹、布為端 布ハ五丈一端とし、 麻三斤為綟、 布為端、 長四丈 帛 ハ 四 綿 為

本朝の制 二尺·広弐尺四寸為端、 もに幅広く長ケ長し、 十六両為約、 是を述ふ、 凡絹絁美濃絁、 錦三斤為屯と、 何も唐に準して損益あり、 糸一 望陀布長五丈二尺・広二尺八寸為端、 長五丈二尺・広弐尺弐寸為疋、 絢 布の制度ハ、 綿一屯と云、 賦役令に載る文により 唐の法よりハ布・帛と 唐よりハ量目おもし、 布長五丈 糸

布二丈八尺為端。商布二丈五尺為端或三丈六尺、拾芥抄に、和銅七年の符。絹絁六丈為疋。調布四丈二尺為端、庸

令の法をあらためらると見へたり、令に準すれは、絹の匹も長定らる、和銅ハ、文武「天皇」の次、元明天皇の年号なれハ、右の寸法、令に載る処と同しからす、令ハ、文武天皇大宝中に

の比 0 制を立てられたるもの也、 わけたる事 を匹と云、 古制通にて、 一の事、 後世ハ唐にハ異なると見へたり『元英』合運に、寛文五年秋、絹布の丈、 より如此なる事をしらす、 古の法なり、 両ハ則匹 前に挙る通にて、 布に匹と云、 当時の制と見へたり、 布・帛・木綿に通して、 「左」伝注、 然るに唐の時にハ、 世 然れは四丈を一匹と云て、 絹に端と云事なし、然ハ今の世 延喜式等にも、 明 布 博古の人、 か也、 帛に通して一端を二つあわせたる 本朝の古も、 小爾雅云、 布を端と云、帛を匹と云 一匹の半を端と云、 此名称ハかわらす、 考正すへ 倍丈謂之端 其半を端と云 Ļ 是によりて法 又中国に ハ中国 何れ カュ

尺也、 長さ四十二尺と定らる、 並に二尺五寸に及ふやうに命あり、 宋太祖顕徳三 希 旧 制へ、 帛 洪容斎随筆に、 ののり、 織造の 年、 是にて知るへし、 絁•紬• 勅ありて、 今の税絹の尺度、 然ハ絹布共にはゝ二尺五寸に長さ四丈一 絹 布 布の幅、 帛はゝ・長さを定らる、 其納官の紬絹ハ、 広さ二尺也、 此にもとつくと云り、 来年よりハ 旧によりて 是より前 宋

宋、謝察微算経

匹四丈、今無定制 端五丈、今亦不一

にて、「その寸尺に」替りあり、二端を匹とするにあらす、此書、説郛に在り、宋の制、又前代とかわりて、端・匹同しき事

を き き き 氏 稷ハ姓姫、 真っ こうよう 来 名字の別有りて、 츳 \langle 虞よりさきハ、香「に」 は85h 連ていふことを聞かす、夏・殷の時より伊尹と云、 姓は氏を詳にせす、 又別号・行第等を以て、 契ハ姓氏といへり、 只名を以相呼、 死して又諡あり、 亦字ある事を聞かす、 姓氏・名字のわかつへきなし、 して徴なし、 人を称する事おこれり 昔時、 姓ハあれとも、 後世是に循て、 堯・舜 周より 0) 時、 後 後世のこと 唐 契せ 傅》 姓氏 宋以 棄

の子孫 す、 と云、 ハ贏、 姓と氏 子国か子孫を国氏とすることき、 らさるにより、 姓・氏・族の別明也、 侯以字為諡、 例ハ、 是皆、 魯大夫衆仲曰、 賜ふことにて、 司空のこときハ、 魯の公子展か子孫を展氏とし、 夏ハ姒姓、 一門の類ハ、 楚ハ芋、 を桓 ハ差別あり、 祖父の字を取こと也、 天子の賜ふと也、 .族とするかこときハ、先人の諡を以族とする也 因以為族、 皆姓也、 氏を賜ふ、 旧邑の称を取て族とする也、 殷ハ子姓、 天子建徳、 秦・漢以来 如此氏と族との別ありとい たとへハ舜ハ嬀汭に生る、
、官有世功、則有官族、
見 官の名を取て族とする也、 舜陳に封せらる、 其内に字あり、 諸侯ハ姓を賜ひ、 周ハ姫姓、 又宋戴公の子孫を戴族とし、 因生以賜姓、 ハ通用して別なし、 先祖の字を以氏とする也 鄭の子罕か子孫を罕氏とし、 諸侯にてハ斉ハ姜姓、 諡あり、 因て氏を命して陳氏と **胙之土而命之氏**、 邑亦如之、 へとも、 此四のもの 南宮・北宮・ 故に姓を賜て嬀 左伝、 官あり、 是にて 邑あ 司

也

也、 姜・戴嬀ハ諡に付て称す、皆姓也、周公・召公を姫旦・姫奭といます。たまでなることなし、只婦人ハ、伯姫・季姫は字に付て称す、文を称することなし、只婦人ハ、伯姫・季姫は字に付て称す、文 当 ふこときハ、 時 姓 の人、 1八姫 姓也、 姓と氏とあり、 後世より称したることにて、 宋桓魋、 只婦人ハ、伯姫・季姫は字に付て称す、文 氏ハ桓氏、姓ハ子姓也、 たとへハ鄭の国参、氏をいへは国氏 当時の名にあらす、 然共姓を以人

見ゑす、

本朝の制 はる、源・平本朝の上世、 り分たる氏、 拾芥抄等に詳也、 別したること未見あたらす より来る人の子孫、 日本の姓氏すべくくらずといふ事なし、漢土の姓
** すへたらす 藤氏・菅氏・江氏のことき、是也、 源・平・藤・橘・菅・江・紀・清等の別、 姓氏有三別、 源氏 姓氏のことあらわれす、 皇別・神別・蕃別あり、 ・平氏・紀氏のことき、 秦氏・多々良氏のことき、 有皇族、 有神族、 其後、 有蕃族 是也、 皇別ハ天子の御子孫よ 蕃別ハ漢・唐・三韓等 安^ぁ 曇ベ 是也、 盛也、 神別ハ上世 大伴等の姓見 譜 此三別に 姓氏録 如此差 神明

本朝姓・氏分つこと、古に見えす、然とも源・平・藤・橘等の氏

て氏ともいふへし、 を姓氏録と云、 共、古如此わかつことハなし、 条等ハ、姓よりわかれて氏也と云、 なし、今の人、通して云ハ、源・平・藤・橘ハ姓なり、 秦・漢以来の姓を、 より公式に載る所、其文明白也、公式令に位・臣・姓名とあ を姓とす、 平兼盛 今の所謂名のりを名と云ことは、 ·源重之、 源家・平家、 足利・北条等の称号を氏と云事ハ、 日本の姓とし、 是即姓名也、 又源氏・平氏と云ふ、然は姓を通し 姓氏緑に皆姓を載たれとも、 名を日本の名乗とするに別義漢の韓信・張良に準す、然ハ 其故某姓・某氏と記す、 定りたる事にて、 足利・北 其

あり、 ハ士庶の間、 或ハ古の姓、今ハ称号になり、 ことなし、士庶の称号も又如此、 今の所謂称号を氏といふこと、古書にあらす、 或ハ彩邑の名を取、 別義なき事也 況や今の所謂姓ハ、 紀伝・ 行状を誌すにハ、 或ハ所居の名を取て、 源・平・藤・橘等の十数姓に過す、 或ハ称号ハありて姓の知れさるも 然共今に姓氏の別明らならす、 今の称号を以姓某氏と書 是を姓共氏 古より王浩 共い 朝の 然 官

称するも、同き例也、ハ、今の人の姓也、中国、漢より以来、姓劉氏と称し、姓孔氏とハ、今の人の姓也、中国、漢より以来、姓劉氏と称し、今日の称号本朝の古法にあらすといへとも、暫権宜に従ふへし、今日の称号

なと、余多あり、中国ハ此事見へす、本朝にて所によりまきらハ本朝古より尸といふこと有り、朝臣・真人・宿祢・忌寸・県主本朝古より』といふこと有り、朝年、東京は、東京は、東京は、東京は、東京は、東京は、東京

喚云奏宿祢万呂之類也、 源 しき事あり、 所に因て姓とも氏とも云也、 注云、 又処によりて尸を氏といふ事、 仮令喚云、奏万呂宿袮之類、 公式令の内に、中務大輔位官姓名とあれハ、 同令に、 凡授位任官之日、 此姓ハ尸の事也、 姓氏の外に尸にあたる文字なし、 国史に見へたり、 又五位先姓後名、 喚辞、 朝臣・真人の類をさし 三位以上先名後 然ハ尸を 注云、 此姓

して、 以混天下万姓と、 其後天武天皇十三年冬十月詔曰 斎戒して、 允恭天皇の 氏族の別、 時 盟をなさしむ、 群卿百僚、 其実を知りかたし、因之諸氏姓、 国史に詳也 是より氏姓自定まりて、 或ハ帝皇の裔と称し、 更改諸氏之族姓、 或天降の豊を称 作八色之姓、 更無作人と、 人をして沐浴

臣* 朝 臣 連覧宿 稲ぃ忌 置ぎ 寸

高下を分ち給ふなるへし、 世よりあり、 此 時始まるにあらす、 此外拾芥抄に載る所、 此時に次第を立て、 又十八氏あり、

王 公

村主

使主

伊美吉

史 伊吉 阿祇奈君

するを以、近宿に侍らしむ、 通して考るに、 次宿祢とす、 .侍らしむ、足尼と称すと、又宿袮と云、其裔孫、ハ本上世官職の名也、宇麻志麻治命、天瑞を献 又首・稲置等の名ハ、 日本紀に出 天瑞を献

> て、 種の称となりて、 県 • 郡の令長の名也、 氏族の貴賤を序るなるへし、 夫より後、 年代つもりて、 官職の外又

にのほる也、 天武天皇十二年、 賜姓曰朝臣、 但其族に賜ふ等ハ、一族にて其尸を称する也朝臣、然ハ尸も段々にすゝミて、いやしき尸、 大三輪君・大春日 「臣」・ 物部連等、 凡五十二

氏

七 名字ノ事

いふ事あり、 を賜ふ、秦・漢大様此通也、 て名を付、二十歳元服を加え、 字・諡等おこれり、 て、 湯と云、 上世の人ハ、只名計にして字なく、 冠字、 湯ハ後世 諡 の類と見へたり、周になり、礼分全く備 別称なし、然とも湯ハ、予小子履と宣ふ、 五十以伯仲、 司馬相如を犬子、 礼記曲礼云、 死諡、 然共漢以来、人によりて、 字を付て、 曹操を阿瞞と云か如し、 周道也、 男子二十冠而字、 天子にても舜と云、 周時ハ、子生て三日にし 官爵ある者ハ死後に諡 履ハ 檀弓云、幼 · 啓

つくわけは、人の名**^っかけけ、人の名かい何れも如此、 名を称す、夫子の詞に、 人を称するにハ、臣子・門人の類、 ゆえに、 と云、名と字と必義理の縁を取り、 名字と云ハ、顔子ハ名ハ回、 9るにハ、臣子・門人の類、我目下なる者ハ、直によたの名を不云して字を呼ふ、其為に字を付こと也、 人の名をさしあて、云あらわすハ、先への無礼なる 後世にハ字を表字共云、 定りて鯉也 字ハ子渕、子路ハ名 渕 ハめくる意有、 回 也 如此、 由也、 い、由、 名と字と二つ 直にさきの 路ハ由る意 字ハ子路

ことも憚り多きやうになり、或ハ官を称し、或ハ号を称する也、弥。尊てハ、子と称て、孔子・孟子と云ことし、後世、字をいふに、子路・子貢と称する孔氏の門人、先輩を推尊て称せる也、又也、我尊ふ所の人ハ、さきの名を呼事を憚り、字を呼ふ也、論語

릿 名ハ胡にして、 周より以来、 と見へたり 経 諱を公諱と云、 の洪範、 通典にあらわる、 邦其昌と云、 避諱の礼ありて、 家の諱を私諱と云、 「経」に胡不相畏といふ、 然は昔時諱の礼、 武王名発にして、詩経に駿発爾私、 君・父の名を避ていわす、 然とも文王、 後世のことく厳重ならす 魏の王粛か議に是を 名昌にして、 公 儀_義 厲^れい 王 書 0

是を諱む也

玄謂、 二名を二なから忌む也、 也 名、 周 名・嫌名ともに是を諱む、 によりていへり、 貞観を正観と云、 の 二名不偏諱、 二字共に諱て、 是也、 二名といふハ二字名也、 文字ハかわれとも、 時、 嫌謂音声相 又所によりて「諱を」 是ハ論語文献、不足徴也と云、文不在茲乎等の詞有る 不避也、 詩書教学不諱とハ、書物に対してハ諱字ありと*** 文貞を文正と云、 近 詩書教学臨文不諱、 世間を代間と云、 周の時、 若禹与雨、 音の同きやうにてまきらハしきを云、鄭 宋仁宗諱禎、 古礼にあらす、 孔子母名徵在、 諱を避の礼、 避さるの法あり、 丘与区也、王粛曰、 是、 黎民を黎人と云類多し、 此三通 貞字を避て、「唐の 嫌名を避るなり 如此、 唐太宗諱世民 言徴不言在かこと ハ不忌也、 曲※ 後世にてハニ 礼云、 音相近者 嫌名と 不諱嫌 年号 唐 \mathcal{O}

> りて、 鬼神之名也、 又周 と、是也、 春秋不非、 敬・弘・殷等ハ、太祖より先の諱なり、 又先祖五代過る時は諱ます、 鄭玄曰、故為高祖之父、当遷者也、 の世に、 古法に準して、遠き先祖遷廟の後ハ諱をさけす、 唐 檀弓云、 生者不相避名、 「高」 の礼ハ、 宗永徽年中、 既卒哭、 存生の 宰夫執木鐸、 衛侯名悪、 曲礼云、 内にハ忌ます、 左僕射・于志寧か奏 大夫有石悪 卒哭の諱、 王粛曰、 以命于宮曰、 宋一代の人ハ、 死後になりて諱 、故謂 君臣同 鄭玄曰、 聞 捨故而 Ŧi. 宋朝に 何も 毀者

本朝の制 皆名也、 なし、 とす、 字わたりて後、 名を慕ひて、名とす、 りて義を取るにあらす、 未渡のさきに、 一字につめて、字ハ漢文の義を取り、 然ハ今の所謂名乗といふものハ、中国の所謂名也 也、狭手彦と云、比羅夫と云かことし、当時の人、或ハ某の命と云、或ハ彦レ 今の所謂実名、 本朝上世の時、 漢字にてうつし、史策にあらわせり、もと字によ 国語にて云ひ伝へ、古字にて書伝たるを、後代漢 是也、 貫之・敏行・ 其後、学問行れて後、 只名計にて、 或経書の成語を剪截 或ハ彦と云、「或ハ」丸と云、 利仁・ 姓氏・仮名のわかつへき事 訓ハ本国の旧語を用て、 相 其時、 如 定りて二字「或ハ」 0) 類、 漢土の文字、 或は古賢 あ またあ

あらす、 本朝 云かことし、 寛と云、三善清貫、 0 俗、 古へ定て字あることを聞かす、 昔時 字耀、 通 の字付法あると云、 一耀と云、 文屋康秀、 紀長谷雄、 おしなへて是あるに 字 珠。字、ハ 文琳と 寬、

云、史伝に多く見へたり、 中世以来、官ある人其官を称し、兄弟の次第配して称するもあ中世以来、官ある人其官を称し、兄弟の次第配して称するもあ中世以来、官ある人其官を称し、兄弟の次第配して称するもあ中世以来、官ある人其官を称し、兄弟の次第配して称するもあ中世以来、官ある人其官を称し、兄弟の次第配して称するもあ中世以来、官ある人其官を称し、兄弟の次第配して称するもあ

鹿児島県史料集刊行一覧

26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3		2	1	集
桂久武日記	三州御治世要覧	新修舊鹿児島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(下)	新修舊鹿児島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(上)	小松帯刀日記	小松帯刀傳·薩藩小松帯刀履歴·小松公之記事	薩藩先公貴翰(坤)	· _	薩藩舊士文章	鹿児島縣地誌(下)	鹿児島縣地誌(上)	備忘抄・家久公御養子御願一見	陽過去帳	本藩人物誌	川上忠塞一流家譜	雲	伊能忠敬の鹿児島測量関係資料並に解説	治元年戊辰戦役関係資	中日帳御下	薩摩国阿多郡史料・山田聖栄自記	本諸家大概・職掌	薩摩国山田文書	一向宗禁制関係資料	薩摩国新田神社文書	丁丑日誌 (下)	丁丑日誌 (上)	薩藩政要録	史料名
村野守次	宮下満郎・桑波田興	原口虎雄	原口虎雄	芳 即正	芳 即正	五味克夫・桑波田興	味克夫・	波田	野	野利	五味克夫	下満	園恵	味克	味克	増村宏	野守	口虎	五味克夫・郡山良光	桃園恵真	五味克夫・郡山良光	園	五味克夫	即	村野守次	桃園恵真・五味克夫	執筆者
53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	集
通昭	通昭録(一)	西藩烈士干城録 (三)	西藩烈士干	西藩烈士干城録(一)	加治木古老物語·薩藩雑事録·雑事奇談集·舊薩	伊地知権左衛門日記・先君掖官遺	鹿児島県布達(下)	鹿児島県布達(薩藩名勝志(その三)	薩藩名勝志(そ	薩藩名勝志(その一)	薩藩学事二·	薩藩学	薩摩藩	譯司冥加録・漂流民関	島津世家	島津世	樺山玄佐	示現流関係史料	江夏十郎関係	本藩地理拾遺集(下)(大隅国・諸縣国)	本藩地理拾遺集(上)(薩摩国)	桂久武書翰	要用集 (下)	要用集(明赫記	史料名
郁	安藤 保・清水 勝	和喜	徳永和喜	徳永和喜	安藤 保・徳永和	堂満幸子・林 匡		!	T.	吉元正幸	吉元正幸	畠中彬	宮下満郎	尾口義男	宮下満郎	畠中彬	山田尚二	哲哉	宮下満郎	田	宮下満郎	利	村野守次	芳 即正			執筆者

鹿児島県史料集刊行委員会委員

五十音順

安 藤 保 九州大学名誉教授

П 義 男 姶良市歴史民俗資料館長

尾

五. 味 克 夫 鹿児島大学名誉教授

史料編纂委員鹿児島県歴史資料センター黎明館

塩

満

郁

夫

晋 哲 哉 史料編纂委員鹿児島県歴史資料センター黎明館 元蒲生町長

元鹿児島県歴史資料センター黎明館

永 和 喜 学芸課長

Ш 右 尚 鹿児島大学名誉教授

中

中

野

翠

元指宿高等学校長

徳

堂

満

幸

子

丹 羽 謙 治 鹿児島大学教授

H 隈 正 守 鹿児島大学教授

 \equiv 木 靖 鹿児島県歴史資料センター黎明館 鹿児島国際大学短期大学部名誉教授

宮

下

満

郎

史料編纂委員

「通昭録」(二)

(鹿児島県史料集 第五十三集)

発

行

平成二十六年三月

電鹿鹿 児 島 市 県 城 Щ 立 町

七

F A X 話児 〇九九—二三四—五八二四 〇九九—二二四—九五一一 図 館

電か鹿 児 島 市 中 央町 七 | | 社 六

ち 〇九九—二五四—五〇五四 印 刷 有 限 会

印

刷

わ